

平成 22 年

小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成22年 第3回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 9月8日～9月30日（23日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 8日（水）	提案説明等	
9日（木）	休 会	
10日（金）	”	
11日（土）	”	
12日（日）	”	
13日（月）	会派代表質問等	
14日（火）	会派代表質問	
15日（水）	一般質問	
16日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
17日（金）	”	”（総括質疑）
18日（土）	”	
19日（日）	”	
20日（月）	”	
21日（火）	”	予算特別委員会（総括質疑）
22日（水）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
23日（木）	”	
24日（金）	”	学校適正配置等調査特別委員会
25日（土）	”	
26日（日）	”	
27日（月）	”	市立病院調査特別委員会
28日（火）	”	議員定数に関する特別委員会
29日（水）	”	
30日（木）	討論・採決等	

平成22年
第3回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 9月8日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第41号及び報告第1号	3
	○市長提案説明（議1～39、報1）	3
	○提案説明（議41 北野議員）	7
	採 決（議1、2）	8
1	日程第3 休会の決定	8
1	散 会	8

○ 9月13日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	10
1	開 議	11
1	会議録署名議員の指名	11
1	日程第1 議案第3号ないし第44号及び報告第1号	11
	○市長提案説明（議42～44）	11
	採 決（議42、43）	11
	○会派代表質問 濱本議員	11
	○会派代表質問 中島議員	28
1	散 会	47

○ 9月14日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	49
1	欠席議員	49
1	出席説明員	49
1	議事参与事務局職員	50
1	開 議	51
1	会議録署名議員の指名	51
1	日程第1 議案第3号ないし第41号及び第44号並びに報告第1号	51
	○会派代表質問 秋元議員	51
	○会派代表質問 斎藤（博）議員	64
1	散 会	80

○ 9月15日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	83
1	欠席議員	83
1	出席説明員	83
1	議事参与事務局職員	84
1	開 議	85
1	会議録署名議員の指名	85
1	日程第1 議案第3号ないし第41号及び第44号並びに報告第1号	85
	○一般質問 久末議員	85
	○一般質問 佐々木議員	91
	○一般質問 新谷議員	99
	○一般質問 山田議員	107
	○一般質問 成田（祐）議員	111
	○議事進行について 成田（祐）議員	114
	○一般質問 菊地議員	115
	○一般質問 高橋議員	122
	予算特別委員会設置・付託	130
	決算特別委員会設置・付託	131
	常任委員会付託	131
1	日程第2 陳情	131
	議員定数に関する特別委員会設置・付託	131
	常任委員会付託	131
1	日程第3 休会の決定	131

1 散 会	131
-------	-----

○ 9月30日(木曜日) 第5日目

1 出席議員	133
1 欠席議員	133
1 出席説明員	133
1 議事参与事務局職員	134
1 開 議	135
1 会議録署名議員の指名	135
議長から成田祐樹議員に対する注意等	135
1 日程第1 議案第3号ないし第41号及び第44号並びに報告第1号並びに陳情 及び調査	135
予算特別委員長報告	135
○討 論 成田(祐)議員	139
採 決	140
決算特別委員長報告	140
採 決	141
総務常任委員長報告	141
○討 論 山田議員	143
○討 論 菊地議員	143
○討 論 斉藤(陽)議員	145
○討 論 林下議員	145
○討 論 吹田議員	146
○討 論 成田(祐)議員	146
採 決	147
経済常任委員長報告	149
○討 論 古沢議員	150
採 決	151
厚生常任委員長報告	151
○討 論 中島議員	153
採 決	154
建設常任委員長報告	155
○討 論 古沢議員	156
採 決	157
学校適正配置等調査特別委員長報告	158

○討 論	菊地議員	159
採 決		160
	市立病院調査特別委員長報告	160
○討 論	秋元議員	162
○討 論	斎藤（博）議員	162
○討 論	中島議員	163
採 決		164
	議員定数に関する特別委員長報告	164
○討 論	横田議員	166
○討 論	吹田議員	167
○討 論	北野議員	167
○討 論	成田（祐）議員	170
○討 論	千葉議員	171
○討 論	山口議員	172
採 決		173
1 日程第2	議案第45号	173
	○市長提案説明（議45）	173
	○討 論 新谷議員	173
	採 決	174
1 日程第3	意見書案第1号ないし第15号及び決議案第1号	174
	○提案説明（意1、2、6、7 中島議員）	175
	○提案説明（意3、4 鈴木議員）	176
	○提案説明（意5 斎藤（陽）議員）	177
	○討 論 山口議員	178
	○討 論 佐藤議員	179
	○討 論 菊地議員	181
	○討 論 秋元議員	182
	採 決	183
1 閉 会		184

議事事件一覧表

議案

議案	案	第 1 号	平成22年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第 2 号	平成22年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
議案	案	第 3 号	平成22年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第 4 号	平成22年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	案	第 5 号	平成22年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	案	第 6 号	平成22年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 7 号	平成22年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	案	第 8 号	平成22年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案	第 9 号	平成22年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 10 号	平成22年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
議案	案	第 11 号	平成22年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案	案	第 12 号	平成22年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案	第 13 号	平成22年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案	第 14 号	平成22年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	案	第 15 号	平成21年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 16 号	平成21年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 17 号	平成21年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 18 号	平成21年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 19 号	平成21年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 20 号	平成21年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 21 号	平成21年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 22 号	平成21年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 23 号	平成21年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 24 号	平成21年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 25 号	平成21年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 26 号	平成21年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 27 号	平成21年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案	第 28 号	平成21年度小樽市病院事業決算認定について
議案	案	第 29 号	平成21年度小樽市水道事業決算認定について
議案	案	第 30 号	平成21年度小樽市下水道事業決算認定について
議案	案	第 31 号	平成21年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
議案	案	第 32 号	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 33 号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 34 号	小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 35 号	小樽市総合博物館条例等の一部を改正する条例案
議案	案	第 36 号	市立小樽美術館条例及び市立小樽文学館条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 37 号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 38 号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 39 号	小樽市過疎地域自立促進市町村計画について
議案	案	第 40 号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 41 号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第 42 号	平成22年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第 43 号	平成22年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案	第 44 号	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 45 号	小樽市教育委員会委員の任命について

報告

報告	報	告	第 1 号	専決処分報告 [平成22年度小樽市一般会計補正予算]
----	---	---	-------	----------------------------

意見書案

意見書案第	1	号	消費税増税に反対する意見書（案）
意見書案第	2	号	後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求める意見書（案）
意見書案第	3	号	米価下落への緊急対策を求める意見書（案）
意見書案第	4	号	道路の整備に関する意見書（案）
意見書案第	5	号	郵政民営化の更なる推進を求める意見書（案）
意見書案第	6	号	農産物輸入の更なる自由化に反対し、「食糧自給率の向上」を求める意見書（案）
意見書案第	7	号	衆議院の比例定数削減に反対する意見書（案）
意見書案第	8	号	国土交通省北海道局の存続を求める意見書（案）
意見書案第	9	号	B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書（案）
意見書案第	10	号	子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書（案）
意見書案第	11	号	家電エコポイント制度の再延長及び住宅エコポイントの延長を求める意見書（案）
意見書案第	12	号	地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書（案）
意見書案第	13	号	地域密着・生活関連型公共投資の推進による経済対策を求める意見書（案）
意見書案第	14	号	口てい疫被害の復興支援と再発防止を求める意見書（案）
意見書案第	15	号	地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書（案）

決議案

決議案第	1	号	小樽市と大韓民国ソウル特別市江西区との間に締結された姉妹都市関係に関する決議（案）
------	---	---	---

陳情

陳情第	1172	号	小樽市議会議員定数削減方について
陳情第	1173	号	最上1丁目24番地先法定外公共物（道路）における舗装整備及び横断側溝設置方について
陳情第	1174	号	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設促進方について
陳情第	1175	号	小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

濱本議員（９月１３日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長選不出馬について
- 2 第２２回参議院議員通常選挙について
- 3 財政について
- 4 経済対策について
- 5 市立病院について
- 6 教育について
- 7 その他

中島議員（９月１３日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の引退表明について
- 2 財政問題について
- 3 高齢者の社会的孤立をなくすために
- 4 保育所問題について
- 5 国民健康保険について
- 6 その他

秋元議員（９月１４日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 山田市長の勇退表明に関連して
- 2 財政問題について
- 3 小樽港港湾計画に関連して
- 4 小中学校耐震化とエコスクールに関連して
- 5 児童虐待防止法に関連して
- 6 小樽市立病院に関連して
- 7 その他

斎藤（博）議員（９月１４日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 平成２１年度決算認定及び平成２２年度補正予算に関連して
- 2 市立保育所の規模・配置に関する計画（案）について
- 3 病院問題に関して
- 4 その他

○一般質問

久末議員（９月１５日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 福祉問題について
- 2 国民健康保険について
- 3 防災問題について
- 4 その他

佐々木議員（９月１５日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 雇用対策について
- 2 介護問題について
- 3 保護司制度の充実について
- 4 子どもの虐待防止について
- 5 スポーツ振興について
- 6 「教職員定数改善計画」（３５人学級）について
- 7 その他

新谷議員（９月１５日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 学校給食共同調理場統合・新築事業問題について
- 2 小規模特認校について
- 3 その他

山田議員（９月１５日４番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 おたる水族館について
- 2 小樽市総合博物館について
- 3 外国語指導助手について
- 4 その他

成田（祐）議員（９月１５日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市立病院について
- 2 その他

菊地議員（９月１５日６番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 集中豪雨災害の対策と予防について
- 2 墓地整備について
- 3 その他

高橋議員（９月１５日７番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 地籍調査について
- 2 社会資本の長寿命化対策について
 - (1) 道路橋について
 - (2) 下水道について
 - (3) 港湾について
 - (4) 公園について
- 3 住宅エコリフォーム助成制度について
- 4 その他

平成22年
第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成22年9月8日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	監	査	委	員	木	野	下	智	哉								
副	市	長	山	田	厚	教	育	長	菊					讓								
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	小	軽	米	文	仁						
総	務	部	長	山	崎	範	夫	財	政	部	長	貞	原	正	夫							
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	産	業	港	湾	部	参	事	鈴	木	勇	三		
生	活	環	境	部	長	明	井	隆	生	医	療	保	險	部	長	志	久	旭				
福	祉	部	長	中	村		浩	保	健	所	長	秋	野	恵	美	子						
建	設	部	長	竹	田	文	隆	会	計	管	理	者	中	塚		茂						
消	防	長	会	田	泰	規		病	院	局	長	吉	川	勝	久							
教	育	部	長	大	野	博	幸	經	営	管	理	部	長									
監	査	委	員	小	鷹	孝	一	総	務	部	長	迫		俊	哉							
事	務	局	長	黒	澤	政	之	企	画	政	策	室	長									
財	政	部	財	政	課	長		総	務	部	総	務	課	長	中	田	克	浩				

議事参与事務局職員

事務局長 小原正徳
庶務係長 島谷和 大
調査係長 関 朋 至
書 記 木 戸 智恵子
書 記 佐 藤 誠

事務局次長 佐藤正樹
議事係長 中村弘二
書 記 相澤 幸
書 記 小林由美子
書 記 高野香織

開会 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、平成22年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、林下孤芳議員、古沢勝則議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から9月30日までの23日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第41号及び報告第1号」を一括議題といたします。

議案第40号については、提案理由の説明を省略し、議案第1号ないし第39号及び第41号並びに報告第1号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第1号ないし第39号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）（拍手）

○市長（山田勝麿） 説明に入ります前に、来年の市長選挙に対する私の考え方につきまして申し上げたいと思います。

9月2日、これまで御支援をいただけてきました団体や政党などの代表の方々に来春の選挙には出馬しないとの考え方を申し上げ、御了承をいただいたところであります。

理由といたしましては、一つには、地方自治体の長の多選は好ましくないこと、二つ目は、私自身の年齢のこと、そして三つ目は、21世紀の大きな変革、激動の時代に、より若い人に柔軟な発想で市政のかじ取りをやっていただきたい、この三つが主な理由であります。

以上、報告させていただきますとともに、残された任期の間、引き続き市政の推進に全力を挙げてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号及び議案第2号の平成22年度各会計補正予算につきましては、平成22年8月7日から8日にかけて及び8月23日から24日にかけての記録的な豪雨により被災した、市所管施設の復旧等に要する経費のうち、現時点で積算が完了した約1億円について計上いたしました。

次に、議案第3号から議案第14号までの各会計補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、平成21年度に国や道から超過交付された国庫支出金等の返還金を計上したほか、「北海道安心子ども基金」を活用した市内の民間保育所の施設整備に対する保育所緊急整備事業費補助金を計上するとともに、「銀聯（ぎんれん）カード」の決済システムを販売店等が導入するための費用を助成する中国人観光客向け決済システム導入促進事業費や花園小学校の校舎等耐震診断事業費を計上いたしました。さらに、いずれも市の負担はありませんが、国などから補助内示のありました小樽市漁業協同組合の製氷冷蔵施設等の整備に対する補助金及びグループホームのスプリンクラー設置に対する補助金、緊急雇用創出事業費について所要の補正を計上いたしました。

なお、平成21年度の決算状況や本年度の普通交付税の決定状況なども踏まえ、一般職に係る12月分の期末・勤勉手当の独自削減分と役職加算の凍結分につきましては、本年の人事院勧告による引下げ分と相殺

した上で回復することとし、各会計において所要の補正を計上いたしました。

これらに対する一般会計の財源といたしましては、普通交付税、国・道支出金、寄附金、繰入金及び市債を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は、議案第1号及び議案第3号分を合わせて7億2,298万8,000円の増となり、財政規模は567億4,784万7,000円となりました。

また、企業会計の主なものといたしましては、下水道事業で中央下水終末処理場汚泥処理棟機械設備工事等に係る経費などを計上いたしました。

次に、議案第15号から議案第31号までの平成21年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額569億7,118万4,695円に対し、歳出総額は569億9,810万8,005円となり、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は3,072万7,810円の赤字となり、平成22年度の歳入を繰り上げて充用し、決算を了したところであります。また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支は6億2,875万2,427円、実質単年度収支は6億2,924万2,702円、それぞれ黒字となりました。

平成21年度は、前年度の赤字額約6億5,948万円を引き継ぐ中で、歳入では市税収入が予算を下回ったものの、歳出において、職員給与費、生活保護費、公債費や他会計への繰出金などにおいて不用額が生じたことなどにより、単年度収支及び実質単年度収支ともに黒字決算となったところであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成21年度決算数値を基に算定した健全化判断比率等についてであります。実質赤字比率と連結実質赤字比率は、それぞれの算定の結果、比率自体が計上されないこととなり、実質公債費比率は15.5パーセント、将来負担比率は118.8パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回る結果となりました。また、病院事業における資金不足比率につきましても、13.3パーセントとなり、経営健全化基準を下回る結果となりました。

次に、平成21年度において実施した主な事業について、第6次小樽市総合計画の「まちづくり5つのテーマ」に沿って説明申し上げます。

まず、生涯学習に係る「心豊かに学び、地域文化を育むまち」では、平成20年度に耐震診断を行った小・中学校5校について、耐震補強工事のための実施設計を行ったほか、市内小・中学校全校の教育用パーソナルコンピュータ合計753台の更新を実施しました。また、幼稚園の就園奨励費補助金の補助単価の引上げや第2子以降の補助割合を拡大したほか、放課後児童クラブについては4、5月の2か月間の土曜日開設校を従来の5校から10校に拡大いたしました。

市民福祉に係る「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」では、公費負担による妊婦健康診査を5回から14回に拡大したほか、特定の年齢に達した女性に対して子宮頸がん及び乳がんの無料検診を行う女性特有のがん検診推進事業を実施しました。また、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、育児相談や子育て情報を提供するこにちは赤ちゃん事業の実施や、独居高齢者等に対する給食サービスについて対象地域を市内全域に拡大して実施したほか、介護基盤緊急整備特別対策事業交付金として小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホームの施設整備に対する助成を行いました。

生活基盤に係る「安全で快適な住みよいまち」では、オタモイ住宅3号棟の建替えに着手したほか、ふるさとまちづくり協働事業推進経費として、本市の活性化に寄与する団体の事業に助成を行ったほか、ロードヒーティングの更新や老朽化の著しい消防署朝里出張所の建替えを実施しました。

産業振興に係る「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち」では、定額給付金の支給に合わせて商店街等が取り組んだ「小樽で買物」キャンペーンセールに対する助成を実施したほか、小樽ショートフィルムセッション2009や小樽がらす市の開催に対する補助を行いました。また、小樽観光活性化のため、新規の観光イベントを広く公募し、選定した案件の事業費の一部補助を実施したほか、国の小樽地方合同庁舎建替えに合わせ、臨港道路の整備を実施いたしました。

環境保全に係る「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち」では、漂着物やごみの散乱が目立つ東小樽から銭函間の海岸清掃を実施したほか、平成19年度に着手した廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業につきましては、平成21年度で完工いたしました。また、資源物分別収集の全部を委託したことにより、ごみ・資源物の分別収集については完全委託化となりました。

そのほか、本市の厳しい雇用情勢にかんがみ、市独自の雇用対策事業を実施したほか、北海道の基金を活用した緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別対策事業や国の経済対策に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を活用した各種事業を積極的に実施いたしました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税が約4億1,258万円、国庫支出金が約6億7,569万円、道支出金が約2億2,774万円、諸収入が約6億7,868万円、市債が約12億1,482万円、それぞれ減収となり、歳入総額では約33億1,824万円の減収となりましたが、このうち、10億9,596万4,000円については、翌年度繰越事業の財源であり、平成22年度に歳入される予定となっております。

歳出につきましては、翌年度繰越額を除き、約21億9,155万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費が扶助費の減などにより約7億9,118万円、商工費が中小企業等への長期貸付金の減などにより約3億1,387万円、職員給与費が職員手当等の減などにより約2億5,755万円の減となりました。

次に、特別会計のうち、主な会計について説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、平成20年度末における実質累積収支不足額約9億5,481万円を抱える大変厳しい財政状況の下、保険料収納率向上対策や医療費適正化対策、各種保健事業の推進に努めたほか、国からの財政調整交付金や共同事業交付金の増などにより7億4,570万ほどの収支の改善が図られました。決算規模は、歳入総額170億7,316万3,089円、歳出総額172億8,228万708円となり、収支不足額2億911万7,619円については、平成22年度の歳入を財源とした繰上充用により決算を了しました。

住宅事業につきましては、歳入総額14億2,983万1,543円に対し、歳出総額14億723万7,740円となり、差引き2,259万3,803円の剰余金を生じました。平成21年度にはオタモイ住宅3号棟の建替えに着手したほか、市営住宅における地上デジタル放送移行対策工事や火災警報器設置工事、ガス配管改修工事などを行いました。

介護保険事業につきましては、歳入総額128億3,358万5,119円に対し、歳出総額126億4,021万104円となり、差引き1億9,337万5,015円の剰余金を生じました。この剰余金のうち、1億6,875万5,013円は国・道支出金及び支払基金交付金の超過交付によるものであり、平成22年度に精算することとなります。また、74万6,120円は被保険者への還付金であり、146万3,503円は介護給付費準備基金へ積み立てることといたしました。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額18億475万239円に対し、歳出総額17億8,419万532円となり、差引き2,055万9,707円の剰余金を生じました。この剰余金のうち、1,977万1,360円は平成21年度の後期高齢者医療保険料のうち後期高齢者医療広域連合へ納付未済となったもので、平成22年度に広域連合へ納付するものであり、また、53万5,500円は国庫支出金の超過交付によるもので、平成22年度に精算することとなります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、平成21年度から、経営形態の見直しとして地方公営企業法の全部適用を導入し、経営責任者として新たに病院事業管理者を設置したほか、運営面では、病院局内の最高決定機関として経営戦略会議を設置し、職員給与費や診療材料費の削減の取組など経営改善に努めました。

内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益及び外来収益の減などにより1億1,063万4,805円の減収となり、支出では職員給与費及び材料費の減などにより1億2,385万116円の不用額を生じました。資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより2,200万円の減収となり、支出では建設改良費などで1,036万1,719円の不用額を生じました。

なお、4億452万9,793円の当年度純利益を生じたことにより、当年度未処理欠損金は65億1,835万5,208円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は一般会計負担金の減などにより288万4,424円の減収となり、支出では職員給与費や維持管理費の減などにより3,148万9,262円の不用額を生じました。資本的収支におきましては、収入は工事費負担金の減などにより4,570万9,568円の減収となり、支出では建設改良費などで5,131万560円の不用額を生じました。

なお、良質で安定的な水の供給を維持するために施設整備を計画的に進めるとともに、健全な財政基盤の確立に努めた結果、3億1,515万9,730円の当年度純利益を生じ、当年度未処理欠損金は4億8,350万6,681円となりますので、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきまして、収入は下水道使用料の増などにより3,636万3,811円の増収となり、支出では維持管理費の減などにより5,411万5,478円の不用額を生じました。資本的収支におきましては、収入は企業債の借入れの減などから9,301万7,484円の減収となり、支出では企業債償還金の減などにより8,859万1,434円の不用額を生じました。

なお、4億2,568万1,228円の当年度純利益を生じ、当年度未処理欠損金は104億2,661万2,898円となりますので、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきまして、収入は産業廃棄物等処分手数料の減などから2,157万3,878円の減収となり、支出では維持管理費の減などにより1,385万4,017円の不用額が生じました。

なお、591万1,861円の当年度純損失が生じたことにより、当年度未処分利益剰余金は1億3,363万4,787円となり、同額を翌年度繰越利益剰余金として処分する予定であります。

次に、議案第32号から議案第39号までについて説明申し上げます。

議案第32号特別職に属する職員の給与条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に準じ、特別職等の期末手当の独自削減前の支給割合を引き下げるものであります。

議案第33号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に準じ、職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げるとともに、財政健全化計画を上回る累積赤字の減少が見られることから、医師以外の職員の期末手当及び勤勉手当に係る独自削減措置の回復を図るものであります。

議案第34号病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に準じ、病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き下げるものであります。

議案第35号総合博物館条例等の一部を改正する条例案につきましては、総合博物館及び旧日本郵船小樽支店の共通入館料等を設定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第36号市立小樽美術館条例及び市立小樽文学館条例の一部を改正する条例案につきましては、美術館及び文学館の再整備事業に伴い、新たに設置する美術館の展示室に係る使用料を設定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第37号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第38号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法の一部改正等に伴い、防災管理業務受託者に防災管理教育担当者の選任等を義務づけるとともに、個室型店舗の個室の外開き戸で避難通路に面するものについて、原則として自動的に閉鎖するものでなければならないこととするほか、所要の改正を行うものであります。

議案第39号小樽市過疎地域自立促進市町村計画についてであります。過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、小樽市過疎地域自立促進市町村計画を定めるものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成22年度一般会計において、全国高等学校野球選手権大会出場補助金に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成22年8月5日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 次に、議案第41号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 提出者を代表し、議案第41号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

本年、第2回定例会での非核港湾条例案提案以降、核兵器廃絶をめぐる重要な出来事は、原水爆禁止2010年世界大会と、8月6日と9日に開かれた広島平和記念式典と長崎平和記念式典でした。広島、長崎の二つの式典では、広島、長崎両市長によって行われた平和宣言は、世界各国に送られ、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けています。今年の広島での式典には、戦後初めてアメリカの駐日大使が参加して話題を呼びました。また、国連の潘基文事務総長も、広島での式典であいさつを行い、みずからの少年時代を朝鮮戦争のさなかに過ごしたことに触れ、炎上するふるさとの村を後に山中に逃れた思い出を語り、平和の大切さと核兵器廃絶を訴えたことは参加者の大きな感動を呼びました。

原水爆禁止2010年世界大会も新たな広がりを見せました。潘基文国連事務総長は、この世界大会にも心のこもったメッセージを寄せ、国連軍縮担当上級代表ドアルテ氏は、この大会そのものに参加し、発言しています。

両市の記念式典と原水爆禁止2010年世界大会の事実は、第2回定例会以降の新たな事実として核兵器廃絶運動の広がりが確実に前進していることを証明しています。

ただ一つ残念なことは、広島での記念式典の平和宣言で、秋葉広島市長が日本政府に核の傘からの離脱を求めたことに関して、同じ記念式典に参加していた菅総理大臣が、その日の記者会見で、核抑止力は必要として核の傘からの離脱を拒否したことです。

次は、有力な核保有国であるアメリカの動向です。

オバマアメリカ大統領の下で、本年3月、国防総省が議会に送った核体制見直しは、核兵器の役割を低減することを五つの基本目標の一つに掲げ、NPT締約国であり、核不拡散義務を遵守する非核兵器国には核兵器を使ったり威嚇を加えたりしないことを打ち出しています。核兵器の役割を低減することは一歩前進です。しかし、重大なことは、アメリカが、ある国が不拡散義務を遵守していないと一方的に判断すれば、核脅迫を行ったり、場合によっては核兵器の先制使用の道が可能性としてあるということです。

世界で核兵器問題で現在最も緊迫しているのは、イランの核開発をめぐる問題とともに、北朝鮮の核問題です。日本の安全に大きなかわりのある北東アジアの安全を考える上でも、この緊張や対立があるからこそ、なおさら核兵器を使ったり威嚇を加えたりせず、平和的な話し合いで核問題の解決、朝鮮半島の

非核化の実現が求められていることを指摘しなければなりません。

こういう世界の核兵器廃絶をめぐる動向に関しても、北東アジアに位置する小樽市が非核港湾条例案を可決し、世界の核問題の危険な地域の一つでありながら、平和を願い、非核を求める意思表示をすることは、核兵器廃絶の世界的流れを一層促進し、北朝鮮も核兵器廃絶の世論に包囲されるでしょう。このことが、先ほど紹介したアメリカの非核兵器国には核兵器を使ったり威嚇を加えたりしないとの実現をも促進するでしょう。これらを展望すると、非核港湾条例案の可決の意義は極めて大きいと言わなければなりません。

非核港湾条例案そのものの内容は、今回の提案で40回目ですから、議案第41号の条文を読めば御理解いただけると思いますので、説明することは省略しますが、ぜひ皆さんの賛同をお願いして、提案説明を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） ただいま上程中の案件のうち、議案第1号及び第2号については先議することといたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも原案どおり可決とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月9日から9月12日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時31分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 林 下 孤 芳

議 員 古 沢 勝 則

平成22年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成22年9月13日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久末恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	副市長	山田厚
教育長	菊讓	病院局長	並木昭義
水道局長	小軽米文仁	総務部長	山崎範夫
財政部長	貞原正夫	産業港湾部長	磯谷揚一
産業港湾部参事	鈴木勇三	生活環境部長	明井隆生
医療保険部長	志久旭	福祉部長	中村浩
保健所長	秋野恵美子	建設部長	竹田文隆
会計管理者	中塚茂	消防長	会田泰規
病院局 経営管理部長	吉川勝久	教育部長	大野博幸
総務部 企画政策室長	迫俊哉	総務部総務課長	中田克浩
財政部財政課長	黒澤政之		

議事参与事務局職員

事務局長	小原正徳
庶務係長	島谷和夫
調査係長	関朋至
書記	木戸智恵子
書記	佐藤誠

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、吹田友三郎議員を御指名いたします。

日程第1「議案第3号ないし第44号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第42号ないし第44号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

○市長（山田勝磨） ただいま追加上程されました議案について提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第42号及び議案第43号の平成22年度各会計補正予算につきましては、平成22年8月7日から8日にかけて及び8月23日から24日にかけての記録的な豪雨により被災した市所管施設の復旧等に要する経費のうち、積算中であった約1億円について計上いたしました。これに対する一般会計の財源といたしましては、諸収入及び市債を計上いたしました。

次に、議案第44号消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請の審査等に係る手数料の額を引き下げるものであります。

なにとぞ、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（見楚谷登志） ただいま、新たに上程されました議案第42号及び第43号については、先議することといたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも、原案どおり可決とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、質疑及び一般質問を一括し、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 14番、濱本 進議員。

（14番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○14番（濱本 進議員） 平成22年第3回定例会に当たり、自由民主党を代表して、市長、教育長及び関係理事者の皆さんに質問します。

初めに、9月2日に行われた山田市長の記者会見に関連してお伺いします。

市長は、この記者会見において、来年4月の市長選挙に出馬しないと表明されました。我が自民党会派は、市長の決断を重く受け止め、尊重するものではありません。しかしながら、会者定離は世の常であり、山田市長が誕生したときから、いつか終わりの日を迎えることは重々承知しているつもりでしたが、引退表明をお聞きした今、市長与党であり、市議会最大会派である我が自民党としては、今回の市長の引退表明に一抹の寂しさを禁じ得ません。

市長は、第7代安達市長の時代の昭和35年に小樽市役所に奉職され、稲垣市長、志村市長、そして新谷市長のもと、市長就任までの38年間、豊富な行政経験を積んでこられました。平成11年の市長就任後は、

それまでの豊富な行政経験を生かして、小樽市の抱えるさまざまな課題に取り組み、成果を上げてきたと認識しています。

そこで、お伺いします。

本来であれば、来年の第1回定例会で総括をお聞きするべきとは思いますが、引退表明をされたので、あえてお尋ねします。市長就任以来の11年半について、感想程度で構いませんので、お聞かせください。

次に、市長は、安達市長をはじめ、4代の市長を身近に見ながら、御自分なりに市長とはどうあるべきか、言いかえるならば、小樽における理想の市長像を考えてこられたと確信しています。そして、御自身が理想とする市長像を実現するために歩みを進めてこられたと実感しております。市長は、昭和58年の納税課長以来、28年間にわたり、地方自治の前提である二元代表制の一翼を担う市長をトップとする行政の側に身を置き、今日まで、理事者として、そして市長として議会と向き合ってこられました。

市長の現在までの経験を踏まえてお聞きします。二元代表制の一方である議会に対して、市長をトップとする行政はどのようにあるべきとお考えですか、お聞かせください。

次に、分権社会が進行する現在、基礎自治体においては、みずからの責任と判断で、地域、そして住民のニーズに対応する自治体運営ではなく、自治体経営が求められています。山田市長は、次の小樽市長には自治体経営者としてどのような資質、能力などが必要であるとお考えですか、お聞かせください。

あわせて、市長は、以前、民間出身の市長が望ましいとお話しされていたと記憶しております。引退の記者会見においても、大阪府の橋下知事を引き合いに出され、民間からがふさわしいと述べたと新聞報道にありました。民間出身者が望ましいとお考えになった理由についてお聞かせください。

自治体経営においては、一定程度の継続性は間違いなく担保されるべきです。継続性を担保する手段、手法はさまざまあると思いますが、一番、市民が理解しやすい手段は後継者指名をすることです。他市町村では、積極的、消極的、有形、無形、いろいろな手法で指名している例はありますが、市長は後継者指名についてどのようにお考えですか、お聞かせください。

この項の最後になりますが、市長にはまだ8か月の任期が残されています。平成22年度決算を想定したこれからの予算執行など、市長として多くの業務、課題が残っています。残りの任期をどのように全うされるおつもりなのか、決意のほどをお聞かせください。

関連して、残された課題のうちの一つである自治基本条例についてお伺いします。

市長は、3期目の選挙の際、五つのマニフェストを市民に提示しました。その一つに、公開、参加、協働の市政運営を掲げ、具体策として市政への市民参加を促進する自治基本条例に取り組むと書かれていました。この自治基本条例については、平成19年第2回定例会以降、議会でさまざまな議論、そして質疑が行われてきました。かつての自治体運営から脱却して、これからの自治体経営を実現するためにも、自治基本条例は必要不可欠であると認識しています。そして、自治基本条例は、自治体の憲法とも言われています。より議論を深め、そして検討を重ねて、小樽モデルと評されるような条例を作成していただきたいと強く希望しています。

そこで、お伺いします。

条例制定に向けた現在までの具体的な取組についてお聞かせください。また、今後のスケジュールについてもお聞かせください。

市長は、昨年の第2回定例会において、条例制定まで3年程度かかると答弁していました。確かに、マニフェストには、制定ではなく、取り組むと書かれていましたが、任期中に制定に至らなかったことに対してどのようにお考えでしょうか。またあわせて、現在までの進捗状況についてどのように認識しておられるのか、お聞かせください。

次に、本年7月の参議院選挙と国の来年度予算に関連してお伺いします。

昨年9月に誕生した民主党政権にとって、初めての国政選挙である第22回参議院議員通常選挙が、本年7月11日に投開票が行われました。勝者なき選挙など、さまざまな論評がありますが、政権与党である民主党は現職閣僚が落選するなどして、改選前の54議席から44議席へと大きく議席を減らす結果となりました。一方、我が自民党は、北海道においては、友党である公明党の協力もあって、改選前と同じ1議席を獲得したのをはじめ、全国で多くの国民の御支持をいただき、改選前の38議席から51議席へと大きく躍進することができました。我が自民党は、この結果に慢心することなく、国民の負託に真摯に向き合い、責任を果たしていかなければならないと考えています。

我々自民党議員も、小樽市議会における最大会派であり、かつ市長与党である責任を再認識して、残り半年余りの任期ですが、市民の負託にこたえ、市議会議員としての職務を全うする決意を新たにしましたところ です。

そこで、市長にお聞きします。

民主党政権が発足してから、約1年が経過した中で行われた今回の参議院選挙の結果をどのようにとらえていますか。そして、現在の民主党政権の政策に対して、地方自治体の長としてどのような感想をお持ちなのか、お聞かせください。

この項の最後にお聞きします。

民主党政権による初めてとも言える平成23年度予算編成がこれから本格化します。この予算編成を主導するのは、明日、決定する予定の民主党代表であります。現在、代表選を戦っている菅代表及び小沢前幹事長の政策には違いがあり、新代表の決定が予算編成に大きく影響すると認識しております。どちらが編成を主導するかはともかく、地方自治体の経営者である市長は、国の23年度予算に対して何を望まれますか、お聞かせください。

次に、小樽市の財政に関してお聞きします。

今定例会は決算議会であるとも言えますが、初めに、補正予算についてお伺いします。

今定例会には、職員給与費の一部を復元するために、一般会計を含め、全会計で約1億6,000万円が補正予算として提案されています。市長は、財政状況の好転を受けて、今回の一部復元を決断されたと聞いています。我が会派としても、今回の市長の決断に対しては賛意を表しますが、市民の理解をより得るためにも、独自削減の経緯を含めて、復元に至った経過などについてわかりやすく説明をお願いします。

次に、決算についてお伺いします。

平成21年度決算は、20年度に引き続き、6億円を上回る単年度黒字を達成して、結果として累積赤字は3,000万円に大幅に圧縮されました。本年3月に見直された一般会計に係る財政健全化計画の収支計画では、累積赤字の解消を平成23年度とし、それまでの計画よりも赤字解消の目標年度を1年前倒ししたものでしたが、しかしながら、今定例会に上程されている21年度決算を踏まえると、さらに1年前倒しとなる22年度決算での赤字解消がほぼ確実に近づいてきたと認識しています。

そこでまず、21年度決算の概況について、20年度決算と比較しながら主な特徴をお知らせください。

また、19年3月に策定した当初の財政健全化計画における21年度の決算見込みと今回の決算実績を比較し、歳入歳出のそれぞれの特徴をお知らせください。

21年度決算が確定し、22年度決算での赤字解消が現実的なものとなったことで、一般会計の財政健全化計画の収支計画と大きく乖離が生ずることになりますが、収支計画の見直しについては考えていらっしゃるのか、お答えください。

その際、今後の小樽市の財政は、累積赤字が解消された新たな段階を迎えますが、そのことによって、

収支計画策定の考え方がその他の内在する財政課題を考慮して変化するのも含めて、御見解をお聞かせください。

財政問題の最後に、地方公会計制度について質問いたします。

この制度に基づく貸借対照表、行政コスト計算書などのいわゆる財務4表については、昨年12月の総務常任委員会において報告がありましたが、21年度決算分についての現在の進捗状況と昨年の報告を比較し、変更や改善の予定などがありましたらお知らせください。

あわせて、この財務4表は、本来であれば、決算と同時に提出されるべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

次に、市内経済及び経済対策に関してお伺いします。

小樽商工会議所が発表した平成22年度第1・四半期の小樽市経済動向調査の結果によれば、前年同期と比較して、全業種平均で業況については好転したとする企業の割合はわずか6.7パーセント、悪化した企業は約5倍の34パーセント、また、売上高が増加した企業は16.3パーセント、減少は40.9パーセント、採算については、好転した企業が11.3パーセント、悪化が42.8パーセントであり、市内経済ははまだ水面下にあると報告しています。このような市内経済に対して、小樽市が発注する公共事業の経済効果は決して小さくはないと認識しています。今年度予算では、厳しい財政状況のもと、そして限られた予算の中ではありましたが、経済・雇用対策を重点に予算編成されたものと理解しています。

一般会計の普通建設事業費は、廃棄物最終処分場の第2期拡張整備事業や消防署朝里出張所の建設事業などの大規模事業が平成21年度で終了しましたが、平成22年度も、前年度と同程度の事業量が確保され、維持補修費についても積極的に計上されていました。今年度予算計上されている事業、例えば臨時市道整備事業などの公共事業は、早期の発注や地元を配慮した発注が必要であると我が会派は平成22年度主要施策要望の中で取り上げ、さらに機会をとらえては求めています。市長はどのような観点で取り組まれているのか、御見解をお示しください。

次に、小樽経済の一翼を担う観光に関してお聞きします。

残念ながら、近年は観光客の入り込みが減少傾向にありますが、その中で特筆すべきことは、外国人観光客の入り込み数が堅調に推移していることです。市では、外国語対応の観光マップを作成するとともに、観光案内所においても英語と中国語を話せる職員をそれぞれ採用するなど、受入れ態勢の強化を図っていると理解していますが、今後とも、外国人観光客へのおもてなしの心の具体策を積極的に推進し、実現していくことが重要であると考えています。特に、中国人観光客については、ここ数年、増加が著しく、さらに今年の7月からはビザの発給要件が緩和され、また、発給窓口も、それまでの3か所から、新千歳空港への直行便が就航している大連、瀋陽を含む7か所に拡大されることによってさらなる増加が予想されています。

例年、半期ごとに公表されている観光入込客数につきましては、まだ上期の途中なので調査段階にあるとは思いますが、これまでの中国人観光客の入り込み数、そして全体の入り込み数についてどのような感触をお持ちですか。あわせて、下期の展望をお聞かせください。

また、中国人観光客の利便を図るために、今定例会において提案されている銀聯（ぎんれん）カード決済システムの導入促進を目的とした助成事業については、民間の取組が先行した感は否めないとしても、行政の支援としては北海道初であり、小樽観光がもたらす経済効果を一層高める有効な方策であると認識しています。ぜひとも、この制度を積極的にPRして、より広範囲な導入の実現を期待していますが、市長の御見解をお聞かせください。

あわせて、カード利用実績を調査するなどして、この制度の直接的、間接的な効果を検証していただき

たいと考えますが、御認識をお聞かせください。

次に、市内中小企業の連鎖倒産を防止することを目的に、中小企業基盤整備機構が行っている中小企業倒産防止共済の掛金助成を本年度より始めましたが、その新規加入件数及び申請件数についてお知らせください。あわせて、交付予定を含めた助成金額をお知らせください。

次に、雇用対策についてお聞きします。

今年度は、小樽市独自の雇用対策として、新規高卒者の雇用拡大と地元への定着促進を目的として、本年4月から小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金を新設しましたが、現在までの申請企業数、業種別件数、対象人数、交付予定額をお知らせください。

関連して、現在の対象者は新規高卒者に限定されていますが、既卒未就職者の雇用についても大変厳しい状況があります。そこで、例えば、新卒後3年以内の未就職者も対象として制度を拡充する必要があると考えますが、御見解をお聞かせください。

次に、小樽経済の大事な要素である小樽港について、とりわけ重点港湾の選定結果についてお伺いします。

民主党政権は、昨年12月に、直轄公共事業の選択と集中の一環として、小樽港を含む全国の重要港湾103港のうちから、国際競争力の確保に向けて取扱貨物量実績、地域拠点性、今後の発展性などの観点から約40港を重点港湾として選定する方針を示し、本年8月3日、選定した港湾を公表しました。

小樽港は、残念ながら選定から外れた結果となりましたが、方針決定から選定に至るまでの間、例えば、山形県では、酒田港の選定を求めて、本年3月初旬には吉村美栄子山形県知事が民主党本部と国土交通省を訪れ、吉村県知事と阿部酒田市長の連名の要望書を直接手渡し、さらに6月に、山形県議会では重点港湾選定を求める意見書が提出されました。また、宮城県石巻市議会では、7月5日に石巻港の重点港湾選定を民主党政府に要望する決議を行うなど、行政と議会が一体感を持って選定に向けて活動していました。

選定結果はともあれ、小樽市議会において、選定を求めてより積極的な働きかけができなかったことは、議会を構成する我が会派としてじくじたる思いであると言わざるを得ません。今後、重点港湾選定の見直しを求める意見書案を議会に提出するなどによって、小樽港の選定を求めていきたいと考えています。

そこで、お伺いします。

今回の重点港湾選定に至るこれまでの経緯と市の取組についてお知らせください。

あわせて、市長は、政府が選択と集中の名の下、重点港湾を選定する方針を示したこと及び今回の選定結果に対して、どう受け止められているのか、お聞かせください。

次に、今回の選定から漏れたことによって、今後の港湾経営、港湾整備事業、そして、平成19年度に策定した小樽港将来ビジョンへの影響について御見解をお聞かせください。

この項の最後に、現在の小樽港の利用促進に関してお伺いします。

平成22年度予算で、フェリー航路の維持と小樽港の利用促進を図るために、フェリー航路利用促進事業補助金を計上されました。これは、現在、就航している小樽発新潟着便のフェリーを利用するトラックに対して、料金の割引額の一部を補助する事業ですが、現時点での支出状況及び効果についてお知らせください。

次に、市立病院についてお伺いします。

初めに、平成21年度決算についてお尋ねいたします。

21年度決算は、平成21年1月に小樽市立病院改革プランが策定されて初めての決算と言えます。言いかえるならば、21年4月から、それまでの地方公営企業法の一部適用から全部適用に変更を行い、並木病院

局長が就任して初めての決算です。病院局では、この決算年度の間はもとより、現在進行形で並木局長の強力なリーダーシップの下、経営体制を見直し、病院局全体で経営改善に取り組んでいると理解しています。結果が一朝一夕に現れないとは十分理解していますし、短兵急に結果を求めるつもりもありませんが、しかしながら、それでも市民は改善の結果を求めていると言えます。

そこで、お伺いします。

改革プラン適用以前の決算及び改革プランの収支計画と比較するなどして、21年度決算の概況を経営改善や経営効率の視点からわかりやすくお知らせください。

次に、上半期の状況についてお伺いします。

平成22年度がスタートして、上半期は残り2週間余りとなりました。先月、8月には、内科医1名が退職されたと報じられていますが、退職の影響を含め、上半期の見込みをお知らせください。

次に、この上半期の見込みを踏まえ、下半期の展望をお知らせください。あわせて、下半期からの新たな取組などがあればお知らせください。

次に、新病院建設の前提に関してお伺いします。

初めに、8月18日に行われた小樽市医師会との話し合いについてお尋ねします。

新病院建設は、小樽市内はもとより、後志の医療を確保するためにも必要であると認識しています。しかしながら、この地域の医療を支えているのは、市立病院だけでなく、小樽市医師会も担っています。地域医療を確保し、持続していくためには、新市立病院の建設、存続が必要であると同時に、市立病院と小樽市医師会の双方に協働の精神が必要不可欠です。そして、協働の精神の共有には、絶え間ない意思の疎通、濃密なコミュニケーションなくしては成立しないと確信しています。

本来であれば、地域医療を担うすべての人々に協働の精神がはぐくまれ、共有されるように腐心し、能動的に行動するのが保健所長の大きな責務ではないでしょうか。任命権者の市長の御見解をお聞かせください。

あわせて、8月18日の話し合いでは、協働の精神の共有には、残念ながらまだ至っていないとの印象でした。当日、出席していた並木病院局長の感想はいかがでしたでしょうか、お聞かせください。

次に、新病院建設の資金調達についてお尋ねします。

小樽市が過疎市に認定されて、より実負担の少ない過疎対策事業債を利用できるとはいえ、自己資金がない小樽市にとって、起債が認められなければ建設は不可能です。起債の可能性について、北海道や総務省と接触を重ねていると思いますが、感触はいかがですか、お聞かせください。

あわせて、起債が可能となる条件についてお知らせください。

また、建築単価30万円以上は交付税措置がされないとも聞きますが、交付税措置のある起債を全額借入れできると見込んでいるのか、お聞かせください。

次に、建設費の総額についてお尋ねします。

新病院の建設費については、さまざまな議論がありますが、基本設計が完了していない現時点では、この議論は、全否定はしませんが、時期尚早ではないかと認識しています。

先日、新済生会小樽病院の病床数を含む基本計画及び建設費についての報道がありましたが、現段階では済生会の計画内容や仕様などの詳細が不明確なゆえに、両者の建設費や建設単価を比較するにはあまりにも情報量が不足していると言わざるを得ません。つまり、現時点での比較は困難であると認識しています。本当の比較とは、耐用年数なども考慮したトータルコストで判断すべきと考えます。見解をお聞かせください。

あわせて、新市立病院の建設費は全額借入れが前提ですので、建物の品質、さらには維持補修費や光熱

水費などのランニングコストにも考慮しながら、つまりマクロ的な観点を持ちながら、でき得る限り建設費を少なくする検討は必要と認識しています。御見解をお聞かせください。

次に、この新病院建設が市内経済に及ぼす効果についてお聞きします。

8月27日、第4回目の議会報告・意見交換会が建設関連団体と行われました。建設関連団体からは、小樽市発注の工事としては、新病院建設工事は近年にない大規模なものであるため、建設費などの制約は十分理解しているが、市内経済に最大限配慮してほしいとの要望がありました。市長は、この最大限の配慮についてどのように受け止めていますか、お聞かせください。

あわせて、具体的な対応策を検討していますか、お聞かせください。

この項の最後にお尋ねします。

一度は中断された基本設計が、議会の承認を受けて再開されました。来年2月には完了する予定とお聞きしていますが、現在の進捗状況についてお知らせください。

あわせて、この基本設計が完了した後は実施設計業務が始まりますが、一日も早い開院を目指すためには、実施設計の予算計上の時期は平成23年第1回定例会に提案すべきと考えますが、市長の決意をお聞かせください。

最後に、教育についてお伺いします。

本年4月20日に4回目の全国学力・学習状況調査が行われました。今回の調査は、二つの特徴があります。一つ目は、抽出方式に変更になった点と、もう一つは、平成19年に最初の調査対象であった小学校6年生が中学校3年生として2回目の調査対象になったことです。

初めに、調査方法についてお聞きします。

今回は、過去3回の対象校の全校参加方式とは違って、全国の対象校のうち約30パーセントを抽出する方式で実施されました。この方式変更は、民主党の支持組織である日本労働組合総連合傘下の日本教職員組合の意向に過剰に配慮した民主党政権の愚行であると言わざるを得ません。幸いにも、妥協の産物としての側面は否めないにしても、調査の希望利用が認められたことは、民主党政権の愚行に一定の歯どめがかかったと理解しています。

北海道においては、平成22年道議会第1回定例会で、高橋教育長が教育行政執行方針説明の中で、今年の目標として過去3回の惨たんたる北海道の調査結果を踏まえ、学力の向上を第一に掲げています。そして、この目標の達成のためには、今回の抽出方式では不適切と判断して、抽出されなかった学校に対して学力・学習状況調査への参加を支援する予算編成を行いました。小樽市においても、過去3回の調査によって、北海道同様の危機的状況であることが白日のもとにさらされました。我が自民党は、党本部においても、日本の学力向上のために抽出方式に反対し、小樽市議会においても我が会派は市内全校参加を教育委員会に対し求めてまいりました。

今回は、北海道の財政的支援もあり、我が会派の要求どおり全校参加で実施されたことについては、一定程度、これを評価したいと考えています。しかしながら、平成23年度以降の調査が、本年同様の抽出方式が採用された場合、仮に北海道の財政支援が受けられなくても、第2次小樽市学校教育推進計画に掲げられている重点目標1の確かな学力の育成のためには検証作業が必要不可欠であり、この検証の有効な手段である学力・学習状況調査の信頼性を高めるためにも全校参加で臨むべきと考えています。

平成22年8月27日付けで、文部科学省から平成23年度以降の全国的な学力調査のあり方についての中間まとめが発表され、その中で調査方式についても検討されています。今回、抽出対象外となった学校の6割が、希望利用で調査に参加した現実を踏まえると、現行の抽出調査を継続する場合には、希望利用調査の併用が必要との意見が記載されています。言いかえるならば、全校参加が本来の調査の姿であると言え

ます。

この中間まとめを踏まえた上で、来年度以降の対応をどうされるのか、明確にお答えください。

次に、今年度の結果を踏まえてお伺いします。

本年7月30日に、文部科学省と北海道教育委員会は今回の調査結果について公表し、報道でも、北海道の結果は、過去3年と同様の本当に情けない結果でした。さきに述べたように、今回の中学生は平成19年に小学校6年生でこの調査を受けており、19年の惨たんたる結果を踏まえて、北海道教育委員会はもとより、小樽市教育委員会においても、学力向上のために平成20、21年とさまざまな対策を講じ、実践してきたと思いますが、今回の結果をどのように受け止めていますか。また、これまでの対策に効果があったのでしょうか。実施した対策の概要を含め、お答えください。

あわせて、北海道教育委員会は、平成21年11月に学力向上対策チーム報告書を公表しました。その中に、市町村教育委員会や学校への支援の項目がありましたが、具体化された支援策がありましたらお知らせください。

また、小樽市で活用された支援策があればお知らせください。

次に、結果の公表についてお伺いします。

調査結果の公表について、教育長は、文部科学省の実施要領、調査結果の取り扱い（4）配慮事項をもとに、小樽市全体及び各学校の結果を公表していません。北海道と小樽市の比較、そして、学校名が特定されないように配慮した上での各学校の比較が可能となる公表を行うことが小樽市の学力向上の一助となると確信していますが、御見解をお聞かせください。

あわせて、現在、学校評価が行われていますが、学校や小樽市のホームページにおいて結果を公表することは、学力向上を側面から支援することにつながると考えます。以前、一括公表などホームページでの公表について検討するとの議会答弁がありましたが、その後の状況についてお聞かせください。

現在、児童・生徒数の減少によって、学校が小規模化しています。小規模な学校では、当然ながら教員数も少なく、学力の向上を阻害する要因の一つと考えます。つまり、学力向上の実現には適正な学校規模が必要であるとも言えます。小樽市全体の学力向上のためにも、学校再編のスピードを速める必要があると考えますが、いかがでしょうか。御認識をお聞かせください。

次に、学力向上の主役は、日々、子供たちに接している教員です。演劇に例えれば、教員は舞台の上の演技者です。しかし、どんなにすばらしい脚本、舞台監督、舞台装置があっても、観客に対峙している舞台の上の演技者に求められる能力が不足しては、観客に感動は与えられません。つまり、感動を与える演技者としての資質、能力の向上なくしては、演劇の完成はあり得ません。

小樽には、管理職を除き約500人の教員がいます。学力向上の真の担い手であるすべての教員は、小樽の学力について危機意識を持ち、解決に向けて行動しているのでしょうか。小樽の学力を直視するとき、大きな、そして深い疑念を抱いてしまいます。教育長はどのようにとらえていますか、お聞かせください。

次に、本年8月に、北海道教育委員会から教職員の服務規律などの実態に関する調査報告書が公表されました。これは、本年6月17日に辞職した民主党の小林千代美衆議院議員に北海道教職員組合が違法献金を行った事件に端を発して、組合員の政治活動の問題がいろいろ取り上げられたことにより、北海道教育委員会が教職員の服務実態の調査をした結果の報告です。この調査では、政治活動だけではなく、夏休み、冬休みの勤務状況及びその間の校外研修の状況についても調査が行われています。第2次小樽市学校教育推進計画においては、第1次計画と同様に、教職員の資質、能力の向上が掲げられています。教育長は、この研修についての報告を見て、市内の教職員の研修実態と比較してどのような認識を持たれたのか、お聞かせください。

最後に、今まで述べてきたように、小樽の教育の最大の課題は、学力の向上であると認識しています。課題解決に向けて努力していることは認めますが、成果があつてこそ、努力は評価されるものです。しかし、残念ながら、平成21年度教育委員会の事務の点検及び評価についての報告書には、学力向上の成果についての具体的な記載はありません。つまりは、具体的な成果を上げることができなかったと言わざるを得ません。教育行政をつかさどる教育委員長をはじめ、教育委員の方々、そして教育行政を執行する教育長は、本当に責任を感じているのでしょうか、見解をお聞かせください。

あわせて、22年度の報告書には具体的な成果が記載されていることを切に望んでいますが、教育長の決意をお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市長就任から11年半の感想ということではありますが、まだ任期が残っておりますので、時期を見て総括をしたいと考えておりますが、私は、これまで一貫して、市民の皆さんとの良好なパートナーシップの下で、知恵を出し合い、このまちに住んでよかった、あるいは、誇りが持てる、こう思えるまちづくりを進めてまいりました。この間、人口減少、少子高齢化、景気低迷による市税収入の減少や三位一体の改革に伴う地方交付税等の削減など、総じて厳しい環境ではありましたが、特に最重要課題として位置づけた行財政運営の健全化につきましては、多くの皆さんの御理解と御協力をいただく中で、一定の成果を上げることができたものと思っております。

次に、二元代表制についてのお尋ねですが、現在、地方自治制度のもとでは、市長は直接選挙で選ばれる市民の代表であり、また一方で、市議会議員の皆さんも市民の代表であります。行政側としては、議会に対し、十分な説明責任を果たすことが大切であり、そしてこの両者が市政が抱える課題について十分な話し合いを行い、一定の結論を得る努力をすることが必要であると考えており、このことが公正で開かれた市政運営にもつながるものと考えております。

次に、市長の資質、能力についてでありますけれども、今後、地方自治体には、地域主権の推進に伴って、自己決定と自己責任による市政運営が求められ、これまで以上に政策決定能力など個々の自治体の力量が問われるものと思われまます。現在、国と地方のあり方を問われ、また、社会経済状況が大きく変化する中で、これからの市政の推進に当たっては、固定観念にとらわれず、変化に対応できる柔軟な発想が必要であると同時に、地域のあるべき姿を見据え、しっかりとかじ取りができる強い意思とリーダーシップが必要になるものと考えております。

次に、民間出身者が望ましいとの考え方でありまますけれども、ただいまお答えしたとおり、国と地方のあり方や社会経済状況が大きく変化する中で、市政の推進に当たっては、固定観念や既成概念にとらわれない新たな発想が必要であります。さらに、民間の経営感覚やスピード感などが、今、地方行政を進める上でも求められていることから、市政運営に意欲があり、強いリーダーシップを発揮いただける方であれば、民間出身者が望ましいのではないかとお話をしたところでございます。

次に、後継者の問題でありますけれども、先日の記者会見におきましては、私からあえて指名することは考えておりませんとお話をいたしました。その際に申し上げましたが、行政は継続しておりますので、例えば財政再建や新病院建設など、現在進行中の重要な課題について引き続き担っていただける方になつ

ていただければと思っております。

次に、残りの任期中における決意でありますけれども、最重要課題である財政再建につきましては、平成22年度決算での一般会計の黒字化がほぼ確実になってきたと考えておりますが、残されました期間、さらなる経費の節減と歳入の確保に最大限努め、精いっぱい努力してまいりたいと考えております。また、新病院建設に向けた建設費などの検討や中心市街地の活性化など、現在においてもなお解決しなければならない課題が多くありますので、残された期間、これら課題の解決に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例についての御質問であります。まず、これまでの条例策定に向けた取組であります。昨年1月に職員で構成する庁内研究会を立ち上げ、自治基本条例の意義やあり方などについて議論を行い、同年10月に報告いただき、その後、本年1月には市民や有識者から成る小樽市自治基本条例懇話会を立ち上げ、5回にわたる議論を経て、4月に自治基本条例に盛り込むべき内容や周知方法などについて提言をいただきました。この8月には策定委員会を立ち上げ、市民への周知を図り、今後1年ほどかけて、市民の皆さんから意見をいただき、議論を重ねた結果を条例の素案として提言書に取りまとめでいただくことになっております。

次に、策定状況についての感想ですが、自治基本条例は、市民が主役のまちづくりを進めるためのみんなのルールであり、条例策定に当たっては、行政のみでつくるものではなく、広く市民や団体との話し合いの中で制定することが重要であると考えております。そのためには、策定委員会を中心に市民周知などを積極的に行い、多くの市民の皆さんからも意見をいただき、共通の理解を持ちながら取組を進めなければならないものであり、そのためには一定の時間は必要であると考えております。また、この策定の取組が協働のまちづくりの実践であり、市民の自治意識の醸成につながるものと考えております。

次に、今回の参議院選挙の結果についてでありますけれども、昨年の政権交代は、マニフェストに対する有権者の関心が高い中、現状の閉塞感を打ち破りたいという有権者の思いが実現させたものと思っております。しかし、このたびの参議院選挙の結果は、政権交代以降、マニフェストを着実に実行するとともに、景気対策や雇用問題について早急に対策に取り組んでくれるのではないかと国民の期待にこたえられなかったことが大きな要因になっているのではないかと感じています。

また、現在の民主党政権の政策に対する感想でありますけれども、日本経済が円高・株安傾向を受け、経済情勢のさらなる悪化が懸念されるなど、景気、雇用、福祉など国民生活を左右する緊急課題が山積していることから、これらの課題に早急に取り組み、国民の期待にこたえてほしいものと思っております。

次に、国の平成23年度予算編成に対する要望であります。まずは何と申しましても地方交付税の復元、増額と地方一般財源総額の確保を望みたいと思っております。この点については、総務省は、概算要求の中で、地方交付税については本年度とほぼ同額を要求し、あわせて、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について実質的に平成22年度の水準を確保することなどを盛り込んでおりますが、今後とも、さらなる地方交付税の増額などを含めて、必要に応じ、国へ要望してまいりたいと考えております。

また、現下の円高、株安等に対する対策は緊急課題でありますので、本年度の補正予算を含めて積極的な景気対策を期待しておりますし、概算要求基準において提示された一律1割削減や、いわゆるひもつき補助金の一括交付金化などに当たりましては、国は地方財政の自立的かつ安定的な運営に配慮し、その自主性を損ない、または地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行うことがないよう強く求めたいと考えております。

いずれにいたしましても、代表選挙の結果のいかんを問わず、地域主権改革を掲げる現政権の姿勢がき

ちんと国民に伝わるような予算編成にしていきたいと思っております。

次に、財政についての御質問でありますけれども、まず、職員給与にかかわる補正予算であります、給与の独自削減を始めた経緯から説明しますと、この削減につきましては、財政再建団体への転落を避けるために、平成16年度から18年度の各年度に、基本給の3パーセントから7パーセントを削減率の上限としながら、3年後には復元するという内容で職員団体の合意を得て始めたものであります。しかし、三位一体改革による地方交付税の削減や景気低迷に伴う市税収入の落ち込みなどで予想以上に財政再建が厳しい状況となったため、3年後の平成19年度以降も5パーセントの独自削減を継続せざるを得ない状況となり、現在もその状況が続いているものであります。

また、この間、基本給の独自削減に加えて、管理職手当の削減率の拡大や特殊勤務手当の大幅な見直しなど、さまざまな給与抑制措置を実施してまいりました。しかしながら、これらの措置を講じて、なお平成20年度の予算編成におきまして収支均衡予算を組むことが困難となったことから、いわば緊急避難的な措置として、職員へさらなる協力をお願いする中で、期末勤勉手当の独自削減を追加で実施し、歳出の抑制に努めてきたところであります。

このような経緯の中で、このたび平成21年度決算が確定したことにより、現在の健全化計画を上回る収支の改善が図られることとなり、加えて、平成22年度予算におきましても一般会計の繰上充用金の減額や普通交付税の増額計上が可能となったことなどを総合的に勘案し、まずは、追加で削減実施しました期末勤勉手当のうち、12月分の回復措置を図るという判断をしたものであります。

次に、平成21年度の一般会計の決算概況であります、20年度の決算と比較した主な特徴であります、歳入において、景気の低迷等により市税収入が約7億9,000万円減収となったものの、地方交付税と臨時財政対策債を合わせたいわゆる実質的な地方交付税について、国の総額が伸びたこともあり、約12億4,000万円増額となりました。また、国庫支出金や道支出金については、定額給付金の支給や雇用施策等の経済対策により約30億8,000万円ほど増額となり、歳出においては、これらを財源とする補助費等や建設事業費などが増となっております。その他の歳出につきましては、職員給与費が職員数の減などにより約3億9,000万円の減、また、公債費が公的資金繰上償還額の減などにより約7億5,000万円の減、繰出金が病院会計や下水道会計に対する繰出しの増などにより約7億3,000万円の増となり、単年度収支はほぼ前年度並みの約6億3,000万円の黒字となったところであります。

次に、平成19年3月に策定した当時の一般会計の財政健全化計画上の収支計画で見込んでいた21年度の計画数値と実際の決算数値の比較であります、歳入では、市税において8億7,000万円の減、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は約11億5,000万円の増、他会計からの借入金については10億9,000万円ほど増となっており、また、国の景気対策などにより国庫支出金や道支出金が約40億4,000万円の増となり、歳出においても、これらを財源とする補助費等や建設事業費などが増となっております。その他の歳出については、職員給与費が人員の減や期末勤勉手当の独自削減等により約5億5,000万円の減、また、公債費については公的資金の繰上償還額の増により約8億1,000万円の増となり、単年度収支については計画と比べ約2億3,000万円の増となりました。

総じて申し上げますと、策定当時の計画に比べ、景気の低迷等により市税が大幅に減収となったものの、国の地方財政対策により、いわゆる実質的な地方交付税が増額となり、ある程度カバーできたこと、国の景気対策に即した事業等を積極的に実施したことにより関係費目に大きな変化が出たこと、また、財源対策として20年度から実施した期末勤勉手当の新たな独自削減の影響が大きく出ていることなどが主な特徴であります。

次に、一般会計の財政健全化計画の収支計画見直しについてでありますけれども、現計画において目標

としております平成23年度での累積赤字の解消については、21年度決算において累積赤字が約3,000万円程度まで圧縮できたことを考えますと、目標より1年早い22年度決算での達成がほぼ確実になってきたと申し上げてもいいかと思っております。そのような状況を踏まえて、今後は、23年度の国の地方財政対策の動向や市の予算編成、さらには22年度決算見込みなどを勘案した上で来年度以降の収支見通しを示したいと考えておりますが、基本的には、他会計からの借入れなどに頼らない真の財政再建に向けて健全化の取組は継続しなければならないと考えております。

現時点で、来年度以降の健全化計画についてそれ以上踏み込んだ発言は控えたいと思いますが、いずれにいたしましても、来年の第2回定例会への政策予算計上などを踏まえて、改めて今後の財政需要に柔軟に対応できるような新たな健全化計画の策定について検討していくことが必要ではないかと考えております。

次に、新地方公会計制度に基づく財務諸表の作成状況であります。本市におきましては、平成20年度決算から貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書の四つの財務諸表を作成、公表いたしました。平成21年度決算分につきましては、現在、各会計の決算資料などを基に、国が示した作成基準に沿って財務4表に組み替える作業に入ったところであり、議会に対しましては、昨年同様、本年第4回定例会での報告を予定しております。昨年との変更点などにつきましては、20年度決算では財務諸表の連結対象に含めていなかった小樽市土地開発公社や石狩湾新港管理組合などについても、可能な限り連結対象としてまいりたいと考えておりますし、公表に当たりましては、昨年との経年比較を取り入れ、財務諸表の解説を充実させるなど、よりわかりやすい公表に努めてまいりたいと考えております。

なお、本定例会で報告すべきとの御意見でありましたが、現在の決算関係の事務処理に当たりましては、出納整理期間終了後、全庁的な決算内容の把握、国への決算関係資料の報告や決算説明書等の作成などに相当の時間を要し、財務諸表の作成につきましては連結対象団体を増やすこともあり、これからは本格的な作業となりますので、今定例会で報告ができないことにつきましては御理解いただきたいと思います。

次に、経済対策についての御質問であります。まず、本年度の公共事業の早期発注の取組であります。21年度の補正予算を活用して、例年どおり、臨時市道整備事業についてゼロ市債を計上するとともに、地域活性化・きめ細かな臨時交付金関連事業については繰越明許費として比較的少額の工事を多数計上するなど、年度開始後、可能な限り早期の工事着手となるよう努めております。また、地元発注に関しましては、これまでも、地元業者育成の観点から、地元業者が対応できるものについては優先的に発注するよう努めておりますし、また、発注に際しましては、状況に応じて分割するなど地元業者の受注機会の拡大を図っているところであり、今後とも、これらの点を十分踏まえて、市の発注が地域経済の浮揚に少しでも資するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、観光についての御質問でありますけれども、まず、今年度上期の観光入込客数であります。中国人観光客につきましては、訪日客が昨年度は101万人でしたが、今年度は、7月に個人ビザの発給要件が緩和されたことから、最大180万人程度まで増える可能性があると言われております。そうした中、新千歳空港における外国航空機の発着枠拡大により、北海道と中国本土との航空便が増便されており、本市を含む道内をめぐるツアーも増えております。さらには、夏休み期間中、舞鶴港からフェリーを利用し、本市で1泊する上海からのツアーも訪れておりますので、本市においても中国人観光客が増えていると感じています。

また、全体の入込客数といたしましては、施設によってばらつきはあるものの、総体としては前年度を若干上回る状況とお聞きしております。下期につきましては、上海万博の閉幕により外国人観光客の訪日意欲の回復が予想されるほか、スキー修学旅行に対する助成制度を創設したことや、中国の春節のときに

小樽雪あかりの路が開催されることから、観光客の増加に期待を寄せているところであります。

次に、中国人観光客向け決済システム導入促進事業、いわゆる銀聯カードの導入に対する助成制度であります。日本を訪れる半数以上の中国人観光客は、旅行の目的として買物を挙げており、その消費意欲は非常に旺盛であると言われております。一方、中国では、海外旅行をする際の持ち出し可能な外貨が日本円で約45万円程度に制限されておりますが、銀聯カードを利用した場合は、口座に残高がある限り決済が可能となり、海外での消費促進に貢献しています。このことから、本制度は、観光における経済効果を高める上で極めて有効な方策であり、制度の周知に当たっては、カードの説明や導入がもたらす効果についてのPRを行い、利用可能店舗の拡大を図りたいと考えております。

なお、市が実施するカードの利用状況調査に協力することを助成の要件とし、中国人観光客の消費動向やニーズなどを把握し、その効果を検証することにしております。

次に、中小企業倒産防止共済掛金助成であります。4月から7月までの新規加入件数は21件であり、そのうち、助成金の申請件数は2件、助成金額は24万円となっております。この制度は、6か月分の掛金を納付していることを条件としており、今後、申請件数が増加するものと考えております。

次に、小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金についての御質問であります。まず、現在までの申請企業数、業種別件数等についてであります。また正規雇用後6か月を経過していないため、あくまでも事前申請の数字となります。申請企業数は43社、その業種別内訳は製造業11社、医療・福祉10社、卸売・小売業6社、建設業5社、サービス業4社、運輸業3社、飲食業2社、金融・保険業1社、宿泊業1社となっております。また、対象人数は79名、交付予定金額は1,580万円となっております。

次に、交付対象者の拡充についてでありますけれども、本市の奨励金制度は、厳しい新規高卒者の就職状況をかんがみ、その雇用の拡大と地元への定着の促進を目的として創設した制度であり、既卒未就職者も対象に入れますと、新規高卒者の間口を狭くする可能性もあることから慎重に対応するべきと考えております。

なお、政府においては、新卒者雇用特命チームを立ち上げ、既卒者を新卒扱いで採用する企業への助成金拡充などを柱とした新卒者雇用に関する緊急対策を決定しておりますので、今後、それらの動向も注視をしてまいりたいと考えております。

次に、重点港湾についての御質問であります。まず、重点港湾の選定に係ります経緯と市の取組、選定結果についてであります。重点港湾の選定については、国直轄事業の選択と集中を図るために示されたもので、具体的には本年4月に行われた平成23年度港湾関係事業予算要求に係る北海道開発局との事前調整会議の場で説明を受けております。その際の選定要件としては、地域拠点性、取扱貨物量実績、今後の伸び代などのほか、新規事業の予定についても加味されることとありました。

このため、市といたしましても、港湾関係団体などの意見も伺いながら、新規事業の可能性も含めて対応を検討し、6月には北海道局や北海道開発局に対して小樽港の選定に向けた考えを示し、要望を行っております。その後、地元選出国會議員の協力もいただき、私と議長とで、7月27日には国土交通省港湾局長と、翌28日には国土交通大臣政務官と直接面会し、小樽港の果たしている役割や重要性を訴えながら重点港湾の選定について強く要望したところでありますが、発表された43港の重点港湾の中には、まことに残念ながら小樽港が含まれていなかったわけでありました。

この結果につきましては、小樽港が日本海唯一の長距離フェリー航路や中国定期コンテナ航路を有し、また、穀物取扱基地としても重要な役割を担っていることや、今後増加が見込まれているクルーズ客船の寄港数も全道一という拠点性などからすれば、まことに遺憾なことであると考えております。

次に、今後の港湾整備や港湾経営などへの影響でありますけれども、今回の重点港湾の選定目的は、埠

頭の拡大や大型岸壁の新設など、港湾の能力の増強を図るための国直轄港湾整備事業について新規に要求できる港湾を限定するものであります。これに対し、現在、第6次小樽市総合計画の前期実施計画に位置づけている港湾整備事業は、すべて既存施設の老朽化対策としての改良事業でありますので、当面は影響がないものと考えますし、港湾経営に関しましても、小樽港のイメージダウンは懸念されるものの、直接的な影響はないものと考えております。

また、小樽港将来ビジョンにつきましては、具体の整備計画まで詰めているものではありませんので、現時点での影響の有無について判断するのは難しいところでありますが、今後、港湾計画の見直しを進める中で、例えば、クルーズ客船の寄港促進に関して今まで以上の大型客船を対象とした岸壁整備を行おうとする場合など、このたびの選定から外れたことが計画の実現に支障となることも考えられますので、引き続き国の理解を求めていくことが必要であると考えております。

次に、フェリー航路利用促進事業費補助金であります。この事業は、太平洋側フェリー航路と競合する新潟航路について、4月から9月までの期間、小樽発の便を利用する長さ7メートル以上の貨物積載有人トラックを対象に運賃の割引額2万円の2分の1を市が補助することにしたものであります。補助金の支出状況につきましては、7月末までの4か月間で運賃割引の対象となった車両台数が839台でありますので、補助金の支出額は839万円となっており、予算額1,500万円に対する執行率は約56パーセントとなっております。また、事業効果についてであります。対象航路の貨物積載有人トラック台数の前年比較では、この事業を開始した4月以降、毎月、前年を上回り、7月までの累計では約14パーセント増となっております。着実に効果があらわれていると考えております。

次に、病院問題について、何点か御質問がございましたが、私が答弁したもの以外は病院局長からお答えいたします。

まず、保健所長の責務についてでありますけれども、まず、保健所の業務として、地域保健法第6条の中で、医療に関するものでは、医事、薬事に関すること、公共医療事業の向上及び増進に向け取り組むこと、さらに、第7条には、地域住民の健康及び増進を図るため、必要な調査研究、情報の収集、活用を行うべきものとされております。今後とも、地域医療の確保について、医師会、各医療機関と十分な協議を行いながら良好な地域医療の確保に努めていくべきものと考えており、保健所長は、その職場の長としてその業務を確実に進めていくことが求められているものと考えております。

次に、新病院建設に当たっての市内経済への最大限の配慮ということですが、市内経済の活性化などの観点から、公共工事に限らず、可能な限り地元優先での発注に努めてきたところであり、新病院の建設工事についても一定の配慮が必要であると考えております。

具体的な対応策としての建設工事の発注方式につきましては、現在、基本設計では平面プランをまとめる作業といたしましてゾーニングの検討を行っており、この作業を終えた後、概算金額の算定などを行う予定となっておりますので、その作業過程において設計者から工事発注方式ごとに利点や課題をまとめ、提案がなされることになっております。このため、工事の発注方式等につきましては、年内をめどに議会に報告を行い、十分御審議をいただいた上で判断をしまいたいと考えております。

最後に、実施設計業務の予算措置の時期でありますけれども、新病院の建設は、多くの市民の皆さんの要望であり、一日も早い開院を目指して事業を継続していくことが必要であると考えておまして、実施設計予算につきましては、現在のところ、基本設計業務完了後の平成23年第1回定例会への提出を目指したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 濱本議員の市立病院に関する御質問にお答えいたします。

初めに、平成21年度決算の概要についてであります。21年度は、市立病院改革プランに基づき、地方公営企業法の全部適用を行い、病院事業管理者が設置され、病院局となるなど、大きな組織改編がなされました。

私が就任した当初は、新病院の建設が一時中断され、医師が減少するなど大変厳しい状況であり、その中で、経営戦略会議を設置し、医師をはじめとするスタッフとの話し合いを行い、診療材料費削減の取組や形成外科の外来開設など、両病院一体となり経営改善に努めたところであります。

平成21年度決算の内容を平成19年度及び20年度決算、また改革プランと比較しますと、平成21年度は、医師数の減少により入院・外来収益が大幅に減少したことから、一般会計からの繰入金が増額はあったものの、経常収支比率、医業収支比率ともに悪化する結果となりました。

そのような中で、患者1人1日当たりの収入額では、19年度及び20年度決算との比較で入院で2パーセント程度、外来で8から12パーセント程度増となり、改革プランの21年度目標値との比較においても入院・外来収益とも増を達成しております。また、地方財政法上の資金不足額は、平成19年度は約42億7,000万円でしたが、平成21年度決算では31億9,000万円と10億8,000万円の圧縮をいたしました。

いずれにいたしましても、平成21年度は、小樽病院において20年度途中に複数の医師が退職した後の補充が進まなかったことから大変厳しい運営となりましたが、年度の後半には、経営改善の取組の効果が徐々に現われてきたものと考えております。

次に、平成22年度上半期の収支見込みについてであります。病院経営の基本であります入院、外来収益の7月までの累計を平成21年度実績と比較しますと、入院収益、外来収益とも増収となり、合計で約1億6,000万円、6.8パーセントの増収となっております。入院、外来合計は、22年度予算額において21年度決算比で4.6パーセントの増を見込んでおりますので、本年度前半の収益は予算目標を上回っております。これは、前年度よりも医師数が増えたこと、新病院建設に向けて今年度の収支改善が特に重要であることを、医師をはじめ、職員が強く自覚し、頑張っている効果であると認識しております。

一方、8月末に内科医1名が家庭の事情で退職しました。その医師は、外来を中心に診療を行っていましたが、診療体制と収益に影響があるものと考えております。当面は、午後外来の再開などにも取り組みますが、限られた内科医師数で、院長をはじめ、他の医師の負担も限界がありますので、早い時期に医師確保をしたいと考えております。年度途中でもあり、医師補充は厳しいとの認識を持っており、全国公募などを行い、その確保に努めているところであります。

また、下半期の展望ですが、今後も、上半期同様の入院収益、外来収益を維持するとともに、薬品を含めた材料費のさらなる削減と経費節減など経営努力により、引き続き収支改善の取組を強化し、平成22年度の不良債務解消を達成していきたいと考えております。

次に、8月18日に開催された医師会との懇談会についての感想ということですが、この懇談会では、1、新市立病院と小樽市の財政問題、2、再編・ネットワーク化協議会、3、新市立病院の病床数、4、夜間急病センターと2次転送の4点について、医師会から一定の考え方が示された上で、医師会からの質問に我々が答える形で進められ、議員の皆さんや医師会員、報道関係に公開されたところであります。

医師会の考え方については、一部に誤解や、私どもとしては納得のできない数値の引用などもあると感じておりますし、この懇談会についての報道内容につきましては、特に、小樽病院の医師からは、救急受け入れ態勢についての誤解を招くものであり、また、当院の救急医療の実情を公表すべきであるなどの厳しい意見が多く出されております。そのため、専門家の御意見を聞きながら、両病院でも十分検討した上で、必要であれば、今後、医師会との協議を重ねさせていただくことになると考えております。

いずれにいたしましても、地域医療を守るには医師会との良好な協力関係の構築は不可欠と考えておりますし、今後は、医師会の方々と、市民にとってよりよい医療とは何か、それを実現するためにはどうしていくべきかなど、地域医療の問題解決に向けた大局的かつ建設的な協議を重ねていくことが重要であるという思いを強くしたところであります。

次に、起債許可の見込みについてであります。起債許可の条件につきましては、平成22年度の不良債務解消と平成25年度の地方財政法上の資金不足額解消を達成することとされております。そのため、この条件を達成する経営健全化計画を作成して北海道や総務省と協議しており、おおむね妥当であるとの感触を得ており、起債は許可されるものと判断して、第2回定例会で基本設計の予算を計上したところであります。

また、平成21年度以降に基本設計に着手する病院の設備整備費について、建築単価が1平方メートル当たり30万円を上回る部分については交付税措置の対象外とされるところであります。ただし、災害拠点病院等の施設整備費についてはこの建築単価には含めないとされておりますので、新市立病院の建設事業費については全額交付税措置の対象になるものと考えております。

次に、建設費や建設単価についてであります。公立病院は、原則として公共建築工事標準仕様等を基に建設されることとなります。病院は、24時間365日稼働するという性質の建物でありますので、建物の質をできるだけ落とさずに建設費を圧縮する設計プランが必要であると考えております。

このため、建物の形状や構造をできるだけシンプルなものにするなど、経済性を考慮した平面計画にすること、また、ランニングコストやライフサイクルコストについても十分配慮した建物仕様にするなどなどを検討しております。建設費を少なくする検討については、工事設計金額の算定において使用する資材等の単価を決定する手法を変更するなど、経済性を重視した設計積算方法を採用することも今後検討してまいります。

次に、新病院の基本設計業務の進捗状況についてであります。基本設計業務は、基本設計のほか、地質調査、測量調査、テレビ受信障害予測調査を一体として、本年7月1日に業務委託契約を締結したところであります。

基本設計の進捗状況につきましては、契約締結後、設計者から提案のありました各階の平面プランの基となるゾーニング案につきまして、私と両病院の院長が各診療科の医師や看護部をはじめ、各部門の代表者のヒアリングを行い、その結果を踏まえて修正しながら、現在、おおむねゾーニングがまとまる段階まで来ているところであります。また、基本設計以外の業務のうち、測量調査につきましては、8月5日から量徳小学校敷地の測量作業を開始し、9月初旬に現地での業務を終了しており、現在、測量結果の取りまとめを行っているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 教育長。

○教育長(菊 譲) 濱本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、全国学力・学習状況調査にかかわる来年度以降の対応についてであります。先日、全国的な学力調査のあり方等の検討に関する専門家会議から、平成23年度以降の全国的な学力調査のあり方について中間報告がなされましたが、文部科学省からも概算要求が発表され、平成23年度は今年度と同様の方式になる見込みであります。

本市の児童・生徒の学力状況を把握するに当たっては、すべての小・中学校で実施されることが望ましいものと考えておりますが、今後、国や道教委がどのような体制でこの調査に臨むのか、注目しているところであります。

次に、市教委におけるこれまでの学力向上にかかわる対策とその効果、結果の受け止めについてであります。現在、道教委からは、平成22年度の結果について、抽出対象校と希望利用校それぞれの全道の平均正答率が公表されておりますが、いずれの教科も厳しい結果となっております。市教委では、これまでの本調査の分析結果から導き出された課題の改善に向けて、意欲的に学習に取り組める授業づくりの研修会や、学校改善プランの交流会を開催したり、基礎・基本の定着を図るため、すぐに活用できるワークシートや学習の手引などをまとめた「まなぶっく」の作成でありますとか、教師への指導資料や保護者向けリーフレットの作成を行い、一方、道や市の指導主事の学校訪問により、個別の課題と改善方策などについての指導・助言などを行ってまいりました。

今回は、平成19年度当時、小学校6年生だった子供が中学校3年生としてこの調査を受けることとなりますことから、学力の変容が注目されるところであります。道教委からの抽出対象校と希望利用校を合わせた調査結果等の提供は10月上旬に予定されており、これまで市教委や学校が取り組んできたことやその効果等の分析については、今後行うことになります。

次に、学力向上にかかわる道教委からの本市への支援についてであります。道教委では、学力向上策として幾つかの取組を行っておりますが、本市にかかわるものとしては、退職人材活用事業による理数教育の充実や学力向上のために、そして、放課後学習にかかわる時間講師の配置をしていただき、一方、指導方法工夫改善にかかわるティーム・ティーチングの教員加配はもとより、指導主事による授業参観と指導・助言、各種研修会の開催、家庭学習やドリル学習に活用できる基礎問題、チャレンジテストの提供などがあります。

次に、調査結果の公表についてであります。議員御指摘のとおり、市教委では、これまで、本調査の公表に当たっては、実施要領に基づき、自治体ごとや学校の正答率を明らかにした公表は行っておりません。今年度については、実施方式が抽出と希望利用に変わったことから、本調査の目的であります児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとした視点からどういった公表の仕方が望ましいのか、今後、校長会からの意見も聞きながら教育委員会で協議してまいりたいと思います。

次に、学校評価結果をホームページにより公表することについてであります。各学校がそれぞれ特色を生かした活動の様子を市民に発信していくことは、開かれた学校づくりを推進する上からも必要であると考えており、その実現に向けた説明に努めてまいりました。その結果、昨年度はホームページに学校評価の項目を設けて公表した学校が小学校3校、中学校2校の計5校でしたが、今年度は小学校14校、中学校9校、計23校となっております。また、学校評価結果を掲載した学校便りをホームページに載せた学校も加えますと、小学校では24校、中学校においては全校の14校となっております。学校評価結果の公表は、学校が独自に行うものではございますが、ホームページへの掲載については今後も働きかけてまいります。

次に、学校再編と学力向上についてであります。小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画では、学校再編の目的として、教員数を確保することで多様な教育環境の展開につなげること、学年別や教科別の教職員同士で学習指導や生徒指導などについての相談や研究など、協力して取り組みやすい環境を整えること、特に中学校では、免許外教科担任を減少させ、教科担当教員の複数配置を増やすことなどを掲げ、豊かな学びを支える教育環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

教育委員会では、本年5月から7月まで36会場で地区別懇談会を開催してまいりました。引き続き懇談会を開催し、地区での一定の合意ができた学校から再編を進めてまいりますが、御指摘にありますように、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教員の学力向上にかかわる危機意識等についてであります。各学校においては、校長と教員と

がともに本調査の結果について分析し、自校の実情を踏まえて、その改善に向けた取組を行うなど、学力向上に向けた努力を行っておりますが、学力向上委員会の議論の中では、教員の意識の向上が必要であるとの意見もあったと聞いております。公開研究会を行う学校や研修会に参加する教員も着実に増えておりますが、子供の学力の向上を図るには、直接、子供に携わる教員の資質、能力の向上が何よりも重要であることから、今後も、研修の充実や指導資料を作成し、活用していただくなどしながら意識の向上に努めてまいります。

次に、教職員に対する研修についての認識ですが、教職員の服務規則等の実態に関する調査報告書の中には、教育職員の夏期・冬期休業期間の校外研修の状況が示されております。札幌市を除く、全道、後志管内、小樽市の校外研修を行った比率を比較しますと、おおむね同程度の状況であります。この調査報告にある校外研修とは、教育公務員特例法第22条第2項で規定されている研修であり、職務が免除されているものであります。

小樽市における教職員の研修の実態ですが、北海道立教育研究所や附属理科教育センターなど、道立の研究機関が実施する研修講座や、後志研修センター、北海道教育委員会、小樽市教育委員会が主催している研修会には、これまで以上に参加しております。今後も教員の資質能力や指導技術の向上に向けて、研修の機会が確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、学力向上の取組にかかわる見解と今後に向けてであります。子供たちの学力の向上については、すべての市民が望んでいるものであり、市教委としては、こうしたニーズを念頭にさまざまな取組を進めてまいりましたが、依然として厳しい状況となっており、この結果につきましては真摯に受け止めております。

抽出対象校と希望利用校を合わせた調査結果の提供はいまだありませんが、既に、先日、昨年度よりも委員の人数を増やした学力向上検討委員会を立ち上げ、これまでの取組について分析を始め、その成果と課題を検証しているところであります。道教委からは、10月上旬にはすべての結果が提供される予定となっておりますが、検討委員会にはこれまで以上に実効性のある取組を検討していただき、学校、家庭、教育委員会が一体となって全力で進めてまいります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 14番、濱本進議員。

○14番（濱本 進議員） この後の質疑につきましては、予算特別委員会及び各常任委員会等で行いたいと思いますので、以上で終わります。

○議長（見楚谷登志） 濱本議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 3時05分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、質問します。

初めに、山田市長の引退表明についてお尋ねします。

山田市長は、9月2日の記者会見と8日の提案説明の冒頭で、来年4月の市長選挙には出馬しないことを明らかにされました。来年の市長選挙については、市民の関心も高く、なぜ今議会を前に勇退の意向を

明らかにされたのか、その理由についてお聞かせください。

山田市政の12年間の特徴は、財政再建と新市立病院建設への道を開くことではなかったでしょうか。

まず、財政再建についてですが、前市政時代のマイカル誘致と開業わずか2年半後の破綻に伴う財政負担、平成15年度から3か年の三位一体改革に伴う地方交付税の大幅削減、累計54億円、長引く不況による市税の大幅落ち込みによるかつてない財政危機の下での市政運営でした。財政再建と言っても、事実上、市民と職員への犠牲の上での赤字解消でした。みずからの給与もカットに次ぐカットで大変な御苦勞であったと思いますが、財政再建に関する市長の感想をお聞かせください。

次に、新市立病院建設に関してです。

建設地について、一度は築港地区と決めたにもかかわらず、並木病院事業管理者の提言にこたえる形で、本年1月25日、市長は、議長や議会の各会派代表者に3点の理由を述べ、その二つ目に、築港で決まった後も現在地周辺での建設を求める意見が寄せられているとして、新病院建設地を変更すると伝えました。我が党は、市民の強い要望にこたえたという点で勇気ある決断として評価いたしました。新病院建設に関しては、前市長時代に、それまでの市長が、病院事業会計に、毎年度、一般会計から数億円の繰出しをしていたのを止めてしまい、7か年で44億円の不良債務が生じたことが大きな障害となりました。新病院建設にかかわるこれらの経過について、市長の感想をお聞かせください。

次に、3期12年間にわたる小樽市長としての見解を何点かお聞きしたいと思います。

初めに、小樽の魅力を全国に発信する立場で、一言お願いいたします。

高齢化が進み、低所得者層が多い小樽の社会福祉のあり方については、どのようにお考えでしょうか。また、市長として市政に携わって一番印象に残る成果及び心残りになったことは何でしょうか。

思い出を語るにはいささか時期が早いとは思いますが、私が議会に参加した1999年に、市長も初当選でした。早速、立ち上げた市立病院調査特別委員会に参加しましたが、当時、市立小樽病院は、朝、玄関をあける時間が遅く、患者さんを外の風除室に並ばせ、病院の待合室に入れないのです。私が待合室に入れるよう改善を求めても、当時の事務局長は頑として認めません。ほとんど困り果て、市長、どう思いますかと市長に質問を向けると、入れてあげればいいでしょうと一言あり、たちまち解決しました。そのときの事務局長の慌てた姿は忘れられません。

しかし、駅前再々開発では、市民の反対運動があったにもかかわらず、室内水泳プールを廃止しました。市長は、プールの必要性を認め、第6次小樽市総合計画の前期実施計画に基本設計、実施設計を位置づけながら、現在、まだ具体的な建設場所も決めていません。来年度予算の中で新しいプールの基本設計予算を計上するなど、みずからの政策遂行の中で廃止した市民プールの回復の道筋をつけられるよう強く要望します。市長の御意見をお聞きします。

次は、財政問題について質問します。

初めに、平成21年度決算についてです。

21年度実質単年度収支は6億2,924万円の黒字となり、2年連続の黒字で、実質赤字額は約3,073万円まで減少しました。22年度の国からの普通交付税が予算額より4億1,500万円ほど多かったわけですから、22年度中の赤字解消はほぼ確実です。第1回定例会で示した21年度単年度収支の黒字見込み額は1億6,700万円でしたが、その1か月半後には5億300万円になり、今回の決算報告では黒字額がさらに伸びて6億2,900万円です。臨時会の時点の見通しからさらに黒字が増えた理由は何か、お聞かせください。

この経過を見れば、21年度の収支見込み黒字額を過小に見積もり、予算執行を抑制してきたのではないかと、こう思われますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、長年の累積赤字解消に大きく踏み出した21年度黒字決算の主な理由について説明してください。

21年度の最終的な一般会計の決算は、歳入で見ると予算に対して33億1,800万円ほど収入減でしたが、歳出で不用額を21億9,000万円出して6億2,900万円の単年度黒字を出しました。初めに、収入減を出した主なものについて、科目と額、その理由について説明してください。

とりわけ市税収入については、予算に対する収入率は例年に比較してどうか、今後、地域経済の低迷の中でどのような増収対策を考えているのか、お示してください。

次に、不用額です。

21年度は、21億9,200万円と例年より5億円ほど多く、不用額の予算現額に占める割合も2パーセント台から3.6パーセントと増加しています。民生費や商工費、土木費、衛生費、職員給与費などが主なものですが、多額な不用額を出した理由についてそれぞれ説明してください。

とりわけ、土木費の予算は、毎年、減少の一途をたどっていたのが、21年度予算で3億1,000万円ほど増額になっています。しかし、1億9,000万円の不用額を出しては増額した意味がないと思います。市民生活支援のためにせつかく増額された予算をしっかりと使うべきではありませんか。市長の意見をお聞きます。

一般会計の累積赤字解消のめどはできましたが、他会計や基金からの借入れがあります。22年度末での残高見込みを、総額、またそれぞれ幾らになるのか、お答えください。

今後、借入れを続けるのか、返済計画は何を優先していつごろまでに解消するのか、お聞かせください。

次に、22年度の財政運営についてです。

今年度の国からの普通交付税は、予算額より4億1,500万円ほど多く交付されました。小樽市の国に対する交付税額は、基準財政需要額と基準財政収入額の差額として計上されますが、増額された内容はどの分野がどれくらい増額されたのか、小樽市の判断との違いはどこか、お知らせください。

増額された交付税については、どのような歳出計画をお考えでしょうか。

我が党は、今年度の普通交付税が現年度予算よりおよそ4億円多く配分されたことに対して、8月26日、市民福祉向上に関する緊急申入れを行いました。

一つは、ふれあいパスの助成の拡大です。現行ふれあいパス対象市民が負担している110円のうち、当面10円を市の助成対象とすること、予算は約2,500万円です。

二つ目は、ヒブワクチン予防接種への助成です。既に、本年第1回定例会で全会一致で陳情が採択されており、予算は、助成額を半額の3,500円、接種率3割として、初年度480万円、次年度以降は540万円です。

3点目は、小樽市新室内水泳プールの建設促進です。市民の強い要望にこたえて建設場所を決め、工事着工に向けた基本計画策定の予算800万円の計上を求めます。

4点目は、住宅リフォーム助成の制度化です。住宅リフォーム助成の制度は、地域経済の活性化に貢献することが全国各地で証明されています。1件当たり上限20万円の助成額として、初年度は100件分、2,000万円の予算ではどうでしょうか。この提案に対する市長の御意見をお聞かせください。

次に、補正予算についてです。

今回、2008年度から続けている市職員の期末勤勉手当の凍結を12月支給分から解除する提案です。

小樽市の職員給与削減は、現在、管理職手当として部長、次長が13パーセント、課長が8パーセント削減、市職員給与は、平成16年度3パーセントから始まり、現在5パーセント削減です。この間、毎年の人事院勧告でも職員給与等の引下げが続き、独自削減分の割合は減少しています。今年度の人事院勧告は、期末手当以外に本俸のカットが盛り込まれています。先日も、ある保育所の管理者から、公務員給与費引下げが続くと、人件費に連動し、保育単価が安くなり、運営が大変だとの声がありました。人事院勧告に

よる公務員の給与引下げは、地域経済その他への影響が大きいと、我が党は反対してきました。今回、これまでの削減分を0.15か月分回復しても全国水準には0.3か月分不足しています。今後の回復計画の予定をお聞かせください。

今回の人事院勧告では、本俸0.1パーセントの引下げ、55歳を超える管理職給与1.5パーセント削減も示されています。我が党は、職員給与の独自削減の回復には賛成ですが、既に人事院勧告で削減が進んでおり、独自削減した分の全額回復はできないわけですから、早期の回復を進めることが第一です。今回の管理職給与1.5パーセント削減や0.1パーセントの職員本俸の引下げについては、どのように検討する予定でしょうか。

市の財政難に協力したのは職員だけではありません。普通建設事業費の大幅削減に見られるように、市民サービスの削減で赤字財政改善の協力を強いられてきました。先ほど我が党の申入れを述べましたが、今年度の補正予算に反映できないなら、新年度予算でぜひこたえていただきたいと思いますが、市長の答弁を求めます。

次に、「高齢者の社会的孤立をなくすために」と題して質問します。

100歳を超えたお年寄り、本来なら家族や周りの人たちからお祝いされるはずなのに、実は数十年前から行方不明だったという信じられないような事態が全国各地で相次いでいます。高齢者の所在不明は、東京都足立区で111歳の男性が白骨遺体で見つかったことから問題化し、8月28日、共同通信社の調査によると、全国の自治体が所在不明と発表した100歳以上の高齢者は、22都道府県で325人、各自治体の判断で、所在不明も含めて、既に218名は住民票を削除していました。そのうち33人は、死亡届が出されて戸籍で死亡が確認されていたのに、住民票が残っていたため、不明者として発表されていました。不明者の調査で自治体が親族と接触できたのは55件だけで、全く手がかりがつかめない方が大多数です。

市は、7月末現在で、住民基本台帳に登録されている100歳以上の53人の安否を書類調査し、全員の所在を確認しています。しかし、その後、本年度100歳の記念品贈呈対象者25人について調査したところ、99歳の男性が所在不明になっていることが明らかになりました。戸籍では札幌に子供がいることがわかり、消息を調べており、不明の場合は住民登録の抹消を検討する予定です。今後、75歳以上高齢者約2万1,000人についても所在確認の調査をする計画と聞いていますが、調査年齢を拡大した理由と、不明者が出てきた場合の対策、今後、定期的な高齢者調査を続けるのか、質問します。

次に、何点かお聞きします。

報道にあるように、戸籍上、死亡しているのに住民票が残るのはなぜか、また、小樽でもこのようなケースがあったのか、最近の実態と今回の高齢者調査についても、それぞれ原因も含めてお答えください。

市は、現在、所在不明の男性を調査した結果、住民登録の抹消を検討すると言いますが、住民登録がないまま戸籍だけ残ることもあるのか、この場合、戸籍の扱いはどうすべきなのか、現状と考え方をお聞かせください。

足立区の男性の場合は、民生委員が異常に気づき、区役所や警察と連携して遺体が発見されました。しかし、亡くなってから30年です。所在不明者の多くは、いつ、どのようにしていなくなったのか、わからない例が少なくありません。高齢者の孤独死や孤立の背景には、急速な高齢化とひとり暮らしの増加だけでなく、都市化によるコミュニティの崩壊、病気や貧困など複雑な原因が考えられます。行政が高齢者に対する見守りや支援体制を強化することが求められます。

平成21年7月、小樽市は、高齢者見守りネットワークを立ち上げ、今年2年目になります。目的は、市民の中に見守り意識を高めるために、多様な職種に呼びかけて地域の見守りの層を広げると言いますが、これまでの取組内容についてお聞かせください。

異変の判断基準とは何か、異変時の通知先である地域包括支援センターへの連絡件数、警察への通報などはあったのか、お答えください。

このほかに、老人クラブによる友愛訪問活動や民生・児童委員による訪問が行われていますが、平成21年度取組件数と高齢者の実態がどのように把握されているのか、お聞かせください。

ほかに、高齢者と直接触れ合う取組としては、ごみステーションにごみ出しに行けない高齢者等に対して戸別収集を行うふれあい収集や、週1回、各家庭に配食をする給食サービスがあり、いずれも利用者が増加し、高齢者と接触する機会が広がっています。平成20年度と比較し、現在までの増加件数を述べ、それぞれ見守りネットワークの視点で異常発見、変化に対するチェックがどのようにされているのか、その効果についてもあわせてお答えください。

今年の政府の高齢社会白書では、高齢者の社会的孤立について項目が設置され、ひとり暮らしで困ったときに頼れる人がいないとか、ふだん、近所の人につき合いがほとんどないという人が急増していることが明らかになっています。白書では、孤立からつながり、そして支え合いへと向かう取組を提案しています。現在進めている高齢者見守りネットワークの取組を行政としてどのように発展させていく計画でしょうか。今年度の計画と将来的な展望についてもお聞かせください。

小樽市は、平成16年度から高齢者へのお祝い金制度はすべて廃止しており、現在は、100歳のお年寄りに総理大臣からのお祝いを届けるだけです。お祝い金制度にかわり、安心して小樽で暮らし続けられる地域の体制をぜひ進めていただきたいと思います。

また、健康上の問題を抱えるひとり暮らしの高齢者が利用していた緊急通報システムは、国の補助金削減に伴い自己負担額が増加して、平成17年当時、300件の利用者があったのに、平成21年度は21件です。活用できる制度のあり方として検討すべきではないでしょうか。

今回の高齢者の所在不明問題では、住民登録を残したまま行方がわからなくなっても、何年、何十年たっても、家族や近所も、年金、医療を管轄する行政も問題にせず、時間だけが経過してきました。今回、国の通達や通知はなかったのか、高齢者所在不明に対して国の対応についてもお知らせください。

次に、公立保育所の役割こそ充実すべきという立場で、保育所問題について質問します。

本年第2回定例会で提案された市立保育所の規模・配置に関する計画（案）は、第4回定例会で決定する予定です。計画（案）に示されているゼロ歳児の定員拡大、地域子育て支援センターの増設、病児・病後児保育の実施には賛成ですが、長橋保育所を平成24年度末で廃止、最上保育所は平成26年度から28年度末の間に廃止を含めた見直しを図る、手宮保育所は5年後をめどに廃止又は民間移譲等、方向性を決定するとして、現在6か所の公立保育所を3か所にすることについては極めて流動的で不確定な要因が多く、早急な方針決定には賛成できません。

計画（案）の再配置計画の中では、市立保育所は、子育て支援事業や、民間保育所が実施することが難しい障害児保育や病児・病後児保育などの特別保育事業の拡充を図り、地域における保育施策の推進及び総合的な子育て支援の核としての役割を担う拠点として位置づけられています。小樽市の地域的な特徴を考えると、銭函保育所、奥沢保育所、赤岩保育所の3か所だけでなく、地域ごとに必要ではないでしょうか。

計画（案）では、ゼロ歳児の拡大とありますが、今定例会の補正予算にはさくら乳児保育園の新設事業費が計上されています。ゼロ歳児と1歳児を対象とした30人規模の施設です。また、今年度4月から3か所の民間保育所で歳児別定員の変更がされています。全体として25人の定員削減ですが、ゼロ歳児から2歳児は12人増加しています。さらに、これまでゼロ歳児保育を実施していなかった民間保育所が、来年度からゼロ歳児保育を開始する計画もあります。市が来年度に見直しを図る前から既に40人を超える低年齢

児枠が拡大されていますが、市の計画に影響はないのか、市のゼロ歳児定員拡大数は全体で何人か、年度別、施設ごとの計画数をお示してください。

次に、計画（案）では、市立保育所の機能として、保育に欠ける子供を保育するだけでなく、すべての子育て家庭への支援が求められるとあります。現在、保育所開放事業として、地域のお母さんと子供が保育所に来て交流していますが、奥沢保育所や赤岩保育所では地域子育て支援センターとして人を配置して活動しており、参加者も多いようですが、他の公立保育所や民間保育所では1回に1人から2人とのことで、地域の子育て世代への支援という点ではどのように改善すべきとお考えでしょうか。現在の実施状況とあわせてお答えください。

この間、長橋保育所、最上保育所では父母説明会を開催しましたが、それぞれの参加数とどのような意見、質問があったのか、お答えください。

全体の了解は得られるとお考えでしょうか、お聞かせください。

最初に、流動的で不確定な要因が多いと言いましたが、最上保育所の入所定員数45人に対して、4月1日時点では36人、入所率80パーセントでしたが、8月1日では45人、100パーセントの入所率です。これでは入所率が低から廃止とは言えません。近隣の日赤保育所は、昨年までは入所率110パーセントのため、今年度も同様に人員を確保していたのに、今年度は定員数に達しているけれども、昨年並みに子供が集まらなると、子供の入所数にはかなり流動的な実態があります。このような見通しの立たない中で、四、五年先の施設計画を決定していいのでしょうか。大いに疑問です。

次に、待機児童数の問題です。

市は、ゼロ歳児枠の拡大を図り、対応すると言いますが、長橋保育所や最上保育所を廃止したときの受皿として近隣に保育所があるとしています。しかし、現在は車保有率が高く、廃止になれば中心部の保育所に集中することも考えられます。現在、待機児童数が多い保育所は、新光保育園、さくら保育園などの地域のほかに、日赤、ゆりかご、愛育、中央など市内中心部の保育所です。近隣の受入れ枠のある保育所ではなく、中心部に入所希望が集中したらさらに待機児童数が多くなります。どのようにお考えでしょうか。

市は、今後、人口減少、少子化の進展、保育需要の減少を考え、定員削減をしていくが、市立保育所が率先して調整すると言います。しかし、少子化が進み、民間保育所は縮小、廃止の方向もあり得るわけですから、公立保育所が役割を担っていくべきではないでしょうか。小樽市は保育需要が減少していると言いますが、平成18年度から平成22年度までの5年間を見ると、ゼロ歳から5歳までの人口と保育所入所数は確かに減少していますが、保育所利用率は27.1パーセントから28.8パーセントと増加しており、保育需要が減少しているとは言えません。市長はどのようにお考えになるでしょうか。

全国的には、自民・公明政権が認可保育所をつくらず、定員以上に子供を詰め込む規制緩和を進めてきた結果、全国で待機児童数が増加するばかりです。厚生労働省の調査では、平成21年4月の待機児童数が約2万5,400人、同年10月で4万6,000人に1.8倍に増加しています。そのうち85パーセントが3歳児未満です。待機児童で認可保育所をつくること以外の待機児童対策では、全く焼け石に水、効果が見えません。定員超過の詰め込みをやめ、国の責任で認可保育所をつくること以外、解決の道はありません。

しかし、政権交代後の10か月、民主党政権は、保育所の最低基準の撤廃、給食の外部搬入など規制緩和路線を強行に進め、公的保育制度を解体し、親の自己責任で子育て産業から保育サービスを買う仕組みを提案しています。市が提案している長橋、最上、手宮3保育所を公的保育からなくす方向は、保育という公的サービス削減にほかなりません。長橋地域に保育所がなくてよいのでしょうか。公営住宅が立ち並ぶ最上地域から保育所をなくしてよいのでしょうか。財政的な見地から公立保育所を縮小するのではなく、

日本の未来を担う子育て支援に積極的な財源措置を国に求めるべきと考えますが、市長の見解をお聞きします。

最後に、国民健康保険についてお聞きします。

21年度決算報告では、20年度末の累積赤字9億5,481万3,000円が2億911万8,000円に縮小されています。単年度黒字で7億4,569万5,000円は、この数年来の経過を見ても最高額です。我が党は、平成13年度33億8,700万円を最高額とする国保会計の累積赤字を、保険給付費を過大に見積もり、意図的に黒字を出して解消してきたと批判してきました。保険給付費のほとんどを占める療養諸費は、21年度予算で前年比5億700万円ほど減らしましたが、決算では4億9,100万円の不用額を出しています。収支均衡予算としては、当初予算で10億円ほど減額すべきではありませんでしたか。

小樽市の国民健康保険料は、昭和59年度1人当たり5万8,000円が、平成21年度8万9,000円と5割もの値上げになっています。一方、全道主要都市の中で、1世帯当たり所得額は87万562円で最低額です。もし、今回の不用額のうち、1億円は確定賦課で減額しているのですが、残りの3億9,100万円を国保料減額に充てるとすれば、21年度国保料は1人平均、また1世帯平均、当初賦課額より幾ら減額することができたのか、お知らせください。

平成21年度で見ると、小樽市の国保加入世帯は2万2,407世帯、全世帯に占める割合は33.2パーセントです。国保法による保険料軽減措置を受けている世帯は1万2,654件で、国保世帯の56.4パーセントに上がっています。所得に占める国保料負担率は15.9パーセントで、所得300万円で夫婦2人子供2人の4人世帯では国保料は年間61万円、所得の2割です。市役所を退職した皆さんの感想の第一は国保料が高いと聞かされていますが、市長はこの保険料を高いとは考えませんか、見解をお聞かせください。

平成21年度で見ると、高すぎる保険料を払い切れない滞納世帯は2,114件、国保世帯数の8.4パーセント、全世帯数の3.1パーセントです。保険料滞納世帯に発行される短期保険証は728世帯、病院窓口で10割自己負担になる資格証明書は313世帯に発行されています。

全日本民主医療機関連合会が、保険証の取り上げなどによる無保険状態の死亡者について全国調査を行っています。札幌市で大工を営んでいた男性は、1年前から腹痛があったけれども、日給月給で国保料が払えず、資格証明書が交付されていました。資格証明書では窓口で10割払わなければならない、病院に行けない、痛みは強まり、食事も食べられず、62キログラムの体重が48キログラムになったけれども、お金がなくて受診できない。知人の紹介で、北海道勤医協の病院で無料低額診療を実施していることを知り、受診しましたが、既に膀胱がんが進行して全身転移で間もなく死亡されました。

3月4日の参議院予算委員会で、小池晃前参議院議員が行った質問です。この質問に答えて、長妻昭厚生労働大臣は、払えるのに払わないということが本当に証明できた場合以外は資格証明書の発行は慎重に取り扱ってほしいと答弁しています。平成21年度の資格証明書発行世帯313件について、払えるのに払わなかったケースとして証明されているのか、それとも、1年間、保険料を滞納したために、実態が把握できなくても機械的に発行したのか、明らかにしてください。本当に悪質な滞納者と証明されたケースだけに資格証明書を発行しているのか、はっきりとお示してください。

小樽市の資格証明書発行世帯の受診状況は、平成21年度では313件中10件にすぎません。もともとお金がなくて国保料が払えない人に、窓口10割負担ができるわけがありません。資格証明書は、払えるのに払わない悪質なケースに限定すべきです。

この間、国は、子供たちの医療は保障すべきという世論に押されて、2009年4月から義務教育の子供たちに、本年7月からは高校生にも、滞納世帯であっても短期保険証を交付しています。また、インフルエンザ流行に際しても、感染防止の立場から、すべての資格証明書世帯に保険証を発行しました。後期高齢

者医療制度では、医療の必要性の高いお年寄りに資格証明書を出すことはできませんでした。これらの経過を考えても、保険料滞納者に保険証を出さないという制度は、事実上、破綻しているのです。社会保障制度としての国保の理念から見ても、医療の保障となる保険証の取上げはやめるべきです。

厚生労働省の調査では、2008年9月時点で、全国で資格証明書を発行していない市町村が551あります。また、東京都板橋区では、3,254世帯に資格証明書を発行していましたが、所得が均等割の減額世帯に対しては通常の保険証を出すことを決めています。平成21年度小樽市の国保料軽減世帯は1万2,761世帯で、そのうち資格証明書該当世帯は107世帯です。国保法で認められた低所得世帯ですから、最低でもこの世帯に対しては資格証明書の発行はやめて、保険証を交付し、医療の保障をするべきです。市長の見解を求めます。

医療機関を受診したとき、限度額認定証が交付されていれば窓口負担額は所得に応じた限度額を支払えばよいのですが、保険料の滞納がある世帯には限度額認定証は交付されません。市内に住む55歳の男性は、土木作業員で、年間6か月ほどしか仕事がありません。年収120万円ほどで、国保料を滞納し、資格証明書世帯でした。2008年、胃潰瘍の手術で入院、10日間で44万円請求され、保険証の交付を求めましたが、さかのぼって保険料を43万円払うよう言われ、お金がないため、とりあえず家族に借りて2万円払って保険証を出してもらいました。病院からは限度額認定証を出すように言われましたが、滞納があるからと交付されず、結果的に病院代は払い切れず、病院側が免除手続きをしました。このような払えないケースにこそ、限度額認定証を出すべきではないでしょうか。

市長には、医療が必要な人にこそ限度額認定証の発行をしてほしいと思いますが、見解をお聞かせください。

国保の最後は、広域化の問題です。

民主党政権は、さきの通常国会で、国保の広域化を推進する法案を通し、後期高齢者医療制度の見直しとも連動させて、医療保険の都道府県単位化を進めようとしています。

北海道の計画の推進状況、今後の予定をお知らせください。

これまで、国は、医療費が国の基準を超えたり、国保料の収納率が悪い自治体にペナルティーを実施してきましたが、この権限を広域化を推進する都道府県に移行します。また、高額医療費を多く抱える市町村国保に、負担軽減になる保険財政共同安定化事業の変更、一般会計からの繰入れ廃止を推進していますが、これらに照らして小樽市への影響はどうなるのか、プラスマイナス両面からお答えください。

全道一体の運営となれば、住民の保険料軽減や滞納世帯への収納対策など画一的な対応になり、地域の声が反映しにくくなることについてもお答えください。

政府は、75歳以上の高齢者を、会社員やその扶養家族は被用者保険に加入させ、それ以外の大半の高齢者は国保に加入させるとしています。本市国保運営への影響についてもお答えください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私の進退について今定例会前に表明したことについてであります。12年前の前市長につきましてもこの時期に発表したことを参考にさせていただきましたが、私としましては、自分の意思が固まったのであれば、候補者を選ぶにしても一定の時間がかかりますので、早めに態度を表明した方がいいので

はないかとの思いから、先般、進退について考えをお話しさせていただきました。

次に、これまでの財政再建に関する私の感想でありますけれども、私が市長に就任した平成11年当時は、税収の低迷や公債費の増加など厳しい財政状況にありましたことから、財政の健全化を本市の最重要課題と位置づけ、まず、平成12年度には、13年度から17年度までを計画期間とする財政健全化計画を策定し、人件費の抑制や事務事業の見直しに取り組んだところであります。しかしながら、国の三位一体改革による地方交付税の大幅な削減は、その後の本市の財政運営に大変大きな影響を及ぼすことになり、財政再建団体への転落も危惧されることとなったことから、これを何としても回避するため、平成17年3月には財政再建推進プラン、19年3月には改めて財政健全化計画を策定し、財政の健全化に向けて懸命に努力してまいりました。

このように任期中のほぼすべてをかけて財政の健全化と真正面から向き合ってきたわけではありますが、財政の健全化は、さまざまな面での市民の皆様の御理解、御協力や職員の協力がなければなし得なかったものと考えておりますので、市民の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、職員の協力にも大変感謝しているところであります。

一般会計の累積赤字の解消を目前にして大変感慨深いものがありますが、一方で、本来の意味での財政再建はまだ途上にあると言わざるを得ませんので、今後とも、これまでの努力をむだにすることなく、着実に財政再建への道を進むよう願っておりますし、残された期間、私といたしましても精いっぱい努力を続けていきたいと考えております。

次に、新市立病院についてでありますけれども、市立病院の統合新築は、平成11年の就任当初から、地域医療を守ることはもちろん、財政問題としても取り組んできた最重要課題の一つでもあります。この問題でまず取り組みましたのは、実質的な赤字を多額の貸付金としていた処理を是正することであり、就任後の平成12年度予算で一般会計からの繰出金を増額して赤字の増加を抑制することにしました。厳しい財政状況の中で、その縮減は思うようにいきませんでした。この判断は正しかったと確信しております。

また、建設地の問題については、学校の適正配置問題もあって大変苦慮したところであります。私は、市民の命と健康を守るため、また、病院経営の健全化を図るために、老朽化した二つの市立病院の統合新築は不可欠との認識は今もって変わっておりませんし、新病院の建設は多くの市民の望むところであると確信し、残された任期で平成26年度の新病院開院の方向性をより確かなものとしていきたいと考えております。

次に、3期12年の市政について、何点か御質問がございました。

まず、小樽の魅力の発信についてでありますけれども、本市は、自然や歴史など地域資源に恵まれており、また、先日、東京のコンサルが発表した今年のまちの魅力度ランキングでも全国で第5位という高い評価を引き続きいただきました。私としても、こんなすばらしいまちを全国を見てもそんなにはないと確信しています。こうした本市の魅力を多面的に発信することで、観光客の誘致や移住の促進など地域の活性化につながるものと考えており、これまで多くの施策を推進してきたところであります。

また、社会福祉のあり方についてであります。これまで社会経済の急激な変化や国の制度設計の変更の中で、多くの市民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、さまざまな分野での福祉サービスの維持に努め、市民の皆さんがそれぞれの地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりました。これらの施策は、本市にとりまして重要な課題であり、詳細につきましては、3期12年の総括において、時期を見ましてまたお話をさせていただきたいと考えております。

私は、これまで一貫して、市民の皆さんとの良好なパートナーシップの下で、知恵を出し合いながらまちづくりを進めてまいりました。この間、人口減少、少子高齢化、景気低迷による市税収入の減少や、三

位一体の改革に伴う地方交付税等の削減など、厳しい環境ではありましたが、特に、最重要課題として位置づけた行財政運営の健全化につきましては、多くの皆さんの御理解と御協力をいただく中で一定の成果を上げることができたものと思っております。

次に、市営プールについてでありますけれども、第6次小樽市総合計画の前期実施計画で基本設計、実施設計を位置づけていることから、現在、教育委員会において、新市民プール整備事業を進めるに当たり、これまで関係団体と数回の意見交換や高島プールの利用者にアンケート調査などを行ってきております。まずは、建設場所や規模の検討が急がれることから、先進事例の調査を行うなど鋭意検討を進めていると聞いており、私としては、市長部局と教育委員会が十分連携をとりながら取組を進めていくよう指示しているところであります。

次に、財政問題についてでございますが、初めに、平成21年度決算における一般会計の単年度黒字額が本年第1回臨時会時点の見込みからさらに増額となった理由であります。歳入で、市税収入が当時の見込みほど減収とならず、見込みを約6,200万円上回ったほか、歳出では、生活保護費において不用額がさらに約4,500万円増えたことなどから、結果として臨時会時点の単年度収支の黒字がさらに約1億2,500万円増となったところであります。

なお、黒字見込み額を過小に見積もって21年度の予算執行を抑制してきたのではないかと御指摘でありますけれども、赤字団体からの脱却に向けて懸命に努力しておりますので、歳入の確保と経費の節減等には全庁を挙げて取り組んでおりますが、決して意図的に単年度黒字の増額のため予算執行を抑制したということではなく、あくまで年間を通じての事務事業の執行の結果であると考えております。

また、21年度の単年度収支が約6億2,900万円の黒字になった主な理由でありますけれども、最終予算と比べて、まず、歳入では、市民税や固定資産税などの市税収入が予算を約4億1,300万円下回ったものの、歳出において、生活保護費で約3億600万円、職員給与費で約2億5,800万円、公債費で約1億2,200万円など、例年に比べて多額の不用額が生じたほか、一般管理費や繰出金などにおいても不用額が生じたことが主な要因となっております。

次に、一般会計の歳入に関して、最終予算に対し決算額が減となった主な科目とその理由であります。まず、市税におきましては、個人所得の減少や固定資産評価額の減少などにより主に個人市民税や固定資産税などが減となり、市税全体で約4億1,300万円の減となりました。国庫支出金及び道支出金については、合わせて約9億400万円の減となっておりますが、減額要素の中に、事業の繰越しに伴い、翌年度分の歳入になることとなった小・中学校の耐震補強等工事分など約9億6,000万円分が含まれておりますので、その繰越し分を考慮しますと逆に約5,600万円の増となっております。また、諸収入では、商工費貸付金など各制度融資の利用減に伴う元利収入の減が約3億1,000万円、形式計上分を含む雑入の減が約4億8,200万円で、諸収入全体では約6億7,800万円の減となっており、市債は退職手当債や建設事業債の減などにより全体で約12億1,500万円の減となりました。

次に、市税収入の予算に対する収入率の状況でありますけれども、平成21年度は97.2パーセントとなり、例年との比較では、平成20年度は法人市民税で郵政関係の収入があったため99.4パーセントとなりましたが、それ以前の年度では97パーセント前後で推移しております。

次に、市税の増収対策であります。何よりも個人所得の増とともに、企業収益の増や設備投資の増加なくしては市税収入全体の増加にはつながりませんので、先週末に閣議決定されました政府の経済対策も含め、地方の景気浮揚に資するよう積極的な景気対策が早期に実施されるよう強く期待いたしております。

一方で、本市でできることとして、今後とも、さらに一層、企業立地の促進や国や道などとの施策と呼

応した経済・雇用対策事業などの積極的な推進に努めるとともに、市税収入率を上げるため、引き続き、電話や文書による催告、臨戸訪問のほか、悪質な滞納者につきましては給与や不動産などの差押えを行い、インターネット公売による差押え動産や不動産の換価についても積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、歳出における不用額発生の主な理由でありますけれども、まず、民生費の不用額につきましては、各種医療助成や生活保護費などの扶助費において約3億600万円の不用額が生じ、商工費では中小企業等への制度融資に伴う貸付金で約2億7,700万円、土木費では港湾整備事業会計への繰出金や除雪費で約9,100万円、衛生費では新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費で約8,300万円、職員給与費では退職手当や時間外勤務手当などの職員手当等で約1億8,600万円の不用額が生じております。

不用額が生じる要因としましては、予算上の見積りに比べて各制度の利用が少なかったことなどが挙げられますが、一方で、年度末まで予算執行の見込みを把握することが難しいことなどにより、補正予算における減額も困難であるということが挙げられます。

次に、土木費の予算について、不用額を出さずに使うべきとの御指摘であります。例えば、臨時市道整備事業費など建設事業に係る不用額について申し上げますと、このような不用額につきましては、発注時の設計段階における減額や工事の入札差金により生じるのがほとんどであり、当初予定した工事の事業量が確保された上で生じる予算の執行残については、現状の財政健全化の取組期間の中にあつては、基本的には不用額として残すことが原則であると考えます。

しかしながら、緊急の事情が発生した場合や、事業の執行過程において、次年度以降予定している工事などについて前倒しで執行することが効果的であると判断した場合には、これまでも入札差金等を活用して事業を追加して執行してきております。

次に、一般会計における他会計や特定目的基金からの借入れでありますけれども、平成22年度末残高の見込みにつきましては、総額で約50億円となり、内訳といたしましては、下水道事業会計など他会計からの借入金が約30億円、また、特定目的基金については26基金合わせて約20億円となる見込みであります。今後の借入れにつきましては、現在の財政健全化計画の収支計画上では、最終年度である24年度までは見込んでおりますが、これらについては、来年度以降の新たな健全化計画等の策定の中で改めて検討されるものと考えております。

また、返済計画では、何を優先していつごろまでに解消するのかということですが、他会計及び特定目的基金からの借入れは、いずれも借入時に使用予定に支障の出ないよう返済の計画を立てておまして、今後の財政状況において相当の余裕が生じた際には、特定目的基金からの借入金の繰上償還を優先して実施したいと考えております。

なお、借入金の完済年度であります。現在の財政健全化計画で見込んでいる24年度までの借入れをベースにいたしますと、他会計からの借入金は平成39年度、特定目的基金からの借入金については平成38年度に完済する予定となっております。

次に、平成22年度の普通交付税が予算に比べて増額となった内訳でありますけれども、予算作成時の見積もりと比べて、まず、基準財政需要額は約5,900万円の増となりましたが、これは、予算編成時に国から示された対前年度の伸び率よりも実際の伸び率が高かったことなどによるものであります。また、基準財政収入額は約3億7,800万円の減となりましたが、これは、固定資産税が約9,600万円増となったものの、市民税の所得割が5億3,300万円の減、地方消費税交付金が1億4,100万円の減となったことなどによるものであります。基準財政需要額の増と基準財政収入額の減は、ともに普通交付税の増の要素であり、合計しますと4億3,700万円の増となりますが、国から示されたいわゆる割落とし分が2,200万円ありますの

で、差引き4億1,500万円の増となったところであります。

次に、本年度の普通交付税の増額分の使い方についてでありますけれども、これにつきましては、本定例会へ提案しております国等への返還金や災害復旧費の財源などに既に充当しておりますし、このたびの共産党小樽地区委員会からの市民福祉向上に関する緊急申入れに係る4項目につきましては、いずれも一定程度の財政負担を伴い、後年度にも影響を及ぼすものでありますので、基本的には来年度の政策予算の編成の中で検討すべきではないかと考えております。

次に、今回の補正予算に関連して、職員給与の独自削減の回復でありますけれども、一般会計の決算におきましては、平成20年度に引き続き、21年度についても単年度収支が黒字となりましたが、一方では、依然として財源対策のため他会計や基金から多額の借入れを行っていることも実態としてあります。したがって、本市の財政構造そのものが好転したわけではないと認識しており、基本給をはじめとした独自削減の回復につきましては、これまで同様に、今後の財政見通しなどを踏まえて慎重に判断しなければならないものと考えております。

また、本年度の人事院勧告につきましては、昨年に続き、大変厳しい内容の勧告がなされ、本市の取扱いについては、今後、職員組合と協議を進めていくこととなりますが、現行の独自削減にさらに上乘せし基本給の引下げを行うことは、実態としてはなかなか難しいものと考えております。

次に、建設事業や市民サービスのさらなる予算化についてでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、これらにつきましては、基本的には来年度の政策予算の編成の中で検討すべきではないかと考えております。

次に、高齢者の所在不明問題に関連して、高齢者の見守りなどの御質問がありました。

まず、高齢者の所在確認の調査については、対象年齢を75歳まで拡大した理由であります。本市は、高齢化率が高いこととあわせて、単身や御夫婦など高齢者のみの世帯がかなり多いことから、高齢者の孤立化を防ぐために、昨年、高齢者見守りネットワークを立ち上げ、異変時の対応ルール定め、その周知と、地域や事業者などによる見守り活動の拡充を積極的に進めている状況にあります。

このたびの高齢者の所在不明問題に対しましては、100歳以上の高齢者だけの問題ではないとの認識から、当面、調査対象の年齢を75歳まで引き下げたところであります。この調査の結果、所在不明者が出てきた場合にはその後も調査を進める方針としておりますし、また、今後もこのような高齢者の所在確認調査を定期的に続けるかとの御質問でありますけれども、まずは、今回の調査結果が出てから、所在不明者の人数や全体の状況を分析した上でその後の対応を検討することにしております。

次に、戸籍上、死亡しているのに住民票が残るのはなぜかということですが、本籍地並びに住民登録地以外の市区町村で死亡届が受理された場合が想定されます。死亡届を受理した市区町村は、死亡届を本籍地の市区町村へ送付し、住民登録地へは住民票通知をすることになっておりますが、この過程でその住民票通知が遺漏し、住民票が残ることが考えられます。

また、小樽でもこのようなケースがあるかということですが、先般、介護保険の公示送達対象者による簡易調査を行ったところ、数十年前に死亡により戸籍消除された方などの住民票が7件あることがわかり、直ちに職権消除の手続をいたしました。

次に、住民登録がないまま戸籍が残ることもあるのか、そしてまた、この場合の戸籍の扱いについてでありますけれども、情報提供があつて、住民基本台帳法に基づく実態調査をした結果、住んでいないことが確認できた場合、職権で住民票を消除します。その際、関係人から戸籍の届出がなければ戸籍だけが残ることも考えられますので、市としましては関係人に戸籍の届出をしてもらうよう促すこととなります。

次に、高齢者見守りネットワークのこれまでの取組内容でありますけれども、このネットワークは、地

区連合町会、新聞配達事業者、郵便や宅配業者などの団体や業者、さらに小樽警察署などの関係機関を合わせて68の構成団体で昨年7月に立ち上げたものであります。これまでの取組であります。高齢者の見守りや給食サービスの説明会を、町内会や老人クラブなどに対して昨年度は30か所、今年度はこれまで10か所で行っております。さらに、今年度は、協力事業者を広げる目的で、宅配サービスを行っているスーパー16店舗に対して、趣旨を説明し、賛同を得たところであります。

次に、高齢者の見守り活動での異変の判断基準であります。新聞や郵便物がたまっていて呼びかけに応答がない場合、暗くなってもカーテンが開いたままやテレビがつけっ放しで応答がない場合などのほか、言動がちぐはぐになってきていると感じた場合や、認知症が疑われる場合なども含めて、広い意味で異変ととらえてほしいと説明しております。また、異変時の連絡先である地域包括支援センターへの連絡件数でありますけれども、3か所のセンターに確認したところ、ネットワークの立ち上げ以降、これまでで合わせて5件あり、小樽警察署への通報については、確認しましたところ、通報はありましたが、統計的な件数は集計していないというふう聞いております。

次に、老人クラブの友愛訪問や民生・児童委員による訪問活動の実績と高齢者の実態把握であります。まず、老人クラブの友愛訪問の平成21年度の実績は、訪問する側の登録会員が308名で、訪問活動の延べ件数は1,066件と報告を受けており、民生・児童委員については、平成21年度の世帯状況調査の件数では、高齢者のみ世帯の調査件数として1万6,554世帯であります。また、高齢者の実態把握であります。友愛訪問は、昨年までは、各老人クラブの地区ごとに、単身など高齢者世帯の会員で、クラブ活動が減少し、自宅に引きこもりぎみの方を中心に訪問活動を行ってまいりましたが、今年度からは、会員以外にも活動を広げる努力をしているところであります。民生・児童委員については、日々の民生委員活動の中で作成した担当区域の台帳をもとに高齢者世帯を訪問し、実態を把握しておりますが、その際、福祉や介護サービスなどが必要と感じられる場合は、本人への情報提供や関係機関への連絡などを行っております。

次に、ふれあい収集や給食サービスの増加件数と異変時の対応や効果であります。平成20年度と21年度を年度末利用者の件数で比較しますと、ふれあい収集は400件が503件に増加し、給食サービスについては、21年度に業者による配食サービスなどの事業拡大を図り、PRを積極的に行ったこともあり、203件が632件に大きく増加したところであります。

また、異変時の対応や効果についてであります。それぞれの事業ともに声かけや手渡しを基本としており、訪問しても応答がない場合は、そのお宅に電話をかけた後、親族など緊急連絡先に電話連絡します。それでも確認できない場合は、包括支援センターや小樽警察署など関係機関と連携をとり、対応することになります。これらの事業の効果については、それぞれ週に一度の訪問であり、滞在時間は短い状況ではありますが、利用されている高齢者にとっては面会での会話を楽しみにされているとも聞いておりますし、何より生活に対する安心感が少しでも増えているものと考えております。

次に、高齢者見守りネットワークの今年度の計画と将来的な展望であります。今年度は、さきに述べました事業の説明会やスーパーへの趣旨説明などのほか、商店街や市場などに対し、宅配サービスに関するアンケート調査を行っているところであり、今後、同様に見守りネットワークの趣旨を説明し、協力事業者を広げていきたいと考えております。また、ネットワークでは、年1回、会議を開催し、事業の進捗状況や意見交換などを行うことにしております。今年度は、降雪期前に開催する予定であります。また、将来的な展望についてであります。まず、これまで進めてきたように、地域住民の理解や協力事業者を広げることで、ネットワークの網の目がより細かく、さらに幾重にも重なるようにしていきたいと考えております。

次に、緊急通報システムの活用の検討であります。緊急通報システムは、国の補助金の廃止により、

平成17年度には、初期経費と毎月の利用料を助成していた事業から、1万円を上限として初期経費に助成する事業に変更となりました。助成件数は、平成17年度から22年8月まで131件となっております。現行の制度では、緊急時にあらかじめ登録している家族などに通報するサービスや、緊急対処員が現地に駆けつけるサービスなど、警備会社を含め、6業者のサービスの中から利用者を選定していただくことになります。利用料は月額399円から5,040円までとなっており、利用者のニーズによっては安価なサービスを利用できるため、これまではいろいろな機会をとらえて周知してまいりましたが、改めて、今年度発行する高齢者ガイドブックや広報誌などにより本システムの周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、今回の高齢者所在不明問題に対する国からの通達、通知でありますけれども、まず、今回の高齢者の所在不明問題を受けて、当初、厚生労働省からは、8月5日付け、老人の日記念事業の実施に伴う100歳高齢者等関係調査の留意事項についてであります。調査に当たって、本人の確認、面会を行うよう指示がありました。その後、8月13日付け事務連絡では、報告様式の中で、所在・存命確認ができたものとして、面会のほか、入院・入所中の施設等への確認、近隣住民や介護サービス事業所職員への確認、さらに、所在・存命確認できなかった者などの区分が示され、実質的に本人面会の確認範囲を広げたものであります。また、住民票の関係では、総務省から、8月31日付け、住民基本台帳の記録の正確性の確保についてであります。関係部局間の連携強化、戸籍の届出等に基づく住民票の確実な記載、必要と認める場合の調査や住民に対する広報が通知され、戸籍関係では、法務省から、9月6日付け、100歳以上の高齢者であって死亡の事実を確認することができないものに係る戸籍の消除の取扱いについてであります。また、日本年金機構からは、8月13日付け、厚生労働省年金局長から同機構への通知を受け、高齢者の生存確認を行う場合に限り年金個人情報を地方自治体へ提供することが可能になった旨の連絡が来ております。

次に、保育所の問題について何点か御質問がありましたけれども、まず、市立保育所の規模・配置に関する計画（案）におけるゼロ歳児定員の拡大についてであります。現在、ゼロ歳児保育を行っている市立保育所は、銭函保育所、手宮保育所、赤岩保育所、最上保育所の4か所です。このうち、来年度に銭函保育所で5人、手宮保育所で3人、赤岩保育所で4人の合計12人のゼロ歳児の定員を拡大いたします。このほか、奥沢保育所では、現在、ゼロ歳児保育を行っておりませんが、平成27年度に改築工事を行い、28年度から5人の定員でゼロ歳児保育を実施する計画であります。さくら乳児保育園の新設は、現在でも新光・桜地区で保育所入所待ちの低年齢児がいることに対するものであり、他の民間保育所におけるゼロ歳児の拡大は昨年比で3人の増となっておりますが、計画には影響がないものと考えております。

次に、保育所開放事業についての御質問でありますけれども、実施状況は保育所によって異なりますが、毎月1回から4回程度、おおむね午前中に実施されております。また、1回当たりの平均利用者数については、子育て支援センターを有する奥沢保育所は親子で26組、同じく、赤岩保育所は7組、それ以外の保育所では公立、民間ともに1組から2組程度となっております。市では、現在、公立保育所2か所の子育て支援センターを中心に各所で事業展開をしておりますが、今後、子育て支援センターを増やし、地域の子育て家庭への支援についてさらなる充実に努めてまいりたいと考えています。

次に、長橋保育所の説明会でありますけれども、この説明会は、6月30日と8月30日の2回行っておりまして、1回目の説明会には、長橋保育所を利用している32世帯中11世帯が出席しました。主な意見としては、廃止ではなく、民間移譲する考えはないのか、廃止年度を今いる子供たちが全員卒園する26年度末にすることはできないのか、他の保育所へ移った場合に保育時間などの条件は変わらないのかなどでありました。2回目は、8月30日に開催し、11世帯が出席しました。市のほうから、現在の1・2歳児に対する何らかの救済措置を検討している旨を説明し、その検討結果を次回の説明会で報告することとしており

ます。

また、最上保育所の説明会は、7月5日に開催し、32世帯中、出席は5世帯でした。市からは、廃止した場合の転所先として考えている日赤保育所、ゆりかご保育園の入所率が100パーセントを超えていることから、計画素案では26年度から28年度の間には廃止するとしていましたが、26年度に再見直しを行うという表現に変更したい旨、説明しております。出席者の意見としては、廃止が決まった場合、その翌年にすぐ廃止となってしまうのかなどの質問がありました。

保護者との関係では、個別の事情聴取による救済措置などにより、了解が得られるものと考えております。

次に、待機児童に関するお尋ねですけれども、平成21年3月に市が行った次世代育成支援に関するニーズ調査では、保育所を選ぶときには約7割の方が自宅近くを希望しており、実際に約6割の方が自宅近くの保育所に入所しているという結果が出ております。したがって、基本的には、自宅近隣で受入れ枠のある保育所が利用されていくものと考えております。

次に、保育需要についてでありますけれども、平成18年度から22年度までの5年間の4月1日現在のゼロ歳から5歳の人口に対する保育所利用率は、御指摘のとおり、増加しております。しかし、これは、分母となる5歳以下の人口の減少率が、分子の保育所入所児童数の減少よりも大きいためであります。この5年間の保育所入所児童数は、平成18年4月には1,432人でしたが、22年4月では1,314人と118人減少しております。今後も、保育所利用率は3割程度になると思いますが、実際の入所児童数は減少していくものと考えております。

次に、子育て支援に積極的な財源措置を国に求めるべきとの御指摘でありますけれども、現在、政府は子育て支援対策として子ども・子育て新システムを構築し、すべての子供への良質な成育環境を保障し、子供を大切にする社会の実現などに向け検討中であります。保育所行政のみならず、子育て支援全般に関して、国において十分な財源措置をするよう市長会を通して要望してまいりたいと考えております。

最後に、国民健康保険についての御質問でありますけれども、初めに、療養諸費の不用額の保険料への影響額であります。不用額4億9,100万円から既に確定賦課時に減額した1億円を除いて推計しますと、1人当たりの年額で約6,800円、1世帯当たりの年額で約1万400円の減額に相当します。

次に、国保料は高いのではないかと御質問ですが、国保は、本市に限らず、全国的にも零細企業の従事者や年金受給者などの所得が低い階層を多く抱える一方、高齢者割合が高いことから、1人当たりの医療費も他の医療保険の加入者に比べて高いなど、その脆弱な財政構造から保険料が高くなることについては各自治体の共通の悩みだと思っております。とりわけ、本市の国保は、高齢者割合が他の自治体に比べより高い状況であることに加え、病床数が多いことなどにより1人当たりの医療費も道内主要都市の中で一番高い状況にありますので、保険料も高い水準にあると認識しております。

次に、資格証明書交付世帯の実態把握ですけれども、資格証明書は、電話連絡や臨戸訪問をし、不在の場合には連絡票を置くなど接触に努めてきたにもかかわらず、連絡のない方や納付約束を守らず未納となっている方に対し、保険証の9月更新前前に、事前に予告文書を送付し、それでもなおかつ何ら連絡もなく、1年間、全額未納となっている方に交付しており、払いたくても払えない特別の事情をお聞かせいただいた方には基本的に短期証明書を発行しております。

次に、国保料軽減世帯には資格証明書の発行をやめるべきとの御指摘でありますけれども、低所得世帯には、その所得と家族構成により均等割と平等割の7割、5割又は2割を軽減し、負担能力に配慮した保険料となっていることから、多くの方にきちんと納付していただいておりますので、保険料軽減世帯であることを理由に一律に資格証明書の発行をやめることにはならないものと考えております。

なお、特別の事情がある方については、その事情を含めて、市の窓口や電話などにより納付相談をしていただきたいと考えております。

次に、滞納者への限度額認定証の交付でありますけれども、限度額認定証は、厚生労働省令において、原則として保険料の滞納世帯には交付できないことになっておりますが、特別な事情があると認められる場合、交付できる旨、規定されております。市といたしましては、滞納世帯であっても、納付計画が確実に実行されている場合は認定証を交付しておりますが、お話のあった事例の件ではまだ納付計画そのものの交渉が終わっていない状況でしたので、認定証の交付に至らなかったものであります。

いずれにいたしましても、今後も、法令の規定に沿いながら、事情をよくお聞きした上で対応していきたいと思っております。

次に、国保の都道府県広域化に向けた北海道の状況でありますけれども、本年5月に改正された国保法には、市町村国保運営の都道府県単位化、財政の安定化を推進するため、都道府県が広域化等支援方針を定めることができると規定されたことから、北海道も年内に支援方針の策定をする予定であると聞いております。策定に当たりましては、厚生労働省から示された策定要領に基づき、今月中旬に開催される道内6会場でのブロック会議で市町村に説明し、要望を聞いた上で方針案を策定し、再度、市町村から意見を聴取した上、12月末までには方針を決定したいとのことであります。

次に、広域化等支援方針に伴う小樽市への影響でありますけれども、北海道では方針策定に向けて動き出したばかりでありますので、厚生労働省が示した策定要領で定められた事項をどのように具体的に方針に盛り込むかはわからない段階であります。策定要領の中で期待される取組として取り上げられている項目の中では、保険財政共同安定化事業の拡大は高額療養費が多い本市にとってよい影響が期待されますが、普通調整交付金の国からのペナルティー除外については、本市はこれまでペナルティーを回避するため収納対策には重点的に取り組んできた経過がありますので、北海道にはこれらの自治体に対する公平な措置を方針に盛り込むことを期待しています。

いずれにいたしましても、具体的な取扱いが定められておりませんので、本市への影響については明確にお答えできる段階ではありません。

次に、広域化に伴い、地域の声が反映しにくくなるのではとの御指摘でありますけれども、広域化等支援方針の策定に当たっては、厚生労働省の要領の中で、関係者の意見を十分聞くとともに、策定後も含めて、必要に応じて意見の調整を図るため、市町村国保広域化等連携会議の開催を義務づけておりますので、市といたしましても、こういった機会があるごとに地域の声が反映されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者のための新たな医療制度の本市国保運営への影響でありますけれども、国は、後期高齢者医療制度を平成24年度末で廃止し、25年度から新しい医療制度を実施するための検討を進めており、先般、厚生労働省の高齢者医療制度改革会議における中間取りまとめが発表されましたが、サラリーマンの高齢者や被扶養者は被用者保険に、それ以外の高齢者は国保に加入することなど、一定の方向性が示されました。

しかしながら、国保運営に関しては、少なくとも75歳以上は別勘定にした上で、都道府県単位の財政運営を維持し、現行制度の利点を引き継ぐとし、また、若人部分についても都道府県単位化を目指すとの方針が盛り込まれましたが、全国知事会で全年齢の都道府県化の拙速な議論に反対しており、また、多くの課題が付記され、年末に予定されている最終取りまとめに先送りされている状況でありますので、現時点での本市の国保運営に対する影響は明確にお答えする状況ではありませんので、御理解をいただきたいと思います。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

○8番(中島麗子議員) 保育所問題と国保の広域化の問題に絞って再質問します。

質問で明らかにしましたがけれども、最近の政府の報道でも、全国的には待機児童が3年連続で増加しているのですね。厚生労働省は、この待機児童の定義についても2001年から変更しているのです。ただ、保育所に入れなかった子供を待機児童と言うわけではなくて、通常の方法ですから、ふだん、車で走っている方は車、徒歩の方は徒歩、その方法で30分以内に通える保育所にあきがあれば、これはもう待機児童ではないというふうに定義を変更しているものから、小樽市で出している子供たちについては待機児童にカウントされていません。実際に、小樽市で4月1日時点の待機児童数というのは、平成17年から22年4月1日まで、28人、17人、17人、19人、6人、10人、毎年入れない子供がいるのです。これは、全部、厚生労働省に報告されず、小樽市には待機児童はいないということになっているのです。そこを確認したいと思います。

そうすると、こういう子供たちの数も入れたら、全国的には、4万人と言っていますけれども、もっとたくさんの待機児童がいるはずなのですね。そういう点で、小樽市の子供たちがちゃんと保育所に入って子育て支援の対象になっているのかどうかということが大事なのですが、私たちは、小樽市の待機児童がちゃんと解消される方向になるのかどうかということが問題だと思うのです。実際には、8割、9割がゼロ歳児ですが、今回、保育所施設の廃止見直し方針ということですが、待機児童が増える、そういうことにならないのかどうかという点についてははっきりお答えいただきたいと思います。

あと、全体で6か所ある公立保育所のうち、ゼロ歳児保育をやっているところは4か所あると言いますが、実際には、産休明けから見ているのは三つしかないのですね。最上保育所は6か月から見ているだけですから、産休明けの保育は受け入れていません。それなのに、奥沢保育所はゼロ歳児を受け入れる予定をつくったと言いますが、実際には改築して平成28年度から受け入れるのであって、6年後の計画なのですよ。本当にゼロ歳児保育を充実させようと思ったら、公立保育所が率先して産休明けをやっていないところで受け入れるのが本当ではないですか。民間保育所のほうでいろいろ動きが出てきて、積極的に需要にこたえるということになっているのですが、公立のほうはやめる計画と6年後の計画だけでいいのですか。そもそも子育て支援という立場からいけば、保育に欠ける子供たちだけではなくて、地域ごとに子育てをしているお母さんたちに開放事業もやるというふうになっていますが、それ自体だって体制がないところではなかなか有効活用になっていない。そういう対策をするのに、減らす方向が妥当なのかという点では極めて疑問ですね。

本来なら、公立保育所が率先してゼロ歳児保育の開設、推進、対応すべきだと私は思いますが、この点ではどんな議論がされた結果の方針なのか、再度、お答え願いたいと思います。

国保の問題ですが、ただいまは、まだ12月末の計画ということで具体的なことはわからないというお話、それも本当にそうだと思います。ただ、全体として、広域化によっていろいろ平準化されるということの期待もかなり高いようなのですが、その反面、北海道のように大変広い地域でたくさんの市町村があるところでは、広域化されることによって国保財政の安定化になるのかどうか。むしろ、国保自体が徴収機関になってしまうのではないかと、そういう心配もあると思うのです。確かに、今、市長が、国保の脆弱な基盤からいっても国保料が高いというのは全体がそうなのだとおっしゃいましたが、小樽市は、国保の収納率が高くなって国からの普通調整交付金のペナルティーは受けておりません。しかし、12月の末までに支援化方針を都道府県で策定すれば、ペナルティーになっているお金を今回は課さないという国の政策があるのですね。北海道全体で24億円ぐらいが国からのペナルティーとして課されるのを回

避することができるものですから、何とか積極的に、この12月末までに支援化等計画をつくるという話になってきているのです。9月7日の道議会保健福祉委員会で、我が党の真下紀子議員が行った国保広域化の質問の中で、ペナルティーを受けていた市町村は確かにペナルティーがなくなるという形でよくなるけれども、ペナルティーを受けていなかった小樽市のような自治体の場合にはどういう形になるのかと、そういう質問をしますと、道のお答えでは、少なからず交付金に影響が生じると答えているのですね。これは、つまり、交付金でペナルティーがかかっていない小樽市としてはマイナス要因になるということがあるのではないですか。この点については、もう一度はっきりお答えいただきたいと思います。

それともう一つ、一般会計の繰入れも、全道市町村の国保料の均一化に向けて、急激な負担増や軽減策として、国と道が出している広域化支援金のほかに一般会計からの法定外の繰入れなども考えるとやっているのです。そうすると、広域化によって他の財政的に困難な市町村との均一化を図る中で、小樽市の国保料がさらに高くなるということはないのでしょうか。市民の国保料負担の問題と小樽市に対する財政支援の問題と、どちらもマイナス要因が強くなる心配はないのかについて、今の段階でもう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 福祉部長。

○福祉部長（中村 浩） 保育所について2点御質問がございますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、待機児童の関係ですけれども、現在、公立保育所と民間保育所総体の保育需要についての計画につきましても、次世代育成支援行動計画の後期実施計画での数値だけがございまして、例えば、高齢者等のかつてのゴールドプランとか、それに類するようなものは現在ございません。あくまでも次世代育成支援行動計画の後期実施計画での目標事業量、これがいわゆる保育需要の推計でございましてけれども、その範囲内で待機児童が出ない形の公立保育所の定員見直しを進めていきたいと思っておりますので、現在、（案）で出している数値についていろいろな議論がありますので、それをどういう形で見直していけるのかについて現在検討中でございます。

それから、ゼロ歳児保育について、現在3か所しかないというお話しでしたがけれども、これにつきましても、確かに、ゼロ・2歳児の保育需要が高まっていきますので、これを、今、民間保育所で予定されている分、あるいは、国の制度改正で、保育に欠ける、欠けないにかかわらず、仮称でこども園と言っておりますけれども、そういう形のいわゆる子育て支援の施設整備のことも考えておられるようですので、そのあたりを見ながら計画の見直しを進めていきたいと考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 医療保険部長。

○医療保険部長（志久 旭） 広域化によりまして、財政調整交付金が、収納率向上に努力してきたところには影響があるのではないかと御質問でございますけれども、その部分につきましては、私どもが道での説明会に行った中でも、具体的な金額はわかりませんが、少なからず影響はあるということになっておりますので、それは否定することにはならないと思います。

ただ、道内180市町村でございますので、各市町村で利益相反する面があると思っておりますので、メリット・デメリットで、小樽市のような市町村にすべての項目でメリットになるということにはならないのだろうと思います。デメリットになる部分もあるし、メリットになる部分もあって、小樽市は高齢化が進んで医療費が高いというのがありますし、所得水準が低いということで保険料をなかなか取りにくいという部分

がありますので、広域化によって、総体としては、私はプラスになるというふうに考えております。

それから、一般会計の繰入れ、法定外の繰入れも考えているという意味合いが、はっきり説明を聞いておりませんのでわかりませんが、財政が一本化になりますので、各市町村から一本化になった都道府県単位の財政のところ、小樽市から何億円という一般会計を入れるということにはならないと思います。ただ、恐らく、後期高齢者医療制度もそうなのですけれども、保険料については分賦金方式ということで、標準保険料を定めて小樽市の場合は幾ら払ってくださいという金額を指定しまして、それが納まらなければ、例えば、収納率が低くてそれが確保できない場合は一般会計から繰入れ補てんをして都道府県単位のところに納めるとか、小樽市のように逆に収納率の高いところは、情報によりますと保険料率を下げることもできるという言い方にはなっています。

ただ、詳細はまだ決まっておきませんので、今申し上げましたことが完全にそうなるとは言えませんけれども、そういう方向性は示されてございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

○8番(中島麗子議員) 国保の問題ですけれども、小樽市は保険料が幾らだというふうに指定されたとして、では、その保険料が小樽市民にとってどうなのかということも議論する場というのが、現在の議会のように保障されるわけではないですね。後期高齢者医療制度の北海道レベルの段階でも、各市町村から決められたわずかな議員で決定されて、ほとんど市民の顔の見える議論にならない。こういう国保などという非常に身近な保険制度の保険料や実態についての議論が地域住民の参加が弱まるような形で進められることになっては、問題だと私たちは思うのです。そういう点で地域の国保のあり方については、広域化というやり方の中でちゃんと保障されていくのかどうかということは極めて心配なところ。そういうあたりでの議論はもちろん必要だと思います。

ただ、全国知事会も、あまり賛成している立場ではないとおっしゃっていましたが、これはどういう立場であり賛成していないのか、そのこともちょっとお聞かせ願えたらと思います。

あと、保育所のほうは、こども園なんかができいけばと言っていますけれども、小樽でこども園をつくりたいという話があるのですか。あまり聞いたことがないのですが、そういう一般的な中身ではなくて、今の部長の答弁を聞いていても、待機児童の解消やゼロ歳児の中身をどう解消していくのかというのは極めて抽象的な方針なのですね。来年度にゼロ歳児の定員を12人拡大、奥沢保育所は6年後に5人と言っていましたけれども、これで間に合うのか、保育所廃止との関係ではどうなのかというあたりがあまり見えてこないお話なのですけれども、こういう状況で第4回定例会で決められるというふうに考えているのでしょうか。最後に、このことだけを聞いておきます。

○議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 医療保険部長。

○医療保険部長(志久 旭) 知事会がどうして反対しているかということですが、これから医療費の見通しがどうなるのか、新制度の中で財政見通しがどうなるのか、その中で都道府県の負担が増えていってしまうのではないかと、国が責任を逃れて都道府県の負担が増えていくのではないかと懸念してのことだと思います。

それで、議論する場がないのかどうか、地域の住民の声が届くのかどうかという部分でございませけれども、実は、まだ12月の最終までに課題として延ばしている部分で、運営主体が、知事会も反対してございますので、現在の後期高齢者医療制度の広域連合の形でそのままというのが知事会の主張ですけれども

も、都道府県単位なのか、まだどちらになるかは決まっておりません。広域連合でありますと、私どもの山田市長も議員として議会に出ておられますし、大竹議員にも出ていただいております。それから、道議会ということになりますと、各会派の道議会議員の皆さんが出ておられますので、その中で十分に住民の声が反映されるのではないかというふうには考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 福祉部長。

○福祉部長(中村 浩) こども園についての御質問と、それから、待機児童が解消されるのかということも含めてですけれども、まず、中島議員から、御質問といたしますか、御指摘があったのは現在の認定こども園のことだと思います。これについては、文部科学省と厚生労働省の両方の基準を満たさなければならぬので、なかなか実際には幼稚園とか保育所でその認定こども園が設置されていないのが現状でございます。小樽市内で幼稚園から認定こども園について検討しているというお話がございますけれども、現政権で子ども・子育て新システムを検討されて、そこで、認定ではなくて、いわゆるこども園という新しいイメージを出しておられるのですけれども、認定こども園にしても、それから、新しく考えられているこども園にしても、設置の財源について国の補助制度が明らかになっておりません。現在、今年までである保育所等の補助制度については基金があるわけですけれども、それは今年度限りですので、そのことが民間事業者にとって新しい認定こども園なのか、あるいはこども園なのか、あるいは乳児保育園の増設なのか、そのことの意味決定を進めていない大きな要因であると思っております。そのあたりは、この制度がはっきり、ほかの例えば高齢者医療とか障害福祉と同じように平成25年度からという制度改正になっていまして、その姿が見えないといわゆる足を踏み出せないというのが民間事業者にとっては実際問題としてあると思っております。

それから、もう一つ、待機児童をなくするためにどういう計画なのか、いわゆる廃止ありきの計画ではないのかということなのですけれども、それは、廃止ありきではなくて、現在、長橋保育所あるいは最上保育所について、年次を示して、こういう計画であったらどういふ支障があるかということ、それぞれ、直接的には現在の保護者の方々に御意見を個別に伺っているわけですけれども、それをどういふふうで解消していくのか。それから、実際に保育需要というのは雇用情勢との絡みがありますから、それで単純に人口の自然動態だけでは見られませんので、その部分を見ながら実際の定員について見直しを進めていきたいということでございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

○8番(中島麗子議員) 第4回定例会で決めるのかということについてのお答えがありませんでした。

○議長(見楚谷登志) 福祉部長。

○福祉部長(中村 浩) 失礼いたしました。

第4回定例会で決めるかといいますか、今のスケジュールの確認でございますけれども、現在、パブリックコメントが終わりまして、その結果の報告をいたします。そして、保護者なり地域との最終調整などをしまして、第4回定例会にその結果を報告申し上げたいと思っております。

○議長(見楚谷登志) 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時41分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

議 員 千 葉 美 幸

議 員 吹 田 友 三 郎

平成22年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成22年9月14日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

27番 見楚谷 登 志

出席説明員

市 長	山 田 勝 麿	副 市 長	山 田 厚
教 育 長	菊 讓	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	小 軽 米 文 仁	総 務 部 長	山 崎 範 夫
財 政 部 長	貞 原 正 夫	産 業 港 湾 部 長	磯 谷 揚 一
産 業 港 湾 部 参 事	鈴 木 勇 三	生 活 環 境 部 長	明 井 隆 生
医 療 保 険 部 長	志 久 旭	福 祉 部 長	中 村 浩
保 健 所 長	秋 野 恵 美 子	建 設 部 長	竹 田 文 隆
会 計 管 理 者	中 塚 茂	消 防 長	会 田 泰 規
病 院 局 經 営 管 理 部 長	吉 川 勝 久	教 育 部 長	大 野 博 幸
総 務 部 企 画 政 策 室 長	迫 俊 哉	総 務 部 総 務 課 長	中 田 克 浩
財 政 部 財 政 課 長	黒 澤 政 之		

議事参与事務局職員

事務局長 小原正徳
庶務係長 島谷和夫
調査係長 関 朋至
書 記 木戸智恵子
書 記 佐藤 誠

事務局次長 佐藤正樹
議事係長 中村弘二
書 記 相澤 幸
書 記 小林由美子
書 記 高野香織

開議 午後 1時00分

○副議長（佐野治男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、山田雅敏議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議案第3号ないし第41号及び第44号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐野治男） 1番、秋元智憲議員。

（1番、秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 第3回定例会に当たり、公明党を代表し、質問します。

初めに、9月2日に記者会見を開き、引退を表明した山田市長には、これまでの任期中、財政的にも大変に厳しい状況の中、市政に取り組み、特に財政健全化では、市職員給与の削減や市民に負担を求めたふれあいパスの有料化など、苦渋の決断もあったと思います。山田市長は、これまでの任期を振り返り、どのような感想をお持ちなのか、伺います。

いろいろな評価がある中で、私は、リーダーシップを発揮し、財政再建団体になるのを防いだ、この事実は何より大きな実績であろうと考えています。しかし一方では、市民サービスの低下、市民への負担があったのも事実であります。また、市立病院問題では、大変な御苦勞もあったと思います。やはり、残念なのは時間がかかってしまったということでしょうか。市長は、残された約8か月間でどういうことに力を入れて取り組むのか、この点についても伺いたいと思います。

次に、財政について質問いたします。

百年に一度とも言われたリーマンショックやドバイショック、ギリシャショックが世界経済を深刻な状況に追いやる中で、日本経済は円高・株安に歯止めがかからず、一日も早い対策が望まれている中、政府は、やっと8月30日、追加経済対策の基本方針を決定、同日には日銀も臨時の金融政策決定会合を開き、さらなる金融緩和に踏み切ることを決めました。

しかし、この中身は、いずれも想定された範囲内で、遅すぎる対応に市場では失望感が広がり、東京株式市場日経平均株価の値下がり、外国為替市場の円相場の急伸状況を踏まえ、日経新聞でも、「政府・日銀の追加対策は日本経済を成長軌道に乗せるには力不足」と報じられております。

公明党としても、こうした不安が広がる中、「円高対策、デフレ脱却に向けた緊急経済対策」を発表しました。この中身は、景気対策としては、地域での公共投資の円滑な実施などに向けた地域活性化臨時交付金や中小企業向け緊急保証制度の保証枠の拡充、日銀に対しての追加的な金融緩和を実施するよう提言、急がれるのは長引くデフレからの脱却を可能にする抜本的な経済対策であり、この対策をしない限り、再び景気が二番底に陥るおそれも出てきており、市内経済のさらなる悪化を危惧するところですが、今回の円高等による市内中小企業と市内経済に与える影響について、市長の見解を求めます。

次に、平成21年度決算について伺います。

小樽市の21年度当初予算は、20年度の約6億5,948万円の赤字を引き継ぐ形でマイナススタートとなりました。しかし、職員給与削減等を行う中、企業会計から借入れを行い、収支均衡予算を組む形となり、決算説明書を読みますと、予算の執行に当たっては最少のコストで最大の事業効果が発揮されるように、事業の必要性・優先性・費用対効果を再検討するよう徹底を図ったとのことですが、まず、費用対効果の検討の趣旨はどのようなことで、その結果、どのような効果があったとお考えか、お知らせください。

また、健全化判断比率はすべてクリアしたとのことですが、各企業会計、基金からの借入れなどの対策

があったのも事実で、今後、この問題をどう解決していくのかが問われると同時に、喫緊の課題であり、この問題解決についての見解をお答えください。

財政調整基金、減債基金については、財源調整や市債の償還に充てるために、平成12年度36億4,300万円あったものを、年々取り崩し、16年度以降は両基金ともゼロとなっております。12年度以前はどう推移してきたのか、また、安定的な財政運営を行うためにも今後の見通しと対策についてお答えください。

21年度一般会計歳入内訳の構成を見ますと、市税が145億1,900万円で25パーセント、地方交付税が155億5,900万円で27パーセントを占めており、市税収入は年々減少しております。21年度は、前年度比7億8,800万円の減となっております。市税収入率についても、12年度以降、下がる一方であります。

市税収入減の原因としては、世界同時不況を挙げられていますが、世界経済もいまだ明るい兆しがない状況下で大幅な増収も望めません。しかし、歳入の4分の1を占める市税収入が大幅に減り続けることは、本市にとっても大きな影響があるものと懸念するところです。

そこで、今後どのような見通しを持って対策を講じていくのか、市長の認識を伺います。

小樽港港湾計画について質問いたします。

初めに、若干、小樽港の歴史について触れておきたいと思います。

明治4年、開拓使庁が札幌に置かれ、小樽港は、海陸連絡の要地に位置づけられ発展してきました。明治13年、手宮一札幌間に鉄道が敷かれ、石炭輸送とともに港湾活動がより発展、北海道商業の中心を担ってきました。また、北海道開発の進展は目覚ましく、明治22年には特別輸出港に指定され、同じく、明治32年には外国貿易港に指定され、大正10年には南北防波堤が完成し、昭和に入り、相次いで第1、2、3号埠頭や荷さばき施設、保管施設が整備され、昭和26年、港湾法第2条に基づき、重要港湾に指定されることになったわけであります。昭和45年には大型長距離フェリーも就航、平成14年には小樽と中国を直接結ぶ定期コンテナ航路が開設、小樽港は目まぐるしく変わる時代の要請にこたえるべく整備、発展してきたわけですが、国は、これまで直轄で整備費を充ててきた特定重要港湾23港、地方の拠点になる重要港湾103港を指定し、整備を進めてきたのに対して、2010年度港湾整備事業費を前年度比25パーセント減の1,655億円に削減、先日来、報道されておりますように、平成21年12月25日、これまでの重要港湾のうち、新規事業として整備を進める重点港湾を新たに指定し、「公共事業の選択と集中を進める」との考えを示し、先月、8月3日には重点港湾43港を発表したものの、本市はこの選定から漏れることが明らかになり、関係者は、怒りと驚き、そして落胆をしたわけであります。

小樽港は、道内の特定重要港湾を除く重要港湾の中で貨物取扱量が第3位であり、大型長距離フェリー航路や中国との定期コンテナ航路が既に開設され、さらには、近年、大型客船の寄港が増え、まさに観光立国を目指す国の方針と合致するにもかかわらず、選定から漏れたことについて、そもそも取扱貨物量実績、地域拠点性により絞込みを行い、港湾管理者などからも意見聴取を経た上で決定されるとのことだったはずではなかったのか。

そこで、これまで、昨年の方針発表後から重点港湾が発表されるまでの経緯についてお知らせください。

報道によれば、国土交通省港湾局は、港湾取扱貨物量の実績の公表、取扱目標と19年ベースの実績値を公表し、達成率60パーセント未満を対象に目標値の改定を要請するとのことですが、本市は、目標年次を平成10年代後半とし、目標年次における取扱貨物量3,850万トンで、19年実績値が1,441万1,000トン、達成率は37.4パーセントと極めて厳しい状況です。このような状況を踏まえ、今後、どんな港を目指していくのか、港湾計画を見直す時期、計画内容と具体的な項目についてお知らせください。

次に、小・中学校耐震化とエコスクールについて質問いたします。

公立小・中学校耐震化について、国は、公立学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす活動の場

であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっているとし、平成19年に取りまとめた生活安心プロジェクト等において、大規模な地震による倒壊の危険性の高い公立小・中学校において早急に耐震化を図ることとしており、特に、耐震化事業についての国庫補助率の引上げにより、その加速策を講じてきました。その後、文部科学省の調査では、7月21日発表の公立小・中学校の耐震化率は、4月1日現在で全国約12万4,000棟のうち73.3パーセントまで耐震化が進み、耐震性に、なし、未診断と判定された施設が26.7パーセント、3万3,134棟あり、このうち、震度6強以上で倒壊する危険性が高いと推計される施設は7,498棟残されていることが明らかになりました。北海道の耐震化率は60.6パーセント、震度6強以上の地震で倒壊する危険があると推計される建物は503棟でした。

小樽市には、小学校27校、中学校14校があり、校舎、屋体を合わせると96棟で、このうち、新耐震基準施行以前の昭和56年以前の建設が52棟、新耐震基準施行後の建設が44棟、耐震化率は45.8パーセントにとどまっています。平成16年度、17年度に実施された耐震化優先度調査や、平成20年度、21年度に実施された耐震診断の結果を踏まえ、特に優先度調査で優先度ランクが①-4と判定された4施設について、I s値は極めて低いことが予想されます。例えば、21年度に耐震診断を行った長橋中学校は、教室管理棟の優先度調査結果が③-2だったにもかかわらず、I s値が0.24と極めて低く、震度6強以上の地震で倒壊などの危険性が高いとされるI s値0.3を下回っています。

本市では、小・中学校の規模・配置の適正化について進められている状況があり、ブロックによっては計画期間も15年と長期にわたるために、耐震化を早期に、かつ計画的に進めることが望まれます。市が16年度、17年度に行った耐震化優先度調査で耐震化優先度が低いと判定されながら、国が速やかに耐震化を進めるべきとするI s値0.3未満に該当する施設が出てきております。本来であれば、I s値0.3未満の施設を優先的に改修するべきであると考えます。平成20年の第2回定例会では、我が党の千葉美幸議員の質問に対して、緊急度の高いものから改修していくとし、優先度調査におけるランクの上位に位置づけられている学校施設については、I s値0.3もしくは0.4未満となる可能性はありますが、最終的には耐震診断によりI s値が判明することになりますと御答弁されておりますが、であるとすれば、優先度が高い施設の耐震診断を早急に行うことが本来の目的になるはずであります。

今定例会には、花園小学校の耐震診断事業費として570万円が計上されています。花園小学校の耐震診断に反対するわけではありませんが、優先順位18位でランクも③-1の学校が、今回、耐震診断を行うと判断した経過について御説明願います。

その上で、市が行った耐震化優先度調査と耐震診断のI s値との整合性についてお答えください。

現在、国は、耐震補強工事の国庫補助率を3分の2に引き上げ、耐震化の前進に効果を上げている改正地震防災対策特別措置法は、今年度末が期限であり、来年度には本来の補助率である2分の1に戻ることになっております。そうなれば、厳しい財政事情で耐震化が遅れている小樽市の負担は重くなり、耐震化はますます困難になると思われませんが、特に、優先度調査で1判定を受けた施設の今後の計画的な耐震改修に向けての考えをお答えください。

次に、文部科学省では、平成9年度から、学校施設において環境を考慮した施設、エコスクールづくりを推進し、平成22年4月現在で1,077校の公立小・中学校をパイロットモデル事業として認定するなど、エコスクールの普及に努めています。現在、全国では、建築後20年以上の建物が全体の約8割を占めている公立小・中学校施設は、耐震対策のため、建替えや改修整備が必要となっており、今後、新築、改築時には環境面などに配慮し、長寿命化が望まれ、改築または改修整備を実施する際には、耐震工事とあわせ、省エネ対策や省CO₂対策を行い、エコスクールづくりに積極的に取り組むことが地球温暖化対策の一つ

として注目されております。

本市では、既に長橋小学校で太陽光パネルの設置工事が行われております。今後、エコスクールの推進についてどのような考えで取り組まれるお考えなのか、お知らせください。

次に、児童虐待防止法に関連し、質問いたします。

近年、親による子供への虐待事例が年々増え続け、報道などでも、全国でも児童虐待防止への関心は高まっております。児童虐待は、1990年代に入り、児童相談所への相談件数が増え始め、「子供を虐待から守る法整備を」との声が関係者より上がり、児童虐待の防止等に関する法律が2000年11月に施行されました。この法律の目的について、第1条に、「この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。」とあり、国はもちろん、地方公共団体にあっても、児童虐待の予防と早期発見が責務であると明記されております。

また、2008年4月1日には、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、政府は、この法律施行後、3年以内に制度見直しの検討を行い、必要な措置を講ずることになるとともに、この改正で、児童虐待の対応で中心的な役割を担う児童相談所に、裁判所の許可状を得た上で強制的に立入調査ができる権限が与えられました。いわゆる臨検であります。しかし、強制的に立入りに踏み切った事例は、これまでわずか3件と非常に少ない結果となっており、残念ながら、児童虐待防止法の施行後も歯止めがかからず、年々、虐待は増加傾向にあり、虐待相談対応件数では、平成11年度の1万1,631件から平成21年度4万4,210件と3.8倍に増加しました。

警察庁のまとめでは、今年上半期に摘発された児童虐待件数は181件、前年同期比15.3パーセント増、摘発人数は199人、20.6パーセント増で、いずれも統計をとり始めた2000年以降、最多に上ったとの結果が発表され、虐待で死亡した児童も7人増えて18人となり、事件の内容別の内訳は、身体的虐待が140件、性的虐待が31件、育児放棄が10件でありました。摘発が急増した背景として、2000年に児童虐待防止法が成立したことで、児童虐待への国民の意識が高まったこともあり、通報が増えたのではないかとも言われております。

この全国的な結果を踏まえまして、初めに、この児童虐待防止法施行後、小樽市の状況について質問いたします。

まず、小樽市の直近3年間の相談件数と主な内訳についてお答えください。

相談を受ける際には、例えば、児童福祉司など専門的な知識を持った人が対応に当たることになると思いますが、児童福祉司等の資格を持っている人数と、これらの人材育成という観点から、小樽市が現在まで取り組んできた内容とこれから取り組むべき課題についてもお知らせください。

次に、この法律では、国及び地方公共団体の責務として何点が挙げられていますが、この責務に関連して質問いたします。

児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、児童虐待の防止ができるよう、そして、人材の確保及び資質の向上を図る点からも、研修等の必要な措置を講じることとなっております。本市がこれまで行った研修等の内容と対象者、参加人数と研修後の効果について、また、平成19年の改正により、設置が努力義務となった要保護児童対策地域協議会の設置状況と活動内容、その役割と課題もありましたらお知らせください。

次に、児童虐待に係る通告義務等について、必要な広報、その他の啓発活動に努めることが求められております。実際、私も児童虐待の疑いのある件で相談を受けたことがあります。もしかして児童虐待なのかと感ずることがあっても、どこに相談すればいいのかわからない。全国でも、例えば病院の医師や学校の教員が虐待を疑うようなことがあったとしても、なかなか通報までには至らないと言います。その原因の一つが、「もしかしたら虐待じゃないかもしれない」、「違っていたら大変だ」など、通報に対して二の足を踏むさまざまな要因を取り除く努力が必要と考えます。

また、大阪市のマンションで2人の幼児が母親から置き去りにされ、死亡した痛ましい事件も、児童相談所は、複数回、周辺住民から通報があったにもかかわらず、マンションに幾度も足を運んだものの、立入調査には踏み切らなかったことで幼い命を救うことができませんでした。二度とこのような痛ましい事件を繰り返さないためにも、どのような行為が児童虐待に当たるのかなど、市民や関係機関への啓発活動について今後どう進めていくお考えなのか、伺います。

通常、本市では、児童虐待の相談を受けた場合、どのような手順で対応するのか、家庭への訪問も含め、問題解決までの流れを説明願います。

この項の最後になりますが、被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待を受けた児童のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割、その他、児童虐待の防止等のために必要な事項について調査研究及び検証を行うことが自治体の責務とされております。今後、小樽市において、児童虐待対策として、病院や学校との連携を今まで以上に強化していくことが非常に重要になっていると考えます。関係機関との連携に問題があった場合、どうその事例の分析を進めるのか。分析を進める上での体制と内容、また、予防、早期発見の対策、児童及び保護者へのケアなどについての考えをお示しく下さい。

次に、小樽市立病院に関連して質問します。

市立病院問題は、平成11年5月24日、市立病院調査特別委員会を設置以来、10年を超え、現病院の経営問題、二つの病院の統合新築問題等、さまざまな議論をされてきました。特に、近年、公立病院の多くが医師不足などによる医療の低下と経営の悪化という問題に直面しており、このような中で、昨年、千葉県の銚子市立総合病院が診療休止に追い込まれたことは記憶に新しいところです。

国は、19年12月24日、公立病院改革ガイドラインを策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対して、20年度内に改革プランを策定するよう要請しました。本市も、この要請を受け、パブリックコメントを経て、21年1月22日に小樽市立病院改革プランを策定、この改革プランの目標達成のために、並木局長の下、職員一丸となり、日々努力を重ねておられることと感じております。

初めに、並木局長就任以来約1年半が過ぎようとしておりますが、今回の21年度小樽市病院事業決算書を作成するに当たり、並木局長の率直な感想と目標達成までの決意を伺います。

次に、2010年度の診療報酬改定案が、2月12日、中央社会保険医療協議会から厚生労働大臣に答申され、本年4月から実施されております。改定内容は医療の提供体制や患者の負担に直結すると思われませんが、診療報酬改定は0.19パーセントのアップ、しかし、引上げが小幅にとどまったことで、今後、この診療報酬改定によって小樽市立病院改革プランや市民にどのような影響があるのか、お答えください。

また、診療明細の発行が無料で義務づけられたことにより、患者側にどのようなメリットがあると考えられるのか、お知らせください。

次に、人材の確保についてであります。

さきにも述べたとおり、現在の医師不足は、本市の病院経営にも大きな影響を与えてきました。8月に

は内科医が1名退職したことで、さらに病院経営へのダメージは避けられません。今後の医業収益等への影響を懸念するところではありますが、今後の人材確保という観点から質問いたします。

本市改革プランには、医師の確保として、「勤務医が働きやすい環境や働きがいのある職場とするため、医師に係る勤務条件の改善を図り、医療機器や院内環境整備などを推進して診療体制を充実する」とありますが、これまで、現病院での働きやすい環境や働きがいのある職場づくりでの具体例とその効果について説明してください。

また、医師の過酷な勤務状態が全国でも問題になっております。本市2病院での医師の勤務条件の改善はどのような努力をされてきたのか、お聞きします。

次に、新市立病院計画概要について、何点か伺います。

初めに、市民のニーズについてどう把握し、この計画に反映させているのか、伺います。

私が議席をいただいた平成19年4月以来、一貫して行ってきたことは、市民との対話であります。公明党小樽市議団は5名おり、この5名で約3年半の間に延べ2万6,224名の市民と対話を重ねてまいりました。市民が、日々、何を考え、何を求めているのか、市民の声にしっかりとこたえていくためであります。もちろん、新市立病院への声も多くあり、「老朽化した病院を一日も早く建て替えてほしい」、「1か所で診療が受けられるような病院をつくってほしい」、「札幌に行かなくても小樽で治療を受けられるようにしてほしい」など、本当にたくさんの御意見をいただけてきました。もちろん、市民のニーズに100パーセントかなった病院をつくるのは、財政的にも、医療従事者を確保する上でも困難なことですが、どこまで市民のニーズと現実のできる最高の医療を市民に提供できるのか、市として、これまでどう取り組み、今後、どう市民のニーズを反映させていくのか、お聞きいたします。

現在、課題がたくさんある中で、病院の将来像についていろいろと議論されております。10年後、20年後、30年後の市立病院のあるべき姿や提供する医療など、意見もさまざまです。しかし、私が考えるには、もちろん将来の病院のあり方をしっかりと検討、議論を重ねていかなくはなりませんし、心配される豪華な病院、過剰な病床数などだれも求めていませんし、これは、市としても、私たち議員も、何より市民も求めていません。ある市民の方が言うておりましたが、現在病院にかかっている患者のことを考えているのか、本当に疑問だと。まさに、今一番考えなくてはいけないのは、どうすれば現在入院、通院している患者、市民の皆さんに最良の医療を提供できるのかということではないでしょうか。将来にわたって医療面でも財政面でも市民に安心してもらえるよう、しっかりとした説明も重要になります。今後、どの時点で市民への説明をするのかについても伺います。

また、診療科が多すぎる、病床数が多すぎる、こういう議論もされています。将来を見据えた上で、23診療科388床をどう設定したのか、市民にとってメリットがあるのか、具体的にお答えください。

次に、現在の両病院を合わせた医師を23診療科に当てはめると、医師が足りない診療科は幾つあるのか、万一、開院時までには医師が見つからなかった場合はどうするのか、医師確保も含め、具体的な確保対策と見直しをお答えください。

また、全体の388床は変わらないまでも、23診療科の各科の病床数については現在の計画のままで見直すつもりはないのか、見直すとしたらどのタイミングで見直し、公表するのかについてもお知らせください。

次に、新病院の耐震化について伺います。

新市立病院計画の概要を見ますと、災害拠点病院に指定されていることから、ヘリポートの設置や免震構造が検討されています。小樽市にあつては、非常に、災害、特に地震の被害については余り記憶にないところですが、調べますと、これまでの本市での大きな地震は、平成5年7月12日、北海道南西沖地震で

は震度5を記録しております。このときの市立病院と現医療センターの被害の状況についてお知らせください。

また、現市立病院と新しい敷地での地盤の違いがありましたらお知らせください。

新しい敷地で建設するに当たり、耐震と免震での構造上の違いや特徴、コストについて、建設する上での建設費の違いについてお知らせください。

次に、新病院建設に当たり、一般には民間より公立病院のほうが圧倒的に高い建設費が問題になっていきます。第2回定例会の市立病院調査特別委員会でも取り上げ、CM（コンストラクション・マネジメント）方式や契約の方法などの発注・入札方式などを研究してほしい旨、伝えておりましたが、市もいろいろな方法を検討してみたいという話でした。その後、検討され、本市で採用できそうな方法はあったのか、また、地元業者も参加できるような方法は考えられるのか、伺います。

改革ガイドラインでは、一般病床及び療養病床の病床利用率がおおむね過去3年間連続して70パーセント未満となっている病院については、本改革プランにおいて、病床数の削減、診療所化などの抜本的な見直しを行うことが適当であるとされていますが、今後の病床利用率の見通しについての考えを伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○副議長（佐野治男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐野治男） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市長就任からこれまでの感想ということでありますが、まだ任期が残っておりますので、時期を見て総括をしたいと考えておりますが、私は、これまで、一貫して、市民の皆さんとの良好なパートナーシップの下で、知恵を出し合い、このまちに住んでよかった、誇りを持てると思えるまちづくりを進めてまいりました。この間、人口減少、少子高齢化、景気低迷による市税収入の減少や、三位一体の改革に伴う地方交付税等の削減など厳しい環境ではありましたが、特に最重要課題として位置づけた行財政運営の健全化につきましては、多くの皆さんの御理解と御協力をいただく中で一定の成果を上げることができたものと思っております。

次に、残りの任期中の取組であります。最重要課題であります財政再建につきましては、平成22年度決算での一般会計の黒字化がほぼ確実にできてきたと考えておりますが、残された期間、さらなる経費の節減と歳入の確保に最大限努め、精いっぱい努力してまいりたいと考えております。また、新病院建設に向けた建設費などの検討や、中心市街地の活性化など、現在においてもなお解決しなければならない課題が多くありますので、残された期間、これらの課題の解決に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政問題について何点か御質問がありました。まず、今回の円高が市内中小企業や市内経済に与える影響ですが、国内経済においては、自動車や家電などの輸出型産業の収益悪化が懸念されることから、円高と株安の連鎖が強まっている状況にあります。このため、国においては、円高の影響に関する緊急ヒアリングを実施し、その中で、最近の円高は既に企業の収益を圧迫しており、このまま円高が継続した場合は国内産業の空洞化がさらに加速するおそれがあるとしております。

市といたしましても、先般、市内の輸出入関連企業11社にヒアリング調査を行ったところ、輸入についてはよい影響があるが、輸出については、仲介する商社が為替差損を吸収しているため、現段階では影響が出ていないものの、このまま円高傾向が続けば価格への転嫁や売上げの減少などの影響が出てくるとの

ことであります。こうした状況は、近年、原材料の高騰などにより厳しい経営を余儀なくされてきた市内企業にとって、さらなる収益悪化や体力の消耗を招くばかりでなく、雇用などにも波及するものと考えられ、本市経済への影響を懸念しているところであります。

次に、平成21年度の決算に関連しまして、まず、予算執行に当たって費用対効果を再検討することとしたその趣旨と効果であります。まず、予算執行の前提となる予算の編成に当たりましては、厳しい財政状況を踏まえ、事業の必要性、緊急性、効果、将来の財政負担等について検討を行い、事業内容、事業費についても可能な限り精査した上で計上することとしております。加えて、その予算の執行に当たりましては、予算を漫然と執行することなく、常にコスト意識を持つことが必要でありますので、実際の事業執行に当たっては、より詳細な設計や見積りに努めるとともに、事業の実施時期や発注方法などにもさらに検討を加え、より少ない予算で少しでも大きな効果を上げるよう費用対効果の再検討を求めたものであります。

また、その効果については、なかなか金額でお示しすることは困難であります。職員一人一人のコスト意識の向上につながることもその大きな効果と考えており、毎年度、このような形で周知徹底を図ることにより、庁内各部における日常業務の中で着実に実践されているものと考えております。

次に、一般会計における企業会計や特定目的基金からの借入れであります。現在の財政健全化計画の収支計画では、平成24年度まで、毎年度、企業会計からの借入れを予定しており、これらの期間、歳入歳出のバランスをとるためには、現時点ではやむを得ない措置であると考えております。この問題の解決に向けては、申すまでもなく収支バランスのさらなる改善が必要であり、そのためにも、まずは、この3年間、回復傾向にある地方交付税等の一層の増額を強く求めていきたいと考えておりますし、私どもといたしましても、これまでの努力を無にすることなく、今後も引き続き財政健全化の取組を継続していくことが必要ではないかと考えております。

次に、財政調整基金及び減債基金についてでありますけれども、まず、財政調整基金につきましては、昭和54年度に6億円を積み立てており、その後、昭和62年度末に約16億5,000万円の残高となったときが最高で、平成16年度末をもって全額を取り崩しております。また、減債基金については、平成元年に約10億円を積み立てたのが始まりで、平成4年度末に最高の約40億円の残高となり、平成16年度末をもって全額を取り崩しております。

なお、両基金合計で最も残高が多かったのは、平成4年度末の約52億円であります。

また、今後の見通しなどについてであります。安定的な財政運営を行うためには、両基金は不可欠であると認識しておりますが、そのためには、一般会計の黒字を継続して維持し、剰余金をこれらの基金へ積み立てていくことが必要となりますので、今後も、他会計などの借入れに頼らない真の財政再建に向けて、まずは財政健全化の取組を継続することが重要であると考えております。

次に、市税収入の今後の見通しと対策でありますけれども、総務省の概算要求時における平成23年度地方財政収支の8月仮試算によりますと、地方全体における地方税収入について、対前年比1.3パーセント増の32兆9,000億円と見込んでいるところであります。現下の円高、株安等の経済情勢の中で、全国的にも、また本市においても、税収の見通しについては不透明な状況であると言わざるを得ないと考えております。

このような状況を踏まえ、市税の増収対策に当たりましては、何よりも個人所得の増加とともに、企業収益の増や設備投資の増加なくしては市税収入全体の増加にはつながりませんので、先週末に閣議決定されました政府の経済対策を含め、地方の景気浮揚に資するよう積極的な景気対策が早期に実施されるよう、強く期待しております。

一方で、本市ででき得ることとして、今後とも、さらに一層、企業立地の促進や、国や道などの施策と呼応した経済・雇用対策事業などの積極的な推進に努めるとともに、市税の収入率を上げるため、引き続き電話や文書による催告、臨戸訪問のほか、悪質な滞納者につきましては、給与や不動産の差押えを行い、インターネット公売による差押え動産や不動産の換価についても積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港港湾計画に関連しての御質問ですが、まず、重点港湾が発表されるまでの経緯であります。重点港湾の選定については、国直轄事業の選択と集中を図るために示されたものであります。選定要件につきましては、当初から明確に示されていたわけではありませんが、本年4月に行われた平成23年度港湾関係事業予算要求に係る北海道開発局との事業調整会議の場で、取扱貨物量実績や地域拠点性、今後の伸び代などのほか、新規事業の予定についても加味されると説明を受けました。

このため、市としても、港湾関係団体などの意見を伺いながら、新規事業の可能性も含めて対応を検討し、6月には、北海道局や北海道開発局に対し、小樽港の選定に向けた考えを示し、要望を行っております。その後、私と議長が、7月27日に国土交通省の港湾局長と、翌28日には国土交通大臣政務官と直接面会し、長距離フェリーや外貿コンテナの定期航路を有し、穀物取扱基地やクルーズ客船の寄港地となっていることなど、小樽港の拠点性、重要性を訴えながら重点港湾の選定について強く要望したところでありますが、先日の発表には小樽港が含まれず、まことに遺憾な結果となったわけでありました。

次に、小樽港の港湾計画の見直しでありますけれども、現行の港湾計画は平成9年に改訂したもので、それまでの取扱貨物量の推移や企業ヒアリングなどを基に目標貨物量を設定したものであります。その後の経済情勢や企業戦略の変化などによって、小樽港を取り巻く環境は厳しさを増し、特にフェリー航路が半減したこともあって、貨物量の計画値と実績値が大きく乖離した状況になっております。

こうした中、国土交通大臣から、計画値と実績値の乖離が大きい港湾を問題視する発言もありましたが、市といたしましても、さきに策定した小樽港将来ビジョンや近年の経済・社会情勢を踏まえ、新たな港湾計画の必要性を感じておりましたので、これを契機に計画の見直しを進めることにしたものであります。計画の見直しのスケジュールや具体的内容につきましてはまだお示しできる状況にはありませんが、今後の物流動向やまちづくりの視点からのニーズを的確にとらえつつ、目標貨物量や施設計画、さらには土地利用計画などの見直しを行い、物流と交流空間の調和のとれた小樽港ならではの魅力ある港湾空間の創造を目指していきたいと考えております。

次に、児童虐待防止法に関連しての御質問であります。まず、本市の直近3年間の虐待相談件数と主な内容であります。平成19年度の相談件数は54件で、そのうち、主なものとして育児放棄が約5割、身体的虐待が約3割となっております。20年度は49件で、身体的虐待と育児放棄がともに約4割となっております。また、21年度は27件で、育児放棄が約6割となっております。

次に、職員の資格と人材育成についての御質問ですけれども、子育て支援課の担当係には、児童福祉司になり得る資格であります精神保健福祉士の資格を有する嘱託員が1名おります。また、人材育成に関しましては、児童相談所などが主催する各種研修会への参加や、国などから配付される教材を活用して行っております。専門的な資格を生かすためには、こうした研修を重ねながら実務に習熟していく必要がありますが、市町村でそのような人材を十分に確保することは難しく、専門機関である児童相談所のさらなる体制強化が望まれるところであります。

次に、本市が行ってきた関係機関の職員の研修でありますけれども、小樽市要保護児童対策地域協議会が主催し、保育士や教職員、保健師、民生児童委員など、子育て世代の親子と接する機会の多い機関や組織の方々を対象に、毎年、セミナーを開催しております。参加人数は30人から50人程度で、児童相談所の

職員が講師を務め、講義のほか、虐待のモデルケースを設定し、ケースに応じたアプローチの仕方や支援方法などについてグループ討議を行っています。研修の効果につきましては、実践的な内容で日常業務の参考になっているものと思っております。

次に、要保護児童対策地域協議会についての御質問ですが、本市では平成17年9月に設置しておりますが、これは、平成13年から設置していた小樽市地域児童虐待防止対策連絡協議会の名称を変更し、移行したものであります。構成機関は、小樽市をはじめ、警察署、児童相談所、幼稚園、小・中学校、民生児童委員協議会など16の機関により構成されています。その役割は、要保護児童などへの適切な保護と支援を図るもので、個別の事案に対するケース検討会議や、虐待予防等に関する市民啓発、関係機関の職員等への研修などを行っており、今後も協議会を構成する各機関の連携を一層図ってまいりたいと考えております。

次に、市民や関係機関に対する今後の啓発活動についてでありますけれども、市民への啓発につきましては、これまで実施してきている広報誌への掲載や、乳幼児健診会場、小・中学校でのパンフレットの配布などを継続しながら、さらに啓発の効果を得られるような取組を進めてまいりたいと考えております。

また、関係機関への啓発ということでもありますけれども、医師会や各教育機関、保育所、民生児童委員協議会のほか、多くの組織が要保護児童対策地域協議会の構成機関となっておりますので、協議会全体で意識啓発に取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、児童虐待の相談を受けた場合の本市の対応であります。一例で申し上げますと、虐待を疑う通報を受けた場合には、子供の安全確認のため、子育て支援課の職員が家庭訪問を行います。さらに、児童相談所への報告や関係機関との情報交換を行うとともに、必要な場合にはケース検討会議を開催し、具体的な支援・指導方法や各機関の役割分担などを協議いたします。支援・指導に当たっては、一時保護など児童相談所が行う専門的な対応を除き、児童相談所の助言を得ながら、関係機関が連携して問題が解消するまで継続的な支援・指導を行ってまいります。

次に、関係機関との連携などありますけれども、各機関の連携に関する業務につきましては、協議会の調整機関である子育て支援課が担っており、問題が生じた場合には、ケース検討会議の内容や進行管理の状況について再確認などを行い、各機関の責務や対応について調整を図っていくこととなります。予防等の対策につきましては、市民啓発や関係機関の職員等への研修、さらには、各種の子育て支援事業や保健師等による家庭訪問などさまざまな取組が必要であると考えております。また、児童、保護者へのケアには専門的な知識が必要な場合も多くありますので、児童相談所の助言を得ながら対応していくこととなります。

次に、市立病院に関連しての御質問でありますけれども、私が答弁する以外は病院局長からお答えいたします。

新病院の建設工事の発注・入札方式でありますけれども、建設工事の発注方式につきましては、現在、基本設計では平面プランをまとめる作業といたしましてゾーニングの検討を行っており、この作業を終えた後、概算金額の算定などを行う予定となっておりますので、その作業過程において、設計者から、工事発注方式ごとに、利点や課題のほか、入札等への参加者などを含めた提案がなされることになっております。このため、工事の発注方式等につきましては、年内をめどに議会への報告を行い、十分御審議いただいた上で判断してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐野治男） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 秋元議員の小樽病院に関する質問にお答えいたします。

初めに、平成21年度決算書を作成するに当たっての感想と目標達成までの決意ということですが、平成21年度に、市立病院改革プランに基づき、地方公営企業法の全部適用を行い、病院事業管理者が設置され、私が管理者に就任いたしました。就任当初は、新病院の建設が一時中断され、医師が減少するなど大変厳しい状況であり、その中で、経営戦略会議を設置し、医師をはじめとするスタッフとの話し合いを行い、診療材料費削減の取組や形成外科の外来開設など、両病院一体となり経営改善に努めてきたところであります。残念ながら、平成21年度は、小樽病院において、20年度の途中で複数の医師が退職し、その後の補充ができなかったことなどから、入院・外来収益が大幅に減少するなど大変厳しい運営となりましたが、年度の後半には経営改善の取組の効果が徐々に現われてきたものと考えております。

今年に入ってからは、前年度よりも医師数が増加したことと、新病院建設に向けて今年度の収支改善が特に重要であることを医師はじめ職員が強く自覚し、頑張っている効果が入院・外来収益の増という形になって現われてきております。私としましては、今後も入院・外来収益を維持するとともに、薬品を含めた材料費のさらなる削減と経費節減などの経営努力により、引き続き、収支改善の取組を強化し、新病院建設の起債許可条件の一つである平成22年度の不良債務解消という目的を達成していく決意であります。

次に、診療報酬改定の影響についてであります。平成22年度の改定は10年ぶりにプラス改定となりました。全体の改定率は0.19パーセントですが、急性期病院に厚い改定であるため、本市の病院事業では年間1億円程度の収支改善につながると見ております。一方、患者様にとりましては、若干の負担増は避けられませんが、救急、産科、小児、外科等の医療の再建を重点目標に、がん医療、認知症医療、感染症対策、肝炎対策などの推進などに配分の見直しがなされていることで、より安心して充実した医療を受けることができるものと考えております。

次に、診療明細書の発行が無料化されたことによる患者様のメリットについてであります。今般の改正の視点の一つである、患者から見てわかりやすく、納得ができ、安心・安全で生活の質にも配慮した医療を実現する視点に位置づけられる明細書の無料交付により、患者様が受けられた注射や薬、検査項目などを詳細に知ることができ、これまで以上に納得した上で医療に参加できるというメリットがあると考えております。また、医療の透明化の観点からも、情報が提供されることにより、医師と患者の信頼関係が深まるといったメリットもあると考えております。

次に、医師にかかわる処遇の改善についてであります。医師の勤務の程度に相応した手当が必要という観点から、昨年度より時間外に救急医療に従事した場合の手当などの見直しを行っており、医師のモチベーションの向上にもつながったものと考えております。また、メディカルクラークを配置し、医師の業務量軽減にも努めているところですし、空調設備を更新するなどして働く環境の整備も図っているところであります。私としても、医師全員と直接面談し、要望を聞き、必要があれば改善に努めておりますので、このことも医師の処遇改善の一助になっているものと考えております。

いずれにいたしましても、医師の働きに対し、正当な評価をすることが非常に重要であると考えております。

次に、市民ニーズに沿った医療の提供ということですが、私といたしましては、小樽市内で2次医療まではしっかり対応できる地域住民に安心、信頼される医療体制を確立することが、結果として市民ニーズに沿うことにもなるものと考えております。この体制の構築は、市立病院だけですべてを担うことはもちろんできませんので、市内の公的病院等や医師会との連携を強化し、お互いが切磋琢磨し、補完し合う体制を整備することが不可欠であります。

市といたしましては、さきに再編・ネットワーク化協議会を設置し、協議をしていただき、1次、2次医療については市内において完結できる医療体制の確立を目指すこととしたところであります。今後も、

医師会や公的病院などの関係者と引き続き建設的な協議を重ね、安定的な地域医療を提供できる体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、病院の将来像についての市民への説明ということですが、新市立病院の問題につきましては、平成11年度以来、これまで10年以上にわたり、議会で審議をいただいておりますし、その中には新病院の規模・機能についても十分議論をいただきました。その間、広報おたるでは20回以上にわたり関連記事を掲載し、ホームページでもお知らせしてきたところであります。また、平成19年には、市内6か所で地域説明会を開催し、統合新築の必要性などを説明し、御意見もいただけてきたところであります。

今回、基本設計を再開するに当たり、再編・ネットワーク化協議会の報告内容も踏まえ、規模・機能などに最終的な検討を加え、これまでの見直し経過も含め、計画概要をまとめましたが、その内容については、全文を市のホームページに掲載し、公表しておりますほか、広く市民の皆様にお知らせするため、本年8月の広報おたるに4ページにわたる記事を掲載したところであります。現在、第2回定例会での議決を受けて基本設計を行っている段階ですので、基本設計が進み、建物の概要などが明らかになった段階では、地元町会等への説明会を開催するとともに、市民の皆様には広報やホームページでお知らせしたいと考えております。

次に、新病院の診療科数及び病床数についてですが、診療科数につきましては、新市立病院計画概要にも記載したとおり、新病院においては、脳・神経疾患、心・血管疾患、がん診療を柱とし、他の医療機関で担うことのできない疾患の診療を担うこととしており、そのために必要な診療科として、現在の診療機能の継続を基本とし、さらに、現在行っている医療内容から見ての必要性を勘案した上で設定したものであります。

また、病床数につきましては、新病院ではできるだけコンパクトな病院を目指すことを基本とし、すべての診療科の医師から、現在の患者動向や大学医局の意向、新病院において想定される医師の体制や必要な病床数などについてヒアリングを行った上で、将来人口、入院患者の実績、病床利用率、平均在院日数、今後の医師の充足などを総合的に勘案し、設定したところであります。人口推計によりますと、本市におきましては、15年後の平成37年でも高齢者人口は現在とほぼ同等と推定されており、市立病院で担う脳・神経疾患や心・血管疾患、がん診療などの医療ニーズは高い状況が続くと予想されていますので、そのニーズにこたえるため、今回設定した388床は最低限の病床数であると考えております。

ちなみに、388床の内訳は、一般病床が302床、精神病床が80床、結核病床4床、感染症病床が2床であり、一般病床302床のうち、市内の医師が利用できるオープン病床は30床と配慮したところであります。全国の地域の基幹病院で質の高い総合的な急性期医療を提供している多くが300床以上の一般病床を有しており、また、道内において一般病床が300床以上で脳神経外科、心臓血管外科の手術ができ、精神科を有する市立病院の病床数は、札幌は980床、函館734床、釧路643床で、本市より人口の少ない市では室蘭が609床、砂川521床、名寄が469床であり、新病院は道内で最もコンパクトな病院となる計画になっております。

次に、新病院の診療科と医師数についてですが、計画概要における診療科で現在標榜していない診療科は、呼吸器内科、神経内科、リハビリテーション科、総合診療科の4診療科となっております。計画概要にも記載しておりますとおり、この4診療科につきましては、常勤専門医が安定的に充足された場合に標榜することとしておりますし、診療科目などにつきましては、医療環境の変化に伴う見通しを常時必要としており、診療科ごとの病床数についても、あくまでも現時点での目安としております。

また、医師の確保についてですが、これまで、大学の医局と医師の不足する状況下で、新病院のビジョンが示せない中での折衝は困難な状況でありましたが、本年6月の第2回定例会において基本設計

にかかわる予算が可決され、この7月から基本設計を再開することができましたので、その旨を対外的に周知し、働きかけを強めているところであります。また、インターネット上の医師募集サイトにも募集案内を掲載し、全国規模での募集についても積極的に行っているところであります。

なお、医師の確保につきましては、医師が働きやすく働きがいのある病院にすることはもちろんであります。市全体が医療を正しく理解し、医師を温かく迎えられる姿勢を示すことが大切であります。

いずれにいたしましても、医師の確保状況によって診療科目の見直しが必要となりますので、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、平成5年の南西沖地震の際の市立病院の被害の状況ということですが、当時の記録によりますと、小樽病院では、元看護婦宿舎の渡り廊下の外壁の一部が崩落し、医療センターでは、体育館の壁の化粧モルタルの剥離と、当時の看護婦宿舎の温水ボイラーの漏水があったとされております。

次に、現市立病院敷地と量徳小学校敷地の地盤の違いについてであります。新病院の建設地であります。量徳小学校敷地につきましては、基本設計業務の中で行う地質調査業務において現地でのボーリング調査を実施いたしますので、その結果が判明しなければ詳細はわかりませんが、過去に両方の敷地で実施しました調査資料によりますと、おおむね同質の地層であるものと想定しております。

次に、耐震構造と免震構造の違いや特徴等についてであります。耐震構造につきましては、柱やはりなどの構造体自体で地震に耐えられるようにつくられている工法であり、一方、免震構造は、基礎と建物間に積層ゴムなどの免震装置を設置し、地震の揺れる力を建物上部に伝わりにくくする工法であります。それぞれの構造の特徴としましては、耐震構造は、地盤の揺れに応じて大きく揺れ、建物の損害が少ない場合でも機械や備品の転倒によって病院機能が停止することがあると言われております。一方、免震構造は、大きな地震でもゆっくり揺れ、機器や備品の転倒に伴う損傷を著しく低減できるため、地震後の病院機能の維持が可能と言われております。また、コスト面につきましては、免震構造の場合、免震装置の設置が必要なことや装置に伴うスペースが必要なことから、耐震構造よりも建設費が増加することのほか、毎年の定期点検や計測を含めた点検など維持管理費の経費が必要になるものと考えております。

次に、病床利用率の見通しについてであります。平成21年度の決算数値では病床利用率は61.7パーセントとなっております。昨年度に行った許可病床数削減後の7月から本年3月までの間における病床利用率は76.2パーセントとなっており、なお、本年度につきましては、4月から7月までの実績では79.2パーセントとなっており、70パーセント以上を達成できるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐野治男) 教育長。

○教育長(菊 譲) 秋元議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校の耐震化についてであります。教育委員会といたしましては、基本的に、学校再編との整合性を持たせながら計画的に耐震化を進める必要があります。今回、花園小学校の耐震診断事業費を計上したのは、量徳小学校との協議の中で統合校を花園小学校と潮見台小学校とすることに一定の了解を得られましたので、耐震診断を行うこととしたものであります。

次に、市が行った耐震化優先度調査と耐震診断のI s値との整合性についてであります。平成20年第3回定例会の総務常任委員会で学校耐震化に着手する際の考え方を報告させていただきました。その内容としましては、耐震診断が必要となる校舎等が96棟あることから計画的に進めていく必要があること。優先度ランク1、2の校舎を対象に行うが、建築後40年ほど経過している校舎については、耐震補強ではなく、改築の方向で検討すること。適正配置との関係では、現在及び6年後の平成26年度においても標準規模である小学校12学級以上、中学校9学級以上の学校とすることです。これらの考え方により、長

橋小学校など優先度ランク2の校舎のある5校の耐震診断を実施したところであります。

また、耐震化優先度調査は、耐震性能を判定するものではなく、どの学校施設から診断を実施すべきか検討するためのものであり、I s 値との関係では先に診断を実施した学校のI s 値が必ずしも低くはなっていないものであります。

次に、優先度調査でランク1の判定を受けた学校の今後の計画的な耐震改修に向けての考え方でありますが、優先度ランク①-4の判定を受けている手宮小学校、緑小学校、量徳小学校、松ヶ枝中学校の4校については、まず、量徳小学校については、これまでの協議により平成24年4月に隣接校へ統合することについて基本的な了解をいただいたところであります。手宮小学校については、現在再編の議論を進めておりますが、同校を統合校とする場合には改築したいと考えております。松ヶ枝中学校と緑小学校については、松ヶ枝中学校の最上小学校校舎への移転と、緑小学校を改築としたプランも示しており、懇談会で協議を進めているところであります。

最後に、今後のエコスクールの推進についてであります。エコスクールについては、二酸化炭素の削減や環境教育に資するなどといった面からも重要なことであると考えております。先ごろ出された文部科学省の平成23年度概算要求の中でも、公立学校施設の耐震化とあわせて老朽化対策・エコ化の一体的な整備推進が盛り込まれておりますので、国の補助事業の内容なども注視しながら今後の学校改築などに取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐野治男) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 詳細につきましては、各委員会のほうで質問させていただきたいと思っておりますので、これで質問を終わります。

○副議長(佐野治男) 秋元議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時45分

○副議長(佐野治男) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐野治男) 17番、斎藤博行議員。

(17番、斎藤博行議員登壇) (拍手)

○17番(斎藤博行議員) 平成22年第3回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問します。

9月8日、第3回定例会の市長提案説明の冒頭、市長より、4期目不出馬についてお話がありました。理由として挙げられたのは、多選を避ける、年齢の問題、若い柔軟な発想の必要性の3点でした。市長選出馬を決意されたころのことを思い出しながら、12年間の時間の長さを感じています。本当に大変な12年間だったろうと思います。しかし、御苦労さまと言うのはまだ早いと思います。昨日の御答弁では、新病院の実施計画委託料を来年の第1回定例会に提出する意向と聞きました。新病院建設に対する強い思いと、市長の性格を改めて再確認させていただきました。残された期間、与党会派の一員として、最後まで厳しくも支えていきたいと考えております。

質問に移ります。

最初は、平成21年度決算及び22年度補正予算案に関して、何点が質問します。

初めに、市税収入の落込みについてお尋ねします。

平成22年9月に出された財政の概況によりますと、小樽市の21年度市税収入は145億1,900万円で、前年

度と比べ7億8,800万円の減少となっており、税目では、個人市民税3億円、法人市民税1億2,800万円、固定資産税2億6,200万円、都市計画税5,100万円、たばこ税ほか4,700万円の減少となっています。

理由として、個人・法人市民税については、世界同時不況の影響などとされていますが、もう少し詳しく、例えば、法人市民税について言えば、小樽市内のどの業界、どの業種にどのような形で影響があったのか、お示してください。

また、この影響は平成22年度に入っても変わっていないのか、お聞かせください。

平成21年度決算は、歳入569億7,118万5,000円に対し、歳出569億9,810万8,000円で、形式収支は2,692万3,000円の赤字、これに繰越財源380万5,000円を加えた3,072万8,000円が21年度の赤字となりました。しかし、平成20年度分の赤字である前年度繰上充用金6億5,948万円を抜いた単年度で見たときには、歳出が563億3,862万8,000円となり、6億3,255万7,000円の黒字でありました。累積赤字もいよいよ3,072万円まで圧縮できました。平成22年度決算では累積赤字も解消とのこと。この間の市長の奮闘ぶりを見てきた一人として、改めて市長の感想をお聞きしたいと思います。

市長は、小樽市の財政再建では、市民の協力と市職員の協力が大きかったとお話しされています。市民からの協力の部分です。財政再建のため、市民の皆さんに福祉や教育など、市民生活に関して負担増や支給額の削減が行われました。平成21年度までの市民負担も含めた財政効果はいかほどと考えられますか。職員給与費の削減効果を除き、お示してください。

今議会に職員等のボーナスの支給率をもとに戻す議案が提出されています。このボーナス削減は、職員の協力の下、大幅な賃金カットを続けていながら、予算編成に際し、緊急避難としてボーナスの削減をさらに上乘せしたものです。この部分を回復するのは当然だと思います。この間のボーナスの削減の財政効果を職員、特別職に分けてお示してください。

次に、賃金カットの部分です。

これの復元の道筋をつけるよう、何度も市長と議論してまいりました。この間の議論から、職員の給料の復元は、他会計などの借入れなどの問題に一定のめどが立った時点で、市民にお願いしていた部分の回復も含めて検討すると市長は考えているものと理解しておりますが、改めて市長の見解を求めます。

また、財政再建に協力する形で、職員全体が、この間、協力した金額は平成21年度末で幾らになりますか、お示してください。

次に、職員の削減による財政効果についてです。

全会計の職員数は、独自削減を始める前の平成15年の2,123人から平成22年の1,684人と、439人、率にして20.7パーセント減少しています。職員の削減は、本来、業務の民間委託や業務の見直しや業務そのものが終了等によって進められるものですが、問題なのは、こうした職員削減の理由が明確でない中で行われた退職者不補充による職員削減です。このことが職場に与える影響は多岐にわたりますが、昨今の小樽市役所で起きた業務上の事故を見ると、業務の引継ぎや再点検体制の弱体化、職員の健康問題などに表れているように思われます。こうした職員退職者不補充について、市長の見解を求めます。

また、これらの退職者不補充による人件費の削減も大きなものがあったと考えます。その効果をお示してください。

次に、平成21年度小樽市病院事業決算書から質問します。

医業費用のうち、給与費は、小樽病院は24億2,990万円、医療センターは18億5,562万円、合計42億8,552万円となり、予算額43億2,643万円より4,091万円少なかったと記載されています。

ここでお聞きしたいのは、看護部門の欠員の部分です。平成21年度の小樽病院と医療センターの看護師の欠員数をお示してください。看護師の欠員発生の原因は、看護師の途中退職が多いこと、さらに、採用が

追いつかないことなどによります。病院局としても努力されていると理解しておりますが、看護師の欠員が解消しないのが現状です。そして、その結果、本来なら支払うべき給料が支払われずに終わります。もちろん、未払賃金などは違う問題です。平成21年度に欠員のため支払われずに済んだ給与の総額をお示してください。

次に、医業収益のその他の中に室料差額収益127万円があります。小樽病院でのいわゆる差額ベッドの料金体系と利用状況をお示してください。

次に、小樽市独自の雇用対策に関して質問します。

今年の春、4月28日に、小樽建設業協同組合、小樽勤労者企業組合、小樽地方建設厚生企業組合の3団体連名の要請がありました。昨年に続くものでした。その内容は、大変零細な、ほとんど個人事業のような建設業の皆さんが、厳しい経済情勢の中、小樽市からの仕事を求めるもので、小樽市議会としても、その要請を受け、副市長に議会としても要請を行ったところです。昨年の実績を主な項目と金額及び何人の雇用が生み出されたのかをお示してください。また、今年度も予算措置されている仕事の項目と金額と見込まれる雇用者数をお示してください。また、こうした地元の零細企業に小樽市が何らかの仕事を提供する必要性は来年も続くと考えられますが、小樽市としての考えをお示してください。

次に、補正予算の中で2点ほど質問します。

初めは、銀聯（ぎんれん）カードです。

補正予算説明書では、中国人観光客向け決済システム導入促進事業費で、銀聯カード対応設備導入に対する助成及び周知経費として200万円が計上されています。全国的に中国からの観光客が増加し、今後も増え続けるとの見通しがあり、その買物の金額も大変なものだと報道されています。また、通貨管理上、中国からの現金の持ち出しには限界があり、銀聯カードの優位性も報道されています。私も、小樽にも中国から多くの観光客が来ていただき、たくさん買物をしていただきたいと思います。平成21年度に小樽に来られた中国人観光客は何人でしたか。また、銀聯カードが使用できないことが問題となったケースはありましたか。お示してください。

次に、銀聯カードの導入に対して、小樽市として、銀聯カード対応設備導入に対し、直接助成する意義をお示してください。また、補助金の受付等、一連の流れを説明してください。また、周知経費の内容をお示してください。

次に、保育所緊急整備事業費補助金の中で、さくら乳児保育園の新設に関して、総事業費8,753万円の4分の1、2,180万円が予算化されています。少子化が進む中でも、ゼロ歳や1・2歳の保育ニーズは高まっています。さくら乳児保育園は、そうした市民ニーズにこたえるものだと思います。

最初に、さくら乳児保育園の規模と機能と建設地をお示してください。

次に、この保育園新設は、現在議論が進められている市立保育所の規模・配置に関する計画には既に織り込まれているものなのか、お聞かせください。また、小樽市次世代育成支援行動計画の後期計画の中では、どのように位置づけられているのか、お示してください。

次に、市立保育所の再編計画についてです。

今から3年前、小樽市は、市立真栄保育所の民間移譲計画を発表しました。年度途中の計画発表は、その後の国からの補助金申請に必要な条件をクリアするためとのことでした。それにしても時間がない中での議論で、保護者の皆さんも大変でした。しかし、この問題は、大変老朽化が進んでいた真栄保育所の移転新築という積極面が評価され、計画どおりに進むことになりました。その際の議論で出された問題が、小樽市における保育行政はどうあるべきか、つまり、保育需給の見通し、保育サービスの空白地域対策、子育て支援体制の問題について、しっかりとした検証がないままでの新しい保育所の誕生をどう考えるの

かという問題でした。こうした議論や指摘を受け、平成20年に、小樽市保育所の在り方検討委員会が設置されました。そして、昨年12月に報告書が提出されました。

報告書の主な点は、①少子化に対応し、民間保育所に配慮した市立保育所の定員の見直しや統廃合の推進、②産休明け保育、延長保育、一時保育、休日保育など特別保育事業の市立保育所での拡充、③家庭で育児をしている方への育児相談、仲間づくりや子育てサークルへの支援、地域での子育て支援センターの整備、④病児・病後児保育の開始、⑤幼保連携や認可外保育所支援と私は理解しています。

初めに、この報告書について、市長の見解を求めます。

次に、この報告書を受けて、本年6月に、小樽市は、市立保育所の規模・配置に関する計画案を発表しました。改めて、この計画をつくられた目的をお示しください。その際に、先ほどの小樽市立保育所のあり方について、報告の趣旨はどのように反映されているのか、お示しください。

今回の計画を実施するに当たって第一に考えなければならないのは、この計画により新たな待機児童をつくらない点だと思いますが、市長の見解を求めます。

特に最近、国は、全国で増え続ける待機児童解消のため、緊急避難的な方便として、歳児別定数や保育所の定員を超えた児童の入所を認めています。このことは、保育を受けている児童の生活環境面の問題と、保育を求めている保護者の切実な希望等をしんしゃくしたぎりぎりの判断と説明されています。しかし、本当の問題の解決は、保育所の増設など予算をかけた解決策にあることは言うまでもありません。

今回の計画では、市立保育所6か所のうち、5か所で定員の削減が計画されています。唯一、削減が行われない銭函保育所でも、過去5年間の資料では、定員110人に対し、入所児童数が100人を超える月が45か月あり、そのうち6か月は110人以上の入所児童数でした。計画を検討する段階で、なぜ定員増とならなかったのか。検討されたのであれば、その内容をお示しください。

過去5年間の資料で、今回の計画を見ますと、奥沢保育所では計法定員70人を超えた月が7か月、手宮保育所では計法定員90人を超えた月が29か月、赤岩保育所では計法定員110人を超えた月が33か月、長橋保育所では計法定員40人を超えた月が38か月、最上保育所では計法定員40人を超えた月が8か月となっています。特に、赤岩保育所では、過去3年間だけを見ると、110人以上の状態が29か月、80パーセントです。また、長橋保育所では、29か月、44パーセントが計法定員を超えています。

今回の計画策定に当たっては、待機児童をつくらないことは当然ですし、最初から保育所定員を超えた入所児童を想定すべきではないと考えます。市長の見解を求めます。

次に、歳児別定数についてです。

奥沢保育所では3歳児の歳児別定数を19人から12人に変更しようとしています。しかし、過去5年間のデータでは、計画の12人を超えた月が36か月、60パーセント、さらに、現在の19人以上の月が11か月もありました。計画には無理があるように感じます。このことについても市長の見解を求めます。

細かい数字の問題のように見えますが、市立保育所の定員削減にかかわることですので、よろしくお願いいたします。

次に、廃止が検討されている保育所についてです。

市立保育所の規模・配置に関する計画（案）では、5年後をめどに廃止又は民間移譲と方向性を決定とされていた手宮保育所と、平成26年度末から平成28年度末の間で廃止とされていて最上保育所については、その後の地域説明会で配付された資料において平成26年度中に再見直しと変更されておりました。しっかりした受皿がないのに、廃止とか民間移譲とか、保護者に刺激的すぎる表現について検討を求めたことに配慮をいただいたと受け止めています。計画にあるゆりかご保育園や日赤保育所がいっぱいのため、最上保育所を利用して驚いた保護者も、安心しておりました。

次に、長橋保育所についてです。

計画では、定員60人に対し、平成22年5月1日現在の入所児童数33人、入所率55パーセントと低いこと、施設が昭和44年建築で老朽化していること、近隣地域に相愛保育所や龍徳オタモイ保育園があり、児童の受入れが可能なことから、平成24年度末、つまり25年3月末をもって廃止したいとなっております。確かに、相愛保育所は、定員70人に対し、入所児童数は53人、龍徳オタモイ保育園は、定員60人に対し、入所児童数は54人となっております、合わせて、定員130人に対し、入所児童数は107人で、23人の枠はあると言えます。しかし、この数字で市立保育所を廃止するあきがあると言えるのでしょうか。見解を求めます。

保護者説明会が2回、また、個別の面談も行われたと聞いております。それぞれの経緯と、そこで出された意見、要望などをお聞かせください。

小樽市では、今回のような市立保育所の廃止の経験はなかったと思います。これまでは、平成14年の赤岩保育所と高島保育所の新築統合と、平成20年の真栄保育所の民間移譲後の移設新築です。いずれの場合も、老朽化施設の新築が主な理由で、新しい保育所開設とセットでした。今回のような市立保育所の廃止と、廃止後の受皿として既存の民間保育所への転所をお願いするというのは初めてのケースです。くれぐれも慎重に進めていただきたいと思います。市立保育所の廃止決定に当たっては、保護者の一定の理解が必要と考えますが、見解をお示しください。

次に、計画では、市立保育所の位置づけを、子育て支援事業や民間保育所が実施することが難しい障害児保育や病児・病後児保育などの特別保育事業の拡充を図り、地域における保育施策の推進及び総合的な子育て支援の核としての役割を担う拠点施設としています。これは、平成21年に出された小樽市保育所のあり方についての報告に沿ったもので、私もこの方向については賛成しています。

しかし、計画案の年次計画では、新たに産休明け保育と延長保育を行う奥沢保育所の改築は平成27年度、実施は28年度から、また、新たに地域子育て支援センターを立ち上げる銭函保育所の改築は平成25年度、実施は平成26年度からとなっております。私は、第2回定例会の厚生常任委員会でこれらの改築工事の実施時期について質問しました。答弁は、「予算のめどがつかない計画はつukれない」だったと記憶しております。

改めて、お聞きします。

奥沢保育所と銭函保育所の改築工事の費用は幾らと見積もられているのか、お示しください。また、今回定例会で議案として提案されている小樽市過疎地域自立促進市町村計画の過疎対策事業債を活用してこれらの改築工事を前倒しして進めることは検討できないものなのでしょうか。見解をお示しください。

最後に、病児・病後児保育についてです。

計画では、医療機関との連携、協力が必要なことから、実施に向けた協議を進めとなっております。このことについて、協議の場は設定されましたか。私は、現実的な問題としては、新市立病院建設の中でしか解決は見いだせないのではないかと考えますが、一方で、小児科医師の確保の問題もあります。現状についてお示しください。

次に、病院問題に関して、何点か質問します。

最初は、基本設計についてです。

予算がつけられ、7月1日に株式会社久米設計札幌支社と契約が結ばれました。改めて、基本設計のスケジュール全体をお示しください。また、現在どのような作業が行われているのか、お聞かせください。

次に、地域説明会についてです。

8月1日の広報おたるに新病院計画概要についての記事が大きく載りました。私は、この記事が出された前後に新病院建設に関する地域説明会が開催されることを期待しておりましたが、結果として開かれま

せんでした。新病院建設に関しては、量徳小学校の皆さんはもとより、それ以外の地域の皆さんにもできるだけ丁寧に情報を提供してほしいとお願いしてまいりました。今回の新病院計画概要の決定は、基本設計再開の前提であり、整理するよう求めてきたものです。そして、再開される基本設計は、今の小樽病院の敷地と量徳小学校の敷地を利用することになっております。こうしたことが決定され、事業が再開され、動き出すということは、新病院建設に向け、大きな節目であったと考えています。小樽市か病院局による地域説明会はなぜ開かれなかったのでしょうか。説明を求めます。

次に、今二つある病院の組織統合についてお聞きします。

小樽市病院事業の設置に関する条例では、第4条で病院事業に地方公営企業法の全部適用が、また、第5条第1項では病院事業管理者1名を置くことが、第2項では病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるために病院局を置くことが、そして、第3項では病院事業管理者は病院局長とするとなっています。こうした体制で、二つの市立病院、市立小樽病院と小樽市立脳・循環器・こころの医療センターが企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されています。先ほども触れましたが、新病院建設に向けての基本設計が進められています。それぞれ歴史的経過も違い、診療科目にも違いがあり、さらに言うならば、職員の気質も違う二つの病院が協力しなければいい結果は出せません。現在二つある病院から一つの病院を新たにつくるための両病院の協議はどのような体制で進められているか、お聞かせください。

次に、今のこの状態、つまり、小樽市病院局事務分掌規程ではほとんど同じように見受けられる二つの病院の組織が、いくら両病院の協議が円滑に行われていても、新病院の完成、引渡しの日まで続くとは考えにくいと思います。ある時点で、両病院のすべての職員が一つの病院の立場に立ち、新病院のあり方を協議、検討する体制に移行する必要があると思います。二つの病院の組織的な統合についてどのようにお考えなのか、今後のスケジュールなどもお示しください。

次に、新病院の収支についてです。

計画では、新病院になっても、入院患者数は現在の二つの病院の合計数とあまり変わらないと試算されています。これは、新病院の病床数388床で、一般302床、精神80床と、現在の二つの病院の入院患者の動向を踏まえたものから出されたのだらうと推察します。

しかし、外来患者数が現在とあまり変わらないという計画には疑問があります。新しい病院が今の交通の便がよい現在地付近に建ち、当然、医療器具なども最新のものになる、こう考えると、患者の流れが変わり、新市立病院の外来患者数は増えると考えのですが、あえて現在と変わらずとした根拠などがありましたらお示しください。

次に、私たち民主党・市民連合は、本年3月に、福岡県八女市の公立八女総合病院の視察をさせていただきました。病院経営について大変進んだ取組をされておりました。その一つに、地元の医療機関と連携して、ほかの地方の病院にかかっている患者を地元の医療機関に引き戻そうとしている取組がありました。地元だけでパイの取合いをしてはだめで、市民の医療ニーズなどを分析し、地域から必要とされる病院を目指し、パイを増やす工夫も必要との考えに基づくものです。少子高齢化、人口減が進む小樽市にとっても重要な視点ではないでしょうか。

私は、以前に一度、小樽市民の医療ニーズを調べるようお願いしましたが、小樽市からは断られました。理由は、後期高齢者医療制度ができたため、従来の国民健康保険を利用していた75歳以上の患者のレセプトが小樽市に戻ってこなくなったからでした。

今回、私は、直接、後期高齢者医療制度の担当窓口と国保の窓口で、小樽市民の医療ニーズを調べたいのでレセプトからデータをとってくれるよう依頼しました。その結果、平成22年5月分のレセプトから医

療機関受診状況の一部が報告されてきました。75歳以上の後期高齢からは、全体として入院3,294件、そのうち札幌市内に入院831件、25.23パーセント、さらに、そのうち56件は大学病院でした。外来は3万1,562件で、そのうち1,907件、6.04パーセントが札幌市内の病院で、そのうち157件が大学病院でした。また、同じように、小樽市国保では、全体の入院が1,094件で、そのうち273件、24.9パーセントが札幌市内の病院、そのうち35件が大学病院でした。外来は、全体で2万6,231件、そのうち3,046件、11.6パーセントが札幌市内の病院で、そのうち279件が大学病院というものでした。

これらの札幌へ流れている患者を何とか新病院に取り戻すことはできないものなのか。改めて、後期高齢と国保のレセプトを分析し、対策を検討していただきたいと考えますが、見解をお示しください。

次に、小樽病院と医療センターの救急患者の受入れについてです。

私は、両病院で働く職員の皆さんの話を聞くため、時々、勤務時間終了後に入出入りしております。そのとき、玄関で患者を運んできた救急車を見ることがあります。また、ストレッチャーを用意し、玄関前で患者の到着を待つ姿を見たことがあります。それぞれ小樽市内における公立病院として、また、地域医療の中核的病院として頑張っているものと理解しております。

平成21年度1年間の小樽病院の救急患者処置室の時間外診療件数は1,839人で、そのうちの415人、22.6パーセントが入院となっています。診療科別に見ますと、内科574人、31.2パーセントと一番多く、続いて、整形409人、耳鼻科288人、外科265人、泌尿器科141人、麻酔科76人、眼科51人、皮膚科16人、産婦人科13人、小児科6人となっています。また、医療センターの救急外来診療件数は885件で、そのうちの608件、68.7パーセントが入院となっています。こちらも診療科別に見ますと、脳外科555人で62.7パーセントと一番多く、心臓外科・循環器科260人、精神科70人となっています。

患者は、ほとんどの場合、救急車を利用して病院に来ているのでしょうか。病院ごとにお示しください。また、他の医療機関や夜間急病センターから転送されてくる患者の数も病院ごとにお示しください。

小樽市夜間急病センターの平成21年度の2次転送の総数は何件でしたか。そのうち、小樽病院、医療センターを含む市内の五つの公的病院の受け入れた件数はそれぞれ何件となっていますか。

先ほどお話しさせていただいた小樽病院と医療センターの2次救急受入れ件数と、夜間急病センターの把握している件数には大きな差があります。この差はどうして生じるものなのか、説明してください。

小樽の二つの市立病院と小樽市内の公的病院をはじめ、多くの病院、診療所が有機的に連携して初めて市民の健康や命を守ることができるのだと考えています。私は、その関係を整理した文書が再編・ネットワーク化協議会の最終報告で、その基本精神は、地域医療を支えるための医療機関の連携、協力と、医療機関相互の切磋琢磨という言葉にあると理解していますが、現時点でこの文書に対する有効性を含め、見解を求めます。

市立病院と医師会との関係については、これからはいろいろな角度から議論をしていただきたいと思えます。特に、情報については、市立病院側からの意識的な情報提供の努力をこれまで以上にお願ひしたいと思えます。小樽市保健所を介するというルートもありますし、市立病院に勤務している医師はほとんど小樽市医師会の会員でもあります。市立病院と医師会の関係に関して、一つの事例があります。小樽市の隣の札幌市では、市立札幌病院の中に札幌市医師会の地方医療室が置かれています。その役割は、病病連携、病診連携を推進するため、各医療機関が機能を分担することにより、より質の高い持続性のある医療を提供するため、地域のかかりつけの医師からの紹介患者の受付と、院内各科との連絡調整などを行い、また、受診後の患者の診療結果を報告し、紹介した医師とともによりよい医療を患者に提供することとなっています。それぞれの費用負担などを取り決めた協定書もあります。そっくりこれをまねて市立病院に開設しろとは言いませんが、医師会との関係のあり方として検討し、医師会とも協議してみたいかが

でしょうか。見解を求めます。

最後になりますが、済生会小樽病院が築港地区に新築移転するとの計画が明らかになりました。済生会小樽病院には、小樽市夜間急病センターが併設されています。本年5月に行われた小樽市医師会と厚生常任委員会との話し合いのとき、夜間急病センターの現状についてのお話がありました。また、小樽市医師会からは、引き続き夜間急病センターを守っていくとのお話もありました。しかし、済生会小樽病院からは、移転後も夜間急病センターは持つとの話はとうとう聞くことができなかつたと記憶しております。

新築移転に当たり、このことについて、小樽市にどのような考えが示されているのか、お示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○副議長（佐野治男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐野治男） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題に関して、平成21年度の市税収入が前年度に比べて約7億9,000万円減少した主な要因についてであります。個人・法人市民税については、いずれも平成20年秋のリーマンショックに端を発した世界的な景気低迷の影響などにより、個人所得や企業収益が減少したことが挙げられ、特に法人市民税では、前年度に比べて調定額ベースで金融・保険・不動産業で約5,200万円、サービス業で約2,900万円、卸・小売・飲食業で約1,900万円など、ほぼすべての業種で企業収益の悪化から減収となりました。また、固定資産税及び都市計画税については、平成21年度が土地、家屋の3年に一度の評価替えの年であったことなどにより評価額が4パーセント程度減少したこと、たばこ税においては、健康志向の影響により販売本数が5パーセント程度減少したことが主な要因であります。

また、平成22年度への影響であります。現時点では、法人市民税において、製造業などの分野で一部回復傾向が見られるものの、個人市民税、固定資産税及び都市計画税では景気低迷の影響が続いていることから、平成21年度に比べてさらに減収が見込まれております。

しかしながら、平成22年度予算の見積りに当たっては、一定程度その減収を見込んでおりますので、22年度の市税収入の予算全体への影響は少ないと考えております。

次に、一般会計の累積赤字の解消が22年度でほぼ確実にになったことに対する私の感想でありますけれども、私が市長に就任した平成11年当時は、税収の低迷や公債費の増加など厳しい財政状況にありましたことから、財政の健全化を本市の最重要課題と位置づけ、まず、平成12年度には、平成13年度から17年度までを計画期間とする財政健全化計画を策定し、人件費の抑制や事務事業の見直しに取り組んだところであります。

しかしながら、国の三位一体改革による地方交付税の大幅な削減は、その後の本市の財政運営に大変大きな影響を及ぼすこととなり、財政再建団体への転落も危惧されることから、これを何としても回避するため、平成17年3月には財政再建推進プラン、平成19年3月には財政健全化計画を策定し、財政の健全化に向けて懸命に努力をしてまいりました。

このように、任期中のほぼすべてをかけて財政の健全化と真正面から向き合ってきたことを考えますと、一般会計の累積赤字の解消を目前にして大変感慨深いものがあり、この間、さまざまな面で御理解、御協力をいただきました市民の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、職員の協力にも大変感謝をしているところであります。

本来の意味での財政再建ははまだ途上にあると言わざるを得ませんが、今後とも、これまでの努力をむ

だにすることなく、着実に健全財政への道を進むよう願っておりますし、残された期間、私としても精いっぱい努力を続けていきたいと考えております。

次に、財政再建のため、これまでに実施してきた市民負担を含めた財政効果であります。必ずしも市民負担の概念が明らかではありませんが、財政再建推進プランに基づく事務事業の見直しの効果について、平成16年度から21年度までの間、各年度に新たに実施した見直し項目の効果を単純に累計いたしますと、合計で約43億円となります。

なお、この中でも、特に市民への影響も一定程度あったと考えられる使用料・手数料及び保育料の見直し、ふれあいパスの一部負担の導入、水道料金及び下水道使用料の減免の見直し、市単独の医療助成事業の見直しについて、その効果額を同様に単純に累計いたしますと約6億円となります。

次に、平成20年度から実施しております期末・勤勉手当の独自削減による財政効果であります。本年6月までの支給分を決算額等を基に算定いたしますと、職員分としては全会計で約14億円、特別職分としては約600万円となっております。

次に、職員給与の独自削減回復の考え方ですが、一般会計の決算におきましては、平成20年度に引き続き、21年度についても単年度収支が黒字となりました。その要因としてはさまざまあるわけですが、特に職員の協力により実施してきた給与の独自削減の効果が大きいところであります。

ただし、一方では、依然として、財源対策のため、他会計や基金からの多額の借入れを行っていることも実態としてあり、本市の財政構造そのものが好転したわけではないと認識していることから、基本給をはじめとした独自削減の回復につきましては、これまで同様に、今後の財政見直しなどを踏まえ、慎重に判断しなければならないものと考えております。

また、職員給与等の独自削減による財政効果の総額であります。本俸の独自削減を始めた平成16年度から21年度までの決算額を基にそれぞれの年度の削減額を算定いたしますと、報酬及び賃金も含め、全会計で総額約55億6,000万円となっております。

次に、職員の削減についてですけれども、本市では、財政健全化の一環として、一定の配置が定められている職種や医師、看護師などを除き、この間、原則、退職者不補充を基本に職員数を削減してきましたが、事務職では中途退職者が予想以上に増加したことを勘案し、一定の職員採用も行ってきました。また一方では、民間委託や指定管理者制度の導入を進めたことや、組織・機構の再編を通じて業務の見直しを行うなど、事務事業の効率化に積極的に取り組み、スリムな組織づくりを進めてまいりました。さらに、職員配置に当たっても、毎年、各職場における業務量と職員数の検証を実施し、業務量に見合った人員配置に努めておりますが、職員不足によって業務上の事故や健康問題などが発生することのないよう、今後とも十分留意してまいりたいと考えております。

なお、職員の退職者不補充による人件費の削減額につきましては、独自削減を始める前年の平成15年4月から本年4月までの職員数と比較すると、市全体で439人の職員が減少しており、1人当たりの人件費を共済費等の事業主負担を含めて720万円として試算しますと、約31億6,000万円となります。

次に、小樽市独自雇用対策事業でありますけれども、平成21年度の実績としましては、墓地側溝しゅんせつ事業や街路樹剪定等事業など7事業で事業費総額約1,730万円、34名の雇用を創出しております。22年度につきましては、まだ発注していない事業もあることから予算ベースではありますが、小中学校児童生徒用いす補修事業や市営住宅遊具等塗装事業など7事業で1,830万円、74名の雇用が創出される見込みとなっております。

次に、来年度に向けての独自雇用対策事業であります。現下の有効求人倍率が改善されない中、雇用情勢も厳しい状況が続くものと見込まれますので、今後もその動向等を十分注視ながら検討してまいりたい

いと考えております。

次に、補正予算について何点か御質問がありました。初めに、中国人観光客向け決済システム導入促進事業、いわゆる銀聯（ぎんれん）カードの導入に対する助成制度であります。平成21年度に小樽を訪れた中国人観光客は、宿泊客数で5,500人となっております。日帰り客数を国別に把握することは困難ですが、宿泊客数の数倍が日帰りで本市を訪れ、市内散策をされていると見込まれております。また、これまで、銀聯カードに関して問題となったケースの有無でありますけれども、土産物店で銀聯カードを利用できないとの不満は直接聞いたことはありますが、問題となったケースは把握しておりません。

日本を訪れる半数以上の中国人観光客は、旅行の目的として買物を挙げており、その消費意欲にこたえるためにも、銀聯カードの利用可能店舗の増加を促すことは経済効果を高める上で極めて有効な方策であります。また、今回の助成制度は、市が実施するカードの利用状況調査に協力することを要件としており、中国人観光客の消費動向やニーズを把握する上でも大変意義のある取組と考えております。

次に、助成制度の事務の流れと周知経費の内容であります。助成の申請に当たっては、観光振興室で申請書を受取り、審査の上、交付決定を行い、その後、申請者の設備導入と支出を確認し、助成することにしております。また、周知経費につきましては、中国人観光客に対して銀聯カードが利用可能な店舗であることを示すステッカーや店舗マップの作成などの経費であり、既に導入している店舗もあわせ、銀聯カードが利用できる店舗をPRし、中国人観光客の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、さくら保育園の新設についての御質問であります。建設予定地は桜1丁目のさくら保育園の道路を挟んだ向かい側で、定員はゼロ歳児15人、1歳児15人、合計30人です。

このたびの民間による乳児保育園の整備については、市立保育所の規模・配置に関する計画（案）には盛り込まれていませんが、小樽市次世代育成支援行動計画の後期計画では3歳未満児の保育所定員について拡大することになっており、方向性は合致していると考えております。

次に、保育所の再編計画についての御質問であります。まず、保育所の在り方検討委員会からの答申についてであります。検討委員会からは、入所児童数の推移、施設の状況、市立保育所に求められるものや全市的な定員の見直しなどについて検討結果をいただきました。市立保育所は、保育需要が減少する中で、民間保育所の運営実態も勘案し、定員の見直しをする必要があること、低年齢児の保育需要を考慮すること、また、延長保育などの特別保育を拡充すること、そして、子育て支援センターを中心とした子育て支援事業を拡充することなどが求められるなど、市立保育所のあり方について十分御検討いただいたものと認識しております。

次に、市立保育所の規模・配置に関する計画（案）の目的であります。市立保育所のあり方について見直しを行い、効率的な運営に努め、保育サービスや子育て支援の拡充を図るための計画であります。在り方検討委員会報告では、少子化の進行に伴う保育需要の減少に対応した全市的な定員の見直しや、多様化する保育ニーズにこたえる特別保育の拡充などが求められており、こうした検討結果に配慮して、子育て支援センターの増設やゼロ歳児を中心とした低年齢児保育の拡充、また、全市的な定員の見直しなどについて計画（案）に反映したところであります。

次に、計画実施に当たっては、新たな待機児童をつくらないことを考慮すべきとの御指摘ですが、定員の見直しなどについてはそのようなことがないように進めていきたいと考えております。

次に、銭函保育所の定員ですが、直近3年間の入所児童数を平均いたしますと105人となりますので、現在の定員数である110人を増やす必要はないものと考えております。

次に、最初から保育所定員を超えた入所を想定すべきでないとの御指摘ですが、平成23年度からの市立保育所の定員数につきましては、これまでの入所児童数を基に今後の保育需要などを勘案して設定

いたしますが、その際に定員超過を前提にすることはありませんが、一時的に定員を超えることはあり得るものと思っております。

次に、奥沢保育所の3歳児の定員であります。本年9月1日現在の入所児童数は3歳児が10人、2歳児11人となっておりますが、3歳児についての過去3年間の平均では15人となっており、奥沢保育所の3歳児の定員については再検討の余地があるものと考えております。

次に、相愛保育所と龍徳オタモイ保育園を合わせた定員と入所児童数の差は現在23人しかなく、将来廃止する長橋保育所の児童を受け切れないのではないかと御指摘ですが、相愛保育所の現在の定員は70人ですが、昨年までは15人多い85人の定員で運営しておりました。相愛保育所側からは、必要であれば定員を戻すことは可能だと聞いておりますので、龍徳オタモイ保育園と合わせて受入れは十分可能であるとと考えております。

次に、長橋保育所の保護者説明会と個別面談ですが、保護者説明会は6月30日と8月30日の2回、個別面談は7月中旬から7月末の間に行っております。1回目の説明会の主な意見としては、廃止ではなく、民間移譲する考えはないのか。廃止年度を今いる子供たちが全員卒園する26年度末にすることはできないのか。ほかの保育所に移った場合に保育時間などの条件は変わらないのかなどでありました。

個別面談は、廃止を予定する平成24年度末に卒園していない今の1歳児と2歳児の保護者12人と面談し、保育所が廃止となった場合にどのような不都合が生じるのか、転所した場合の送迎の方法などについて伺っております。その中で、半数の方が卒園するまでの廃止延期を望まれておりました。その理由としましては、車がないため、現在は徒歩で通っているが、転所した場合はバスで通うことになり、経済的に負担がかかる。あるいは、転所した場合、仕事の時間に間に合わなくなるなどの御意見がありました。

2回目の保護者説明会は、これらの御意見を踏まえて開催したもので、市の方から、現在の1・2歳児に対する何らかの救済措置を検討している旨を説明し、その検討結果を次回の説明会で報告することにしております。

次に、市立保育所の廃止に当たっては、保護者の一定の理解が必要であるとの御指摘でありますけれども、実際に保育所を利用されている保護者の皆さんに計画の内容について十分に説明をし、御理解をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、銭函保育所と奥沢保育所の改築工事の費用と過疎対策事業債についての御質問でありますけれども、工事費につきましてはまだ算出しておりません。また、過疎対策事業債につきましては、可能な限り活用してまいります。工事实施年度の前倒しにつきましては、今後の本市全体の財政状況などを見ながら判断する必要があるものと考えております。

次に、病児・病後児保育にかかわっての医療機関との協議についてでありますけれども、市立小樽病院と協議を行いました。病児・病後児保育を行う予定はないという考えが示されておりますので、今後、他の医療機関等と協議をしていくこととなります。

次に、病院問題に関連しまして何点か御質問がございましたが、私が答弁したものの以外は病院局長からお答えいたします。

初めに、夜間急病センターから市内公的病院等への2次転送件数でありますけれども、平成21年度は全体で588件の転送事例があり、市内公的病院等へ転送された件数は494件となっております。これを病院別に示しますと、市立小樽病院が89件、医療センターが69件、済生会小樽病院が143件、小樽協会病院が112件、掖済会病院が81件となっております。

次に、新病院と医師会との連携の話でありますけれども、市立札幌病院の例が話されましたけれども、この例は、平成7年の新築移転時に、札幌市医師会からの申出により、専任職員2名を院内に配置し、医

師会に加入している医療機関からの紹介患者の受入れに係る事務を行っており、市立札幌病院が複数の診療科を持つことから、合併症を持つ患者の紹介、受診が多いと聞いております。

小樽市においては、市内の医療機関や診療所との患者の紹介、逆紹介に既に取り組んでおりますし、オープン病棟では市内開業医との連携により診療を行っております。また、診療クリニカルパスやネットワークシステムの導入による患者中心の連携についての動きもあります。今後は、医師会との情報交換を進める中で、地域医療の確保に向け、諸課題の解決には医師会の協力も必要であることから、札幌市医師会が行った地域医療連携対策等を紹介しながら、小樽市医師会の新病院へのかかわり方についてよりよい方向性を模索してまいりたいと考えております。

最後に、済生会小樽病院の移転に伴う夜間救急センターの今後についてでありますけれども、夜間救急センターは、将来にわたる安定的な運営と診療機能の充実を図るため、大きな病院に併設する必要があるとの考えの下に、平成2年に医師会が中心となり検討した結果として、平成5年から現在の済生会小樽病院に併設する形で運営されることとなったものであります。

このほど公表されました済生会小樽病院の移転計画の中には急病センターについて具体的に示されておきませんが、夜間急病センターは、本市の1次救急医療の拠点として今後とも継続していかなければならない施設でありますし、このたびの移転計画に伴い、今後、設置場所や運営体制等について、指定管理者である小樽市医師会や関係医療機関と早急に協議を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐野治男) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成21年度決算にかかわっての御質問がありました。

まず、看護師の欠員数ということですが、年度途中の採用や退職がありますので、平成21年度における1か月平均の欠員数でお答えいたしますと、両病院で31人ということになっております。

また、欠員分の給与の総額ということですが、これについては、特に算定はしていませんが、仮に欠員を新卒者の新規採用で補充したとして試算しますと、法定福利費も含めた新卒の看護師の年間給与はおおむね400万円程度と見込まれておりますので、これに先ほどの31人を乗じますと1億2,400万円程度が欠員分の給与の総額ということになると思います。

次に、小樽病院のいわゆる差額ベッドの料金体系と利用状況についてであります。現在稼働している差額ベッドの種類といたしましては、特別室が1室、1等室乙が2室、2等室が5室となっております。料金は、税込みで特別室が8,820円、1等室乙が2,310円、2等室が1,150円となっており、平成21年度における利用状況は、特別室が延べ102日、2等室が延べ374日となっており、1等室乙については利用はありませんでした。

なお、特別室につきましては、改革プランにも上げておきますとおり、先般、改修を行い、療養環境を整備したところで、本年10月1日から料金改定を予定しているところであります。

次に、新市立病院問題について、何点かお尋ねがありました。

最初に、基本設計のスケジュールについてであります。基本設計業務は、基本設計のほか、測量調査、地質調査、テレビ受信障害予測調査を一体として、本年7月1日に委託契約を締結し、平成23年2月28日までの委託期間として作業を進めているところであります。基本設計の大きな進め方としては、6月に作成した新市立病院計画概要に基づく条件の整理などを行い、ゾーニング案を各部門と調整しながら、骨格となる平面プランを9月末くらいまでにまとめていく予定であります。その後、年内には、機械設備、電気設備を含めた部屋ごとの詳細について協議、調整を行い、来年2月末までにはまとめの作業を行って

いく予定であります。これらの作業と並行しまして、建物の構造計画の検討や建築費の概算金額の策定などのほか、基本設計以外の地質調査業務などについても実施していくこととしております。

次に、業務の進捗状況についてであります。基本設計につきましては、契約締結後、設計者から提案のありました各階の平面プランの基になるゾーニング案につきまして、私と両病院長が、各診療科の医師や看護部をはじめ、各部門の代表者のヒアリングを行い、その結果を踏まえた修正を行いながら、現在、おおむねゾーニングがまとまる段階まで来ているところであります。また、基本設計以外の業務のうち、測量調査につきましては、8月5日から量徳小学校敷地の測量作業を開始し、9月初旬に現地での業務を終了しており、現在、測定結果の取りまとめを行っているところであります。

次に、新市立病院計画概要の地域説明会はなぜ開かれなかったかというお尋ねについてであります。新病院の建設地を量徳小学校と現在の小樽病院の敷地に変更することにつきましては、地域の方々の御意見を伺うため、何度も地域説明会を開催し、市としての方針を決定した段階においても、市長みずから出席して量徳小学校PTAの方々や地域の皆さんに御説明をし、理解を求めたところであります。

これに対し、計画概要につきましては、新病院の規模・機能の計画を示したものであり、地域の方に限らず、広く市民の皆さんにお知らせすべきと考え、まず、市民を代表されている議会への報告を行い、市のホームページにその全文を掲載したほか、本年8月の広報おたるに4ページにわたる記事を掲載したところであります。現在、第2回定例会での議決を受けて基本設計を行っている段階ですので、基本設計が進み、建物の概要などが明らかになった段階では、地元町会等への説明会を開催するとともに、市民の皆様には広報やホームページでお知らせをしたいと考えております。

次に、新病院に向けた二つの病院の組織統合についてであります。昨年4月1日の地方公営企業法の全部適用に伴い、両病院は病院局という一つの組織に組み込まれました。また、病院局における最高決定機関として、私のほか、両院の院長、看護部長などで構成する経営戦略会議を立ち上げ、さらに、今年度からは、新たに薬剤師、検査技師、放射線技師それぞれの統括ポストを設け、この会議のメンバーに加えております。また、両病院職員から成る医療材料費削減、DPC推進、病院機能評価受審のための委員会を結成し、それぞれが活動しているところであります。事務部門につきましては、経営管理部主導型の体制とし、両病院の広報活動を活発化するため担当部署も設置したところでありますので、より一層、統合に向けた協議が円滑に進むものと考えております。

私といたしましては、これまで、職員に対し、一つの病院になるという意識づけを心がけてきたところでありますし、今後も引き続き経営戦略会議を中心として統合、開院に向けた協議を進めることとなります。統合、開院までの期間は、それぞれ各病院で運営していく必要もあり、業務に支障のない範囲内で作業手順の統一化などを図るほか、円滑に開院できるために、新築計画の進行状況に合わせて診療、人事、管理、運営体制について適宜変更していく考えであります。

次に、新病院の収支計画についてであります。1日平均の外来患者数につきましては、現病院の平成22年度当初予算での740人をベースに、開院後は診療科の増も考慮し、40人程度の増加を見込み780名と試算しております。

確かに、他病院の事例を見ましても、新病院開院の効果は確実にあると思っておりますが、他の変動要素も考えられますので、現時点では、収支計画につきましては、過度な期待はせず、現実に沿った試算をしたところであります。

次に、レセプトを分析し、札幌に流れている患者を新病院に取り戻す対策を検討すべきとの御意見ですが、平成20年度におきまして、再編・ネットワーク化協議会の協議資料のため、医療保険部の協力をいただき、国保データに基づき地域の医療動向について分析した経緯があり、そのときのデータでは、小樽市

の入院自給率は、平成19年度は75.5パーセントであり、平成15年度の79.2パーセントから毎年1パーセント程度下がっているという状況でありました。小樽の医療機関は1次、2次医療を担う力を持っており、高齢化の進み中で、新市立病院に限らず、地元で入院治療をできる医療体制を確立する対策が必要であると考えております。

医療動向の分析は、平成20年度に後期高齢者医療分が広域連合に移行され、レセプトデータを分析することができなかつたため、その後の分析は行っておりませんが、定期的に地域の医療動向を把握することは病院運営上も有効であると考えますので、どのような手法で分析できるか、関係部局とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、救急患者の受入れ状況についてであります。時間外の救急患者全体の受入れ件数は、平成21年度実績で小樽病院が1,839件、医療センターが885件、合わせて2,724件で、そのうち、救急車により搬送された件数は、小樽病院が301件、医療センターが593件、合わせて894件でありました。全体に占める救急車搬送の割合は、小樽病院では16.4パーセント、医療センターは67パーセント、合わせて82.8パーセントとなっており、70パーセント近くがタクシーや自家用車などで来院する患者となっております。

なお、このうちの多くは、あらかじめ電話で担当看護師が相談を受け、当直医師に連絡し、受診の承諾を得ているものであります。

また、他医療機関や夜間急病センターから転送された件数の合計は、平成21年度実績で、小樽病院が188件、医療センターが262件ということになっており、そのうち、他の医療機関から直接の転送は小樽病院が100件程度、医療センターが200件程度と、夜間急病センターからの転送よりも多くなっておりますので、このことが夜間急病センターでの集計との差になっているものと思われま

す。このように、両病院では、市立病院での診療を必要とする数多くの救急患者の受入れを行っているところであります。夜間急病センターが基本的に時間外における1次救急を担っていることは、両病院をはじめ、他の医療機関が2次救急患者の対応に専念でき、また、勤務する医師たちの負担軽減に大いに役立っております。

小樽・後志地区の救急医療体制が円滑かつ効率的に運営されるためには、市及び医師会が中心となり、正確な実態を把握、検討し、課題の解決に向けて早急に協議する必要があるものと考えております。

次に、再編・ネットワーク化協議会の最終答申の有効性ということですが、この協議会では、都合7回の協議が重ねられ、昨年9月に最終答申として提出され、この最終答申をもとに、改革プランの再編・ネットワーク化に係る計画をまとめたところでありますので、その内容に沿って事業に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本年度中にネットワークサーバを小樽病院に設置し、小樽病院、医療センターと市内の医療機関、場合によっては北後志地区の医療機関も加えた連携をとっていく予定であります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐野治男) 17番、斎藤博行議員。

○17番(斎藤博行議員) 何点か再質問させていただきたいと思

います。最初に、銭函保育所に関して、定員の見直しをする考えはないというようなことでお答えをいただきました。これは、定員と入所状況だけを見るとそういう説明も一つあるかとは思いますが、例えば、実際の奥沢保育所の待機児童の数を見たときに、実際に待機児童が発生している、そういう状態をどうふうに考えているのでしょうか。

例えば、本年9月1日現在でも、銭函保育所では待機児童が発生しているわけでありま

していく。例えば、本年3月1日現在の銭函保育所の待機児童というのは7人いるわけです。定員だけを見ると、110人に対して114人入れており、定員を超えて入れています。けれども、7人の待機児童が本年3月1日時点で発生しているわけです。こういった現実というものをどういうふうに見られて、銭函保育所については今のままでいいのだと判断したのかというのはなかなかわからないというところでありませぬ。

こういうことを解消するために、やはり、増改築を含めた計画がその次にあるのだらうと思いますけれども、それがなかなかうまくいっていない以上は、やはり、銭函保育所の待機児童を解消するというのもこの計画をつくる趣旨としては大事なことだと思いますので、改めて、待機児童が3月には7人いた、今も2人いる、これからも増えていく、そういう実態についてどういう見解をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、二つ目は、これは確認させてもらいたいと思いますけれども、本日の私の質問に対して、二つ、市長から、前向きな御答弁をいただきました。一つは、奥沢保育所の3歳児については、計画について見直していきたいという考えが示されたというふうを受け止めたいと思います。

それからもう一つは、これは、長橋保育所の部分について何らかの救済措置を考えていきたい、そういう御答弁があったと思います。

これは、2回の保護者説明会、それから個別面談の内容等を踏まえると、保護者の最大のニーズは、多少人数が少なくなっても、長橋保育所で卒園したいのだと、そういった思いを一生懸命ぶつけているというふうに理解しています。そういう保護者の気持ちを踏まえて、何らかの救済措置をとる、そういうふう考えられているというふうを受け止めるわけなのですけれども、その辺についてもう少しお話をいただきたいと思います。

それから、三つ目は、夜間急病センターの問題と申しますか、済生会小樽病院の問題です。

これは、これからどこかを決めるのであればいろいろな議論の余地もあるかもしれませんが、今、市長がおっしゃったように、夜間急病センターというのは公設民営で市がお金を払って建物を整備しているはずですから、普通考えられるのは、済生会が移転すると考えたときには、小樽市の税金でつくった建物は自分のところについているわけですから、これについての考え方を、お金を出した小樽市に、当然、小樽市の夜間急病センターですから、何らかの意思表示があるというのが引越しを考える人の普通の常識ではないかと私は思います。ですから、待っていると、何も言ってこないからというのではなくて、市民が納めている税金であの場所に夜間急病センターをつくったという経過があるわけです。その場所で2次救急を受けていた済生会小樽病院が移転すると言っているわけですから、夜間急病センターの今後について、現時点で小樽市に何の説明もなければ何のあいさつも無いというふうに言われるのは、私の理解力ではなかなか理解できないので、改めてもう少し経過があればお知らせいただきたいと思いません。

それから、四つ目に、過疎対策事業債を使って、保育所の改築の実施年次と申すのですか、工事の部分を前倒してもらえないのかと。過疎債は保育所建設についても起債の対象となるというふう理解しています。今、計画をつくっていますので、そういった中でもできるだけ早く前倒していくという方向をより明確にお答えいただけないでしょうか。できないのなら、これは予算特別委員会でもた頑張らなければならぬとも思いますが、せつかくの機会ですので、ここでもう少し踏み込んだお話をいただければというふうに思いません。

以上、4点について再質問させていただきます。

○副議長（佐野治男） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐野治男) 市長。

○市長(山田勝麿) 私から答弁したものの以外は福祉部長から答弁申し上げます。

初めに、夜間急病センターですけれども、これはいろいろな経過がありまして、なぜ済生会小樽病院にいったかということは、当時の記録を見ますと、医師会が選定したのです。医師会が済生会にお願いしたという経過があります。ですから、基本的には、済生会の責任ということではなくて、小樽市と医師会がやはりこれから協議していかなければいけないだろうと思います。これは、まだ済生会から何も話がありませんけれども、済生会から来る話が本当なのかどうかわかりませんが、過去の経緯を見まして、いわゆる救急問題については医師会の中にそういった委員会を立ち上げてずっと検討してきた結果が、医師会の委員会としては済生会にお願いすべきだと。なぜ市立小樽病院ではないかということ、市立小樽病院は2次救急をやるようにということがあったようでございますので、そういったいろいろな経過がありますので、それらを踏まえて医師会のほうとまた話をしていきたいと思います。

それから、前倒しの関係ですけれども、過疎対策事業債を利用した事業がメジロ押しなのです。学校の改築、プール、病院、その他たくさんあるものですから、今、全部、事業を挙げてどこを優先していくのか、それをしっかり整理して、後年度に一気に財政負担にならないように、そこは上手く調整してやるべきだというふうに思っていますので、そういうことで今検討していますので、もう少し時間をかけてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐野治男) 福祉部長。

○福祉部長(中村 浩) 保育所につきまして、2点御質問がございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、銭函保育所の定員の見直しでございますけれども、今回の定員の見直しについて、今回、斎藤博行議員のほうからは過去5年間の数値で御質問をいただいでいて、私どものほうからは3年間で答弁をさせていただいているところです。この3年間につきましては、以前の厚生労働省通知による、いわゆる定員を増加させるべき要件として、3年にわたって2割、定員を超えたときということがありますので、その3年間というのを一つの根拠にしてございます。

それで、今、市長から答弁申し上げましたとおり、直近3年間を平均して105人、定員数110人をふやす必要性はないという基本的な考え方でおります。あと、今の年度途中での待機児童の問題ですが、直近ですと9月7日ぐらいに、新聞報道で、厚生労働省の発表がありましたけれども、一時的に小樽市でも待機児童が発生している、そういうことを今後どういうふうに解消していくかということですので、それは、今回の計画が、例えば23年度に見直しをして、その後の定員の見直しを書いてございませぬけれども、それを、前に斎藤博行議員からも御指摘があったように、5年、6年先の定員をなぜ今言えるのかという御指摘がありましたので、計画の中で、一定の年限で見直ししていくような、そういう方向で進めてまいりたいと思っております。

それからもう一つは、長橋保育所の救済措置のことでございますけれども、6月30日に1回目の説明会があり、そのときに、実際に長橋保育所が廃止されると困るという一番大きなお話の中で、卒園まで年限がかかる保護者の方々からお話がありましたので、その具体的な救済措置として、例えば、タクシーによる送迎とか、バスによる送迎ですとか、あるいは分園による延長とか、そういうような選択肢が幾つかあって、その中で、今の皆さんのニーズに何がどうこたえ得るのかということについて個別に話を今進めさせていただいているところでございますので、それが具体的に今の御希望をされている方のニーズとマツ

チングしたときにまた報告申し上げたいと思います。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐野治男) 17番、斎藤博行議員。

○17番(斎藤博行議員) 前倒しの話は、今、市長のほうからプールという言葉も出ましたけれども、奥沢保育所、真栄保育所については改築の見積りもとっていないという話ですが、集中して困るというのわかりますけれども、私が、例えば奥沢保育所、真栄保育所の前倒しという議論をするときに、たくさんお金がかかってまた新たな財政問題になったら困るというのわかりますが、少なくとも奥沢保育所はこのぐらい、銭函保育所はこのぐらいだという見積りぐらいを示してもらって、市民の皆さんに、どれを先にやっていくのだと、そういう議論をさせていただきたいと思いますので、その辺については改めてお願いしておきたいと思います。

それから、長橋保育所の救済措置に関してですけれども、保護者の気持ちというのは、私も何回か行かせてもらっていますけれども、やはり一番多いのは、あそこで卒園したい、そういう気持ちだということなのです。タクシー代を出してくれという話とは、ちょっと違うのではないかというふうに思っていますので、やはり、保護者の気持ちをきちんとつかまえるというふうにおっしゃっていますので、そうであれば、やはり長橋保育所のあり方そのもの、計画上のあり方そのものについて踏み込んだことを考えてもらわないと、失礼ですけれども、矮小な救済策ではなかなか御理解いただけないのではないかというふうに思います。

それからもう一つは、銭函保育所は平均して105人だったとか、3年間のデータだ、5年間のデータだというのは、それはそれでデータのとり方と見方ですからいいのです。ただ、現実の問題として、今の定員で、去年は待機児童が7人いたという現実について全然コメントがないのではないかと思うのです。定員については超えることもあるけれども、平均では下回っているのです。だけど、現実の問題として、昨年1年間見ていると、3月の卒園時のときには7人の待機児童がいるという現実をどう解消するための計画づくりがされたのかというのが全然見えてこないのです。やらなくてもいいという理由だけにしか聞こえないのですけれども、今、現に2人の待機児童を抱えている小樽市としてどうするつもりなのか、もう一回説明していただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐野治男) 福祉部長。

○福祉部長(中村 浩) 長橋保育所の救済措置が、矮小という表現でしたけれども、先ほど答弁した、例えばタクシーとかバスとかということについては、具体的にそれでは時間が間に合わないとか、あるいは、子供だけタクシーに乗せるのは不安であるというお話をいただいております。それから、分園ということについても、保育所の行事が、例えばお遊戯会とか、そういうものがちゃんと開催されるのかとか、あるいは、所長がいるのかと、そういう御質問もございました。ですから、そのことについてどういう措置がとれるのか、現在検討中でございます。

それからもう一つ、銭函保育所の待機児童の問題ですけれども、今の定員の問題と、それから施設基準、面積基準、それから人員基準のことが絡んでいて、そこに実際に定員を超えて入れる施設の要素があっても人的に措置ができなくて待機児童を受け入れられなかった現実があると思います。そういう部分をどういうふうに計画の中に盛り込んでいけるのか、それについても現在検討中でございます。

○副議長(佐野治男) 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時12分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

副議長 佐 野 治 男

議 員 山 田 雅 敏

議 員 新 谷 と し

平成22年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成22年9月15日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久末恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	副市長	山田厚
教育長	菊讓	病院局長	並木昭義
水道局長	小軽米文仁	総務部長	山崎範夫
財政部長	貞原正夫	産業港湾部長	磯谷揚一
産業港湾部参事	鈴木勇三	生活環境部長	明井隆生
医療保険部長	志久旭	福祉部長	中村浩
保健所長	秋野恵美子	建設部長	竹田文隆
会計管理者	中塚茂	消防長	会田泰規
病院局 経営管理部長	吉川勝久	教育部長	大野博幸
総務部 企画政策室長	迫俊哉	総務部総務課長	中田克浩
財政部財政課長	黒澤政之		

議事参与事務局職員

事務局長 小原正徳
庶務係長 島谷和夫
調査係長 関 朋至
書 記 木戸智恵子
書 記 佐藤 誠

事務局次長 佐藤正樹
議事係長 中村弘二
書 記 相澤 幸
書 記 小林由美子
書 記 高野香織

開議 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、鈴木喜明議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第3号ないし第41号及び第44号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 28番、久末恵子議員。

（28番、久末恵子議員登壇）（拍手）

○28番（久末恵子議員） それでは、一般質問をいたします。

まず、福祉問題における高齢者の居住問題についてお聞きいたします。

昨年、小樽市では、高齢化率が30パーセントを超え、人口が減少傾向にあるにもかかわらず、高齢化が進んでおり、あわせて、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加も顕著な状況にあります。このような超高齢化社会は、加齢に伴う衰えが進む世代にとって、将来の生活に対する不安が尽きないものであります。

そこで、本市の高齢者の住まいの環境や、福祉や介護施設の状況などについて質問いたします。

まず、高齢者世帯にとって、経済的な負担や身体的な衰えが顕著になり、高齢者のみで自宅での生活が困難になってきたときには、老人ホームなどについてどのような案内がなされているのか、入居状況と合わせてお答えください。

また、要介護度が高くなった高齢者においては、グループホームや特別養護老人ホームが居住先となり、待機者が非常に多いと聞いておりますが、その入居については、先着順なのか、優先度などがあるのか、現在の定数と待機者数とをあわせてお答えください。また、待機者の解消として、今後の施設計画をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

市営住宅は、家賃の低廉さもあり、希望者も多いと思いますが、安い年金で生活している高齢者にとっても魅力的な物件であります。申込資格として、持家があれば申込みはできない基準ですが、最近では数か月間にわたり申込みがない住宅もあると聞いており、老朽化が激しく、維持するにも困難な持家に住んでいる高齢者であれば、家屋がないものと同様に扱い、申込みを受けられないものなののでしょうか。入居できれば高齢者が建物に不安のない温かな生活を送れるものと期待をしております。

次に、児童虐待について伺います。

本年7月28日、厚生労働省は、児童虐待の相談対応件数及び児童虐待等要保護事例の検証結果を発表いたしました。これによりますと、平成21年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は4万4,210件で、前年度の4万2,664件から1,546件増加し、これまでで最多の件数となっております。北海道の発表でも、道内に9か所ある児童相談所の21年度の相談対応件数は1,675件で、昨年度の1,644件から31件増加しております。また、警察庁によりますと、今年の上半期の状況であります。児童虐待事件の検挙件数は181件と、統計をとり始めた平成12年以降最多で、死亡した児童数も18人を数え、多くの幼い命が犠牲になっていることがうかがえます。新聞報道等を見ましても、悲惨なニュースが後を絶ちません。しかし、これらは氷山の一角でしかないと言われております。表面に出ないまま、日々、虐待を受けている子供たちが実際にどれだけいるのか、数字にはなかなか出てこないのが現状であります。何よりも予防と早期発見、早期解決のための対策が必要です。

近年の少子化や核家族化の進展により、身近に子育ての悩みを相談できる人がいなくなったり、子供との

接し方を知らないまま親になってしまうケースも少なくないようです。そのような中で、厚生労働省では、生後間もない乳幼児への対策の推進に向けて、妊娠期から関係機関がかかわりの端緒をつかみ、支援につながられるよう、妊娠期間中や出産後の悩みを相談できる体制の充実が肝要であるとしております。小樽市でも、妊娠期間中や出産後の親に対する取組が進められていることと思いますが、どのような取組をされているのか、お示してください。

虐待の種別の一つに、養育放棄があります。親が育児の責任を果たさないために、子供は食事も満足にとれず、お風呂にも入れないなど、極めて不適切な環境を強いられていることとなります。また、子供をたたいたり、どなりつけたり、子供の前で家族がけんかをするのも同じです。虐待が虐待の連鎖を生んでおります。

小樽市では、児童虐待の予防、早期発見、早期解決のため、市民に向けてどのような対応をしているのか。また、保育所や幼稚園、学校等の職員、民生児童委員などに向けてはどのような対応をしているのか、お聞かせ願います。

次に、国民健康保険について、何点かお尋ねいたします。

まず、収納率についてお聞きします。本年4月に、平成20年度の国民健康保険料収納率の全国平均が公表されました。現年度分に滞納繰越分を加えた全体の収納率は68.41パーセントと、70パーセントを割り込み、過去最低であったということです。また、現年度分の収納率は88.35パーセントで、こちらも、国民皆保険制度が始まった昭和36年以来、初めて90パーセントを割り込んだそうです。道内においても、現年度分の平均収納率は88.32パーセントにとどまり、過去20年間で最低を記録したということです。

収納率悪化の要因として、平成20年度から、後期高齢者医療制度が導入され、収納率の高い75歳以上の高齢者が国保から抜けたことや、長引く景気低迷、雇用情勢の悪化で個人所得が減少し、納付困難な方が増加したことなどが挙げられております。

一方、小樽市の決算資料で、国民健康保険料の収納率を見ましたところ、大変高い数値に、正直、驚きました。資料をいただいて過去5年間の推移を調べましたところ、ペナルティーの対象となる一般被保険者の現年度収納率は、平成17年度は92.68パーセント、平成18年度は92.42パーセント、平成19年度は93.27パーセント、平成20年度は93.20パーセント、平成21年度は93.33パーセントと非常に高い数値で推移してきております。保険料が確実に納められるということは、国保財政の健全化と安定的な医療給付の確保、さらには、加入者間の負担の公平という観点からも非常に大切なことであり、今後とも引き続き努力するよう望むところであります。

そこで、お聞きしますが、平成21年度の場合、小樽市の収納率は、札幌市を除いた全道10万都市でどのくらいの位置にあるのでしょうか。そして、このように収納率が向上した要因をどのように分析しているのでしょうか。何か特別な組織体制をとっているのでしょうか、お聞かせください。

また、国民健康保険料の収納率により、国からの普通調整交付金が減額される、いわゆるペナルティー制度の概要についてお聞かせください。小樽市が受けたペナルティーは、何年間で総額幾らになるのでしょうか。年数と金額をお知らせください。また、収納率が向上したことによりペナルティーを受けなくなったのはいつからでしょうか。

最後に、ペナルティーがなくなったことによる財政効果はどのくらいになるのでしょうか、お答え願います。

次に、防災問題についてお尋ねいたします。

去る8月7日夜から8日未明にかけて、本市や余市町、古平町など北後志北部で局地的に大雨が降り、本市においても、道路が一時冠水したり、家屋の浸水や石垣の崩壊などの被害が出ました。しかし、けが

人の発生はなかったと聞いておりますので、被害が道路や側溝、石垣等に限られたことは不幸中の幸いとしなければならないと思います。

7日23時から8日8時までの本市の降水量は114.5ミリメートル、この間の1時間当たりの降水量は、最大値で37.5ミリメートルにも達し、観測史上、歴代4位の数値であるとのこと。私も、雨や雷の音に驚き、窓越しに様子をうかがい、見る見る地面に雨水があふれるさまを見るにつけ、一刻も早く雨足のおさまるのを願わずにはおられません。また、8月23日夕刻から24日早朝にかけて、再度、集中豪雨になりました。市内各所で側溝からの雨水のあふれや冠水などの被害が発生し、改めて集中豪雨の恐ろしさを思い知らされたところであります。

近年、ゲリラ豪雨とも言われる集中豪雨の恐ろしさはテレビやマスコミでも大きく報じられているところですが、短時間に一気に降ることにより、今まで考えもできなかった被害もたらされております。ゲリラ豪雨の発生の原因も、地球温暖化や、あるいは都市化の影響などいろいろと取りざたされておりますが、はっきりした発生の原因は不明とのことであり、气象台でもその発生を事前に把握し、予報することは非常に難しいことであると思います。

しかし、避けることのできないものであるならば、それに対する備えは大変重要なことであります。本市は、これまで、比較的、自然災害の少ないまちであると言われてきました。しかし、近年のゲリラ豪雨に見られるような異常気象については、本市としても例外ではなく、いつ襲ってきてもおかしくはないものだと思います。特に、本市の市街地は、平たん地が少なく、また、急な坂やがけ地が多く、海岸線にまで山が迫っている地形的な特色を持っています。多量の降水があると、一気に雨水が道路や側溝にあふれ、河川や海岸線沿いの平たん地に流入する構造となっております。

今回の集中豪雨では、市内各所で側溝があふれ、河川のはんらんはなかったものの、道路の冠水や家屋への浸水が一部で発生しました。今回の集中豪雨は、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりにおいて、何点か課題も浮き彫りにしたのではないかと考えております。今後とも、重要な課題として、いま一度取り組まなければならない問題についてお聞きをいたします。

初めに、8月7日から8日にかけての集中豪雨による本市の被害状況はどのようなものであったのでしょうか。8月23日から24日にかけての被害もあわせてお示しください。

8月7日から8日の集中豪雨では、雨足が速くなったのは夜半遅くなったころであり、大雨警報が発令されたのは23時54分と真夜中近くになってからでありました。こうした中で、市の担当部署は、土曜日の真夜中にもかかわらず臨機応変に対応したと聞いておりますが、各部署の出動状況はどうであったのか、お尋ねいたします。市民の中には不安を抱えた方も多かったと思いますが、7日から8日早朝までどのくらいの問い合わせがあったのかもあわせてお答えください。

次に、石垣や急傾斜地などの対策についてお聞きします。

今回の集中豪雨によって、花園5丁目で大規模な石垣の崩壊事故が発生しました。市内には宅地造成に伴う石垣やがけ地が多く、融雪期や集中豪雨時の雨水等の影響で地盤が緩むことなどにより崩壊等の危険性も指摘されております。4月にも石山町で石垣の崩壊事故があり、現在でも避難生活を余儀なくされていると聞いております。いったん崩壊するとその影響は大きく、その周りを含めて居住できなくなる事態となることもあります。住宅に付随する石垣等については、それを所有する方に管理責任があることはもちろんですが、これまで石垣の危険防止について市としてどう対応してきたのか、あわせて、所有する市民として何をしなければならないのかについてもお聞きします。

また、急傾斜地についてですが、全国的に見ても、集中豪雨によるがけ崩れによりとうとう人命が失われていることは新聞等でも大きく報道されております。もう少し早く避難していれば避けることができた

事例もあるのではないかと思います。市民としても、日ごろから住んでいる場所の状況や安全性について正しい情報を知り、また、万が一の場合は速やかに対応するような心構えが必要であると思います。

本市のような急傾斜地やがけ地の多い地形では、いつ大規模な災害が発生するかわかりません。本市では、がけ崩れなど土砂災害防止対策として、土砂災害警戒区域の指定に向けた取組を進めていると聞いております。危険区域や具体的な避難場所の周知など、現在の取組状況と今後の予定についてお示しく下さい。災害に対する備えは、十分すぎることはありません。一層の取組をお願いいたします。

次に、側溝や雨水ますについてお聞きをします。

今回の集中豪雨では、特に側溝や雨水ますのあふれが多かったと思います。道路が川のようになり、水がおさまった後には砂利やごみなどが散乱している状況が見られました。また、側溝におさまり切れず、雨水が家屋にまで押し寄せ、不安を感じた市民の方も多かったのではないかと思います。8月7日に記録した1時間当たり降水量は観測史上第4位の短時間の集中豪雨であり、ある意味では想定をかなりオーバーした雨量であったため、側溝が雨水をのみ込めなかった状況であったものかと思いますが、雨水ますが詰まらないように日常から清掃を行うことや、側溝自体を大きなものにかえるなど、対応が可能ではなかったかと思います。

そこで、お尋ねしますが、側溝を敷設する際、どのような考え方で大きさを決めているのでしょうか。また、側溝や雨水ますの清掃等、管理はどう行っているのか、お答えください。道路の維持管理については、特に市民の関心が大きいと思いますので、今後ともしっかりとした管理をお願いいたします。

最後に、市内の低地での排水対策についてお尋ねをいたします。

今回の集中豪雨では、堺町地区において床上浸水が発生しました。店舗の中まで浸水し、商品の展示などにも影響があったと聞いておりますが、消防による迅速な排水作業により、それ以上の大きな被害を免れることができました。迅速な対応が被害の拡大を防止したわけですが、根本的には今後このような被害が発生しないような対策が必要です。

そこで、お尋ねいたします。今回の浸水の原因としては何が考えられるのでしょうか。また、今後この地域での浸水対策として何かやるべきことが考えられるのではないのか、お聞きをいたします。

堺町地区は、本市の観光の拠点として、外国人を含め、多くの方々が訪れる重要な地域です。今後、さらなる発展のため、より安全な市街地の形成が必要な地区でもありますので、ぜひ対策の検討を望みます。
(拍手)

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 久末議員の御質問にお答えいたします。

初めに、福祉問題について、何点か御質問がございました。

まず、高齢者世帯が、経済的負担や身体的な衰えが大きくなり、自宅での生活が困難になり、施設等への入居相談があった際の対応でありますけれども、ある程度、御自身で身の回りのことができる状況の方については、収入や生活実態などをお聞きしながら、養護老人ホーム、ケアハウスや有料老人ホームの施設を案内しております。これらの施設のうち、小樽市が受付窓口となるものは養護老人ホームであり、他の施設については社会福祉法人や民間の施設を紹介し、それぞれ個々の施設と相談してもらうこととなります。

入居状況につきましては、市内にある養護老人ホームは小樽育成院があります。その定員は200名で、

ほぼ満室状態にあり、待機者もおりますが、おおむね1年以内には入居できる状況となっており、市外の養護老人ホームを希望する場合にはそれより早めに入居できる状況にあります。他の施設における市内の状況は、ケアハウスが2施設で、定員150名となっており、現在、入居状況は満室であり、待機者の入居については1年程度と聞いております。また、有料老人ホームは5施設で、定員271名となっておりますが、施設によっては若干空き室がある入居状況と聞いております。

次に、グループホームや養護老人ホームの入居の優先度についてであります。いずれもそれぞれの施設で決めることになっており、グループホームについては、申込順や家族の介護負担の度合いなどを考慮して決めていくと聞いております。また、特別養護老人ホームについては、各施設に入所判定委員会が設置されており、その中で、要介護度の重さや家族の支援状況、対象者の緊急度などを総合的に判断し、入所順位が決定されております。

次に、定数と待機者であります。グループホームは39か所、定員734名であり、待機者は平成22年6月末現在で46名おります。また、特別養護老人ホームは4か所で定員402名、地域密着型特別養護老人ホームは1か所、定員29名であり、待機者は、平成22年7月末現在で各施設の申込みの延べ人数は1,756名おまして、実人数につきましては、複数施設での申込みや死亡等の資格喪失を精査しておりませんので、前回調査の状況から推測しますとおおむね1,100名前後ではないかと見込まれます。

次に、待機者の解消として今後の施設計画の考え方ですが、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画の策定は、平成20年から着手し、施設整備等に用いる養護老人ホームの待機者数は、平成20年5月に調査した実人数933名を基に計画を策定しております。この待機者のうち、要介護4、要介護5で介護度が重く、在宅で待機している方は29名と、在宅で介護度が重い方は非常に少ない状況でありましたが、6か月以内の早期に入所を希望する方は309名おりましたので、これに療養病床の転換に伴う一部受皿としての74名を加え、計383名分の施設整備を計画したところであります。

特別養護老人ホームの待機者の解消については、全国的にも問題となっており、現在、国の社会保障審議会介護保険部会では、市町村や社会福祉法人などに認めている施設設置者を社会医療法人に拡大することや、特別養護老人ホームの居室面積要件を緩和するなど、待機者の解消を図る方策が検討されているところであります。

当市においては、これら国の動向を注視しながら、待機者のニーズを的確に把握するとともに、被保険者の保険料負担にも配慮し、待機者の解消に向け、今後の事業計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、市営住宅への申込みの扱いでありますけれども、原則として、市営住宅には持家がある場合には申込みができませんが、居住の用をなさない程度に住宅が著しく老朽化し、かつ、資金不足のため、その建替えが困難である場合などは、住宅困窮者とみなして申込みを受け付けております。ただ、その場合でも、残された住宅は安全管理上の問題などがありますので、解体や売却を条件としております。

次に、児童虐待に関する妊娠期間中や出産後の親に対する取組ですが、妊娠期間中においては、必要に応じて保健師や助産師による家庭訪問指導を行っているほか、母親教室、電話による相談などを実施しております。出産後につきましては、平成21年度から保健所において保健師等による乳児家庭全戸訪問事業を開始し、母親の育児不安に対する必要な助言や情報提供を行いながらその軽減に努めています。さらに、虐待につながるような要因がないかどうか、養育環境についても把握しながら、必要なときには訪問を継続するなど、健全な養育環境の確保に努めております。

次に、児童虐待にかかわる市民等への啓発ですが、広報おたるへの掲載をはじめ、乳幼児健診を受診する保護者や小・中学校の児童・生徒などに各種パンフレット等を配布しております。こうした取組

を通じて、どのような行為が虐待に当たるのか、虐待の疑いを感じたときに通報することの大切さや、子育ての悩みを抱えたときの相談窓口などについて広く周知を図るよう努めております。また、保育士や教職員、保健師、民生児童委員など、子育て中の親と密接なかかわりを持つ機関や組織の方々を対象に、毎年、セミナーを開催しております。講師は児童相談所の職員で、虐待事案を想定したグループ討議など実践的なプログラムを取り入れた研修を行い、児童虐待の防止等に努めているところでございます。

次に、国民健康保険料について何点か御質問がありました。初めに、収納率について、平成21年度の札幌市を除く全道10万都市の中での収納率の本市の順位は、北海道市長会の集計によりますと、現年度分、滞納繰越分、全体分ともに当市の収納率はトップでございます。

次に、収納率向上の要因であります。まず、国保料の収納業務を賦課業務とあわせて税部門から保険年金課に移管し、国保事業運営体制の一本化を図りました。その中で新たな滞納者の発生を抑制するため、早期納付督促員が電話催告をし、また、職員は滞納者に納付計画を立ててもらい、納付の履行状況を管理する一方、特別徴収員は個別訪問で着実な納付の習慣化を促すなど、この3者の役割分担の明確化と連携強化により収納管理の徹底を図ってきたことが収納率向上の要因であるというふうに考えております。

次に、普通調整交付金のペナルティー制度であります。この制度は、収納率向上に向けた各保険者の取組を促すことを目的としており、国保加入者数の規模に応じて定められた一般被保険者の現年度分の基準収納率を下回ると、その翌年度に交付される普通調整交付金が減額されるものであります。その減額率は、収納率に応じて5パーセントから20パーセントの7段階で基準が設定されており、過去に小樽市においても15パーセントの減額を受けていたことがあります。

次に、小樽市が受けたペナルティーの状況でありますけれども、まず、ペナルティーを受けた年数と金額は昭和56年度から平成17年度までの25年間で約30億円となっており、平成18年度からはペナルティーを受けておりません。

次に、平成18年度から21年度の4年間のペナルティーがなくなったことによる財政効果であります。仮にペナルティーの最低の減額率である5パーセントで試算しますと、約2億4,000万円になります。また、収納率が一定の条件をクリアした場合に、前年度に減額された普通調整交付金の2分の1が特別調整交付金として戻される制度により、これまでに約3億4,000万円の交付を受けております。

次に、防災についての御質問でありますけれども、初めに、集中豪雨による被害状況であります。8月7日から8日にかけての雨による被害状況は、主なものとして、床上浸水15件、床下浸水44件、土砂崩れ及びびげ崩れ17件、石垣の崩れ2件などがあり、その他、側溝の溢水、道路の破損など219件となっております。

次に、8月23日から24日にかけての被害状況であります。主なものとして、床上浸水14件、床下浸水30件、土砂崩れ及びびげ崩れ5件などがあり、その他、側溝の溢水、道路の破損など224件となっております。

なお、いずれも人的被害はありませんでした。

次に、8月7日から8日の職員の出勤状況であります。建設部では、午前0時から、建設事業課が第1次体制として、次長を含む6名が電話対応やパトロールに当たりました。さらに、午前7時から、第2次体制として、人員を14名に増やし、電話対応やパトロールを行いました。総務部では、0時から次長と防災担当3名が本庁での電話対応に当たりました。消防本部では、通常体制に非常招集の14名を加え、現場や電話対応に当たりました。また、市民などからの問い合わせ、あるいは対応を求める電話の件数ですが、8月8日までで防災担当が45件、建設事業課が133件、消防本部が83件、計261件となっております。

次に、石垣の危険防止の対応でありますけれども、市といたしましては、これまで、定期的にパトロールを行うとともに、所有者及び隣接者からの相談に対しては、現地の状況を確認し、補修についてのアドバイスを行うなど、対応しているところであります。今後についても、町会への回覧やホームページを活用するなど注意喚起を促すとともに、所有者及び隣接者からの相談に、これまで同様、迅速に対応したいと思っております。

また、石垣を所有する市民として何をすべきかということでもありますけれども、本市には個人等が所有する石垣が多数ありますが、その管理は所有者がすべきものであることから、日ごろから点検を行い、石垣の状態の変化などを把握し、維持管理を行っていくことが大変重要なことと考えております。

次に、土砂災害警戒区域の指定に向けた取組状況と今後の予定であります。土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、がけ崩れなどの土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにするとともに、都道府県と市町村が連携を図りながら避難場所などの必要なソフト対策を推進しようとするものであります。本市には、土砂災害警戒区域は、今年度8月末現在で90区域が指定されており、今年度はさらに60区域程度の指定を予定しております。今後は、老人ホームや幼稚園などの要援護施設がある区域を優先して指定するなど、北海道と連携を図りながら土砂災害警戒区域の指定を順次進めてまいりたいと考えております。

次に、側溝を敷設する際の大きさでありますけれども、市の基本的な考え方は、維持管理作業に必要な側溝の幅を24センチメートル以上としておりますが、その側溝が受け持つ流域や道路勾配及び下流の側溝の能力などを総合的に考慮して最終的な大きさを決定しております。

次に、側溝や雨水ますの管理であります。道路パトロールや市民の皆さんから寄せられる情報を基に、現地を確認し、必要に応じて委託業者や直営作業班が補修及び清掃等を行い、適切な維持管理に努めているところであります。

最後に、堺町地区における浸水の原因でありますけれども、このたびの集中豪雨時における1時間当たりの降雨量は8月7日には37.5ミリメートル、24日には24.5ミリメートルを記録するなど、短時間に想定を超えた雨が降ったことが原因と考えております。また、この地域での浸水対策であります。集中豪雨直後には、当面の対策として市道本通線、本通第2線などの排水施設の清掃点検を実施しましたが、現在、市道東雲線から本通第2線に流入している雨水の一部を直接古発川に放流できないかなどについて、このような集中豪雨にも対応できる排水施設整備について詳細に検討をはじめております。

○議長（見楚谷登志） 久末議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

○19番（佐々木勝利議員） 一般質問をします。

菅首相は、1に雇用、2に雇用、そして、3にも雇用と強く訴えています。生活のできない若者の増加は日本を壊します。一人一人が自分の職を持ち、精いっぱい働いてこそ、国は維持できるのではないのでしょうか。普通の人々が普通に職を持てる社会をどうしたらつくることができるのか、今こそ国全体で真剣に考えるときです。

初めに、小樽の雇用対策について、何点かお伺いします。

2010年5月、6月の管内概況によりますと、後志地区の景気は、低迷しているものの、持ち直しの動きが広がりつつあるとのこと。雇用環境は、改善の兆しが見られるものの厳しい状況が続いているとのこと。ハローワークの雇用・失業情勢によると、有効求人倍率の動向について、2010年6月は0.38倍と、前月と

同様で、前年同月の0.35倍より0.03ポイント上昇したとのこと。また、就職の動向について、同じく2010年6月の就職件数は328件、前年同月比で83人の減少で、率に直すと20.2パーセントの減少となり、就職率は前年同月に比べ8.5ポイント減少の34.6パーセント、全道平均は27.4パーセントとのことです。

政府が検討する若者の就職支援施策の概要が、8月27日、明らかになりました。今年度末で終わる地方向けの雇用対策基金を1,500億円積み増して1年延長し、医療や介護などで新卒者を中心に計6万人の雇用を生み出す。若者の失業率は高止まりしており、一連の措置で景気、雇用の安定を目指すとしています。財源には、2010年度予算の経済危機対応・地域活性化予備費の未使用分9,000億円などを充てる考えです。

そこで、伺います。

1点目、小樽市が特に平成21年度、22年度に取り組んだ雇用対策について、個別・具体的事業の雇用人数についてお示しください。

2点目、今後の雇用対策についてお聞かせください。

次に、現場が抱える介護問題について伺います。

今、まさに、介護現場は苦境に立たされています。低い賃金の将来の不安から、あるいは、やりがいを持ってやめる人が後を絶たない。ここにこんな言葉があります。「止まらぬ寿退社。20代、30代の男性が結婚を機にやめる」、そういう深刻な問題であります。介護職をやめた人の多くは、短期の離職が目立ち、介護労働センターの2009年度の調査では、離職者のうち、1年未満でやめたのは43パーセント、3年未満は32パーセント。若手が育つ前にやめるため、慢性的な人材不足になっている。やめる理由の一つは、給料の安さ。ホームヘルパーの平均給料は月18万円で、介護福祉士は20万円。ほかに、体力的にきつい、休みがとれないなどが理由として挙げられています。

そこで、伺います。

1点目、小樽の介護現場の実態をどのように把握していますか。

2点目、やりがいを持って働ける理想の職場づくりにどんなことが必要と考えていますか。

また、代表的な介護施設である特別養護老人ホームのあり方をめぐり、国と一部地方で意見が対立しています。国は、新設について原則個室とする考えのようですが、都市部の自治体などは相部屋も認めるべきだと主張しています。介護保険制度の運営主体は地方自治体ですが、細かい規定に縛られ裁量が乏しいのが現状だ。国か、地方か、だれが介護の基準をつくるべきなのか。

入居するのは常時介護が必要な人が中心で、全国の特養定員42万人に匹敵する数の待機者がいます。厚生労働省は、2003年、新規に建設する特養はユニット型個室を基本にすると方針を打ち出し、14年度には特養の70パーセントをユニット型個室にするとしましたが、08年10月時点のユニット型個室の比率は21.2パーセントにとどまります。長妻厚生労働大臣は、本年4月、ユニット型個室の特養の1人当たり面積基準を引き下げることで個室整備の推進を図る方針を発表しました。北海道の整備方針は、原則個室だが、今年度から、改築に限り、一部相部屋を認めるとしています。

そこで、伺います。

3点目として、小樽市の特養施設における居室などの現状と自己負担額はどのようになっているか、お示しください。

4点目、特養の待機者の今後の見通しはどのように考えていますか。

5点目、今後の整備方針はどのように考えていますか。

この項の最後に、今度の介護保険制度の見直しに何を期待していますか、お聞かせください。

次に、保護司制度の充実に向けた取組に関連して伺います。

こんな事件が起きました。茨城県で活動する保護司の自宅が、7月、放火で全焼したニュース。火をつ

けたのは14歳の少年で、2年前に別の放火容疑で補導され、この保護司が立ち直りの手助けをしているところだったとのこと。少年は、保護司を支えとして頼りにする一方で、社会や学校になじめず、少年院に戻りたいと言っていたとのこと。私は、保護司の一人としてショックを受けました。この事件を機に、保護司の仕事に恐怖感を持ったり、就任をためらったりすることがあれば心配です。

保護司は、全国に約5万人、小樽には76人います。法務省の職員、保護監察官と連絡をとりながら、刑務所を出た人や非行少年の更生を支えたりするため、定期的に面談し、生活上の助言をしたり、特に難しい就職先の確保に苦勞しています。時には暴言を吐かれ、嫌な思いを経験することもあります。今回のような深刻な被害に至る事例は聞いておりません。

朝日新聞の社説でも取り上げられておりました。保護司の受難ということ。出所者らにとって保護司は命綱で、保護司を裏切ってはいけないというのが大方の声だと聞く。こうした認識を社会全体で共有したい。驚くのは、家を失った保護司に対し、国による被害回復策がないことだ。労災はあっても、財産被害には適用されないと言う。保護司は無給のボランティアで、国から実費相当のお金が支払われるだけです。それでも、時には、保護監察の対象者を家に入出入りさせ、食卓を一緒に囲む人もいます。公のために働き、自宅を開放するのに補償はありません。これでは、不安と不信を招き、制度のあり方を揺るがす事態にもなりかねませんので、損害保険の導入など、万一に備えた対策をとるのは政府の責任ではないかと指摘されております。

行政は、保護司等の善意に頼りすぎていると言われて久しく、近年、監察官が増員されたり、保護司同士が悩みなどを持ち寄って協議するための会議などに予算計上されていましたが、十分とは言いがたい。面談室を備えた更生、要保護の拠点を公共施設内に配置する構想がありますが、実現したのは全国に883ある保護司会のうち21にとどまるというのが現状です。

そこで、そんな中、8月29日、菅直人首相は、同日付けで犯罪者や非行少年の社会復帰を助ける保護司制度の充実に向け、関係省庁連絡会議の設置を千葉景子法務大臣に指示したとのこと。内容は、保護司の確保や活動支援に向けた方策を検討する、犯罪者の就労支援や居住の確保も課題となるなど、明らかにしました。

そこで、伺います。

1点目、保護司会と行政としての市のかかわりと今後についてどのように考えておりますか。

2点目、今後の活動支援に向けた取組をどのように考えていますか、お聞かせください。

次に、子供の虐待防止対策について伺います。

7月30日、どれほど寂しくて苦しかったことだろうか。大阪市のワンルームマンションで、3歳の姉、1歳の弟が寄り添うようにして死亡していた。2人は、母親にほったらかしにされ、食べ物も水も与えられていなかった。2人の遺体は死後1か月半ほど経過していたと見られます。30年以上、警察官をやっているが、最悪の現場だと、捜査幹部が涙を浮かべて語る言葉が印象的です。冷蔵庫は空、玄関や台所に通じるドアに粘着テープで固定された跡があり、壁には子供の手の跡が残っていたと言います。

子供の虐待死の報道が後を絶ちません。痛ましい事件が起きるたびに、児童虐待防止法の見直しが検討され、2000年の法制定から2度改正されました。しかし、子供の虐待死が減少したという事実は見当たりません。毎年、心中を除いても全国で70人弱の子供たちが虐待で生命を落としている。そのうち、4歳未満の死亡例が8割を占めると言われています。

そこで、このことについて、まず、市長の感想を伺います。お聞かせください。

政治は幼い命を救えなかったのか、こんな声が寄せられ、考えさせられます。育児で孤立してもSOSを出せない。地縁、血縁の支援もそうは望めない。専門家は相談窓口をもっと親に近づける工夫が必要だ

と指摘しています。110番のような覚えやすい通報ダイヤルをつくる案も出ていると聞きます。政治の場では、虐待する親が持つ親権を一時的に制限する民法改正が次の焦点であります。法制審議会の結論を得て改正案が国会に提出されるのは来年であります。それを待たずとも児童福祉司の増員や児童養護施設の増設に向けた予算の拡充は待ったなしの課題だと思います。最小不幸社会を打ち出す菅首相に、子供への虐待と戦う強い姿勢が望まれます。

そこで、伺います。

1点目、小樽の子供虐待の実態をどのような方法で把握していますか。過去3年間の相談件数をお示しください。

2点目、虐待防止の仕組みと対策をどのように考えていますか。

3点目、子供を取り巻く問題への対応をどのように考えていますか、お聞かせください。

次に、スポーツ立国戦略に関連して伺います。

これからの日本のスポーツはどうあるべきなのか、今後10年のスポーツ政策の方向性を示すスポーツ立国戦略を文部科学省が発表しました。その軸は、地域に根差し、子供から大人までさまざまなスポーツに親しめる総合型地域スポーツクラブを基盤としています。引退した選手に指導者として各地のクラブで活躍してもらい、多くの人々がスポーツに親しむ生涯スポーツ社会を実現する。一方、五輪の獲得メダル数で、夏37個、冬10個の過去最多を超えることを目指すとしています。自公政権下でもスポーツ立国は模索されましたが、構想の軸足はトップ選手の強化に置かれていたようであります。今回は、地域スポーツと競技スポーツとを両輪にしていること、総合型地域スポーツクラブを拠点に、双方の連携で人々がスポーツに親しむ環境を整え、有望選手が育つ土壌にしようとの思いがあるようです。民主党が掲げる新しい公共がスポーツでも見えてくる発想だと思います。

日本のスポーツは、学校と企業が長く支えてきました。しかし、部活動は少子化や教員の高齢化などで先細りする一方、企業のスポーツ部も不況の影響で休廃部が相次いでいるような現状です。そんな中、戦略が基盤にしようとしている総合型地域スポーツクラブは、10年前に国が策定したスポーツ振興基本計画で、今年度までに各市町村に最低限一つつくることを目指していたものです。新戦略には、地域スポーツを担う人材を育成し、地元の学校で授業や部活動を支える役割も担ってもらうという案も出されているようですが、うまく回れば成果を期待できる思いがありますが、財源が問題です。財源の裏づけに乏しく、各地のクラブなどからは、人件費の面で国が支えてくれればいいが、絵にかいたもちに終わらないかと不安の声も聞かれます。しかし、草の根スポーツを育てる仕組みは、もともと政府から与えられるものではなく、スポーツに楽しむ人々の自発性を推進力として生かすことが新しい公共の考え方にもかなうものだと私は思います。

そこで、伺います。

1点目、スポーツ立国戦略について、どのように評価していますか。

2点目、小樽の総合型地域スポーツクラブの現状はどうなっておりますか。

3点目、小樽の今後の取組についてどのように考えていますか。

最後に、教職員定数改善計画案、35人学級について伺います。

文部科学省は、8月27日、2011年度から公立小・中学校の1学級の上限人数を現行の40人から35人に段階的に引き下げ、教員を増やす教職員定数改善計画案を正式に発表しました。授業時数や指導内容が増えることなどに対応し、少人数学級できめ細かな指導を行う。11年度予算の概算要求に、教職員人件費約184億円、8,300人分を盛り込み、まず小学校1年生と小学校2年生で導入するとし、16年度までに小・中全学年で35人学級を実現する。さらに、小学校1年生と小学校2年生については、17年度、18年度で上限人

数をさらに引き下げ、30人学級制にすると。学級数の増加に伴い、8年間で約5万人の教職員増になるが、定年退職などで約3万人が減ることから、少人数学級に対応する純増分は約2万人となるとされています。

そして、18年度の教員1人当たり児童・生徒数は、経済協力開発機構、いわゆるOECD加盟国の2007年の平均並みに改善するとされています。さらに、少人数学級とは別に、14年度から5年間で教職員を4万人増やす計画も打ち出しました。新学習指導要領や生徒指導への対応を一段と強化するためとしたものであります。

そこで、伺います。

1点目、道独自の少人数学級の取組と今後の進め方についてどのように考えていますか。

2点目、制度改正で35人学級となった場合、学校規模・学校配置適正化基本計画を見直すという考えはありますか。お聞かせください。

3点目、今回の教職員定数改善計画の背景をどのように認識し、どのように受け止めていますか。教育長の見解を求めます。

再質問を留保して、終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、雇用対策でありますけれども、まず、平成21年度の雇用対策事業としましては、国の雇用創出事業を活用して行った緊急雇用創出推進事業及びふるさと雇用再生特別対策推進事業、さらに、小樽市独自対策事業の3事業を実施いたしました。緊急雇用創出推進事業では13事業で84名、ふるさと雇用再生特別対策推進事業では5事業で14名、小樽市独自雇用対策事業では7事業で34名の新規雇用の実績がありました。22年度につきましては、21年度同様、国の雇用創出事業を活用しているほか、小樽市独自雇用対策事業及び今年度創設した新規高等学校卒業生雇用奨励金事業を実施しております。緊急雇用創出推進事業では14事業で128名、ふるさと雇用再生特別対策推進事業では5事業で14名、小樽市独自雇用対策事業では7事業で74名の新規雇用の創出を見込んでいるところであり、新規高等学校卒業生雇用奨励金事業では市内企業43社で雇用された79名分の事前申請を受け付けております。

次に、今後の雇用対策でありますけれども、まず、新規高等学校卒業生雇用奨励金事業につきましては、新規高卒者に対する厳しい雇用情勢が続くものと見込まれますので、次年度も引き続き本事業を実施したいと考えております。また、緊急雇用創出推進事業及びふるさと雇用再生特別対策推進事業につきましては、23年度も継続されることとなっておりますので、積極的に活用してまいりたいと考えております。

なお、小樽市独自雇用対策事業につきましては、現下の有効求人倍率が改善されない中、雇用情勢も厳しい状況が続くものと見込まれますので、今後もその動向等を十分注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険について何点か御質問がございましたが、初めに、小樽の介護現場の実態についてありますが、第4期介護保険事業計画策定のため、平成20年10月に市内103の介護事業者を対象に実施した調査では、79の事業者から回答があり、平成19年1月1日現在の介護労働者は2,212名で、そのうち、同年12月末までに退職した方は430名で、離職率は19.4パーセントであり、また、平成20年9月時点での正規従業員の平均賃金は18万1,879円でした。

なお、同時期の全国の介護労働者の離職率は21.6パーセントであり、本市は2.2ポイント低く、同じく全国の平均賃金は20万8,000円であり、本市では12.6パーセント、2万6,000円ほど低くなっております。

ハローワークや介護事業所関係者の情報によりますと、賃金が低い、休暇がとりにくい、夜勤業務があるなど労働条件を理由とした離職が多い一方で、離職して他の介護事業所に移る例も多いと伺っております。

次に、やりがいを持って働ける理想の職場づくりということですが、財団法人介護労働センターの調査では、介護の仕事をやめた理由として最も多いのは、事業所の理念や運営のあり方に不満があるというもので、収入が少ないことよりも多くなっています。このことから、まず、経営者、管理者と従業員が経営方針、ケア方針を共有する機会が設けられることが必要ではないかと考えます。また、厚生労働省では、本年10月から、介護職員の能力、資格、経験等が賃金や役職に反映される仕組みを介護職員処遇改善交付金に取り入れることとしており、これらのことが実施されることによって介護職員が将来展望を持って働き続けることができるようになるものと考えております。

次に、小樽の特養の居室等の現状と自己負担月額であります。特養の居室には、多床室、従来型個室、ユニット型個室の3種類があり、市内の特養5施設、定員431名のうち、多床室は156床、従来型個室は66床、ユニット型個室は209床であり、ユニット型個室の割合は、国の示した平成26年度までの目標の70パーセントに対し、現時点で48.5パーセントとなっております。また、各居室の自己負担月額ですが、これは、所得や市民税の課税、非課税の区分により自己負担額が設定されておりますけれども、最初に、多床室では、収入要件が世帯非課税で収入が80万円未満の方は3万6,300円、世帯非課税で収入が80万円以上の方は5万3,700円、世帯課税の方は8万8,200円となっており、以下、収入要件は省略しますが、従来型個室は3万9,300円、6万8,700円、11万3,100円、ユニット型個室は5万1,300円、9万3,300円、13万7,700円となっております。

次に、特養の待機者の把握と今後の見通しでありますけれども、待機者については、第4期介護保険事業計画策定の際に、平成20年5月時点での把握を行い、実人数は933名となっております。この内訳は、要介護1から3の方が714名で全体の77パーセント、要介護4から5の方が219名で23パーセントとなっており、一方、在宅で待機している方が225名で24パーセント、特養以外の施設に入所している方が708名で76パーセントとなっております。国は、平成21年12月に全国での特養の待機者を42万人と公表しており、この集計では、要介護1から3の方が58パーセント、要介護4から5の方が42パーセントであり、在宅・施設別では、全国で在宅が47パーセント、施設が52パーセントであり、小樽市においては、介護度の軽い方からの申込みと、施設で待機している方は、国と比較してそれぞれ約20パーセント高い状況にあります。

次に、待機者の今後の見通しでありますけれども、老年人口の推移から見て増えていくものと考えられますが、現在、国が検討している24時間地域巡回サービスの充実や、認知症コーディネーターの配置などによる認知症支援対策、さらには、見守りつき高齢者住宅への支援など、在宅サービスが総合的に充実してきますと待機者の減少につながる面もありますので、今後の国の動向に期待するものであります。

次に、今後の整備方針でありますけれども、第4期介護保険事業計画では、平成23年度に地域密着型特養を1か所、定員29床のすべてをユニット型個室で予定しておりますが、居室のあり方について、現在、全国知事会から国に対し、地域の実情に合わせて多床室を認めるよう要望がなされております。また、さきの北海道市長会介護主管者会議においても同様の協議がなされ、全道各市から、ユニット型個室が料金的に高く、低所得者が入所できないので、多床室を望む声が多く出されたところであります。

本市としましても、第5期以降での特養の整備は未定であります。国や道の議論経過を踏まえ、待機者のニーズを把握した上で、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画を策定したいと考えて

おります。

次に、介護保険制度の見直しに何を期待するかということでもありますけれども、既に御承知のとおり、9月8日の衆議院厚生労働委員会において、長妻厚生労働大臣が、介護療養病床の廃止の延期を表明し、猶予期間を設けて存続させる方針を示しました。このことは、第4期介護保険事業計画の中で介護療養病床の廃止や転換が図られることになっていたものが、第5期介護保険事業計画まで引き延ばされることになるため、現在の介護療養病床522床の給付費分として年間約20億円が膨らむこととなり、これは給付費全体の約6分の1に当たることから、保険料や一般会計繰入金に大きな影響を及ぼすことになります。このため、次期、平成24年度の見直しでは、国の責任において介護療養病床の猶予分に当たる給付費を全額負担していただけることを大いに期待いたしております。また、介護保険制度を安定的に維持するためには、増加する介護サービスの需要に対して、サービス提供を行う介護従事者の処遇改善が今後どこまで図られていくか、期待しているところであります。

次に、保護司制度の充実でありますけれども、初めに、保護司会と市のかかわりとして、市では、76人の保護司により構成されている小樽地区保護司会の事務局として経理や会議資料作成等の業務を行っております。また、補助金を交付し、その活動を支援するとともに、お互いの協力の下、少年補導委員や社会を明るくする運動などの活動をしているところであります。今後につきましても、お互いに連携をとりながら更生保護活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の活動支援に向けた取組でありますけれども、保護司は非常勤の国家公務員ということもあり、市として独自の活動支援というのは難しい面もありますが、現在、市では、保護司の確保という面で協力するなど支援を行っているところであります。今後も、国の支援策の動向を勘案し、保護司会の方々のお話を聞きながら、市としてできる支援をしてまいりたいと考えております。

次に、子供の虐待防止についての御質問でありますけれども、最初に、痛ましい事件が後を絶たないことへの感想をということではありますが、児童虐待の背景にあるものとして、家族が孤立し、子育ての悩みや不安を相談する相手がいないことや、経済的な困難などの社会的な要因のほかに、親自身が虐待を受けて育ってきた場合に起き得る養育環境の連鎖などが挙げられています。そのような要因を取り除き、幼い命がさらに犠牲となることのないよう、国が今まで以上に指導的な役割を果たし、地方自治体、関係機関、地域が連携して虐待の予防等に取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、虐待の実態把握でありますけれども、実態を把握することは非常に難しいところであり、現状では、市民をはじめ、民生児童委員、保育所や幼稚園、学校、医療機関などから相談や通報を受けて把握しております。

本市の過去3年間の虐待についての相談・通報件数は、平成19年度が54件、20年度が49件、21年度が27件となっております。

次に、虐待防止の取組と対策でありますけれども、小樽市では、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、各種パンフレット等による市民啓発や保育士や幼稚園教諭など子供と接する機会の多い職員等への研修を行っております。また、虐待の事実や疑いがある場合には、ケース検討会議を開催し、要保護児童への必要な対策を講じているところであります。このほか、子育て中の親子が気軽に参加でき、育児の悩みを相談できる場として、市内各所で子育て支援事業を展開し、産前・産後の期間については保健師等による家庭訪問などを行い、健全な養育環境の確保に努めているところであります。

最後に、子供を取り巻く問題につきましては、虐待に限らず、家庭生活や学校生活等での自分自身や家族が抱える悩み、異性についてのことなどさまざまなものがあり、そうした多様な問題に対応する必要があると思っております。そのため、昨年、家庭児童相談室を子育て支援課に移し、虐待相談や母子相談と

あわせて児童にかかわる総合的な相談・支援体制の構築に努めているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 教育長。

○教育長(菊 譲) 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、スポーツ立国戦略の評価についてであります。これは、我が国の新たなスポーツ文化の確立を目指して、本年8月26日に文部科学省から公表されたものであります。概要では五つの重点戦略から構成されており、その中で、直接、教育委員会にかかわるものとしては、戦略1のライフステージに応じたスポーツ機会の創造の項であると認識しております。その中で、主な施策として9項目挙げられており、本市の第6次総合計画スポーツ・レクリエーションの施策に合致するものもあり、今後、この戦略に基づき国がどういった施策に取り組むのか、注視してまいりたいと考えております。

次に、総合型地域スポーツクラブの実績についてであります。本市におきましては、平成17年から設立の準備を進め、本年4月1日に小樽西部地区スポーツクラブを設立しました。今年のこれまでの活動につきましては、毎週、バドミントン教室、月1回、スポーツ教室としてフロアカーリングやペタンク、パークゴルフなどを開催し、また夏休み期間を利用したキャンプ交流など、地域の子供からお年寄りまでの皆さんが参加できる取組を行っております。

次に、クラブの今後の取組についてであります。5年間の準備期間を経て今年4月に設立された西部地区のスポーツクラブですが、地域の皆さんが主体となって、子供からお年寄りまでスポーツ活動に親しむことを目的としておりますことから、小樽体育協会や小樽スポーツ少年団の方々の協力を得ながら、教育委員会としても支援をしております。

次に、本道の少人数学級の取組と今後の進め方についてであります。現在、北海道教育委員会では、小学校低学年における基本的な生活習慣や学習に関する基礎・基本の確実な定着でありますとか、学校生活の円滑な適応などを図るため、また、中学校第1学年における義務教育から中等教育への円滑な学習の継続と基礎的な学力の向上を図るため、少人数学級実践研究事業を行っております。この制度は、小学校は第1、第2学年、中学校は第1学年において、2学級以上で1学級当たりの児童・生徒数が35人を超える学校を研究校に指定するもので、対象学年の基準学級数に1学級増やすものであります。小樽市では、平成22年度、5校がその要件に該当し、研究校に指定されております。

このたび提示された国の教職員定数改善は、8年間の段階的な実施となっており、北海道教育委員会が独自に取り組んでいる事業については、対象学年の拡大を検討してほしいものと考えております。

次に、制度改正に伴う小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の見直しについてであります。この基本計画では、望ましい学校規模を小学校では12学級以上、中学校では9学級以上とし、上限についてはそれぞれ18学級を目安としております。この計画に基づき作成したプランでは、平成27年度の児童・生徒数と学級数の推計値をお示ししておりますが、少人数学級の考え方としては、小学校1・2年生は1学級30人、また、小学校3年生から中学校3年生までは1学級35人と仮定し、それぞれプランに当てはめた場合においてもこれを大幅に超える学級数にはならないことから、計画の見直しは考えておりません。

最後に、教員定数改善計画の背景についてであります。中央教育審議会初等中等教育分科会から、平成22年7月26日に、今後の学級編制及び教職員定数の改善について提言がなされました。この中で、教職員定数改善の基本的な考え方として、新学習指導要領の円滑な実施、生徒指導面の課題等への対応、教員が子供と向き合う時間の確保等が示されております。こうしたことを実現する具体的な改善方策として、平成23年度の文部科学省概算要求では、当面、小学校1・2年生の35人学級の予算要望が示されております。

す。

少人数学級の早期実現については、かねてより、小樽市教育委員会としましても、北海道都市教育委員会協議会等を通じ、国に強く要望していたところであり、概算要求に盛り込まれた少人数学級の推進を初めとする教職員定数改善の実現を期待しているところでございます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 19番、佐々木勝利議員。

○19番(佐々木勝利議員) 全体として答弁漏れがないことを確認しました。具体的などころでは、別の委員会で質問したいと思います。

以上、終わります。

○議長(見楚谷登志) 佐々木議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時40分

○議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○20番(新谷とし議員) 初めに、学校給食共同調理場統合・新築事業の問題について伺います。

第6次小樽市総合計画前期実施計画では、新光共同調理場とオタモイ共同調理場の統合・建替えの実施時期を平成22年度から24年度に行うとしています。現在、新光共同調理場に隣接している朝里中学校のサブグラウンドに建設予定と伺っていますが、サブグラウンドはテニス部の練習場として使われております。朝里中学校本体グラウンドの実利用面積は7,500平方メートル、サブグラウンドの面積は3,450平方メートル、本体グラウンドは野球部、サッカー部などにフルに利用されており、ここにテニスコートを持つてくることは無理があり、各部活動の制約になってしまいます。共同調理場をサブグラウンドに建設する場合、こうした問題をどう解決するのでしょうか。具体案があるのか、お聞かせください。

サブグラウンドのある一帯の地域は、第1種住居地域で本来は50平方メートル以上の工場などの建築物は建てられないことになっています。ただし、公益上、やむを得ない場合はその限りではないということですが、新築する場合、半径100メートル以内の住民等の意見聴取会を開き、建築審査会で意見を仰ぐこととなります。その時期はいつごろになる見通しですか。

計画どおり新光地区に共同調理場をつくと、遠くは忍路中央小学校まで配送するのに夏場でも45分はかかるということですから、食中毒などの心配が出てきますし、冬場はもっと時間がかかるので、温かいものは冷める、給食時間に間に合わないなど、給食の安全性や子供たちの食欲の阻害や給食時間の短縮など、デメリットが多くなりませんか。また、配送の時間がかかることは、検食をするのにも支障が出るものではありませんか。

第6次小樽市総合計画の前期実施計画では市立小中学校の学校規模・配置適正化事業で、平成25年度までの事業概要が示されていますが、今後の懇談会開催で、どの学校がいつ廃校になるか、また、児童・生徒の数も予測できない部分も出てきます。当然、共同調理場の施設規模や事業費が変わってくると思いますが、学校規模・学校配置適正化基本計画との整合性をどうとるのでしょうか。

現在、新光共同調理場の民間委託を進めており、民間業務委託を保護者や学校関係者へ周知を図っていますが、本来は保護者らの意見を先に聞くべきです。

また、以前、質問したように、施設を貸している業者に市の栄養職員が直接指導することは偽装請負が指摘されているところですから、直営にすべきではないですか。

食育との関連でお聞きします。

2009年、学校給食法の改正が行われ、給食の中心的役割が栄養改善から食育に移され、栄養教諭の指導的役割が明確化され、その役割が期待されています。市内各学校では、食に関する指導の全体計画を作成していますが、積極的に推進するためにも栄養教諭が中心となって組織的な取組を進めることが必要です。

ここでお聞きしますが、全国学力・学習状況調査における児童・生徒への質問で、朝食を毎日食べていると、全くしていないの小樽市の二つの割合を全道との比較でお示してください。

子供たちがしっかり朝食をとる大切さを学ぶ上でも、栄養教諭との連携が重要です。現在、小樽市の栄養教諭は4人ということですが、この2年間で学校の授業にどれだけ参加していますか。オタモイ共同調理場がなくなると、新光から遠い忍路まで栄養教諭が出かけていくのにも時間がかかり、十分な役割を果たせないのではないのでしょうか。統合により、当面、財政の効率化にはなるかもしれませんが、しかし、学校給食、食育の観点から、本来、単独調理校が望ましいのは言うまでもありません。しかし、せめてオタモイ共同調理場を残すべきではありませんか。見解を伺います。

次に、小規模特認校について伺います。

地区別懇談会を開く中、忍路中学校、豊倉小学校、張碓小学校など小規模校の保護者、地域住民からは、学校を残してほしい、特認校として残すよう検討してほしいとの要望が出されています。小規模特認校は、全道各地のさまざまな自治体でさまざまな取組が行われています。いずれも特色ある教育で、自然に恵まれ、それを生かした教育、生きる力をはぐくむ教育課程の実施、全職員の参画による学校経営、地域と連携した特色ある学校づくりなどに取り組み、PTA、地域は熱心に学校への協力、連携を密にして地域全体で子育てを進めています。

既に、豊倉小学校存続の陳情が議会に提出されていますが、自然を生かした教育の実践で、21年度は国土緑化推進機構から全日本学校関係緑化コンクール準特選を、22年度は北海道教育庁後志教育局から後志管内教育実践表彰を受賞するなど、これまでも数々の賞に輝いています。忍路地区懇談会では、忍路中学校は、ここ2年ほど、他校で不登校になった生徒を受け入れ、保護者からも大変喜ばれている、これがこの学校の特色だ、小さい学校ではだめなのか、子供たちが安心して通える学校が一番であり、学校の規模、適正な生徒の数というものに踊らされないでほしいなどの意見が出されております。

教育委員会の塩谷や長橋地区のブロック別学校再編の検討資料によると、小学校の場合、長橋小学校又は幸小学校を統合校にするパターンでは、蘭島からの最遠通学距離は11キロメートル、中学校は、長橋中学校を統合校とするパターンで10キロメートルを超えており、文部科学省の定める通学距離をはるかに超えています。スクールバスを利用したとしても子供が疲れてしまいますし、帰宅後の交流もできません。こうしたことを教育委員会がみずから示すこと自体、数を最優先させたもので、子供のことを真に考えているとは思えません。子供がどこでも教育を受けられる権利や、保護者、地域の声を尊重し、小規模校でも残すべきです。それでなければ、小規模校を特認校とし、場合によっては函館市や釧路市のように小・中併設も考えられると思います。

張碓小学校では、保護者、地域住民23人が出席し、町会長が「張碓、春香は子供が増えているし、将来も増える可能性がある。何とか張碓小を残していただきたく要望します」と発言したのをはじめ、PTA会長は、「上級生が下級生の面倒を見たり、礼儀も正しく、これというもの小規模校だからできるのだと思います。モデルケースとして残してほしいです」、札幌から来たという女性は「札幌より張碓のほうが

ずっと住みよいし、こんないい学校はありません。私たちは、張碓小学校を残し、よりよい学校にしていきたいと思います」と、学校存続要望の意見が相次ぎ、張碓小がいい学校だと認めてほしい、いい学校は特認校として残してほしいという訴えがありました。これに対し、教育委員会は、「御提言いただいた部分は、今日、この会場で発言があったことは踏まえさせていただいて今後の一つの課題としていかなければならないと思っている」と回答をしています。

ちなみに、全道の10万人以上の市で小規模特認校を実施している市をお示してください。

小樽市でも、小規模校で特色ある教育を進めているのは貴重な財産ですから、教育委員会としてこれを積極的に発信すべきですし、保護者、地域から要望が出ていることや、小樽市の地形からしても小規模特認校をぜひ設置すべきです。お答えください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校給食共同調理場統合・新築事業についてであります。第6次小樽市総合計画の前期実施計画では、平成22年度から24年度の3年間に統合・新築事業を位置づけ、現在、市長部局も含めて建設地の選定を進めておりますが、御指摘の朝里中学校サブグラウンドを含めた現在地も候補の一つとなっております。仮に現在地に建設する場合、テニスコートについては、学校の敷地内に新たに設置することで学校と協議することになります。

次に、意見聴取会についてですが、新共同調理場を現在地に建設すると仮定した場合、この土地は第1種住居地域であり、意見聴取会の開催が必要になります。しかし、ただいま申し上げましたとおり、建設地につきましては選定を進めている段階でありますので、意見聴取会及び建築審査会の開催時期のスケジュールはお示しすることができません。

次に、給食の配送についてのお尋ねであります。新たな共同調理場は、これまでのものを統合・新築し、1か所の設置となることから、配送を考えた場合、現在の新光共同調理場とオタモイ共同調理場の間が望ましいと考えております。また、新共同調理場からの配送距離が長くなることを見込まれる場合には、調理場からの出発時刻や保温性の高い食缶などの導入について検討してまいります。

次に、学校再編と新共同調理場の施設規模・事業費との関連についてであります。現在、市内の小・中学校のうち、6校が単独調理校として運営しており、いずれも学校再編計画の対象校となっております。新共同調理場の施設規模については、全市の児童・生徒数の動向を踏まえつつ、さらには、現在の単独調理校が学校再編の対象となった場合には共同調理場から給食の供給を行うこととなりますので、新共同調理場の施設規模についてはこうしたことにも対応できる規模で建設を行うこととしております。

次に、給食共同調理場の民間委託が偽装請負ではないかとの御指摘であります。平成21年第1回定例会におきましても同様の御質問をいただき、答えておりますが、本市と受託業者の間においては、委託契約を結び、その中で仕様書を作成し、業務の遂行に当たっているもので、受託業者が雇用している調理員に、直接、指揮・命令をするものではなく、偽装請負には当たらないものと認識しております。

次に、全国学力・学習状況調査における本市と全道の朝食の状況についてであります。朝食を毎日食べていると回答した児童・生徒の割合は、平成19年度、本市の小学校6年生は81.7パーセント、中学校3年生は73.1パーセント、全道の小学校6年生は83.9パーセント、中学校3年生は79.2パーセント、平成20年度、本市の小学校6年生は78.2パーセント、中学校3年生は73.6パーセント、全道の小学校6年生は84.6

パーセント、中学校3年生は79.6パーセント、平成21年度、本市の小学校6年生は82.4パーセント、中学校3年生は72.9パーセント、全道の小学校6年生は86.2パーセント、中学校3年生は80.8パーセントとなっております。また、朝食を全くしていないと回答したのは、平成19年度、本市の小学校6年生は1.3パーセント、中学校3年生は3.8パーセント、全道の小学校6年生は1.1パーセント、中学校3年生は2.6パーセント、平成20年度、本市の小学校6年生は2.0パーセント、中学校3年生は3.6パーセント、全道の小学校6年生は1.1パーセント、中学校3年生は2.7パーセント、平成21年度、本市の小学校6年生は1.7パーセント、中学校3年生は5.1パーセント、全道の小学校6年生は0.9パーセント、中学校3年生は2.4パーセントとなっております。

次に、栄養教諭による小・中学校での食育の指導実績についてであります。平成21年度の実施回数及び実施学校数は7回、5校であり、平成22年度は8月末までで3回、3校となっております。

次に、栄養教諭の指導についてであります。新共同調理場の建設地はまだ決定しておりませんが、新共同調理場となった場合には、栄養教諭も1か所に集約されることになります。共同調理場に配置される栄養教諭につきましては、学校給食に関する業務と食育を推進する教員としての二つの職務を持っていますことから、双方のバランスを考慮しつつ業務を行ってまいりたいと考えております。

次に、オタモイ共同調理場の存続についてであります。御承知のように、新光共同調理場及びオタモイ共同調理場とも施設・設備の老朽化が進行しております。また、給食数も、過去のピーク時は新光共同調理場が1万4,000食、オタモイ共同調理場が6,000食を供給していたこともありましたが、現在は、新光共同調理場が6,300食、オタモイ共同調理場が2,200食、単独調理校が1,000食と、合わせて9,500食まで減少してきております。今後は、こうした現状や効率化も考え、1か所に集約した共同調理場として統合・新築してまいりたいと考えております。

次に、小規模特認校についてであります。道内の人口10万人以上の都市で小規模特認校を設置している市は、札幌、旭川、函館、帯広、釧路、苫小牧、北見、江別の8市であります。

最後に、小樽市内での特認校の設置についてであります。このたびの地区別懇談会では、豊倉小学校と張碓小学校で小規模特認校を望む声があった一方、保護者からは1学級数人で学校運営をすることへの不安も出されております。教育委員会では、今後も懇談会を開催してまいりますので、小規模特認校についても意見交換をしてまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

○20番(新谷とし議員) 再質問します。

共同調理場統合・新築についてですが、まだ新光に決まったわけではないというお話でしたけれども、地域の方々にはそれらしいお話をしております。また、新光につくるとした場合、朝里中学校サブグラウンドは学校の敷地内というお話でしたが、どういうふうにするのか、具体的にお答え願いたいと思います。

それから、私たちは、学校給食は、本来、単独調理校で市直営にすべきだというふうに主張しておりますし、そう思います。小樽市の学校給食の残食状況を調べていただきました。これは、再三の資料要求ようやく昨日出てきたものですから質問には入れられなかったのですが、小学校は単独調理校が2.2パーセントと本当に少ないですが、共同調理場は16パーセントもの残食があります。それから、中学校は、単独調理校でもちょっと多いですが、12.3パーセントに対して共同調理場は17.3パーセントと、5パーセントの差が出ております。やはり、単独調理校というのは、食育とかそういう面でも非常にいいのではないかなというふうに思っております。

また、ちなみに、民間委託の問題なのですが、東京都の杉並区では裁判にもなりましたが、15年間で比較した場合に、民間委託の方が経費増になることが判明しましたし、横浜市でも、15年間で約323億円の経費増になるという報告もあります。

それから、偽装請負のことなのですが、兵庫県と滋賀県の労働局では、市の栄養職員が直接指導しているわけです、小樽市でも。そういうのが偽装請負の疑い、可能性があるという判断をしております、丹波市などでは、民間委託をやめ、市直営にしているのです。前にも言ったと思いますが、こういう問題もあります。

それから、場所は決まっていないういづつも、なかなか場所の選定は難しいかもしれません。何か新光の線が強いようなことも聞いておりますけれども、仮にそうしますと、本当に遠いところに配送するのに時間がかかります。それから、学校の教員にも聞きましたが、今、かみ切れない子供たちが多いそうです。それで、給食時間が足りなくなって、結局、残すということもあります。それから、学校の食育指導計画を見ますと、給食の時間は、準備、後片づけを簡潔にして十分な食事時間を確保して楽しい食事となるように指導するというふうに書かれております。そういう点からして、場所は決まっていないういづつも、一遍に統合するのではなくて、当面は、学校配置適正化計画がはっきりするまで単独調理校は存続し、オタモイ共同調理場も残すべきではないか、それが、子供の学校給食、それから食育の観点から望ましいことではないかなというふうに思います。

それから、栄養教諭の役割なのですが、今お聞きしましたら、本当に少ないです、学校に出かけて授業をしているのは。それはもう仕方がないことだと思うのです。現場の仕事が忙しいから、そこまで手が回らないということがあります。これは、北海道に要望してほしいのですが、栄養教諭の配置基準をもっと緩やかにしてたくさん配置するように、これは要望です。

それから、残念なのは、小樽の子供たちは、全道の子供たちの平均を上回って朝食をとらない子供が多いのですが、これは、なぜなのでしょう。原因を調べておりますか。そういう点では、学校と栄養教諭との連携も本当に必要だと思います。この点についてお聞きします。

それから、小規模特認校なのですが、実際に豊倉小学校、張碓小学校から強い要望が出ておりますし、教育委員会も、先ほど言いましたように、検討していくというふうにしております。それで、その検討というのは、どういう手順で、どういうふうに、いつごろ始めていくのか。また、全道では、今聞いた中で10万人以上の市で実施していないのは小樽市だけです。そのほかにも、室蘭市、伊達市、恵庭市、北斗市、いろいろところで実施され、場合によっては帯広市などのように二つもやっているところもあります。この細長い地形の小樽で、ぜひ、地形上からしても特認校を最低一つだけでも先にやってみる、そういう気概を持ってぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 私からは、食育関係にかかわって説明申し上げます。

最初に、単独調理校でつくった給食の残と共同調理場でつくった残でございますが、実は、単独調理校は6校でございます、共同調理場は35校もあるものがございますので、なかなか一概に比較はできないと思うのですが、ただ、子供たちが、つくっている場を見たりすることが、そういう結果の一因になっているのかということを感じているところです。

ただ、あくまでも貴重な食べ物を残す、残さないというのは、それぞれの家庭における保護者の日々の指導というのも一つの要因になるのかというふうには私は考えているところでございます。

それから、二つ目でございますが、栄養教諭については、道費職員ということでございますので、その点につきましては、やはり、北海道の都市教委連でもよく話題になるところでございますので、これからは食育が指導のメインになっていくところでございますので、今、議員がおっしゃったように、そのことについてはこれからも十分に主張してまいりたいというふうに思っております。

次に、朝食をとらない子供は、道よりも小樽のほうが、若干ではございますが、数字の上では多いということでございますが、これも、朝食をとる、とらないというのは、全道的な傾向として、どちらかというところ、特に保護者の中でも母親の働く、つまり共働きの家庭が、やはり遅くまで仕事をやっているということもあつて、子供と向き合う時間が少ないものですので、そういう点で朝食を十分とれなかったというケースも上がっております。ただ、朝食をとらないのは1パーセントですとか3パーセントの間でございますので、それは全国的な傾向ということでお話をさせていただきました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 教育部長。

○教育部長（大野博幸） 何点かございましたので、まず、新光共同調理場の建替えについて、現地の建替えについて地域にもう話をしているのではないかというお尋ねでした。

実は、御承知のとおり、あの敷地の中にあります、建物の2階を地域の老人クラブの皆さんの活動場所として、1年更新で提供しています。その方々は、文字どおり、あそこの施設の中の建物なわけですから、教育長が先ほども申しましたとおり、現在地での建替えも含めて検討しているのは事実ですので、そういった経過について、建替えをしなければならないということ、ここも候補の一つになっていること、それから、現状どのような形で利用されているのかと、そういったことを老人クラブの方にお聞きをしたということでもあります。地域の方の意見聴取ですとか、建築基準法上の問題ですとか、そういったことではありませんので、まず御理解をいただきたいと思えます。

それから、朝里中学校サブグラウンドのことで具体的にというお話なのですが、まだ場所を特定していませんので、具体的にということではしていません。ただ、候補にしているというのは事実ですし、学校敷地というのはグラウンドだけではなくていろいろな場所というのがあるわけです。今、現実に朝里中学校のサブグラウンドという位置づけなのですが、部活動としてテニスコートの1面を使っているということですので、その確保について、土地の可能性といったことについては学校とも相談をしております。

それから、給食の残食の関係です。教育長からもちょっとございましたけれども、単独調理校のほうが少ないのは事実です。それで、私どもは、共同調理場と単独調理校を比べて、共同調理場のほうがずっといいというふうに言っているわけではございません。共同調理場のよさもありますし、もちろん単独調理校のよさもあると思っております。ただ、長い間の議論なり、やはり、教育行政であっても業務の効率化ということは考えなければならないわけですから、そういった意味で、教育委員会としては共同調理場を選択しているということです。

一つ御理解いただきたいのは、共同調理場は、結構遠い学校に運ぶということもあるものですから、最初から一定程度、二、三パーセントなのですから、それぞれの食缶に多めに出しているというのがあります。だから、このとおりだというわけではないのですが、一つの条件としてこのようなこともございます。

それともう一つ、残量検査というのは戻ってきた食材の重さではなく、リッター数で見ますが、具体的にどの程度かわからないのですが、単独調理校は給食が終わるとすぐ残量検査をしますが、共同調理場の場合は、1時間、学校によっては2時間程度の時間を置いてからやりますので、めんとかは水

分を吸いますから、膨脹して戻ってくるわけなのです。そうなりますと、相当、見た目でも残量についてのリッターが違うということは現場からも聞いておりますので、そういったことがあるのかというふうに思っています。

それから、民間委託の関係で、偽装請負の疑いについて、繰返しになりますけれども、私どもは、こういう職業安定法の縛りがあるというのは知っておりますので、教育長が申し上げましたとおり、そうならないような形での業務体制を組んでおりますので、改めて申し上げておきたいと思っております。

それから、当面、単独調理校とオタモイ共同調理場を残すべきだということなのですが、御承知のとおり、オタモイは昭和44年築、新光は昭和48年築だと思えます。相当老朽化しておりますので、私どもとしては、やはり、新築を急がなければならないといった課題だというふうには思っています。

そういった中で、統合・新築という、教育委員会としてそういう一つの選択をしたということでありますので、オタモイ共同調理場をこのまま残しておく、そういった考え方には立ちません。

それから、単独調理校についてですけれども、今、新しい共同調理場をつくるから単独調理校をなくするという考え方には立っていません。ただ、学校の再編計画を今進めておりますので、その中で単独調理校が対象校としてなくなるということになれば、単独調理校の給食は共同調理場のほうで吸収するという考え方でおります。ですから、これは、新しい共同調理場ができる、できないは関係なく、基本的にはそういう考え方でおります。

それから、小規模特認校の関係です。

行き違いになったら困ると思うので申し上げますが、教育長からは、答弁の中で、小規模特認校についても、地区別懇談会の中でそういう要望が出ているところでは意見交換をしようというふうには思っています。ただ、今、教育委員会がそれについて検討するという段階ではないというふうに、まずは御理解をいただきたいと思えます。間もなく特別委員会で報告しますが、豊倉小学校の中で、確かに小規模特認校という形ででも残してほしいという御意見もありました。ただ、ある保護者からは、1クラス2人、3人ではなかなか大変だと。この地区は、朝里地区ですから後期になっているけれども、この部分については協議させてほしいという意見も一方ではありました。私どもは、道内で、相当数、小規模特認校でやっているところも知っておりますので、今、調査をしています。

ただ、学校によっては、小規模特認校にしたのだけれども、その校区の子供が2人とか3人とか、あるいは1人というところもあります。よそからが20人、30人というのがあります。そういう意味で、果たしてそれでよいのかというのも疑問です。札幌市ぐらいの人口規模があると、各学年1クラスで複式は避けられているのですけれども、小規模特認校にしてそういう形にしてもまだ複式ということもありますので、それぞれ道内の小規模特認校の実態なども保護者に伝えて、今後の懇談会の中で意見交換をしてまいりたいというふうに思っております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

○20番(新谷とし議員) 再々質問します。

先ほどの食育というか、朝食を全くとっていないという子供が、平成21年度、中学校1年生で5.1パーセント、北海道は2.4パーセントですよね。私の聞き違いかもしれませんが、1パーセント程度という答弁に聞こえたのですけれども、やはり、これだけ多くとっていないということは問題だと思います。それは、教育長がおっしゃった原因もあるかもしれませんが、今、社会問題となっている家庭の貧困にあるかもしれないですし、原因はわかりません。ですから、これは、追って、しっかりと原因を調べていただきたいと思えます。そういう意味でも栄養教諭との連携がなおさら必要だと思います。

それから、残食のことでめんのことをおっしゃいましたけれども、今よりも遠くなったら一体どうなるのですか。戻ってきたときには、もうおなべからあふれているというふうになるのではないですか、その言い方だったら。新光から銭函に配送しためんが固まっておいしくなかったという話は前から聞いているのに、忍路まで運ぶとなったら一体どうなるのでしょうか。本当に、やはり途中のオタモイにあったほうが良いと思います。

それから、小規模特認校ですけれども、児童がほかの校区から来てもいいではないですか。それは、保護者が望むことです。

それから、前の地域説明会のときに、札幌から小樽に通勤していた方が、張碓小学校の子供たちが非常に礼儀が正しい、とてもいい学校だし、自然にも恵まれているし、ぜひこの学校で卒業させたいとして、わざわざ移住して卒業させたというお話をされていました。そういうことで、小樽もいいのだな、こういういい学校があるのだということが発信されていけば、もしかして札幌近郊からまた来るかもしれないですし、人口増につながる可能性もあるというふうにも思います。

やはり、子供が教育をきちんと受けられる権利、それは学校を遠くしているとかという、教育委員会がみずからそういうことを示すのではなくて、小さくても立派に輝いている学校がいっぱいありますから、それを残すべきなのです。でも、残さないのであれば、小規模特認校の検討の時期ではないと言っていましたけれども、検討したいというようなことを保護者に答えているのですから、責任を持ってぜひ検討していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 朝食のことについてお話しさせていただきます。

小学校は、小樽の場合も、全道的にも1パーセント台でございますけれども、中学校の場合は3パーセントから5パーセントになります。先ほどちょっと答弁漏れがございましたが、中学生の夜の生活の時間帯が小学生に比べてずっと遅くなるということもありまして、そのことも朝食のとらない一つの要因だということでお話を聞いてございます。先ほど新谷議員がおっしゃいましたように、詳しい理由については、今後、私どもも調べまして機会あるたびに伝えてまいりたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育部長。

○教育部長（大野博幸） 小規模特認校の関係なのでございますけれども、私が申し上げましたのは、今回、学校再編という、地区別懇談会の中で、地域の方から小規模特認校の課題について出ました。ですから、それを議論しないですとか、協議しないとか、そういったことではないです。

ただ、私どもが先ほど申し上げましたのは、まずは小規模特認校であれば、単純に学校が大きくなるとか、子供がすぐ増えるとか、それぞれ全道の状況だとかから見ても、単純にそういうことにはならないということです。

それから、繰り返しでありますけれども、例えば地域の子供が10名で、外から来るのが30名という形で、果たしてその地域の方々、あるいは保護者が、そういったスタンスでも小規模特認校をやっているという考え方に立ち得るのかどうか、その辺も議論しなければならないと思っています。

ただ、現状、私どもは、いわゆる校区外ということでは小規模特認校ということで一つは考えておりますけれども、よその自治体からも呼び入れるとか、現状でそこまでは考えてはおりません。

それから、これまた繰り返しになるのですけれども、先ほど言った残食について、単独調理校と共同調

理場の残食の量について、計量のことでの違いがあるということを示したもので、確かに、めんなどは、長い距離で、長い時間がかかると、すぐにできたものよりおいしくなくなる、そのことについて言ったわけではないので、そのことだけは御理解をいただきたいというふうに思っています。

それから、食育の関係なのですが、確かに小樽は全然食べてないという子供の率が高いのです。実は、私どもも、PTAとの協議ですとか、それから給食だよりなどにおいて、全然、御飯を食べないで学校に来るとすぐ眠くなったり、おなかがすくと落ちつかないとか、そういういろいろなことがあるので、変な言い方ですけれども、何でもいから食べて来るようにということも含めて話はしています。

ただ、その調査の部分ということになれば、それぞれの家庭環境ですとかの問題が相当ありますので、とっていない原因というのがどうなのだとするところまでの具体的な調査といたしますか、原因の調査については、どの程度可能なのかというのは学校とも相談してみたいなというふうに思っています。

○議長（見楚谷登志） 新谷議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 12番、山田雅敏議員。

（12番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○12番（山田雅敏議員） 一般質問を行います。

本市の観光の一翼を担うおたる水族館についてお聞きいたします。

おたる水族館は、昭和33年7月、北海道博覧会の海の会場としてオープンし、翌年、小樽市に移譲されました。昭和48年に、半官半民の公社として設立し、翌年7月には現在地に新館がオープン、今日まで36年が経過し、老朽化した施設対策などが視野に入っていることと思われまます。老朽化の例を挙げると、本年8月31日に、32年間営業し、この間3,500万人の入館者を誇った東京サンシャイン国際水族館がリニューアルのため閉館しました。1年間の改修工事を経て来年の夏には生まれ変わり、新水族館が平成23年の夏に開業するという事です。

そこで、お尋ねいたします。

一般的に、水族館の施設の老朽化による建替えはおおよそ何年とお考えか、また、理由もお聞かせください。

次に、9月1日、おたる水族館でボイラーの燃料にしていた重油が海に流出し、付近のマリーナを中心に最大で幅100メートル、長さ800メートルの範囲で広がり、小樽海上保安部と地元の漁業協同組合が回収に当たるという事故が起きました。この事故は、施設の老朽化に起因するものだと私は思いますが、その後の施設対策について、おたる水族館ではどのように対応するのか、お聞かせください。

次に、インターネット上にWeb水族館という全国の水族館の特徴などを掲載しているサイトがあります。ここでおたる水族館を調べますと、親子で体験的な経験ができる水族館のベストテンに入っており、「自然の入り江を利用した海獣公園のエリアは、豪快で海岸にも出られる。館内は古く、広くて暗くて迷路のようで、子供の冒険心をくすぐる。お父さんと男の子には特にお勧めの秘密基地的水族館」とのコメントがついています。

さて、平成19年から、おたる水族館では、検討委員会を設け、小樽らしい水族館などリニューアルについて考察を重ねていると聞いています。

そこで、お聞きいたします。

世界を代表するアメリカのモントレイベイ水族館などを参考にしていることと存じますが、検討委員会の考察についての経緯、概要やまとめなどについてお聞かせください。

次に、最近の傾向として、水族館の入館者数は、経済情勢や世相などを反映してどんどん落ち込んでき

ている中、本市水族館の入館者は、ここ5年の推移平均で30万人台をキープしていると聞きます。この結果について、市長はどのように評価しているのか、お聞かせください。

一般に、水族館のコンセプトや発展経緯については、第1ブームでは、昭和30年代シーワールド・マリランド型、いわゆる水に関するありとあらゆるものを水族館動物として取り入れる。第2次ブームとしては、昭和40年代、ジオラマ・パノラマの回遊水槽とマリランド型の併設、例として、沖縄海洋博でジンベエザメの1,200トン水槽として取り入れる。第3次ブームとしては、平成年代に入って、エコミュージアム型の神戸の須磨水族館以降に見られる水槽の超大型化。例えば、群れで泳ぐ魚を広範囲に見せるアクリル水槽を設置等のように変遷してきています。近年、開館した水族館は、こうした変遷を念頭に置きながら、分類展示的なものから生態展示、生態系展示とグローバルに見せる展示などの新しい取組や、魚ッチングシート、年間パスポート、ボランティア、友の会、ジュニア会員制度、動物サポーター、ナイトツアー、多用語パンフレット、会報、ガイドツアーなど、集客のためにあらゆる施策やアイデアを取り入れています。

おたる水族館では、他の水族館の施策を踏まえ、どのように創意工夫をしているのか、お聞かせください。

この項の最後に、これからは館長のマネジメント力が重要だと思います。厳しい経済情勢の中、地域文化や館運営が持続可能なシステムとして、インターネットの利用、PR、展示方法、他水族館との提携、教育とのかかわりなど、時代の変化とともに対応しなければならないと思います。小樽観光を代表する施設だと思いますので、市長として見解をお聞かせください。

次に、小樽市総合博物館に関連してお聞きいたします。

平成22年3月末に発表された日本博物館協会の平成20年の調査によると、実際に活動している博物館は4,041館で、公立は3分の2を占め、前年に比べ21館減少し、戦後増え続けてきた博物館が、調査上、初めて減少したと聞きます。博物館法の内容では、美術館、歴史博物館、動物園なども博物館に含まれ、また、種類では、一定の要件を満たした登録博物館、要件の緩い博物館相当施設、同法の縛りを受けない博物館類似施設があると聞きます。

最初に、本市内には博物館法やこれらに含まれないさまざまな博物館があると聞きます。認知している範囲で状況をお聞かせください。

日本博物館協会が平成20年に活動している館を対象に行ったアンケートでは、作品や資料の購入費がゼロの館は57パーセントに、平成17年の調査から予算が減った館は50パーセント、平成18年から20年に学芸員系職員を新規採用していない館が72パーセントあると聞きます。昨年の小樽市総合博物館や美術館、文学館の作品や資料の内容、点数、購入費と学芸員系職員の採用状況をお聞かせください。

また、小樽市総合博物館は、平成19年7月に開館してから3年経過しますが、予算や利用状況の推移をお聞かせください。

博物館は、平成10年ごろまでは、国の手厚い補助政策などもあり、全国的に増え続けてきましたが、ここ10年は、一転して予算削減や人手不足、施設の老朽化などで運営が厳しいと聞きます。日本博物館協会のこの調査の内容から、全国には作品、資料の購入費がゼロ円の施設、入館者が極めて少ない施設など、運営に疑問のある施設が数多くあることが明らかになっています。公立の文化施設は、本来、利益を出すための施設とは考えられず、博物館法も、原則として公立博物館は入館料などの対価を徴収してはならないとしてきた背景があると聞きます。ぜひ、小樽市総合博物館がこのような状況に陥らないように、社会の変化に目を向けた展示をこれからもお願いいたします。

この項の最後の質問です。

現小樽市総合博物館がリニューアルし、機関車庫三号の改修やクラシックカーの展示会など、今日、多くの入館者が訪れている背景はさまざまあると思いますが、以下の点についてお聞かせください。

- 1、理念や地域の住民の支持などについて。
- 2、社会的機能、学芸員の育成強化について。
- 3、博物館の水準を保つ制度について。
- 4、利用者を楽しませる意識や努力について。

今後、本市においても、小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画などで利用されない校舎の利用も視野に入れ、総合博物館の収蔵や展示において熱心で優秀な学芸員諸氏の活躍に期待しています。

次に、外国語指導助手に関連してお聞きいたします。

昨年12月の一般質問で、小中一貫英語教育事業についてお聞きいたしました。英語教育については、大阪府の橋下徹知事は、私は、10年間、英語を勉強したが話せないと、台湾の高校を訪問した際に日本の英語教育について苦言を呈しました。私も、道内小学校低学年からの英語教育の取組が未熟なのが気がかかります。

今年、千葉県柏市などで、外国語指導助手の採用に当たり、その採用形態が労働者派遣法で禁じられている偽装請負とみなされ、教育委員会が厚生労働省から指導を受けたという事案が発生しました。多くの教育委員会では、外国語指導助手を直接雇用せず、学校への派遣を目的として外国人を雇用している業者に業務委託している事案が判明しました。そうした業務委託契約で正規教職員と指導助手の2人が協力して授業に取り組むと、労働者派遣法違反の偽装請負とみなされるというものです。

平成22年度の文部科学省の調査では、外国語指導助手を活用している教育委員会は1,746となっており、そのうち業務委託は618となっています。この618の内訳は、都道府県で13、指定都市で11、市町村で594となっています。

そこで、お聞きいたします。

他市ではどのような状態なのか、例をお聞かせください。

文部科学省は昨年8月に、各都道府県・指定市教育委員会に、外国語指導助手が教員を補助する一般的なティーム・ティーチングは請負できない旨を通知し、問題があれば契約を見直すように求めています。しかし一方で、学校教育関連法令上では業務委託を禁止する規定はないとも聞いており、厚生労働省サイドが指摘する違法状態が直ちに解消されるのか、疑問のあるところでもあります。こうした外国語指導助手の採用や運用について、各地でトラブルが続いているとも聞いております。

本市を含めた後志管内の市町村教育委員会の外国語指導助手の配置状況についてお聞かせください。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 山田議員の御質問にお答えいたします。

おたる水族館について、何点か御質問がありました。

初めに、水族館施設の建替えの年数でありますけれども、本州の代表的な水族館を例に挙げますと、江戸島水族館が築50年で、鳥羽水族館が築35年で建て替えていると聞いておりますが、このように水族館施設の建替えにつきましては個々の施設の立地状況や老朽化の度合いなどにより異なってくるものと考えております。

次に、重油流出事故に対する水族館の今後の対応でありますけれども、このたびの事故は、ボイラーへの重油を供給するタンクのセンサーが可動せず、発生したものと聞いております。水族館では、これまで、必要に応じ、施設の点検や補修を行ってきたところでありますが、このたびの事故の原因となったセンサーを新しいものに取りかえるなど、同様の事故が起きないように対応することにしております。

次に、新築に向けた検討委員会ですが、おたる水族館では、平成17年に水族館職員による新館基本構想検討委員会を立ち上げて、主に新館建設や展示内容についての検討が行われてまいりました。その中で、本館については現在地での新築を前提とすることや、展示の基本コンセプトを自然の再現とすることが話し合われ、現在も検討が継続されております。

次に、入館者数に対する評価でありますけれども、厳しい経済状況や少子高齢化、レジャーの多様化など、社会情勢が変化し、全国の水族館では総じて入館者数の確保が難しい状況にあります。このような中、おたる水族館では、展示方法の工夫や特別展、企画展の実施、冬季営業などを行いながらさまざまな経営努力を重ねており、その結果として何とか30万人台を維持しているものと受け止めております。

次に、展示方法でありますけれども、コツメカワウソをアクリルの立体水槽やトンネルを用いて展示し、その生態や体の特徴について観察できるよう工夫したほか、大型淡水魚のイトウと捕食関係にある小型の魚を同じ水槽に入れ、その魚の隠れる場所を設けるなど、自然に類似した環境の中で鑑賞できるよう工夫しております。さらには、命のとうさを学んでもらうために、生き物の死をテーマにした展示を行うなど、来館者の興味を引くような企画展なども開催しております。

最後に、水族館に係る館長のマネジメント力ということでありますけれども、おたる水族館では、館長の指導の下、展示の工夫はもとより、年間1万7,000人もの子供たちをバックヤードツアーに受け入れるなど、教育的効果の高いソフト事業を実施しております。また、鹿児島市の水族館と連携し、互いの地域周辺に生息する魚を展示する特別展を開催するなど、国内各地の水族館とさまざまな交流を行っております。このようなことを踏まえ、今後とも、館長をはじめ、職員全員が時代のニーズに即応できる感性や柔軟性を持ち、市民や観光客に喜ばれる水族館づくりに向けてその手腕を発揮していただきたいものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 教育長。

○教育長(菊 譲) 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市内の博物館の状況についてであります。北海道教育委員会の平成22年度社会教育施設整備状況調査によりますと、登録博物館に該当するのは、総合博物館、文学館、美術館のほか、北一ヴェネツィア美術館の4館であります。このほかに、博物館相当施設については、おたる水族館の1館、また、博物館類似施設は、森ヒロコ・スタシス美術館、手宮緑化植物園の2館となっております。

次に、総合博物館などの資料等の購入費等についてであります。平成21年度予算では、総合博物館においては資料収集等研究事業費として97万円、文学館では調査研究費、資料整備事業費合わせて19万1,000円、美術館では同じく調査研究費と資料整備事業費合わせて35万円を計上いたしました。また、文学館では、書籍30点を9万円で購入しておりますが、そのほか2館については収蔵品の購入費として支出はありません。

次に、平成18年度から20年度の学芸員の採用状況についてであります。総合博物館では、平成19年の開館時に交通担当の学芸員を1名採用しております。美術館、文学館につきましては、この間における新規採用者はおりませんでした。

次に、総合博物館の予算や利用状況の推移についてであります。平成19年度の予算額は7,973万2,000

円、入館者数は11万5,613人、平成20年度は5,584万6,000円、11万7,241人、平成21年度は4,777万円、14万1,382人となっております。この間、科学の祭典や特別展、企画展など年間50件を超える事業を実施し、多くの市民に御利用いただいております。

次に、総合博物館を訪れる背景についてであります。まず、総合博物館の理念として五つの基本的な方針を掲げております。一つは教育の場としての博物館、二つは調査・研究の場としての博物館、三つは社会教育施設の核としての博物館、四つは観光的活用のできる博物館、そして、五つは周辺施設との連携であります。これらの理念の下に、総合博物館が地域の住民をはじめとする多くのボランティアの活動によって支えられているところであります。また、社会的機能や学芸員の育成強化に向けて、歴史、自然科学の各分野の講座を実施するとともに、その適切な運営のため、それぞれの学芸員について担当分野での調査研究に努めるよう指導しているところであります。さらに、博物館の水準を保つために、さまざまな学会や大学などでの研究成果など、常に新しい情報や知識が入手できるように努力しております。

また、昨年10月7日に、地方分権改革推進委員会から第3次勧告が出されましたが、博物館の登録要件について、博物館法改正の考え方が示されておりますことから、今後こうした動きに注目してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、これらの観点に立ち、調査研究や研修で得た成果を利用者に示し、よりわかりやすく楽しんでいただけるような場を提供することが生涯学習社会の博物館の使命と考えているところであります。

次に、外国語指導助手の偽装請負についてであります。文部科学省の通知によりますと、請負契約では、担当する教員が外国語指導助手に対して指導内容や授業の進め方に係る具体的な指示や改善要求ができないとされております。請負契約による業務委託を行っていたある教育委員会では、担当教員が外国語指導助手に対して、授業中、指示等を行った事例があったため、4月に労働局から偽装請負の是正指導を受け、外国人講師の授業が7月初旬までストップすることもありまして、授業を再開するに当たっても100を超える一問一答集を作成したと聞いております。

最後になりますが、小樽市を含めた後志管内の外国語指導助手の配置状況についてであります。小樽市については、外国語指導助手は、現在、財団法人自治体国際化協会が行っているJETプログラムからの紹介により、2名、小樽市嘱託員として直接任用していることから、偽装請負に当たることはございません。

また、後志管内の状況ですが、後志教育局に問い合わせたところ、外国語指導助手を配置している市町村教育委員会は小樽市を含めて11となっており、そのうち、JETプログラムによるものは7、JETプログラム以外で直接雇用が1、そして業務委託が3となっております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 12番、山田雅敏議員。

○12番(山田雅敏議員) 詳しくは、各委員会にて質問をさせていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長(見楚谷登志) 山田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

(6番 成田祐樹議員登壇) (拍手)

○6番(成田祐樹議員) 時間が5分しかないので、早速、本題に入ります。

小樽市立病院についてお伺いします。

前定例会にて基本設計の予算が通り、次は、実施設計の予算化になるところで、今回の定例会で年度内に予算を提案するとの市長答弁も出てきました。しかし、起債を認めていただくには、総務省が出した公立病院改革ガイドラインに沿った経営改革が必要で、それがなされない場合には起債許可がないという話も聞きます。

総務省が新たに改訂版として出したガイドラインにかかわるQアンドAにおいて、6点の目標数値を出しました。平成23年度までに病床利用率は80パーセント、職員給与比率は52パーセント、経常収支比率は100パーセント、不良債務残高は解消、医業収支比率は95パーセント、年間資金収支は21年度までにプラス転換と書かれております。ガイドラインのQアンドAが出している目標数値に比べて、本市の市立病院の21年度決算における数値とどの程度の差があるのか、お聞かせください。

また、市立病院の平成21年度決算の地法財政法における資金不足比率については10パーセントを大幅に上回る数値であり、この比率が10パーセントを下回らない場合は起債が認められないと思いますが、これに対する見解をお示しください。

具体例として、大阪府の泉大津市立病院や宮城県石巻市の公立深谷病院では、資金不足比率が10パーセントを上回っているときに病院建設の起債申請をしたが、認められなかったと聞きました。しかも、公立深谷病院は三陸沖地震による被害があり、その改修のための緊急的な起債だったにもかかわらず、認められなかったのです。

資金不足比率10パーセントを境に起債が認められなかった都市と、また、起債が認められた都市があるのであれば、それについて、実際の例をお答えください。

また、本市立病院の現在の経営状態から、資金不足比率10パーセントを下回るにはどの程度の金額が必要で、その穴埋めの財源はどこから捻出するのか、お答えください。

この先、どのようなことが起こるかかわからない以上、起債が100パーセント認められるということはありません。それは、本市における今までの経過として、隠ぺいにおける多額の申請漏れなども発覚し、本市の経営状態を圧迫するようなことが絶対にないとは言い切れないからです。そういう実績が本市にあるわけですから。

最後に、お伺いいたします。

もし起債が認められなかった場合、今後の病院計画をどのように遂行していくのか、起債不許可の場合のリスクマネジメントはどのようにされているのか、お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 成田祐樹議員の市立病院に関する質問にお答えいたします。

初めに、公立病院改革ガイドラインQ&Aでは、具体的な数値目標の水準や年次についての各病院の状況に応じて適切に設定するとされております。その中で、あくまでも参考として挙げられた例が載っているわけであり、それは、先ほど成田祐樹議員が言いましたように、平成23年度までに達成する目標数値として、医業収支比率が95パーセント、経常収支比率100パーセント、職員給与比率52パーセント、不良債務残高は解消、病床利用率80パーセントを挙げられており、年間資金収支は平成21年度までにプラス転換することとなっております。

平成21年度の決算数値と目標数値との比較ということではありますが、あくまでも参考例ということと、年次が異なっていることから適切な比較とはなりません、数値だけを比較しますと、医業収支比率は

90.6パーセントでマイナス4.4ポイント、経常収支比率は94.5パーセントでマイナス5.5ポイント、職員給与比率は56.2パーセントでプラス4.2ポイント、病床利用率は61.7パーセントでマイナス18.3ポイントとなっております。

なお、病床利用率については、昨年度に許可病床数の削減をしておりますので、削減後の昨年7月から本年3月までの間に病床利用率は76.2パーセント、マイナス3.8ポイントということになります。

また、平成21年度の不良債務残高は約11億6,300万円で、解消には至っておりませんが、年間資金収支は約2億9,300万円のプラス転換となりました。私としては、引き続き収支改善の取組を強化して、新病院建設の起債許可条件の一つである平成22年度の不良債務解消という目標を達成していく決意であります。

次に、地方財政法上の資金不足比率についてであります。平成21年度決算では41.8パーセントとなっております。また、10パーセント以上では起債が認められないのではという御指摘ですが、平成18年度から、地方債は許可制から協議制となり、地方財政法に定める資金不足比率が10パーセント以上の公営企業が起債しようとする場合にあっては、経営健全化計画を策定し、その計画の内容及び実施状況等を勘案して許可を行うとされており、本市の病院事業もそれに該当しております。そのため、経営健全化計画を策定し、毎年度の医療機器の財源として起債の許可を得てきているところであります。新病院の起債につきましても、平成18年度に事前協議を行う際に道を通じて総務省に確認をしてもらいましたが、同様の扱いであるとの回答を得ております。そもそも、資金不足比率が10パーセントを超えていることをもって起債を認めないという制度ではありませんし、これまでそういった指摘を受けたこともございません。

なお、資金不足比率が10パーセントを上回っている他都市での新病院建設起債の許可及び不許可の事例につきましては、公表されていないため、承知しておりません。

次に、資金不足比率が10パーセントを下回るのに必要な金額とその財源についてということですが、ただいま申し上げましたとおり、資金不足比率が10パーセントを上回っていれば起債を認めないということではなく、資金不足額を一定期間に解消する経営健全化計画を策定しなければならないということでもあります。そのため、過去の資金不足については、改革プランでも示しましたように、一般会計からの繰入れで解消することとしております。また、平成21年度の計画に対する不足分に対しては、5億円を平成22年度と23年度で繰入れしていただくこととし、第2回定例会において4億円の予算を計上し、議決をいただいたところであります。

次に、新病院の起債が認められなかった場合ということですが、新病院建設は非常に大きな事業であり、その財源として起債の導入は必須であります。そのため、先ほども答いましたが、現行の制度の中で起債が認められるように、経営健全化計画の内容を北海道や国の助言もいただきながら修正し、協議しているところであり、病院事業会計や一般会計の状況を勘案し、計画の実効性が確保できるという財政的な見通しを立てた上で新病院建設再開を決めたところであります。

市立病院の機能が失われることとなれば、小樽市だけでなく、後志の地域医療崩壊を招くことが確実であり、強い危機感を持っております。市民の命と健康を守るためにも、地域医療を守るためにも、老朽化した市立病院の統合新築はぜひとも成し遂げなければならず、今の時期を逃がしてはその実現は難しいと認識しております。私としましては、その実現のため、不退転の決意を持ち全力で取り組んでいるところであり、市民の代表である議員の方々の御理解と御支援を切望するものであります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

○6番(成田祐樹議員) 2点再質問します。

まず、1点目、今、最後に局長がおっしゃった起債不許可のときのリスクマネジメントなのですが、リスク管理を考えられているのか、行われているのかという質問の回答がなかったので、実際にそういった計画というのは立てているのか、立てていないのか、お答えいただきたいと思います。

もう一点なのですが、これだけ、非常に後志の医療崩壊を招くというのは、おっしゃるとおりだと思いますし、ほかの議員の皆さん方も、基本設計を通して絶対にこの起債はとっていかねばいけないわけですね。それだけしっかりと道や国とそういったすり合わせや協議が行われていると言うのであれば、実際に本市のお金を使って市債で建てるわけですから、北海道及び総務省の起債担当者の名前、そして役職をぜひお答えください。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） リスクを考えながらすべてのいろいろなことをやらなければならないと思うのですけれども、私としては、まずは、それを考える、公表するというよりも、絶えず、そういうことにならないように、私としても全力を挙げますし、先ほどお願いしましたように、皆さん方の協力をお願いしたいと思います。それは、今の時点ではとにかくつくるということに全力を挙げて考えております。ですから、そのときに、もし、いろいろなことがありましたら、そのときに考えさせていただきたいと思います。私の頭の中にありますけれども、ここではまだ公表する段階ではないと思います。私としましては、可能性があれば、とにかく今の時期にやらなければ市立病院はできないというふうに考えておりますので、もしそういうリスクになりましたときには改めて発言したいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局経営管理部長。

○経営管理部長（吉川勝久） 成田祐樹議員の再質問にお答えいたします。

起債担当者の職と名前ということだったと思いますけれども、起債の担当部署としましては、国では総務省の自治財政局地域企業経営企画室になっております。北海道におきましては、道庁は、総合政策部地域行政局市町村課ですけれども、直接の担当となりますと後志総合振興局地域政策部地域政策課になっております。

個人名ということですので、恐らく、議員は、本日答弁したようなことをだれが言ったのかというような趣旨かと思いますが、御承知のように、起債の業務というのは、地方財政法、その施行令、それから同意基準等に、処理基準ですか、そういうものによって行われておりますので、担当者個人の裁量の判断ということはまず考えられないということと、実際に道と協議しましても、道だけでも4人、5人、後志総合振興局も入れれば6人、7人という方との協議になっておりますので、その担当者の個人名については、私としては、議会答弁としてその個人名を申し上げることは適当ではないというような判断に立っております。

（「議長、6番議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

○6番（成田祐樹議員） 本市にかかわる起債に関して、普通、自分たちが何か家を建てたり何だりするのだったら、起債の融資担当者の名前が全くわからないと、部署だけわかって担当者がわからない、こんなあほな話はないですよ。これ、本市のみんなの税金でつくりますからね。そういったもので、しかも、これ、起債をもらわなければ困りますから、皆さん、困りますよね。そうしたら、こうやって話し合いをして、大丈夫だという見通しが立っているとおっしゃるのだったら、ぜひ、やはり、担当者が、どなたが

されているのかということがわからないと、これは、知る権利を妨害していることになると思うのですが、議長、これに関して、これは、市民にとって、起債担当の名前を、担当者を知るといのは知る権利があると思うのですが、どのように判断されますでしょうか。

○議長（見楚谷登志） 議長判断といたしましては、先ほど理事者のほうからの答弁のとおりだと私は思います。個人名云々は必要ないと私は思っております。議会審議には関係がないのかというふうには私は思います。

以上です。

質問を続けてください。

6番、成田祐樹議員。

○6番（成田祐樹議員） もう、これ、あれですね。—————こんなの。これを、知る権利も知れない。自分たちのまちの起債の担当者の名前すらわからないなんて、そんなあほな話はないですよ。—————やめます。

○議長（見楚谷登志） 成田祐樹議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時20分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○7番（菊地葉子議員） これまでの質問と重複する部分もありますが、通告どおりに始めさせていただきます。

初めに、この夏の集中豪雨災害に関して伺います。

小樽は災害に強いまちと言われますが、かつてない集中豪雨に見舞われた8月、河川や側溝からの溢水による被害、がけ崩れなどの相談が多く寄せられました。既に、本会議初日と13日に市長から提案のあった災害対策予算は先議されていますが、百年に一度とか、観測史上初となる猛暑といった地球規模での気象変動では、この後もどのような災害に見舞われることか、予測のつかない状況にあり、対策は急務です。

以下、何点か伺います。

このたびの災害規模について、雨量、被害の内容、市民からの支援要請への対応体制がどのようにとられたのか、お聞かせください。小樽市地域防災計画の災害予防計画第1節、重要警戒区域での災害被害の発生状況についてお知らせください。

近年では、都市やその周辺の新興市街化地域において内水はらんによる水害が問題になっています。独立行政法人防災科学研究所の防災基礎講座によると、内水はらんの被害は、人命への危険は小さいとされていますが、浸水戸数が多くなると被害額が巨額になり、10万棟の浸水で被害金額は1兆円と想定されており、さらに、大量に発生するごみ処理が水害後の難問として挙げられています。市街化が内水はらんの危険性を増大させると考えます。小樽市の宅地開発で内水はらんを引き起こすおそれはないのでしょうか、お答えください。

住民から寄せられた支援を求める相談事例を紹介しながら、防災上の弱点と今後の対応策について、何点かお尋ねします。

側溝の様子を見に来てほしいとの要請を受けて駆けつけたところでは、ところどころに小石が詰まった

ため、水路が断たれ、水が歩道にあふれ出ている状態でした。入船川から水があふれ、居住区域に流水した事例、土のうを積み上げての対処も、2度目の溢水で土のうを増量しました。また、企業敷地や民有地の雨水処理施設が不備なため、雨水が道路を横切り、民家の半地下駐車場に注水し、被害となった例がありました。かつてない雨量に見舞われたという条件下にはありますが、堺町通りの車道冠水の要因とも関連して、側溝のメンテナンスが不十分で溢水を引き起こした例が多いのではないかと思います。側溝のメンテナンスが不十分と考えられる例は全体で何件ほどあったのでしょうか、お伺いします。

側溝のメンテナンスと処理能力についてお聞きします。

堺町通りの商店主が、「すぐに側溝、排水管の清掃をしてもらい、助かりました。でもね、日常的にやっておくものですよ。」と話されていました。今回の豪雨で溢水があった箇所について、その対策について今後の計画をお答えください。

次に、企業敷地や私有地での流水処理施設が不十分で市道に水が流れ出し、他への影響があった場合、市が企業や土地の所有者に指導すべきと考えますが、お答えください。

長橋十字街では、側溝から水が漏れ、泥水が市道を走り、市も対応を行いました。この原因は何か、どのような対策が必要か、お聞かせください。

また、祝津2丁目、中村鉄鋼所内の床上浸水です。この地域は大雨による浸水の危険に絶えずさらされていますが、今回の浸水の原因と対策についてもお聞かせください。

何度か被害に遭った市民の方は、強い雨が降る夜はまんじりともせず、御近所が連れ立って自主パトロールをしながら、流水のもとを突き止めては建設事業課に情報を寄せている方もいます。職員の素早い対応を喜ぶ声が聞かれる一方で、「たくさんの市民からの苦情に忙しそうに対応している中で自分のことばかり言うのは気が引けるが、それにしても職員は忙しそうだ、建設事業課の職員が少なすぎるのではないか」、「今回の被害で改めて側溝や道路の状態を見直すと、道路が一方に傾斜しているため、両側の側溝で雨水を処理するということになっていない、また、素掘り側溝の両側に土が盛り上がっていて側溝に水が流れるのを遮っているなど道路整備の不備が目立った」、「建設事業課からは業者への依頼というワンクッションが入るので対応が遅い、消防署のような素早い対応を」と職員の増員や道路、側溝の調査と整備、委託ではなく直接対応を望む声が聞かれます。

小樽市の財政悪化の中で、普通建設事業費が大幅に削減されてきたことはこれまでも指摘してきました。市民の生活に安心と安全をもたらす生活道路や側溝の整備、河川改修は、地元業者の仕事の確保と地域経済活性化に大いに役立つ事業ですから、普通建設事業費を増額し、気候変動の中にあっても市民が安心して暮らすことのできるまちづくり計画を進めていただくよう訴えて、市長のお考えを伺います。

次に、墓地整備について、何点かお伺いします。

合同墓の記事が掲載された新聞記事を握り締めた50代の女性から、「こういうお墓ができると、これから先の人生を安心して暮らせませす。ぜひ実現させてください。」と必死に頼られました。「どのような課題があるのか、十分検討したい」このような戸籍住民課の話も新聞記事では紹介されています。合同墓設置の検討に至った経過を説明してください。

イワシの頭ほどの信心も持ち合わせていない私ですが、幼いころは、日本の風習に倣い、いわゆるお盆の時期の家族総出の墓参は、信心深い方には怒られそうですが、レクリエーションのように浮き浮きと楽しいものでした。長じて、1年に一度の墓参で、久しく訪れる人のない様相のお墓を目にすることや、友人との会話の中でお墓をどうするかなどといったものが目立つようになりました。近年は、老人ホーム自治会や運動団体の共同墓建設の例が各地で生まれており、個人負担の軽減、省スペース化で墓地開発による自然破壊防止にもつながると注目されています。家族形態の変遷が進む中で、墓があることで死の瞬間

まで安心して生きることができると、冒頭、紹介した女性のように、死後の遺骨の処遇についてめどをつけておきたいと、合同墓や合同納骨堂が望まれていることを改めて認識しました。ぜひ、実現の方向で検討を進めていただきたいものです。市長の御見解をお聞かせください。

ここ最近、お墓に関して何件か相談を受け、改めて墓地費を決算説明書で見ました。平成17年度以降、5年間の墓地費のうち、平成17年度189万円、平成18年度およそ676万円、平成19年度は674万円、平成21年度750万円とそれぞれ整備事業を行っていますが、これらの整備について年度ごとの主なものをお答えください。

小樽市の地形の問題が大きいのと思いますが、中央墓地しかり、どこの墓地も急斜面での設置のため、年齢を重ね、足腰が弱体化してくると墓参も思うに任せなくなります。墓地の近くまで車で行けるかといえば、そうではありません。中央墓地はお盆の時期は車両規制がしかれ、そのほかのどの墓地も駐車場と呼べるほどの敷地也没有。長橋墓地に至っては、墓地に連なる沿道の居住者は、お盆の時期にはおびたしい渋滞に巻き込まれるおそれのため、車で外出することも不可能になると話しています。手すりの設置や駐車場の整備などがこれからの墓地整備の課題となると考えますが、今後の整備計画についてお知らせください。

切実に整備を要請された事例があります。銭函墓地の流水処理です。銭函墓地は、あらゆるところから水がわき出ているとのことですが、そのわき水が墓地の外壁や敷き詰めたコンクリート板を削っていくので、流水処理を施してほしいというものです。わき水の水路となってお墓が傷めつけられる様子を日々目の当たりにする住民にとっては、心穏やかな話ではありません。墓地の管理責任は極めて明白であり、小樽市として速やかに対処すべきです。市長の見解をお聞かせください。

お盆の時期以外の様子ははかり知れないのですが、持ち帰ることになっているお供物やペットボトル容器がごみの山になっているのを見ると、悲しい気持ちになります。極めて市民道徳的な課題ですが、これまでの対策と今後の対応についてお尋ねします。

墓地整備事業も、すぐれて地元の雇用と事業活性化につながる施策です。合同墓に寄せる期待と同様に、日本古来の風習を後世に残し、心穏やかに墓参ができる環境整備を要請して、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、このたびの集中豪雨についてであります。気象台の発表では、8月7日から8日にかけては、雨量合計114.5ミリ、1時間最大降水量37.5ミリ、8月23日から24日にかけては雨量合計87.5ミリ、1時間最大降水量24.5ミリでありました。

次に、被害の内容でありますけれども、主なものとしては、床上・床下浸水、土砂、がけ、石垣の崩れ、河川、側溝の溢水、道路の小規模な破損などです。

次に、市民からの救援要請への対応でありますけれども、建設部では、当初、建設事業課が第1次体制とし、その後、第2次体制に拡充して、次長を含む職員が電話対応やパトロールを担当、総務部では、次長と防災担当3名が本庁での電話対応を担当、消防本部では、通常体制に非常招集の人員を加え、現場や電話対応に当たったところであります。

次に、重要警戒区域内での災害被害の発生状況でありますけれども、重要水防区域の河川については、

8月7日から8日の雨では11の河川で溢水し、その影響で床上浸水2件、床下浸水2件が発生、また、8月23日から24日の雨では16の河川で溢水し、その影響で床上浸水3件、床下浸水3件が発生いたしました。大規模な河川のはんらんには至っておりません。急傾斜地崩壊危険区域では、8月7日から8日の雨で朝里地区において2件の小規模なり面の崩れが発生しましたが、住宅への被害はありませんでした。

次に、宅地開発による内水はんらんがありますけれども、宅地開発を行う場合には、市の許可が必要であり、許可するに当たっては、法律等に基づく基準に適合するとともに、道路、河川、下水道など公共施設の管理者との協議及び同意が必要となっております。その際、排水施設については、放流先の排水能力を勘案して、開発区域の雨水を適切に排出できるよう整備することになっておりますが、仮に放流先の排水能力が小さい施設に接続する場合においても、開発区域内において一時的に雨水を貯留する遊水地等を設けるよう指導していることから、基本的には内水はんらんは起こらないものと考えております。

次に、側溝のメンテナンスと溢水関係でありますけれども、側溝の溢水は8月7日から8日にかけて120件、8月23日から24日にかけては137件ありましたが、いずれも豪雨による土砂やごみ等が流入し、側溝を詰まらせたことにより溢水したものであり、日常的なメンテナンスの不備が原因で発生したものはなかったと考えております。

次に、溢水に対する今後の対策であります。溢水による被害については、現在復旧作業を行っておりますが、今後対策を講じる必要があると考えられる箇所につきましてはどのような整備が必要か、検討していきたいと考えております。

次に、企業敷地や私有地での流水施設であります。従前より、道路パトロール等により流水処理が不十分な状況を確認した場合は、その処理について指導をしておりますが、今回、市道に影響があった箇所につきましても改めて指導してまいりたいと考えております。

次に、長橋十字街と祝津2丁目における溢水であります。溢水の原因は、いずれも短時間による想定を超える降雨により流出した土砂やごみなどが流水路をふさいだために生じたものと考えております。その対策でありますけれども、長橋十字街につきましては、当面、道路パトロールを強化し、土砂などが詰まらないよう日ごろから排水施設の清掃を行うとともに、泥水の流入経路を点検し、今後どのような対策が必要か、検討してまいりたいと考えております。また、祝津2丁目につきましては、排水経路の一部にある暗渠部分に詰まりが見られたことから、この部分の改善を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民が安心して暮らすことができるまちづくりについてでありますけれども、これまで、災害があった場合には、各部が協力して情報収集やパトロール等の対応を行っており、さらに、関係機関や地元建設業界とも連携を図りながら、市内各所で発生した被害に対して迅速な対応に努めてきたところであります。また、道路などのインフラ整備につきましても、これまで、市民の安全・安心の確保の観点から、効率的な予算の執行の下、整備や管理を行ってきたところであり、今後とも安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、墓地整備についての御質問ですが、初めに、合同墓設置の検討に至った経過であります。近年の核家族化、少子化といった社会情勢や、昔ほど個人が慣習や形式にこだわらなくなってきたことにより、お墓を取り巻く環境が変化していると認識しております。このような状況の中で、とりわけ本市では既に少子高齢化を迎えており、このたび、市長への手紙にも寄せられたように、市民の合同墓に対する需要や要望が大きいと判断し、他市の設置・利用状況などの調査を始めたところであります。今後、これらの調査結果をまとめ、設置に向けて課題を整理してまいりたいと考えております。

次に、墓地の整備でありますけれども、平成17年度は銭函墓地の排水管を布設し、18年度は中央墓地の側溝を敷設しました。19年度は高島墓地の舗装工事、21年度は奥沢墓地の舗装工事や中央墓地の側溝のし

ゆんせつ等を行いました。今後の整備につきましては、引き続き幹線道路の舗装や側溝の敷設、階段の手すりの設置等を計画し、墓参者が安心して安全に利用できる環境整備に努めてまいります。駐車場の整備については、現在の墓地周辺の立地条件から勘案しますと、敷地の確保など難しいものがあると考えております。

次に、銭函墓地の流水対策であります。御指摘の場所はすぐそばからわき出している水が原因ですが、上流側に設置している側溝が十分に機能していないこともわかったため、早急に付近一帯の水の流れも調査した上で処置することとしております。今後も、市民の皆さんが気持ちよくお参りいただけるように、随時、パトロールを行い、草刈りや補修工事等を行ってまいりたいと考えております。

最後に、墓地のごみ対策でありますけれども、平成17年度の家庭ごみ有料化以降、不法投棄防止の観点から墓地内のごみ箱を撤去し、広報おたるや看板設置によるごみ持ち帰りについての協力をお願いしておりましたが、お盆時期には相当のごみが出されている現状にあります。そのため、本年度は、劣化していた従来の看板を、供物持ち帰りのお願いを強調した看板に全部張りかえたところであります。今後とも、市民のモラル向上に向けて啓発に努めてまいりたいと思います。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

○7番(菊地葉子議員) 何点か、再質問させていただきます。

最初に、長橋十字街は対策を検討したいというお話でしたが、実は、下水道のマンホールがあふれたために、一時期、トイレも使用できない状態になったと聞いています。こういった詳細な実態も把握されていたのか、このことについて、まずお伺いします。

側溝のメンテナンスについてですが、日常、ふだんのメンテナンスが悪かったわけではないというお話でしたが、逆に、今度の雨で、側溝が、いろいろな泥水とか、それから、雨水によって寄せられたものが詰まったのだということでしたら、いつ起こるかわからない豪雨に備えてどうするのか、詰まったところは既にそういうものを取り除けているのか、取り除く手はずになっているのかということをお伺いします。

さらに、そういうふうになってきますと、大雨で流れ込んだ土砂とか、そういうものがどこから発生したのかということについての対策が次には必要になってくると思うのです。それでなければ、大雨のたびに側溝が詰まることになります。その対策はできているのでしょうか。

道路整備についてなのですが、最近、財政状況も厳しいということだと思っておりますが、穴のあいたところを部分的に埋めるといった、一時的な整備が目立つのですが、質問の中で市民の声として紹介したように道路の傾きについて、実は、障害を持った方がおっしゃっていたのですが、障害を持って歩いてみると、道路が真っすぐではないというのがよくわかるというような声も聞かれるのです。そういった道路の傾きを矯正する整備というのは計画的に必要なようになってくるのではないかとこのように思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

素早く迅速に対応していきたいと市長はおっしゃっていたのですが、実際に建設事業課まで出かけて行って職員に対応をお願いするのは、そうすると、主査が業者との対応なんかをやっているものですから、何人か来ている市民は、皆さん、待たされると言うのです。40分とか待たされて、実際に職員が足りないのではないかとこの声が出てきているのですが、協力し合っているとは言いながらも、やはり、こういった専門的な業務につける職員のもっと手厚い配置が必要ではないかと思うのですが、その辺についてはいかがかというふうに思います。

それと、墓地整備について何点かお伺いしたいのですが、銭函墓地については早速対応していただい

ありがとうございます。

ただ、ここは全体的にわき水が出るところで、担当の職員がおっしゃるには、あちらからもこちらからもわき水が出ていると言うのです。そういうふうになってきますと、総合的な調査と、それから対策の検討は何としても必要ではないかと思われるのですが、その辺については、駐車場は土地の問題もあるのかなかなか難しいというふうにおっしゃっていますが、そういうことも含めて、墓地の整備についての全体としての中・長期的な計画はしっかりと立てるべきではないかと思うのですが、こういうことについて御答弁をお願いいたします。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 建設部長。

○建設部長（竹田文隆） 4点ほど、私のほうからお答えをしたいと思います。

長橋十字街の泥水等々が非常にあふれた件でございますけれども、下水のマンホールもあふれたということでございますが、当時の状況としては、短時間で一気に道路のほうにも雨水等が流入してきたということで、分離方式をとっておりますけれども、一部では下水のほうにも水が行った状況があったのかというふうに思っております。その対策としては、現在、どのような流水経路になっているかということは今調査しておりますので、それにあわせてどのような対策が必要か、検討しているところでございます。

それから、側溝のメンテナンスの件でございますけれども、日常的には、道路パトロール、それから市民の皆様からの通報等々で、詰まった場合には当然ながら処理をしているということでございます。

そういったことで、現在、復旧作業等々を順次行っているわけですが、当然ながら、取除き作業は行いますけれども、今、議員の御指摘のとおり、どこから発生したのかということも突き止めていかなければ最終的には対応にならないと思っておりますので、今、復旧作業中でございますけれども、そういうことも含めて順次対応してまいりたいと考えております。

それから、道路の整備の中で、歩道等の傾きの問題でございますけれども、歩道をつける場合には、やはり地先との調整といったこともありまして、必ずしも平坦な歩道になっていないということもございます。これは、いろいろな方からの御指摘もあるわけですが、現実的にそういった場合の調整をどうするかという非常に大きな問題もあるわけですから、これは、ケース・バイ・ケースで対応できるものについては今後とも検討していく、こういう形になろうかと思っております。

それから、今回の対応ということでございますが、直接的には、市民からの電話は建設事業課のほうに入ってきて、担当課で処理をするということでございますけれども、今回、突発的な、非常に短時間の雨によりまして、いろいろな市民の皆さんからの通報というのが一気に来たという中で、確かに、担当者が非常に忙しいといえますか、対応が大変だったという部分がございます。主査ばかりが対応しているわけではなくて、当然ながら、課長も、それから、場合によっては次長等々も出て対応しており、そういった部分では、建設事業課も雪対策課も塩谷のほうにおりますので、今回の場合も連携をとりながらやったわけですので、確かに専門的な人数を確保するということが必要ではあるかというふうに思いますけれども、現状の中で、課内あるいは部内での協力体制をしっかりとやりながら今後とも対応してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 生活環境部長。

○生活環境部長（明井隆生） 墓地整備についてですけれども、小樽市内で市営墓地を14か所ほど市が持っております。風光明媚な場所と言えば聞こえはいいですが、総じて丘陵地で水はけも悪いという

立地条件になっているところが多く、特に銭函墓地はわき水が出るという状況になっております。その整備ですけれども、実は、平成17年度に、18年度から5か年で墓地整備をするという中・長期的な計画を立てて、市長からの答弁もありましたように、18年度は何、19年度は何というような工事を進めていたところなのですが、御承知のとおり、20年度以降、市の財政悪化のためにこの整備計画を一度中断させていただきました。21年度、22年度は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、懸案の墓地の整備をしたところですが、今後においても、やはり、水はけの悪い場所は銭函だけではなくてほかの墓地もありますので、そこら辺の手だても含めて、また新たな計画を立てて何とか予算措置をしていただきたいと原部として要望してまいりたいと思っております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

○7番（菊地葉子議員） 再々質問を2点ほど。

長橋十字街の先ほどのお話なのですが、入浴でしたら、公衆浴場に行くとか、何日間は入らないで我慢するということができるのですけれども、トイレとなるとそうはいきませんので、今度また大雨が来てトイレが使えなくなってくるというふうなことは何としても避けなければいけないと思うのです。対策についての検討は積極的にやっていただけそうなのですが、いつ、どうなるかという時期について、はっきりと市民の方が安心できるように御答弁いただけますでしょうか。その点が一つです。

墓地の整備事業ですが、今、生活環境部長がおっしゃったように、確かに20年度はやっていません。21年度は、経済対策臨時交付金が入ったので、真っ先に手を挙げてこれで整備事業をやらせていただきましたというふうにおっしゃっていました。ですから、生身の人間の生活のほうに予算をとというのは、これは当然考えることなのかもしれませんけれども、こういうお金が入れば整備事業が必要になってくるという中身ですので、ぜひ、当初予算にもしっかりつけながら、墓地の問題だからぼちぼちやるというのではなくて、しっかりと計画を持ってやっていただきたいというふうに、再々質問ですが、この2点について御答弁いただきたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 墓地の問題は、市長への手紙で、お盆近くなると必ず要望が来るのです。それで、17年度ぐらいから積極的に整備せよと、緊急で急ぐところからまず手をつけていくというふうにして、それぞれの墓地の必要なところ、箇所から直していますので、これは要望も多いし、これからもぜひやっていきたいと思っています。

ただ、一番心配なのは、小樽の墓地はみんな坂ですから、ここの対策をどうするかというのが一番の悩みなのです。ですから、何か電動カートみたいなもので送り迎えをすとか、そんなことができないかということも考えているのですけれども、積極的に、そういうようなことはこれからもやっていきたいと思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 水道局長。

○水道局長（小軽米文仁） 先ほどの長橋十字街の下水道関係の件ですけれども、私は、具体的に、今回の長橋十字街の件ではちょっと確認はしていませんけれども、確かにこの集中的な雨で、市内で今おっしゃったようなことが起きた箇所はあります。私どもといたしましては、常に、管路維持に関しては緊急対応というのはしていますから、基本的には職員が常に出て、そして、業者と連携して対応しているという

ことでございます。

こういったトイレが、もっと具体的に言うと、あふれる前に排水ができないで水洗トイレがぶくぶくとなる、そういう状況の中で水道局のほうに市民から連絡が来て、そして、私どもが現地に出向いてその状況を確認して、どういう対応がいいのかということ判断して対応する。具体的にどういう対応をするかと言いますと、いわゆるマンホールがあふれているということですから、バキュームカーを持って行って、マンホールからいわゆる汚水をくみ上げるという方法でやります。どうしても、くみ上げてもなかなか流れてくる量が多くて、トイレのほうに支障を来して実際にトイレを使えないという状況がございますので、そういう場合は、申しわけないのですけれども、トイレを使わないでということになるのですが、そのために、近所に適当な用地を探して、そこに仮設トイレを配置して、しばし改善するまではそれを使っただけという方法で、残念ながら、そうせざるを得ないということでございます。

今の長橋十字街の件につきましては、具体的に確認しまして、やはり、連絡方法等がわからない市民もいるかと思しますので、その辺の周知方法についても何らかの方法で考えたいと思しますので、その辺は対応したいと思します。

○議長（見楚谷登志） 菊地議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○9番（高橋克幸議員） 私で最後の一般質問となりましたが、最後までよろしくお願いいたします。

初めに、地籍調査についてであります。

この地籍調査については、第2回定例会の中で、地籍調査の実施方についての陳情が提出され、全会一致で採択されているところであります。

さて、この地籍調査とは、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することです。いわゆる土地の戸籍と言われております。地籍調査により作成された地籍簿と地籍図は、その写しが登記所に送付され、登記所において地籍簿を基に登記簿が書き改められ、この地籍図が不動産登記法第14条の地図として備えられます。

最近の動きとして、全国の都市部、D I D地区における地籍調査の推進を図る目的として、平成16年度以降、都市再生街区基本調査を実施し、本市においても街区基準点が整備され、平成19年にはこの取扱いや使用承認申請については各自治体に移管されているところであります。

さて、国土調査法に基づく地籍調査は、昭和26年に開始され、平成19年度の全国の実施状況では、地籍調査全域完了の市町村は409で23パーセント、調査実施中、休止も含めてですが、市町村数は1,084で59パーセント、地籍調査未着手の市町村は323で18パーセントであります。また、全道の実施状況では、地籍調査全域完了の市町村は42で24パーセント、調査実施中、休止も含めてですが、市町村数は120で66パーセント、地籍調査未着手の市町村は18で10パーセントであります。この未着手の市は、小樽市、砂川市、富良野市、苫小牧市、帯広市の5市となっております。また、地籍調査の効果として、土地境界のトラブルの未然防止や、公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化、課税の適正化、公平化など多くの効果があるようであります。

まず、この地籍調査の状況についての感想と必要性、重要性についてどのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

次に、地籍調査の準備について、何点か伺います。

事業経費であります。全体事業費としてどのぐらいになるのか、また、事業費の負担割合についてお示してください。さらに、事業実施計画の策定について、どの程度の期間が必要なのか、条例や規則等の策定も含め、お示してください。

地籍調査による活用では、土地に関する多くの所管にまたがるため、各部署の必要なデータと横断的な協議をする体制が必要であり、中心となる部署の決定も必要であります。他都市の例を見ますと、実施体制については、課や室を設置しているところや、体制は変えず、関係部署でチームを組んで実施しているところもあるようであります。これらの体制整備についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

いずれにしても、冒頭述べたように、地籍調査の陳情が全会一致で採択されておりますので、早期実施に向け要望いたしますが、いかがでしょうか、見解を伺います。

次に、地籍調査による大きな効果の一つであるGISについてであります。

本市では、建設部や水道局にそれぞれのGISがありますが、どのように活用されているのか、主な内容についてお答えください。また、市庁舎内にあるデジタルデータの主なものと活用及び管理方法についてお示してください。

さて、本市の状況は、全体活用としては未整備の状況であり、全体の情報の共有化と共有空間データの広域的活用を目指した統合型GISの構築が必要と考えます。この点についてどのように認識されているのか、また、課題や問題点についてどのように考えているのか、見解を伺います。

先ほど述べたように、地籍調査の横断的な協議体制を考えると、将来の課題として、統合型GISに向けての課題を同時進行で検討すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、社会資本の長寿命化対策についてであります。

日本の社会資本、いわゆるインフラ整備の多くは、昭和時代の高度成長期に整備され、この社会資本全体の高齢化が急速に進行している状況であります。また、安心・安全の確保のため、既存施設を適切に維持管理し、その機能を保持することが喫緊の課題と言われております。

そこで、社会資本の項目の中から、道路橋、下水道、港湾、公園について、それぞれ何点か伺います。

1点目、道路橋について伺います。

国内ではまだ大規模な事故はありませんが、アメリカでは建設後40年の橋が突然崩壊し、大事故になりました。ただ、国内でも事故につながるようなトラスの破断事故が報告されており、安全対策の必要性が急務であります。

さて、小樽市が管理している橋梁は135か所あります。その内訳は、構造別にRCが68か所、PCが37か所、鉄製が22か所、木造が8か所あります。また、完成年から見ると、古いものでは大正時代のものが1か所、昭和30年以前のものが14か所あり、約1割であります。国土交通省では、定期点検の対象として15メートル以上の橋梁を対象にしているようではありますが、本市の点検状況はどのように実施されたのか、その方法と点検結果についてお示してください。

また、最近の突発性豪雨による影響はなかったのか、さらに、本市の橋梁についての課題と問題点についてもあわせてお答えください。

国土交通省では、基本的な考え方として、大規模な修繕や更新が必要となる前に、軽微な段階で対策を講じ、施設の延命化やライフサイクルコストの削減を図るようすべきであるとしています。そこで、同省では、この考え方を推進するため、橋梁の長寿命化修繕計画を策定する地方公共団体に対し、策定費用の支援を行っております。

本市でも、この計画の策定を検討されているようですが、今後のスケジュールと策定方法、主な内容に

についてお示してください。

2点目、下水道についてであります。

本市の下水道は、昭和30年に認可を受け、昭和31年から下水道事業に着手しており、古いものでは50年以上が経過をしている状況であります。平成21年3月現在の主な下水道施設としては、終末処理場3か所、ポンプ場13か所、マンホールポンプ場が77か所であり、管路施設では污水管625キロメートル、雨水管が47キロメートルであります。污水管については、普及率98.5パーセントの高い水準の中にあつて問題はないと考えますが、雨水管については、最近のゲリラ豪雨を考えますと検討課題も多いと思われま

す。雨水管の現状と今後の考え方についてお示してください。

さて、下水道の標準耐用年数は、一般的な下水環境で適切に管理が行われている場合、管渠及びポンプ場、処理場の土木・建築構造物で50年、機械・電気設備で15年から30年とされております。本市の管路については、これからが本格的に更新時期を迎える状況にあります。この管路の中で、50年以上経過し、早急に調査や更新の検討を要するものはどのような箇所と考えられているのか、お示してください。

また、硫化水素に起因する問題で管路の調査や対策について進められているようですが、現状と今後の考え方についてお答えください。

このように、下水道運営の課題の一つとして、ストックの蓄積と老朽化があり、これらの適正な管理と経営基盤の強化が安定した下水道サービスの継続のために求められています。これらを踏まえて、国土交通省では、下水道長寿命化支援制度をスタートさせ、長寿命化計画の推進を図っているところであります。この長寿命化計画についてどのように検討されているのか、今後のスケジュールと策定方法、主な内容についてお示してください。

3点目、港湾についてであります。

小樽港は、古くから北海道開拓における海運交通の要衝として発展し、明治32年に外国貿易港として開港し、その後、昭和26年には重要港湾に指定されたところであります。このように歴史ある港のため、岸壁などの港湾施設の老朽化が進み、その対策が課題となっているところであります。その中でも、第2号埠頭及び第3号埠頭については、岸壁の完成年度が昭和20年代のものが多く、最も古いものは昭和22年です。他都市では岸壁の老朽化による損傷やエプロンの陥没が報告されており、老朽化対策とともに更新計画の策定が急務なものも多く見受けられるようであります。

まず、小樽港の現状についてどのように認識をされているのか、今後の方向性も含め、市長の見解を伺います。

さて、港湾施設についても、国土交通省では長寿命化計画の策定の推進を進めているところでありますが、この点についてどのように考えられているのか、今後のスケジュールと策定方法、主な内容についてお示してください。

また、小樽港将来ビジョンの中にある中長期的な対応の項で、これからの物流の変化や利用者ニーズに柔軟な対応をしながら、耐震性も配慮した港湾施設の再整備を計画的に進め、効果的な港の再開発を図ってまいりますとありますが、今後の10年、20年後の小樽港をどのように考えていくのか、港湾計画の見直しをこの長寿命化計画と整合性を図りながら総合的に検討しなければならないと考えます。この点について、できるだけ具体的な方向性についての見解を伺います。

4点目、公園についてであります。

平成21年度の統計書によりますと、本市の都市公園は総数92か所、総面積は129.52ヘクタールであります。その内訳として、総合公園は3か所、74.3ヘクタール、地区公園は6か所、23.8ヘクタール、近隣公園は11か所、17.5ヘクタール、街区公園は70か所、12.92ヘクタール、緑地2か所、1ヘクタールとなつ

ており、市街地には大きな公園は少ない状況であります。都市公園の市民1人当たりの面積は、平成21年度の数値で9.69平方メートルとなっており、全道平均より低い水準となっている状況であります。公園、緑地の整備が大きな課題であります。この課題の対策についてどのように考えられているのか、今後の方向性も含め、お示しください。

さて、維持・管理についてですが、地方公共団体の設置する都市公園の公園施設は、都市公園法の規定に沿って地方公共団体が適正に維持・管理を行うとなっております。ただ、他都市でも同様に、厳しい財政状況の下で都市公園の整備費や維持管理費の予算は大変厳しい状況にあります。

しかし、今後、これらの公園施設の基本的な機能を維持するためにも、長期的な視点を持って、安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、長寿命化対策として計画的な取組を推進する必要があります。そのため、国土交通省では、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を行う上で、条件の一つである公園施設長寿命化計画の取組を推進しており、計画策定助成制度を創設している状況であります。

本市としては、この計画についてはどのように考えられているのか、今後のスケジュールと策定方法、その内容についてお示しください。また、基本情報である公園台帳や維持・管理の経歴などのいわゆる公園カルテの策定、利用状況や市民ニーズの調査や検討などの現状と基本情報の今後の考え方も含め、お答えください。

次に、住宅エコリフォーム助成制度についてであります。

近年、地球温暖化の問題や限られたエネルギー資源の問題で、地球に優しいというテーマの下、さまざまな計画や具体的な内容が実施されてきている状況にあります。地球温暖化対策については、地球温暖化対策の推進に関する法律で、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、この対策の推進を図っております。また、平成20年には、エネルギーの使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネ法の改正が行われ、比較的規模の大きな建築物などのエネルギー使用実績の報告と、エネルギー使用合理化のための中長期計画を作成し、国への提出が義務づけられております。このように、国は、環境負荷軽減への方向性に向け、法の改正や具体的な取組を推進している状況であります。これらについてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

さて、こういう状況の中、住宅業界では、昨年からスタートした住宅版エコポイントの影響もあり、エコ住宅、省エネ住宅が主流になり、消費者のエコ志向もますます強くなっているようであります。また、新築だけでなく、リフォームにおいてもその流れが顕著であると言われております。エコ住宅として特徴的なものを確認してみますと、高气密・高断熱仕様の改修で窓、サッシ、断熱ガラス、高性能断熱材があり、その他、高反射塗料、ホルムアルデヒド対策の内装などであります。

また、最近、増加傾向のエコ住宅の主な設備としてはLED照明や節水型トイレ、ペレットストーブなどがあり、設備機器システムとしてはCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、ガスエンジン給湯暖房機（エコウィル）、潜熱回収型ガス給湯暖房機（エコジョーズ）、潜熱回収型石油暖房機（エコフィール）、家庭用燃料電池発電システム（エネファーム）、そして普及が進んでいる太陽光発電や太陽熱温水器などのソーラーシステムなどであります。平成21年には、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行され、この中にも、環境負荷の低減、省エネルギー性の性能が求められており、エコ住宅に関する機器システムが重要な項目の一つになっています。また、認定された長期優良住宅に対する税の特例措置もあり、国としても普及の促進に力点を置いている状況であります。

このような動向について、どのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

さて、地方自治体のエコ住宅関連の助成制度であります。全国の市では、札幌市、東松山市、三鷹市、新潟市、三島市、広島市、福岡市、久留米市などの自治体が住宅エコリフォーム助成制度を設置している

状況であります。札幌市では、本年4月、住宅エコリフォーム条例が施行し、予算も計上されており、助成制度がスタートしております。これについては、平成21年、議会の中で超党派による政策研究会エコリフォームプロジェクトを立ち上げ、視察も含め、勉強会を通して条例の提出を実施したようであります。また、住宅の省エネ化とリフォームの推進に関する市民へのアンケート調査も実施、公表されており、参考になるところであります。

このアンケート調査の結果では、環境に優しい住宅の省エネ化に対し、88パーセントの方が関心があると回答されており、また、市に望む支援策として、68パーセントの方が工事費用の一部補助と回答があり、さらに47パーセントの方が安心できる施工業者等の情報提供や新技術の情報提供との回答がありました。これらについては、本市で行っても同様の傾向の回答になるものと推察しており、市民のエコ住宅への認識は高いと考えます。

次に、経済対策の観点から見たこの助成制度についてであります。

住宅業界の状況ですが、長引く不況による先行きの不安や少子化の進行による高齢化の影響などにより、新築市場を取り巻く環境は毎年のように減少しており、建築全体の傾向としても同様の状況であります。本市の確認申請受付の状況で直近5年の推移では、平成17年度が735件に対し、平成21年度では384件と大幅な減少であり、公共事業の大幅な削減も大きな影響があり、本市の建設業界を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。こうした状況の中、住宅版エコポイント制度の導入により、全国的には、大手ハウスメーカーをはじめ、ガス及び電力会社では住宅リフォーム市場への参入に力を入れており、市場の開拓やエコ機器等の商品開発や新技術の拡充に大きな動きが見られ、住宅リフォーム市場は着実に拡大の方向に向かっているとされており。

さて、他都市での住宅エコリフォーム助成制度での経済波及効果を見てみますと、助成額に対する対象工事費では、地域でばらつきはありますけれども、おおよそ17倍から30倍と大きな効果があり、また、地元の会社に限定しているため、地域経済の振興も同時に図られているようであります。このように、地域経済、地元企業にとって大きな効果が考えられ、また、環境に優しいという政策テーマを目指す上で、この住宅エコリフォーム助成制度について研究、検討すべきと考えております。できるだけ早くこの助成制度の設置について強く要望いたしますが、市長の見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、地籍調査についての御質問であります。初めに、地籍調査の状況についての認識であります。地籍調査は、昭和26年に開始され、既に調査が完了している市町村もありますが、本市も含め、未着手の市町村もあり、進捗率のばらつきも大きくなっている状況にあることは承知しております。現在、地番や地目、面積などの地籍については登記所の登記簿と地図によって確認できますが、地図については、大正時代の土地連絡査定図など古い図面に基づいており、現況との不一致が生じていることもあります。地籍調査は、このような不一致を解消するため、測量等を行い、土地の一筆ごとの所有者、地番、地目、面積などを確定するものであります。これにより、土地の境界をめぐるトラブルの未然防止や登記手続の簡素化、土地取引の円滑化、さらには、災害復旧の迅速化や課税の適正化、公平化にもつながることから、その必要性や有効性については十分理解しているところであります。

次に、調査の全体事業費やその事業費の負担割合でありますけれども、北海道や小樽測量設計協会の試算では、概算で50億円程度としており、その負担割合は、国が2分の1、北海道が4分の1、市町村が4分の1で、市町村負担に対しましては8割が特別交付税で補てんされることになっております。

次に、事業実施計画の策定に係る期間であります。同計画は、関係機関と協議を行いながら、調査区域、調査面積、調査期間、作業計画などを定めることになっており、一般的には2年から3年程度を要するものと考えております。なお、条例、規則等の策定については任意とのことであります。

次に、実施体制の整備であります。当面、建設部が現在地籍調査を実施している他都市の体制について調査を実施しております。

次に、地籍調査の早期実施ということですが、この調査は長期にわたって財政的、人為的負担が必要になることが見込まれていることから、これらの課題や問題点の整理をしていきたいと考えております。

次に、建設部や水道局のGISの活用についてであります。建設部のGISは、現況図に地番図、公有財産や道路台帳図などの情報を重ね、道路、河川の維持・管理や公有地の境界確認などに活用しております。また、水道局では、独自で建設部のGISに上下水道施設の情報をさらに重ね、上下水道管の維持管理や施設更新業務などに活用しております。

次に、現在、本市が利活用しているデジタルデータについてですが、まず、ホストコンピュータにより管理しているものとして、市政全般に利用している住民基本台帳のデータのほか、市税や各種保険料の賦課徴収に利用しているデータがあります。また、サーバーシステムで管理するものとして、図書館の蔵書データや生活保護のデータなどデジタルデータがあります。

次に、統合型GIS構築についての認識であります。市の各部局で持つ情報を横断的にシステム化することにより、地域、施設等の状況を地図上で視覚的に把握でき、また、住民サービスの向上を図ることも可能となります。一方で、検討を行う中では、データ更新に多額の費用を要することや専門的な人材の育成や確保など多くの課題があるものと考えております。今後、デジタル社会の進展を考えたとき、近い将来には整備が必要になってくるものと認識しております。

次に、統合型GIS構築の検討であります。将来的に地籍調査を実施する段階となったときには、あわせて、統合型GISの導入も検討すべきものと考えております。

次に、社会資本の長寿命化対策についての御質問であります。まず、橋梁の点検であります。市が管理する135橋について、平成20年度からコンクリートの腐食やひび割れ等の劣化状況について職員や委託業者により調査を行っております。平成21年度までに59の橋の調査を終了し、今年度は34橋の調査を予定しており、平成23年度には135橋すべての調査を終了する予定であります。

次に、突発性豪雨による影響であります。市が管理する橋梁については、特に豪雨の影響はありませんでした。また、橋梁の課題であります。架設年次の古い橋梁や木橋もあり、老朽化が進んでいることから、計画的な維持、補修が課題であると考えております。

次に、橋梁の長寿命化修繕計画の策定スケジュールと方法であります。平成23年度末までに橋梁の点検を終えることから、平成24年度中に委託により長寿命化修繕計画の策定を予定しております。また、計画の内容についてであります。橋梁の損傷状況の把握や橋梁ごとの修繕内容とその時期などを記載することとなっております。

次に、雨水管の現状であります。下水道事業における雨水管整備は、昭和51年度から浸水対策として事業に着手しており、平成21年度末で予定処理区域面積に対する整備面積の割合である整備率は19パーセントとなっております。

また、今後の考え方ではありますが、このたびのゲリラ豪雨に対応できる施設を全市的に整備することは困難ではありますが、当面、対策を講じる必要があると考えられる区域についてはどのような整備が必要か、検討していきたいと考えております。

次に、下水道についてでありますけれども、管路の更新に必要な調査箇所は、手宮、色内地区などの創設期に整備された幹線や線路下、国道横断部及び緊急輸送路等に埋設されている管路を考えております。

また、硫化水素対策の現状と今後の考え方ではありますが、平成18年度の調査で、硫化水素による腐食が確認された中央地区の管路を、平成19年度、20年度の2か年で耐腐食性にすぐれた材料で内面被覆する工事を実施しております。今後も、硫化水素が発生しやすい箇所を選定するとともに、必要に応じてカメラ調査や硫化水素濃度測定などの詳細な調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、下水道の長寿命化計画であります。今後のスケジュールなどにつきましては、平成22年度から業務委託により管路の健全度に関する目視調査や、テレビカメラ調査等を行い、この調査結果に基づき、平成24年度中に管路ごとの施工方法、実施時期などを記載した計画を直営で策定してまいりたいと考えております。

次に、港湾であります。まず、小樽港の老朽化の現状についての認識と今後の対策の方向性ですが、これまで、厩町岸壁や手宮・北浜岸壁の更新をはじめ、堺町岸壁から第1号埠頭にかけての中央地区再開発第1期事業による港町埠頭の整備など、順次、老朽施設の更新を進めてきたところであり、現在も老朽化の著しい北防波堤の改良を進めております。

しかしながら、第2号埠頭や第3号埠頭を含む中央地区には経年劣化の著しい岸壁やエプロンが随所に見られ、また、南防波堤や島堤などの老朽化も進行しておりますので、それらの老朽度や重要度、将来的な利用方向などを総合的に見ながら引き続き計画的な更新、改良に努める必要があるものと考えております。

次に、港湾施設の長寿命化計画であります。港湾においては、港湾施設の維持管理計画をもって長寿命化を図ることとしており、計画の策定は施設の設置者が行うことになっております。したがって、国直轄事業で整備した国有港湾施設については北海道開発局が計画を策定し、補助事業や起債事業などで整備した市有施設については市が計画を策定することになります。

今後のスケジュールと策定方法につきましては、国有港湾施設については平成24年度までに策定する予定と聞いており、市としても、橋梁や岸壁など重要度の高い施設については同年度までに策定に努め、その他の施設についてもできるだけ早期に策定してまいりたいと考えております。また、策定方法につきましては、国では、業務委託により実施する予定としておりますが、市としては、補助制度が活用できる橋梁については業務委託で、その他の施設については直営での実施を考えております。

なお、計画の主な内容といたしましては、国土交通省の告示に基づき、施設の供用期間や維持・管理についての基本的な考え方をはじめ、点検、診断や維持工事の方法等について定めることとなります。

次に、小樽港の将来像でありますけれども、基本的には、日本海側唯一の長距離フェリー航路や中国定期コンテナ航路の利用促進をはじめ、穀物取扱基地としての地位を保持することなどにより活発な物流活動が行われる一方、国内外のクルーズ客船の寄港促進に向けた環境整備など、まちづくりと連携した交流機能の充実も図ることにより、港まちらしい魅力的な港湾空間を創造してまいりたいと考えております。

また、港湾計画と長寿命化に関する計画との整合性についてであります。長寿命化計画の策定に当たっては、港湾計画の見直しに伴う今後の施設整備計画を考慮し、今後、更新を進めていく施設と延命化を図っていく施設を区分して供用期間の設定をしていくなど、効率的な投資となる計画づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、公園、緑地の整備であります。現在、少子高齢化の進行などによる社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、子供から高齢者まで、だれもが快適に利用できるように既存公園の再整備が求められております。このようなことから、当面、公園の新たな造成計画はありませんが、平成19年度、20年度に小樽公園の再整備を一部行ったところであり、今後も小樽公園を含めた既存公園の再整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、公園施設長寿命化計画のスケジュールと策定方法であります。現在、平成23年度、24年度の2か年で計画の策定を予定しております。策定内容ですが、平成23年度に現地調査と施設の危険度判定を行い、平成24年度には修繕計画と施設保全計画を策定することにしており、これらの策定については業務を委託して行いたいと考えております。また、公園カルテ、利用状況や市民要望の調査などにつきましては、平成23年度に行いたいと考えております。

次に、住宅エコリフォーム助成制度についての御質問であります。初めに、環境負荷の軽減に向けた国の取組であります。省エネ法の改正により、一定規模以上の企業にはエネルギー使用量の報告や削減計画の義務づけのほか、風力発電や太陽光発電など再生可能エネルギーの促進のための助成を行い、また、一般家庭にも家電エコポイント、エコカー補助金など省エネ型製品の買換えを促す制度を実施しており、地球温暖化防止や資源・エネルギーの確保の面からも大きな成果を上げていくものと考えられます。

次に、エコ住宅や省エネ機器の普及についての認識であります。国としてエコ住宅や省エネ機器の普及の促進に力を入れていることはもちろんのこと、各企業においてもさまざまな省エネ機器の開発に力を入れていることは承知しており、これらのエコ住宅や省エネ機器などの普及促進が、地球温暖化防止など環境負荷の軽減にとって有効であると認識しております。また、昨年からはスタートした住宅エコポイントの小樽市内での申請件数を見ますと、これまでに約130件の申請があったと聞いており、消費者のエコ住宅などに対する関心も非常に高くなってきているものと感じております。

最後に、エコ住宅リフォーム助成制度の設置要望であります。民間の住宅改造への支援策としては、これまでバリアフリー改造等の融資制度を設置しておりましたが、本年4月からは工事対象をリフォーム全般工事にまで範囲を拡大するなどして実施しているところであります。御提言のありました環境負荷軽減のための住宅リフォームなどに対する助成制度については、他都市の取組状況を調査し、研究してまいりたいと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 9番、高橋克幸議員。

○9番(高橋克幸議員) 2点について再質問いたします。地籍調査についてと住宅エコリフォーム助成制度についてです。

両方とも、本当に大変物足りない答弁だったと残念に思っております。再質問で頑張らなければならないと思っているわけですが、地籍調査について、必要性だとか重要性については市長も十分認識をされているというふうに受け止めております。なおかつ、冒頭でも申しましたように、陳情が全会一致で採択されたという重みもあるわけでございまして、もう少し踏み込んだ御答弁が欲しかったと思っております。

市長の御答弁のその裏側には、恐らくこういうふうに書きたかったのだらうというふう勝手に解釈するわけですが、調査だとか情報収集だとか、それから、具体的なハードルの協議という準備に向けたスタートをしたいというふうには、私はいいほうに受け止めたわけですが、これについて、もう一度、御答弁をいただきたいと思っております。

もう一点、住宅エコリフォーム助成制度についてですが、これは、全国各地でも効果が出ておまして、なおかつ、政策的主導、要するに環境に優しい、そういう政策を進める上でも十分効果があるというふう

に思っております。先ほど市長の御答弁にあるような内容でございます。そういう意味で認識は一致しているわけで、では、具体的にどういうふうに進めていくかという内容になるわけですが、研究ではなくて、これも歩みを進める具体的な対応策をぜひとも検討していただきたいし、期間は少ないですが、スピード感を持ってやっていただきたいと思っております。

今、テレビコマーシャルでも、市長も何回も見られていると思いますけれども、エコキュートとかエコジョーズのコマーシャルは毎日のように流れております。相当数、いろいろな反響があつて問い合わせもあるそうでございますけれども、それだけ環境に対する認識、それから、エコ住宅に対する市民の皆さんの意識は高いと思っております。住宅リフォームの市場についても、調べましたら、全国的には約8兆円の規模だというふうに言われております。一戸建てで約6兆円、そしてマンション等の集合住宅で約2兆円という大変右肩上がりのそういう市場でありますので、十分、私は効果があると思つてこの質問をいたしました。

そういう面で、住宅エコリフォーム助成制度の準備に向けて具体的に進めていただきたいと思つますが、この2点について、再度お願いしたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝麿） 2件とも必要な事業だと思いますけれども、どちらにしても相当な金もかかります。一つは、地籍調査のほうも、確かに、国なり道のほうからも助成がありますけれども、人員の配置だとかその他の経費もかかりますから、どのぐらいの金がかかるか。先ほど申し上げましたとおり50億円かかると言っていますから、それにプラス人件費とかもあるわけですから、それらを調査して、それで、1年間で終わるわけではなく、何年もかかる事業ですから、将来の見通しとまた議会の意思というものもありますから、当然、それらも含めてこれから検討していきたいと思つます。

それから、住宅エコリフォーム助成制度のほうも、これも確かに効果のある事業だと思いますけれども、助成制度ですから、実際に金がかかるわけです。他都市の状況を見て、どれぐらいの利用があつてどれぐらいの予算措置が必要なのかという問題もありますから、直ちにすぐというわけにはいきませんので、これも調査をしっかりと、見通しが立てばやっていきたいと思つますが、少し調査期間をいただきたいというふうに思つます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 9番、高橋克幸議員。

○9番（高橋克幸議員） 先ほどより前向きな御答弁をいただいたと思つております。

地籍調査については、予算的にも実質負担というのは5パーセントなのです。それで、長いスパンで考えますから、それほど大きな市の負担になるとは私は考えておりません。具体的に数字は出していませんけれども、そういう意味で、ぜひ早急に市長の下で進めていただきたいと再度お願いをしたいと思つます。

もう1点、住宅エコリフォーム助成制度については、最初から大きな金額を考えなくても私はいいと思つています。ですから、先ほど申しましたように、種銭が少なくても、何十倍の効果があるわけですから、そういう意味で、ある程度内容が詰まればテストケースで行つて、ある程度状況を見ながら積み重ねていっても私は全然遅くないというふうに思つていますので、再度、これも要望して、質問を終わりたいと思つます。

○議長（見楚谷登志） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第3号ないし第14号、第32号ないし第34号及び第40号並びに報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第15号ないし第31号につきましては、同じく議長指名による9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、それぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、大橋一弘議員、中島麗子議員、斉藤陽一良議員、山田雅敏議員、濱本進議員、斎藤博行議員、北野義紀議員、久末恵子議員。以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、鈴木喜明議員、吹田友三郎議員、菊地葉子議員、中島麗子議員、高橋克幸議員、佐藤禎洋議員、佐々木勝利議員、大竹秀文議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第35号ないし第39号、第41号及び第44号は、いずれも総務常任委員会に付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

まず、陳情第1172号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する議員定数に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、議員定数に関する特別委員を御指名いたします。

千葉美幸議員、吹田友三郎議員、菊地葉子議員、斉藤陽一良議員、井川浩子議員、山口保議員、北野義紀議員、横田久俊議員、成田晃司議員。以上であります。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月16日から9月29日まで14日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時44分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

議 員 鈴 木 喜 明

議 員 山 口 保

平成22年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成22年9月30日

出席議員（28名）

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久末恵子

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
副市長	山田厚	教育長	菊讓
病院局長	並木昭義	水道局長	小軽米文仁
総務部長	山崎範夫	財政部長	貞原正夫
産業港湾部長	磯谷揚一	産業港湾部参事	鈴木勇三
生活環境部長	明井隆生	医療保険部長	志久旭
福祉部長	中村浩	保健所長	秋野恵美子
建設部長	竹田文隆	会計管理者	中塚茂
消防長	会田泰規	病院局長	吉川勝久
教育部長	大野博幸	経営管理部長	
監査委員	小鷹孝一	総務部長	迫俊哉
監事		企画政策室長	
財政部財政課長	黒澤政之	総務部総務課長	中田克浩

議事参与事務局職員

事務局長	小原正徳
庶務係長	島谷和夫
調査係長	関朋至
書記	木戸智恵子
書記	佐藤誠

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐藤禎洋議員、斎藤博行議員を御指名いたします。

○議長（見楚谷登志） 本日の日程に入ります前に、議長から成田祐樹議員に申し上げます。

去る9月15日に開かれました本会議で行われた成田祐樹議員の一般質問における議長に対する議事進行の中で、「_____」 「_____」という発言がありました。

御承知のように、地方自治法第132条では、議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用してはならないと規定され、議員は議会の品位を保持しなければならないとされております。言うまでもなく、本会議や委員会の場合は、公の問題を議する場所であり、この規定は、無礼の言葉により議場の平静さが失われ、議論が阻害されることを防止するための規定であります。

私が冒頭に指摘をいたしました成田祐樹議員の発言は、この規定に抵触し、議会の品位を汚す不穏当な発言であり、到底、看過できるものではなく、大変に遺憾と言わざるを得ません。

よって、成田祐樹議員におかれましては、この点を踏まえ、今後、議会の場における発言については節度ある言葉遣いに努め、議会の品位を汚すような発言を繰り返すことのないよう、議長として厳重に注意をいたします。

なお、冒頭に申し上げた不穏当な発言につきましては、私が引用した部分も含めて、地方自治法第129条に基づき、議長の職権により、発言の取消しを命じます。

○議長（見楚谷登志） 日程第1「議案第3号ないし第41号及び第44号並びに報告第1号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 10番、斎藤陽一良議員。

（10番 斎藤陽一良議員登壇）（拍手）

○10番（斎藤陽一良議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、8月に発生した豪雨災害に関するものにつきましては、小樽市でも、床上・床下浸水、土砂崩れなどの被害が相次ぎ、市役所では、自然災害による被害に適用される減免制度等の一覧をまとめ、各職場に配付し、相談があった場合に適切な対応をとる準備をしていたと聞く。しかし、無料で行われる災害ごみの収集は15件、固定資産税などの減免申請に至ってはゼロ件と非常に少なく、多岐にわたる救済制度を知らない市民が多いと思われることから、積極的に周知を図ることが必要であると思うがどうか。

また、制度の適用を受ける際には罹災証明書を要するケースも多いが、災害から相当の時間が経過している現在でも証明書の発行は可能なのか。

集中豪雨の際には、側溝からの溢水で被害を受けた地域が多く、住民からは側溝や雨水升を大きくし、排水能力を高めるべきとの声が上がっている。雨水の処理は、道路の勾配等、地理的条件にも関係するため、一概に大きくすればよいというものではないとのことだが、今後、同様の災害が繰り返されることのないよう、地先の人と十分に協議し、個々の状況に応じたきめ細かな対応をしてほしいと思うがどうか。

この大雨により、長橋地区では34件の被害が出ている。今回の原因は、観測史上まれに見る降水量であったため、特別のケースと見る向きもあるが、暗渠など施設の能力そのものに問題があったのではないの

か。

また、同地区では、泥水による被害も多く、これは、なえぼ公園内を流れる自然河川の上流部で大規模な開発を行ったことに起因するのではないかという話も聞いており、原因究明のため、詳細な現地調査を行うべきと思うがどうか。

仮に、自然河川であることが原因であったとしても、拙速にコンクリートの人工護岸に改修するのではなく、なえぼ公園の自然を生かすよう工法を検討してほしいと思うがどうか。

次に、その他の質疑・質問といたしましては、財政健全化計画を上回る累積赤字の減少が見られることから、職員の期末勤勉手当に係る独自削減措置を人事院勧告の水準まで回復する提案がなされている。現在、職員の人件費は、人事院勧告に準拠することを基本としているが、税基盤や社会保障に要する費用などは市によって大きく異なるため、まちの財政力に応じて給与体系を決定するシステムを今後考えていくべきではないのか。

また、国に準じていると言う一方で、職員の持ち家手当は、国が既に廃止している今も月額8,000円の支給を続けている。これは、国家公務員と住宅事情が異なるためとしても、財政難の折、早急に改善すべきと思うがどうか。

今回の補正予算には、小樽商科大学包括連携協定関係事業として、中心商店街活性化支援事業費補助金に200万円計上されており、今年度は店舗をめぐるスタンプラリーなどを実施する予定である。昨年は、商大生が主体となり、商店街がサポートする商大生と中心商店街の関係者によるコラボレーションという手法で、中心3商店街を小樽雪あかりの路の会場として演出し、ギネスに挑戦？商店街借り物競争などのイベントを行っており、商大生の柔軟な発想とパワーあふれる行動力が大変好評であったと聞く。地元を大学を持つ都市として、学生が地域と一体になり、まちおこしに取り組んでいる姿勢はすばらしいことと思うが、現在、この事業の対象となる商店街は中心部の3商店街のみであることから、今後は他の地域の商店街にも広げてほしいと思うがどうか。

今回の補正予算には、小樽市漁業協同組合が新たに建設する製氷冷蔵施設と地元水産物付加価値開発施設に対する補助金が計上されており、これらの財源は、全額、国や道の補助金であるが、市はここに至るまでどのようなかわりを持ってきたのか。

来年度から稼働する付加価値開発施設では、カレイやソイの規格外品をフライ用の半製品に加工することや新製品の開発を行うとのことであり、こうした取組は、他市町村の話としてはよく聞くものの、小樽市漁協では今回を契機に新たに取り組むもので、期待される場所である。第6次小樽市総合計画では、水産業の振興に関し、高付加価値の推進や新製品の開発をうたっており、これまでに要望もしているが、来年度の稼働に合わせて、市としても小樽ブランドの創出に向け、助成を含む支援をしてほしいと思うがどうか。

2011年7月のテレビ放送地上デジタル化移行を目前に控え、本市でもその対策を進めているが、その中で、新たなデジタル放送難視聴地区として指定されたところが市内では5地区あると言う。対策としては、暫定的な衛星放送の利用やNTTのBフレッツのサービスである光テレビに接続する方法などが挙げられているが、いずれも一時的又は経費を伴う対策となっていることについて、市はどのように考えているのか。

住民には一定程度の理解を得ていると認識しているようだが、それはテレビが受信できなくなることを避けるため、やむを得ず承しているにすぎず、国の政策により進められていることで一部の人に負担を強いる現状には疑問を感じる。こうした事例は、全国的にも発生しており、問題解決に向け、市として、関係機関へ働きかけるとともに、費用負担に対する助成についても検討してほしいと思うがどうか。

全国学力・学習状況調査については、今年度から文部科学省が抽出した学校と設置管理者が希望する学校で実施するよう変更されたが、小樽市では、昨年同様、全学校で行ったものの、来年度以降は国や道教委の方針が示されてから判断することとしている。市教委は、今後の調査のあり方を検討することよりも、今回の調査結果を踏まえ、今、在校生の学力向上を図っていくことが重要であるとしているが、それは別の問題であり、正確に検証するためには継続的な参加が求められることから、全校参加で臨むという強い姿勢を示してほしいと思うがどうか。

また、本市児童・生徒の学力は危機的状態であるにもかかわらず、同じ出版社の教科書が長年にわたり使用される傾向からは現状を打破しようという思いが感じられない。教科書の選定に当たっては、学力向上に少しでもつなげるという視点を持って行うべきではないか。

学校現場での勤務時間中における政治活動の有無を調査した教職員の服務規律等の実態に関する調査の結果について、市教委は、調査の実施主体である道教委が、結果の公表を全道の状況のみとし、市町村側から個別の学校ごとに照会などがあっても一切応じていないことを理由に本市の実態を明らかにしていない。しかし、道教委は、市町村個々の公表の決定は、市町村の教育委員会にゆだねられているとの見解を示しており、子供たちや保護者の不安や不信を取り除き、学校教育に対する信頼を回復するという調査目的に照らしても、せめて不適切な事例があったかどうかだけでも公表すべきではないのか。

近年、食物に対し、アレルギー反応を起こす子供が増加傾向にあると聞くが、本市保育所の実態としては、公立では8名と把握しているものの、民間は調査権限が及ばないため不明とのことである。また、小学校では、出身保育所などから情報が引き継がれている例もあるが、個別に保護者から聞き取りを行っているなど、対応はまちまちである。対策を講じるにしても、まずは全体像の把握が必要であることから、一度、全市的な調査を実施してほしいと思うがどうか。

学校教育における現状としては、希望する保護者に対し、詳細な原材料を示した献立表を別途配付し、それをもとに自衛策として原因となる食材を除いて食べているとのことである。アレルギー保持者に個別の献立を提供することは、他の児童・生徒との間に不公平感が生じるとともに、体制的にも難しいとのことだが、一定程度の配慮は必要と思うので、今後予定される共同調理場の建設に当たり、対応を検討してほしいと思うがどうか。

観光入込客数は、経済の低迷から、近年、減少傾向にあるが、中国や韓国などアジア圏からの外国人観光客数は堅調に推移しており、今後の小樽観光において重要なターゲットとなっている。しかし、現状の受入れ態勢は十分なものとは言えず、特に観光地の看板やパンフレットの外国語表記は急務であるが、その編集等に当たり、市職員はどのようにかわり、どういった方針で作成しているのか。

また、おたる水族館や総合博物館などの社会教育的な施設においても、観光を意識してバックヤードツアーなど新たな取組を展開しており、今後に大きく期待されるところであり、本市経済の一翼を担う観光のさらなる発展のために、市としても積極的に施策を打ち出してほしいと思うがどうか。

5月末に観光馬車が暴走した事故では、5名の重軽傷者を出し、そのうち1名が命を落としている。さらに、この事業者は保険にも加入しておらず、遺族は、この事態に憤りを覚え、現行法には規定のない保険への加入を法で規制することを強く望んでいると聞く。市は、こうした条例の制定に対し、一部事業者のみを規制することにつながるとして難色を示すが、一人のとうとい命が奪われているという重い事実をどのように受け止めているのか。

また、地方分権推進一括法の施行に伴い、道路運送車両法から、馬車を含む軽車両に関する規定がすべて廃止されている中、法のあり方として、今後、規制していくことは難しいと言う。しかし、小樽市は、安全で安心なまちをつくる条例の中でも、観光客等の安全確保に関する責務をうたっており、観光都市小

樽として地域の実情に応じた条例を制定することは、憲法第94条で定める自主条例制定権の精神にも合致するため、前向きに考えてほしいと思うがどうか。

平成19年度以降、小樽港でのコンテナ貨物の取扱量は年々減少している傾向にあり、特に、輸出量が輸入量を大幅に下回っている現状にあると聞く。今後、輸出量を増やしていくには、新たな輸出品の掘り起こしや顧客の開拓により集荷を図ることが重要であり、より積極的にポートセールスを行っていくべきと思うがどうか。

また、クルーズ客船の乗客が小樽市にもたらす経済波及効果については、景気低迷の影響により以前に比べ少なくなっているとのことであるが、アンケート調査などでニーズを把握し、効果的な対策によりさらに誘致を進め、小樽港全体の利用促進が図られるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

国民健康保険の資格証明書の発行については、厚生労働大臣からも悪質な滞納者に限定するよう慎重に取り扱ってほしい旨の見解が示されている。しかし、小樽市では、本人と接触できず、滞納理由が確認できないにもかかわらず、機械的に155世帯へ発行しており、この取扱いは問題であると思うがどうか。

市は、適正に納めている人との公平を保つため、滞納者が給付を受けられないのは当然との立場だが、これは根本的な問題のすり替えにすぎず、命を守るために必要な医療は提供するという社会保障制度の原点に立ち返り、適切に対応していくべきではないのか。

市への児童虐待に関する相談件数は、近年減少しているとのことであるが、表面化しているのは氷山の一角であり、多くのケースが潜在していることが懸念される。市では、通報を受けた場合、家庭訪問を行っているとのことであるが、玄関先の聞き取り調査だけで実態を把握することは困難であり、問題の発見に至らないとき、その後、どのように対応しているのか。

虐待は水面下で繰り返し行われ続けることが多いため、継続して観察することが大事であり、関係機関との連携を強化するとともに、市においても相談しやすい体制を考えていく必要があると思うがどうか。

養育放棄をはじめとする児童虐待が大きな社会問題になっており、その解決には早期発見が重要と言われているが、そもそもの原因は、日常繰り返される子育ての苦労が引き金となって起こる愛情の喪失や育児に対する責任感の欠如にあると考えられるため、虐待を未然に防ぐためには、親に対する対応が何より重要である。児童虐待防止については、パンフレットや講習会で周知や啓発が行われていると思うが、地域の交通安全教室などで取り組んでいるビデオを活用するという方法も大変有効である。

先日、NHKでキタキツネの子育ての様子を取り上げた番組が放映されていたが、私たち人間が忘れかけている親としての心構えや子育ての厳しさをわかりやすく伝える内容であり、こうしたビデオを出産間際の母親や、子育て中の保護者に見てもらい機会を設けてはどうか。

市立保育所の規模・配置に関する計画（案）について、昨今の社会経済情勢から、小さな子供を保育所に預け、働かざるを得ない親が増えているため、産休明け保育の需要はますます高まっており、民間保育所でも枠の拡大を図っている中、公立保育所が率先して取り組む内容とはなっていない。また、同計画（案）では、保育ニーズの多様化と育児力の低下として、家庭が持つ育児力が低下しているため、保育所を利用していないすべての子供と子育て家庭の支援をうたっているが中心部に子育て支援センターを配置しないなど、逆行したものとなっている。

全国的には、子育てに対し、ストレスを持つ親に対応するため、NPO法人でショートステイを行っている事例もあり、これらもろもろの背景を無視し、3か所の公立保育所を廃止しようとするのはどのような議論の上で決めているのか。

財政的に厳しいことを理由に公立保育所を廃止することは、公としての責任放棄であり、累積赤字解消のめどが立った今、各地域で身近に利用できる保育所があるべきという理想の実現のため、計画を抜本的

に見直すべきではないのか。

この計画（案）によると、銭函保育所は平成25年度に、奥沢保育所は27年度をめどに施設整備に着手することとしているが、計画にうたわれているように、保育所を利用していない子育て家庭への支援や多様化する保育ニーズへの対応は喫緊の課題であり、早期の建設が必要である。市は、今年度、過疎地域に指定され、元利償還時に交付税措置がある過疎対策事業債の発行ができることになるため、これを活用して事業を前倒しすることはできないのか。

小・中学校の耐震化や市民プール、新市立病院の建設など予定される建設事業はメジロ押しで、財政的に難しいと言うが、市がどのように事業を取捨選択しているか、そのプロセスを市民に公表した上で事業の優先順位を決定する必要があるのではないのか。

現在、夜間急病センターは、済生会小樽病院に併設されているが、済生会から築港地区への移転新築計画が発表されたことで、今後の方向性について多くの市民から不安の声を耳にする。再編・ネットワーク化協議会の最終報告では、救急医療について関係機関で協議することとされているが、この件に関しては行われておらず、市の対応は遅いと言わざるを得ない。

市は、夜間急病センターの指定管理者である医師会からの提案待ちの姿勢であるが、市長が常日ごろ言っている安心・安全の市政を実現する上からも、設置者として医師会と積極的に協議を進め、市民に対し、今後のあり方を示すべきではないのか。

公共工事については、地域経済の活性化や雇用機会創出のため、設計等を早め、早期発注に努めることが重要であるが、本市の現在における発注率はどのようになっているのか。

また、来年度は統一地方選挙のため骨格予算となり、政策的予算が先送りとなることから、工事の発注も遅れることが懸念される。事業者にとって仕事が途切れることは非常に厳しいため、生活関連道路の整備など、毎年度、継続して行う事業については、現市長の下で当初予算に計上するようにしてほしいと思うがどうか。

近年、環境に配慮したエコ住宅への関心は非常に高く、他都市では、景気の低迷から工事が減少している建設業界に対する支援の意味も含め、省エネ改修などエコ住宅関連の助成を実施し、効果を上げていると聞く。本市では、今年度からバリアフリー等住宅改造資金の貸付制度を拡充していることを理由に助成の実施には消極的だが、経済対策の一環として行われている住宅エコポイントの申請が約130件であるのに対し、融資の申請は12件にとどまっているのが現状である。

これらは、制度が異なるため単純には比較できないが、返済の伴う融資制度では、市民の関心も低く、即効性に欠けることから、市内経済活性化のためにも早期に助成制度を実施してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。
（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。
（6番 成田祐樹議員登壇）

○6番（成田祐樹議員） 議案第3号ないし第6号、第8号、第9号、第11号ないし第14号、第33号及び第34号に対する反対討論をいたします。

これは、主に議案第33号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案、つまり、職員のボーナス、期末・

勤勉手当支給額を上げることに反対するものであります。

その理由において、まず第1に、本市財政は、見かけ上は多少数値がよくなってはおりますが、根本的には改善されていないということ。

第2に、市民や企業が求める経済支援策はまだまだ足りず、景気回復にも至らない状態であり、新たな支援策に費用を充てるべきではないかということです。今回、上がる金額は、総額でほぼ1億円近くにもなります。これだけがもし経済政策に充てられれば、どれだけの効果があるでしょうか。

第3には、議案第34号も含めての話になりますが、行政職の給与は上がるのに、医師の給与は現状維持という矛盾にあります。医師不足だと小樽病院が運営に苦しんでいる中で、医師は給与が変わらないのに、行政職だけが上がるということは非常におかしいことです。

大赤字を生み出し、毎年10億円以上の繰入れをしている病院運営の責任は医療職ではありません。運営している事務方、つまり、行政職に責任があります。以前の議会で、小樽市は医療職給与を下げると答弁されました。今後、将来、医療職給与は下げて、医師は現状維持、しかし、行政職だけは上げる。こんな行為が、本当に医師や医療従事者を呼びたい、集めたいという行為だとは考えられません。行政職も医療職も痛みを分け合うという姿勢でなければ、医療現場のモチベーションは下がる一方です。本当に、小樽病院の再建を考えているのか、極めて疑問が残ります。少なくとも、給与を上げるのは、大きな事業となる小樽病院の起債が、これは認められるかどうかはわかりませんが、最低でも半年後でよいのではないのでしょうか。なぜこの時期に上げるのかということに極めて疑問を感じます。

市役所職員も、ボーナス削減によりローンの予定が狂ったなどの話もよく聞きます。だれも給与が下がったままでうれしいなんて思う人はいません。できるなら上げてあげたい。しかし、市職員だけでなく、市民の生活も医療も大切です。本当に市民のことを考える市役所であれば、今はまだ、ともに痛みを分かち合い、再生を目指すべきではないでしょうか。ぜひ、市民の生活を一番に考えておられる他党派議員の御賛同をお願いしたいと思います。

よって、議案第33号には反対、また、それにかかわる職員給与補正予算が組まれている議案第3号ないし第6号、第8号、第9号、第11号ないし第14号にも反対し、討論いたします。

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより、順次採決いたします。

まず、議案第3号ないし第6号、第8号、第9号、第11号ないし第14号、第33号及び第34号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 26番、大竹秀文議員。

（26番 大竹秀文議員登壇）

○26番（大竹秀文議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月15日に開催されました当委員会において、付託されております各議案について採決いたしました。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、議案第15号ないし第31号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○25番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、陳情第1175号小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止方についての質疑といたしましては、市は、現在、分庁舎を文化・芸術の専門施設とする目的で再整備を行っており、現駐車場は、市民や観光客のための憩いの場、小樽雪あかりの路をはじめ、各種イベントなどに活用できる多目的広場にリニューアルすると言う。整備計画によると、旧手宮線沿いに位置する塀の撤去と、将来的に倒伏のおそれがあることを理由に4本のポプラ並木を伐採する方向とのことだが、ポプラについて、樹木医は、推定樹齢は65年と経過しているものの、まれに見る健康木であり、樹木本体が倒伏するような危険性は全くないと診断しており、市教委はこの結果をどのように考えているのか。

ポプラ並木で有名な北海道大学では、樹木医が倒伏のおそれがあると判断したポプラの処分について、市民の意見を聞き、検討の結果、やむを得ず伐採に至ったという経過がある。しかし、本市の場合、伐採ありきで分庁舎の再整備計画が進められてきた感が否めず、もっと保存を求める市民団体と話し合い、多くの市民から理解が得られるような方策を検討すべきではないか。

陳情者は、ポプラ並木は市民の貴重な緑の財産であるとし、まち並みの保存の観点からも、伐採の中止を求めている。市教委は、文学館・美術館広場再整備に当たり、市民や観光客が木陰で休憩できるような空間を設けることとし、イタヤカエデを中心とする一定程度の樹木を植栽する計画とのことである。何らかの樹木を植栽するのであれば、陳情者が求めるようなポプラ並木の保存は困難であったとしても、若木の植栽や挿し木による植え替えなどの方法で、ポプラの命をつなぐことができるような折衷案は考えられないか。

ポプラは、樹高に比べて根が浅く、他の樹種より倒伏しやすいことが知られており、防災上の観点から伐採を決定したと理解してよいのか。

文学館・美術館の再整備によって、両館は市内中心部における市民や観光客が憩う文化・芸術の拠点施設として生まれ変わるものと期待しており、市民に喜ばれるものとなるよう計画を着実に推進してほしいと思うがどうか。

ポプラは、昭和27年に旧貯金局の建設の際、二、三年生の苗木を植栽したとされ、既に樹齢が60年を経過していることから、一般的には寿命を迎えつつある老木と理解してよいのか。

昭和60年の台風の影響で1本が倒れているが、当時の気象記録によると、降雨量は多かったものの、風はそれほど強くなかったことからして、いわゆる健康木で外見的に倒伏の予兆が視認できなくとも、突然、

倒伏する場合がありますと考えてよいのか。

樹木医は、樹木本体が倒伏する危険性は全くないと判定しているが、この判定も蓋然性は高くないことを示すものであり、将来的に確率がゼロではないとすれば、倒伏の危険から市民や観光客の安全を守るためには、現時点において伐採する以外に方法がないと思うがどうか。

次に、議案第39号小樽市過疎地域自立促進市町村計画についての質疑といたしましては、市は、今後、過疎計画に掲載している事業を過疎対策事業債などの特別措置を活用して推進するとしているが、今後、小樽の経済活性化や市民から強い要望のある新たな事業の必要性が出てきた場合、過疎計画の変更は可能なのか。

また、過疎計画の地域の自立促進に関して必要な事項の市街地整備では、新幹線を活用したまちづくりを進める方向性が示されている。北海道新幹線については、後志管内の在来線沿線自治体から、住民生活の基盤になっている並行在来線の存続を訴える動きが活発化しており、こうした地域の要望に最優先でこたえていくという枠組みを確立することにより、過疎計画の目的である地域の自立が達成できると思うがどうか。

次に、その他の質問といたしましては、財政再建プランは、地方交付税などの大幅な削減や景気の低迷の影響により、財政状況が悪化したことに伴い、財政再建団体への転落の回避を目的として平成18年2月に策定され、21年度は計画の最終年となる。これまで財政再建プラン実施計画に位置づけている64項目中、実施したものは59項目にも達しており、計画はおおむね達成できたと判断してよいのか。

取組結果によると、5項目が未実施となっているが、どのような理由から実施に至らなかったのか。特に、入湯税課税の免除の見直しについては、これまで長期にわたり業者との話し合いが行われていると承知しているが、今後、業者の合意が得られ、実施できる見込みはあるのか。

市の財政健全化に向けた努力の結果、23年度には累積赤字解消のめどが立ち、財政状況は好転の兆しを見せていると言うが、財政構造は脆弱であることには変わりがない。財政健全化の取組は、今後も引き続き必要であると認識しており、次期の財政再建推進プランについてはどのように考えているのか。

総務省は、2020年までに地方自治体情報システムの集約化、共同利用を目的とするクラウドコンピューティング導入を全国的に展開する計画とのことである。自治体クラウドは、現在、各自治体で個別に行われている情報システムの集約化や費用の統一を図るという次世代のコンピュータの利用形態であり、これにより、維持管理経費や人件費など大幅なコスト削減や、行政サービスの質の向上が期待できるため、より進化したコンピュータの活用方法として注目されている。

本市では、先ごろ、サーバーなど既存のシステムを改良したばかりとのことであるが、インターネットを活用した情報システムは、日々、進化しており、このような国や他の自治体の動きに遅れることのないよう、早期にクラウド導入に向けた勉強会を立ち上げる必要があると思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の8月3日に開催されました当委員会におきまして、石狩湾新港管理組合からの協議案件について、小樽市過疎地域自立促進市町村計画（素案）についてそれぞれ報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第41号及び陳情第1175号につきましては、採決の結果、賛成少数により、議案は否決と、陳情は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1004号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号、第1156号ないし第1159号、第1170号、第1171号及び第1174号につき

ましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1174号及び第1175号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 12番、山田雅敏議員。

（12番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○12番（山田雅敏議員） 自由民主党を代表いたしまして、陳情第1175号小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止方については、不採択を主張し、討論を行います。

本陳情の趣旨は、平成22年第1回定例会で可決された小樽文学館・美術館の整備に対する予算及び平成22年第2回定例会で可決された補正予算で実施される多目的広場の整備に付随して行われる4本のポプラの伐採について、当該ポプラは、樹木医の診断が健康木であることを理由に、外構工事の設計を一部変更し、ポプラの伐採の中止、保存を求めるものであります。

本陳情には、樹木医の診断書が添付されておりますが、4本のポプラが健康木であるという診断結果については、専門家の御意見でもあり、それに異を唱えるものではありません。

しかし、陳情では、健康木であるから倒れる危険性もないと断定されておりますが、これには多少の違和感を禁じ得ません。風による影響など不明であるとの認識かと思われませんが、現実にポプラが強風で倒れている事例も多くあります。また、そのすべてが腐朽したものではなかったと認識しております。成長が早く、高木となるポプラは、その高さに比較して根が大きくなることから、台風などの強風に弱く、根ごと倒れる事例があり、安全面で不安のあるところであります。平成16年の台風の際に道内市町村で倒れた街路樹、公園樹木を調査した結果では、ポプラの倒れた比率が第1位でありました。さらには、北海道大学の中央通のポプラが強風の日でもないのに倒れたとの報告も聞いております。

地方自治は、住民の生命、身体、財産の安全を守るのがその任務であります。倒れないかもしれないが、倒れるかもしれない、倒れたときには、他の樹木と異なり、その大きさや樹生している場所などから多大な被害が出るものと認識しています。そうした不安を抱えながら、行政が樹木を放置しておくことは、後に危機意識や管理責任を問われることが必至であります。今回の多目的広場の整備では、代替の樹木が含まれており、緑の確保にも十分配慮していると理解しております。

以上のことを踏まえると、市民や観光客が集う場所である多目的広場の安全性の確保、旧手宮線との一体感の実現、行政の継続性、そして、市道緑山手線の交通量などを含めた近隣の状況を総合的に判断したとき、この伐採に合理性が存在しないとは言えません。当該ポプラの伐採を含めた多目的広場の整備と、文学館・美術館のリニューアルによって、小樽の未来の文化的、歴史的な財産の価値が今まで以上に高まるものと確信しております。

したがいまして、陳情第1175号については、不採択を主張し、討論といたします。（拍手）

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第41号は可決、陳

情第1174号及び第1175号はいずれも採択を、継続審査中の陳情につきましては、第1161号を除き、いずれも採択を主張して討論をいたします。

議案第41号小樽市非核港湾条例案です。

今月26日、ルース駐日アメリカ大使は、就任後、初めて被爆地長崎を訪問し、長崎原爆資料館を見学し、爆心地公園にある原爆投下中心地で献花したと報道されています。ルース大使は、資料館で、深く心を打たれた、核兵器なき世界を求めるオバマ大統領の決意の重要性を強く認識した、長崎の不屈の精神を見せていただき感謝していると記帳し、その文を読み上げたと言われています。

本年5月には、核不拡散条約再検討会議が開催され、核兵器のない世界を目標とした最終文書を10年ぶりに採択しました。8月6日の広島平和記念式典に参加した潘基文国連事務総長が核兵器のない世界への決意を述べました。核兵器禁止条約締結のための国際交渉の開始は、今、世界政治で現実課題になりつつあると言えます。こういった情勢の中、小樽港の平和利用に向けた取組もこの流れに呼応するものです。今回、40回目の提案です。議員の皆さんに可決への御賛同をお願いするものです。

陳情について触れます。

市営室内プールの早期建設を望む新たな陳情は、我が党以外の会派の皆さんは継続審査を主張しました。駅前の室内プールの閉鎖計画が出されたときから、存続を求め、あるいは、新たな市営室内プールの建設を求める陳情が議会へは繰り返されてきました。不採択、会期切れでの廃案もありました。それでもまた新たな陳情署名運動への取組が、第6次小樽市総合計画に室内プールの建設が盛り込まれる力になったと考えます。

今回、改めて陳情趣旨説明がされましたが、その中では、駅前のプールで楽しみながらリハビリに励んでいた方が、高島小学校までは遠くて行くことができず、3年間、自宅で過ごしていたところ、ある日、タクシーで小学校のプールに出向き、昔の仲間と楽しくひとときを過ごし、帰り際にプールに行きたいとしみじみ語り、その10日後に亡くなられたとの話も紹介されました。一日も早くとの思いは切実です。

前期実施計画期間内にせめて工事中工を、との願意は妥当です。採択を求めます。

陳情第1175号は、小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止を求めるものです。

旧国鉄手宮線との一体感を持たせた、市民あるいは観光で訪れた方々の憩いの空間をつくる整備事業です。安全性の確保のためにポプラを伐採するとのことですが、樹木医の診断によると、まれに見る健康木とあります。小樽市の歴史を語る風景を保存しながらの整備事業であってもよいのではないかと考えます。ポプラ保存を望む市民の意見を十分検討しながら、多くの市民の納得の得られる整備事業にしていく方策を検討すべき余地は残されていると考えます。

継続審査中の案件について、何点か触れます。

泊原発3号機でのブルサーマル計画についてです。

昨年10月には、東洋大学の渡辺満久教授が、泊原発の西方沖15キロに新たな活断層がある可能性について指摘しました。北海道電力が地質調査を行い、今年6月3日に調査結果を発表しました。この調査内容を検証する現地調査を行った原子力安全・保安院が、9月13日には北電に対し補足調査を求めました。ブルサーマル計画に対しては、地元住民をはじめ、不安、反対の声が根強く、また、危険度を高める状況が新たに加わったのですから、改めて各関係自治体への説明は当然なされるべきと考えます。

所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方についての陳情です。

所得税法第56条は、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない、これが条文の趣旨です。税法上のこうした条文が下請業者の工賃や小売業者のマージンを低く抑える要因にもなっています。家族従業員であるかどうかを問わず、正当な給与は事業経費として控除を認めているア

アメリカをはじめ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国でも家族の給料は経費に認められるのが当然となっており、先進国の中でも時代遅れとなっているのが所得税法第56条です。

全国女性税理士連盟は、既に、平成17年に、同一生計であるというだけで親族に支払う対価の経費性を認めないのはもはや経済の実情にそぐわないと、所得税法第56条の廃止を要望する意見書を国に提出しています。この9月時点で、廃止決議や意見書を提出した自治体は269に上っています。

陳情者の願意は妥当です。

その他の陳情についてもいずれも願意は妥当であり、あわせて採択を求め、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○10番（斉藤陽一良議員） 公明党を代表し、委員長報告に賛成して、陳情第1175号小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止方についてに対して、不採択を主張して討論を行います。

陳情趣旨は、市教育委員会が、倒れたときに危険だから伐採するとしているのに対して、樹木医の診断では、まれに見る健康木で、倒れる危険性もなく、伐採の必要性もないとの結果が示されたことにより、市の伐採理由には何の科学的根拠もないことがわかったことから、計画を変更してポプラ並木を保存するように求めているものであります。

しかし、本委員会の審議でも明らかになったように、全体で5本あったポプラのうち、一番手宮側の1本は、昭和60年9月1日から2日未明にかけて、その前に特別な兆候を示すことなく倒木した事実があります。当該ポプラの立っている位置は、今回整備される多目的広場の出入りに当たり、また、遊歩道として整備され、今回の多目的広場と一体として活用される旧国鉄手宮線との境界線に沿った形で4本が1列に並んでいます。旧国鉄手宮線の遊歩道には市民や観光客が多く散策しており、多目的広場内にも、文学館・美術館利用者をはじめ、多くの市民や観光客がいることが想定されています。また、付近には旧日本銀行小樽支店などの観光スポットやバス停などがあり、市道緑山手線はバス通りで、小樽港と国道5号、緑、山手方面を結ぶ幹線道路であり、相当の交通量が予想されます。また、これらのポプラは、昭和27年に小樽地方貯金局として、この庁舎が建設されたときに2ないし3年生のポプラが植栽されたもので、推定樹齢は60年程度と考えられます。当該ポプラは、山林や農地、公園に立っているのではなく、万が一、倒木の危険が生じたときにも交通の遮断や立入禁止の措置も容易にはとりにくい立地にある上、何の前兆もなく倒れる可能性も皆無ではありません。

以上の理由から、当該ポプラの健康、不健康にかかわらず、その蓋然性は高くないにしても、万が一の倒木時における人的及び物的損害を考慮すれば、その危険を未然に防ぐという観点から、当該ポプラを現時点において伐採することは、あながち不合理とは言えないものと考えます。むしろ、絶対に倒れないという保証もない以上、伐採はやむを得ないと言わざるを得ません。

したがって、陳情第1175号は、不採択の態度を表明し、討論といたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 民主党・市民連合を代表して、議案第41号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をいたします。

オバマ大統領が核兵器のない世界を目指すと言明して以来、核兵器の廃絶に向けた各国の期待と関心は

大きく高まりを見せております。本年5月に開催されました核兵器不拡散条約検討会議では、核保有国に対して、核兵器廃絶に向け、さらなる取組と具体的な進展を求めています。核兵器を大量に所有する米ロ間の削減交渉は一定の成果が見られるものの、核兵器は、人類の存亡と地球に対する重大な脅威として、今なお大量に存在しています。我が国は、世界唯一の被爆国として、これまで非核3原則を堅持し、原爆の悲惨な現状と結果に対する地球規模の脅威を訴え続けてまいりました。今日に至り、やっとその機運が国際的にも高まってきたと言えます。

国連事務総長は、一部の国は、核兵器の保有を地位の象徴ととらえ、核兵器の保有によって他国からの核攻撃を抑止できるとみなしている、これがいまだに核兵器が存在する理由だと指摘しています。事実、アメリカ国内においても、いまだに原爆の投下を正当化しようとする団体や勢力が存在し、核兵器廃絶に逆行する行動が見られることや、国民生活より核兵器の開発を優先する国すら存在することも現実の問題であります。

こうした中で、アメリカのルース駐日大使は、9月26日、初めて長崎市を訪問し、原爆資料館で被爆体験や核開発の歴史の記述を見た後に、深く心を打たれた、核兵器のない世界の平和と安全を求め、すべての国とともに働くというオバマ大統領の決意の重要性をさらに強く認識されたと語っております。ルース大使は、8月6日の広島平和記念式典にアメリカの代表として初めて出席し、8月9日の長崎の式典にはスケジュールの都合で欠席した経緯がありますが、わずかの期間で長崎市原爆資料館を訪れたことは、国内の事情を抱えながらも、アメリカの核兵器廃絶の決意を世界にアピールしたものと評価されています。

そうした意味におきましても、議案第41号小樽市非核港湾条例案は、大変適切で崇高な提案であると思えます。核兵器の持ち込みを認めず、平和と安全を守り、観光と商業港としての発展を願う市民の声を反映したものであると確信するものであります。

そうした立場で、この条例案に対し、議員各位の御賛同を心からお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

○4番（吹田友三郎議員） 平成会を代表して、議案第41号小樽市非核港湾条例案につきまして、継続審査を主張し、討論を行います。

この案件につきましては、大変重要な問題であり、継続審査を主張いたしますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決された場合、その後の採決に当たりましては、平成会は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○6番（成田祐樹議員） 議案第41号小樽市非核港湾条例案に関しては、外交や国防を含めたさまざまな課題があり、国益を考えるのならば、市だけの判断で可決してよいかとの考えもあります。

よって、議案第41号の継続審査を主張いたします。

なお、この継続審査が否決された場合には、自席にて棄権することを表明いたします。

陳情第1175号小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止方について、採択の討論をいたします。

今回のポプラ伐採の件は、市分庁舎の改装に伴って、いつかは伐採する木なのだから、この際、一緒に処理の方が効率がよいのではないかという市の考え方があるかと思えます。その合理性に一理あるとは

と思いますが、市が考えている以上に市民のポプラに対する思いがあり、これが予想外だったというのが本音ではないでしょうか。

本件採択の理由には、まず第1に、ポプラそのものの必要性の目測を誤ったことにあります。総務常任委員会で議論されていた、また、説明のあった奥入瀬などの倒木被害の補償など、そういった被害の部分で他市の状態を参考にするのであれば、その逆に、札幌市のように樹木の必要性を議論しているところも参考にすべきではないでしょうか。伐採ありきの他市の状況だけを利用して伐採側に偏った説明をする行為自体が調査不足だったということは否めません。

第2に、今朝、電話して聞いたのですが、ポプラ自体に対しての調査は一切なされず、小樽市に、ポプラそのものの調査データで何か提出できるものがあるのかと聞いたら、何もないということでした。このポプラの現状調査が幾分でもされた上での判断であれば、伐採してもいいという、そういった議論の余地があると思うのですが、状態をきちんと調べもせずに、とりあえず伐採というのはあまりにも安直と言わざるを得ません。

樹木医からの調査結果を各議員もお持ちでしょうが、それでも伐採の必要性があるのでしょうか。樹木医という専門家を上回る理論的な根拠に基づいた説明をいただきたい。

第3に、陳情の署名が多数集まり、市民の皆さんの声を無視できない状態にあるということは、非常に大切なことではないでしょうか。

第4に、ここが一番主張したい部分なのですが、緊急性がないということです。すぐにでも倒木の可能性があるのであれば、伐採はやむを得ないと言うのは理解できますが、倒木の可能性が低いとの樹木医の診断結果がでている以上、ここは一度、伐採を見送って、市民と市との間でポプラ並木をどうするのか話し合う時間を設けてもよいのではないのでしょうか。全部残すという話になるのか、やはり伐採するのか、いや、一番健康な1本だけ残すとか、さまざまな答えが導き出されたかもしれません。その時間すら提供しないということに極めて疑問が残ります。

今回は、このポプラ並木だけが取り上げられておりますが、ポプラ並木だけを取り上げて市に補償責任が及ぶから切った方がよいと言うのであれば、その他の市の街路樹や公園の木、それらには倒木の可能性がないのですか。ちょっとでも危なかったら、事故の可能性があるのであれば、切った方がいいのではないですか。そうしないと、今回の判断には整合性が保てませんよ。

ここまでの討論を聞いていましたら、もし仮に危険な木は全部切ってくださいという陳情が出た場合、全部切るのですか。採択しなければおかしいですよ。今回、この危険という言葉の定義をしっかりと勘案せず、危険度を調べず、個人的な見解のあいまいな判断で伐採を進めるということに非常に疑問が残ります。

命あるものですから、いつか朽ちて伐採される運命は来るはずですが、また、いくら木が健康であっても、ここ最近の冠水が起こるような気候変動などを考えると、もしかするとこの陳情を出された方々が想像するよりは早く倒木する可能性が出てくるかもしれません。市役所の合理的な計画にも一理あるとは思いますが、しかし、喫緊に切らねばならないほどの状態でないのは確かです。であれば、議員が民意を酌み取って、市役所と市民の間に話し合いの時間を設けて双方が納得できる落としどころを探すのが議員の役目ではないのでしょうか。

以上、議案第41号は継続審査、陳情第1175号については採択を主張し、討論といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより、順次採決いたします。

まず、陳情第1175号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、議案第41号について、採決いたします。

委員長報告は否決であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第1004号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1005号、第1170号及び第1171号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1006号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号、第1156号ないし第1159号及び第1174号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇) (拍手)

〇20番(新谷とし議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

国は、今後の港湾整備の方針として、事業の選択と集中を図るため、新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする重点港湾に全国で43港を選定したが、小樽港はこれに外れたことで多くの港湾関係者から落胆の声が漏れている。小樽港は、港湾計画に掲げている取扱貨物量の計画値に対し、実績値は大きく下回っているが、国は達成率60パーセント未満の重要港湾を対象に計画の見直しを求める方針とのことであり、市は、小樽港のあり方や港湾計画の見直しについてどう考えているのか。

今後、取扱貨物量の飛躍的な増加が見込めない中で、クルーズ客船誘致の重要性はますます高まると考えられるため、物流の活性化とあわせて、豪華客船の受入れ態勢の充実など小樽港の利用促進に取り組んでほしいと思うがどうか。

このたび、小樽港が国の重点港湾の選定から外れたことで、一部ではまるで小樽港は終わりであるかのような報道もされたが、新規の直轄港湾整備事業の着手は困難でも、現在実施中の北防波堤改良事業などへの影響はないと聞く。しかも、必要な事業には今後も支援するとの考えが示されており、市として必要なものはきちんと訴えていくことが重要ではないか。

取扱貨物量の減少傾向が続く中、クルーズ客船の誘致促進により、今後は観光港としての役割が相対的に高まると考えられるが、例えば、北海道が提唱する食のクラスター構想の施策においても、小樽港の持つ物流機能の積極的な活用が期待されることから、決して観光港に特化するのではなく、港湾本来の役割である物流機能の強化とあわせて、小樽港全体の利用活性化を図ってほしいと思うがどうか。

北海道経済は、人口の減少や公共事業の削減などにより厳しい状況にあるが、一方では豊かな食資源や観光資源に恵まれているなどの強みも多いことから、本市を含む道内主要都市が経済活性化に向けた連携、協力のあり方を協議しようと、このほど、北海道内都市経済活性化会議が開催されたと聞く。参加都市の中でも小樽市はトップクラスのブランド力を有しているが、単独での施策にはおのずと限界があることから、会議の目的である他都市との連携強化に努め、各市が持つ強みを生かし、弱みを補完し合うことで北海道ブランドという総合力の中でさらに本市の優位性を高めてもらいたいと思うがどうか。

旧丸井今井小樽店などの商業ビルについては、本市中心市街地の懸案事項となっているが、所有者である小樽開発株式会社が自己破産申請し、本年2月に、不動産競売の開始決定が下され、年明けにも競売が行われる予定であると言う。以前、駅前の小樽国際ホテルが競売された際、ホテルが滞納している多額の共益費を引き継ぐことが条件であったため、なかなか買い手が見つからず、最終的に再開発事業者が権利を取得するまで紆余曲折を経たという例がある。今回の小樽開発は、税の滞納などについて、現在どのような状態となっているのか。

また、この建物の維持・管理のため、内部に湧出する地下水のくみ上げが必要であり、その費用を破産管財人が管理する預金から支払っていると聞くが、これは今後も続けていくこととなるのか。

国が規制緩和や税制上の特例措置を適用する総合特区構想の選定に向け、北海道観光振興機構は、中国人など外国人観光客の受入れを促す北海道観光インバウンド特区を提案したところであるが、九州では既に全県が一丸となって同様の取組を行い、かなり具体的な施策を盛り込んでおり、北海道は遅れをとっていると感じる。また、この総合特区制度では免税店の設置も可能となると聞くが、仮にこれが実現すれば今後のクルーズ客船の誘致が有利となることから、例えば、北海道特区の中では小樽市が免税店を担っていくので任せてほしいといった具体的な提案を積極的に行ってほしいと思うがどうか。

ウイングベイ小樽の館内表示について、数が多く、多額の費用がかかることを理由に外国人観光客に対

応した表示への変更が非常に遅れていると報道された。貸切りバスで訪れた外国人観光客が、館内の案内がわかりにくいと、あまり回遊せずに時間を持て余すケースも多いと聞くと、これでは小樽観光のイメージを損なうのではないかと懸念されている。

また、日本を訪れる中国人観光客は、電化製品などの土産品を大量に購入していきとされているが、大型家電量販店がテナントから撤退したことにより、そのニーズにこたえられない状況は残念と言うほかない。こうした外国人観光客の受入れ態勢の整備やサービス向上について、市は事業者に対して指導してもらいたいと思うがどうか。

小樽市銭函3丁目駐車場については、前定例会に小樽ドリームビーチ協同組合から料金見直し方の陳情が提出されたが、この中で、近年、整地作業を見合わせているため、降雨後の水はけが悪く、その改善を求めている。市は、現場の状況を見極めた上で、最小限の処置を行う考えを示したが、実際にどのような対応をしたのか。

この駐車場は、市民や観光客が利用するとはいえ、組合の要望に対し、公会計から費用を負担しており、いつ、どのような対応をしたのかがわかるよう、例えば現地の写真を撮影するなど、きちんと記録を残すべきと思うがどうか。などであります。

なお、第2回定例会閉会後の6月21日に当委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情及び所管事項の調査は、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 新谷とし委員長の報告に反対し、継続審査中の陳情第1110号ないし第1114号灯油価格引下げなど暮らしと営業を守るための措置方については、採択を求めて討論を行います。

小樽市生活環境部生活安全課における生活必需品小売価格調査によれば、灯油価格は、9月時点で1リットル当たり平均74円78銭で、対前月比では1.8パーセント下がってはいるものの、対前年比で見れば依然として11.4パーセントもの上昇にあります。同様、レギュラーガソリンの小売価格は137円84銭で、対前月比0.3パーセントの減です。しかし、灯油同様、対前年比で見れば10パーセントの上昇であります。生活必需品小売価格調査によると、野菜は、本来、生産期に入ると価格が下がるところ、今年の夏の異常な暑さの影響を受けて、対前月比でトマトが26.9パーセント、白菜は41.5パーセント、キャベツは48.9パーセント、つまり5割も値上がりをしているという状況にあります。その上、マグロなどの魚加工食品も、若干ではありますが、値上がり状態であり、市民の暮らしはもちろん、食堂、運送業など関連業界の営業も大変苦しい状況下にあります。

日本銀行札幌支店は、9月8日、後志地区の金融・経済概況を発表しました。後志地区の景気は、低迷はしているものの、持ち直しの動きがあること、しかし、設備投資は増加に転じているとするものの、公共投資は減少、小樽観光の下げ止まり、雇用環境では、改善の兆しが見られつつも、なお厳しい状況が続いていると述べるなど、まだまだ厳しい経済状況にあります。

小樽の事業所のうち、61パーセントを占めている零細企業の実態は特に厳しく、緊急保証制度を活用してみたものの、その結果、さらに借金がふえてしまった、銀行の貸し渋りはなお一層強まってきている、こういう声が数多く寄せられています。中小零細企業の厳しい経営から始められた緊急保証制度ですが、

来年3月が期限であります。したがって、その後が心配されます。政府は、大企業減税は進めるものの、企業の大方を占める中小零細企業対策が見えてきません。それどころか、大企業の要望にこたえ、消費税は増税、大企業の法人税はさらなる減税を検討しています。

消費税増税がどんな結果をもたらすのか、政府も国民も既に学習済みです。国民生活や中小零細企業に大きな負担をかぶせる、その結果、景気の悪化への道を再び突き進むことになってしまいます。こういう状況の中で灯油やガソリンの価格の上昇は、市民や中小業者に打撃を与えるのは必至であり、陳情の願意は極めて妥当だと考えます。

いよいよ季節は冬へと向かい始めました。市民の暮らしと営業を守っていくためにも、他会派の皆さんに賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより、順次採決いたします。

まず、陳情第1110号ないし第1114号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1166号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事項の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

最終処分場の残余容量を的確に把握できず、許可容量を大幅に超える事例が全国的にも多いことから、本市では、環境省のマニュアルを参考に、産業廃棄物最終処分場の埋立計画に関する調査が実施されたとのことである。

その結果、残余容量が23万立方メートルであり、残余年数は二、三年であると判明したことから、10年程度の受入れを可能にするための対策を講じると言うが、延命に係るコストと産業廃棄物処分手数料の費用対効果についての試算や検証はしているのか。

そもそも長期の継続利用を図ることは、地元経済への影響に配慮するためであることから、延命対策に係る費用が手数料の値上げにはね返らないよう配慮してほしいと思うがどうか。

国民健康保険には医療費の自己負担分の支払が困難な場合に一部負担を減免する制度があるが、小樽市には要綱などの基準がないため、申請の都度、個々に可否を決定している。現状として、減免を受けられ

るのは収入が昨年比べて著しく下がった場合などに限られているため、ここ数年、実績がない状態である。しかし、本年9月13日には、厚生労働省から、窓口負担の減額、免除する市町村の制度に関する通知があり、収入が生活保護基準以下に急減したときには減免の対象とするなどの具体的な内容が示され、さらに、その基準を適用した場合、国がその半額を負担するとしているため、困窮者の救済を目的とする本来の趣旨を踏まえ、新基準に沿った対応をしてほしいと思うがどうか。

子育てを社会全体で支援し、多様なニーズにこたえるサービスの実現のため、政府は2011年の通常国会に子ども・子育て新システムの法案を提出するとしているが、国の政策は政権交代やねじれ国会の影響で毎年変わり、財源や方向性は不透明な状況である。しかし、利用する子供や保護者は継続したサービスの提供を求めているため、市は、国に振り回されることなく、みずからの考えをしっかりと持ち、地方の実情を訴えていくことが必要ではないのか。

また、特別保育事業の利用者は一部にすぎないとの発想から、国や道の支援も十分とは言えない状況にある。本来、福祉としては、全体のバランスを考えることも大切であるが、真に困っている人に手を差し伸べることも重要であるため、ニーズに応じた施策を進めてほしいと思うがどうか。

病児・病後児保育の実施が期待されていた新市立病院では、以前から要望していたにもかかわらず、開設を見送る方針が決められている。これは、新病院の目指す姿が急性期医療を中心としたコンパクトなものであるため、新病院で担うべき性格の事業ではなく、またスペース的にも難しいとの判断から、福祉部からの要請を病院局が即決で断ったと言う。しかし、この事業は市の計画に位置づけられている子育て支援策であり、一部局の意向だけで決めるのはおかしいのではないのか。

少なくとも、現在進めている基本設計では部門ごとのゾーニングを行っている段階であり、例えば、特別個室を減らし、そのスペースを利用して実施するなど、まだまだ検討の余地があるのではないのか。

新市立病院での開設が見送られることになったため、今後の方向性については本市における需要調査を行った上で、総合計画の前期実施計画期間である平成25年度までに検討を進めていくとのことである。しかし、現実に関働している母親の中には、子供が病気になっても仕事を休みづらく悩んでいる人がいるので、その精神的負担を取り除くためにも早期の実施に向け取り組んでほしいと思うがどうか。

最近、報道により関心が高まっている子宮頸がんワクチンの公費助成について、市は、副反応等による被害補償等の観点から、国に定期接種を求めるという一貫した態度を変えようとしなない。12歳の女兒に100パーセント接種したと仮定すると、死亡率は約73パーセント減少するとともに、社会的損失は190億円も抑制できるとの研究結果があることや、厚生労働省が来年度予算の概算要求にワクチン接種への補助として150億円盛り込むなど、国も推進する姿勢を示していることを受け、改めて、ワクチンの効果についてはどのように考えているのか。

本市の14歳の女兒全員を対象に費用の2分の1を助成した場合、市の負担は783万円と試算されており、実施が不可能な金額ではないと思われる。3月に市長に提出された署名は1万7,000筆を超え、公費助成を望む声は非常に多いことから、前向きに検討してほしいと思うがどうか。

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、健全な育成環境の確保を目的としたこんにちは赤ちゃん事業では、育児等に関するさまざまな不安や悩みの相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行っている。平成21年度の対象者717人のうち、訪問できなかった34件については電話連絡等により現状把握に努めているとのことである。しかし、訪問を拒否する場合には、虐待など家庭内に問題を抱えていることも考えられるが、そのようなケースはなかったのか。

また、この事業では、蓄積されたデータは、今後、4か月健診等、別な事業に活用していくことで、個々の子供の状況を時系列的に把握することができる貴重な資料となるため、継続した利用をすべきと思うが

どうか。

入院や外来患者のほか、お見舞いなど多数の人が利用する病院には売店などの施設も必要であり、現在、小樽病院では三つの店舗が営業しており、新市立病院にもレストランや理容室等を配置するとしている。今後の契約に当たり、現在ある店舗を一方的に締め出すことのないよう配慮する必要があると思うが、市内には寝たきりの方の散髪を行う資格である福祉理容師を取得し、地域福祉に貢献しようと意欲的に活動している人もいることから、参入の機会を与えるため、公募等の選択肢も含め、検討を進めてほしいと思うがどうか。などであります。

なお、第2回定例会閉会後の6月21日に当委員会を開催し、副委員長の互選を行いました。

また、閉会中の6月25日に開催されました当委員会におきまして、平成21年度介護給付費普通調整交付金の申請における誤りについて報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が裁決し、いずれも継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き、採決を行った結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、陳情第250号、第251号、第1003号、第1145号、第1164号及び第1165号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事項の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第247号、第250号、第251号、第258号、第1003号、第1116号、第1117号、第1145号、第1164号及び第1165号について、いずれも採択の討論を行います。

最初に、厚生常任委員会での質疑に関して、日本共産党の見解を述べます。

我が党は、これまで、新市立病院開設に当たっては、病児・病後児保育の施設設置を求めてきましたが、今委員会で、病院局は、新市立病院は急性期医療を中心とするコンパクトな病院を計画している、全国の病児・病後児保育は、小児科のクリニックや保育所、乳児院などが併設しており、急性期病院は余りなく、なじまない、小児科に着眼した期待があるなら、小児科診療体制は大きな課題になっているのが現状、何よりも数地的に制約があり、院内保育所スペースもぎりぎりであり、別の施設は無理と、病児・病後児施設は持たないと答弁しました。

平成19年2月の厚生労働省提供資料によると、病児・病後児保育事業は道内では8市2町で14か所開設しており、そのうち、病院が6か所、診療所が3か所、札幌市では手稲溪仁会病院、天使病院等も実施しています。急性期病院だから実施しないというのは説明になりません。

病児・病後児保育事業の実施状況は、おおむね定員は4人ほどで、保育士は病児3人に対して1人、看護師は10人に1人の配置で、通常、保育士2人、看護師1人の配置です。しかし、子供の利用実績は流動的で、利用状況に合わせた交付金支給のため、運営は財政的に困難だと聞いています。今後、民間施設に依頼するとなれば、採算の合わない保育サービスということで受ける側も大変です。そのとき、当然、新

市立病院建設の中で実施するべきではないか、なぜできないのかと、問われることになるでしょう。新市立病院の建設地域は市内中心部であり、公共性のある保育事業の積極的な受入れを検討すべきです。

小樽市の平成21年度の介護保険事業特別会計の決算額は126億4,000万円ほどですが、そのうち高額介護サービス費は約2億6,300万円、全体の2パーセントほどです。高額医療制度と同様に、介護サービス利用時の自己負担分について、収入に応じた限度額を払えばよい仕組みです。特別養護老人ホームなどの介護施設では上限額のみを支払う受領委任払いを実施していますが、在宅では、高額介護サービスの上限額を超えたとき、申請して払戻しを求めることになります。

83歳のAさんは7年前からグループホームに入所していましたが、入所費が年金のみでは不足し、長男が年間30万円ほど援助してきたそうです。ところが、長男の勤務していた会社が倒産し、支援できなくなり、相談に来ました。調べてみると、月額1万5,000円を上限とする高額介護サービスの対象なのに、申請されていないため、毎月2万4,000円と9,000円多く払っていたことがわかりました。早速、手続をすると同時に、過去2年間にさかのぼって、払いすぎている分、約20万円が戻されることになりました。

グループホームでは、収入に関係なく費用設定されているため、高額介護サービスの対象になるかどうか、収入をチェックする仕組みがないと言います。本人や家族の申請が原則と言いますが、制度を知らなければ利用できません。今回、介護保険課が改めて収入と利用サービスを照らし合わせたところ、平成20年9月から平成22年1月の間、同サービスの対象であるにもかかわらず申請されていなかった件数は1,109件、対象金額は約6,450万円ということが明らかになりました。その後、これらの皆さんに申請を促す連絡をしたところ、短期間に半数ほどの申請手続がされたと聞いております。市民は、高い介護保険料を納めているわけですから、適切に制度が利用されるような今回の働きかけは大変評価できるものです。各課においても同様の案件がないのか、ぜひ点検、改善を期待したいところです。

継続審査中の陳情については、これまでも繰り返し採択を求めて討論してきました。願意は妥当、すべて採択を求めます。

今定例会の市立病院調査特別委員会で、自由民主党は、同特別委員会に付託され継続審査になっていた陳情に対して、すべての陳情の前提条件が消滅した、さらにこれ以上継続審査とすることは、本委員会の審議機能が正常に働いていないと市民の目に映り、到底、理解が得られないと述べています。本厚生常任委員会の継続審査中の陳情についてはいかがでしょうか。自民党は、10件の陳情すべて継続審査の態度です。各陳情に対しては、本会議の討論で見解を表明しておりません。このままでは、自民党が懸念するように、市民に対して本委員会の機能が正常に働いていないと思われるのではありませんか。自民党をはじめとした各会派には討論を求め、賛同を訴えて、討論を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより、順次採決いたします。

まず、陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、いずれも継続審査と決しました。

次に、陳情第251号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1145号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第250号、第1003号、第1164号及び第1165号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事項の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○9番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第1173号は、8月上旬の集中豪雨によって被災した最上1丁目24番地先の道路の舗装整備と横断側溝の設置を要望するものである。

当該道路は、国から譲与された法定外公共物で、市道ではないものの、防災上の観点から既に市によって簡易舗装や横断側溝の設置といった一定程度の整備が施されていた。しかし、道路そのものが傾斜するなど構造上の問題により、既存の側溝や今回の措置が機能するか懸念されることから、接続する道道からの雨水が流入しないよう取付け部への横断側溝の設置を北海道と協議するなど対応を続けてほしいと思うがどうか。

8月上旬に発生した大雨により雨水が流入し、集約しやすい場所が再認識された。特にアンダーパスや地下歩道については、内部の様子が目視しづらいことから、浸入後の事故が最も懸念される施設である。こうした施設も含め、真に市民の安全を守るために、財政的な手当てが必要だとしても、注意喚起の看板を設置するなど、関係部局と連携しながら防災対策を講じていくべきではないか。

今年度から、除雪委託業務における最低保障制度が導入されることとなり、地域総合除雪業務においては、必要な固定経費として、当初契約額の60パーセントに10パーセント相当分のステーション管理経費を加算し、保障することとなったが、固定経費には具体的にどのようなものが含まれているのか。

最低保障制度をいち早く取り入れた札幌市では、実績をもとに保障率の改定や待機保障料を導入するなど、制度の見直しが行われており、本市においてもシーズン後に行われる業者との懇談会における意見を参考に、来年度以降も、より小樽の状況に合う制度となるよう柔軟に対応してほしいと思うがどうか。

貸出しダンプ制度は、町会等の排雪費用の負担軽減を目的としたものであるが、近年、この制度を悪用

して、町会に対し、無償による排雪を持ちかける業者が横行し、問題となっている。市は、今年度から町会等の適正な経費負担を利用要件とするなど制度の見直しを行うとのことだが、業者や町会への周知はどのように行っていくのか。

今回の見直しにより、積込み業者の登録要件も強化されているが、万が一、年度途中で不適格な事例があった場合、登録の取消しも視野に入れているのか。

また、貸出しダンプに限らず、指定場所以外への投雪など不適切な行為が見受けられた場合、どのような処置をとっていくのか。

坂のまち小樽の冬の安全を確保する上で、ロードヒーティングが最も効果的なのは言うまでもないが、財政状況を踏まえたとき、老朽設備を更新するのがやっとなことである。そのため、冬の路面対策としては、現在、スリップ防止散布剤や砂箱を設置しているが、一冬に使用する砂は3,500立方メートルにも及び、春を迎え、回収しきれない砂が市内の道路側溝の至るところに沈殿している。

8月の大雨の際に側溝からの溢水で浸水被害に遭った地域もあり、原因は沈殿した砂が影響を与えたことも否定できないので、散布だけでなく、雪解け後の回収処理についても徹底する必要があるのではないのか。

旧国鉄手宮線は、活用計画を策定し、旧色内駅をモチーフとした休憩施設の建築に着手するとのことだが、旧手宮線を新たな観光拠点として位置づけるのであれば、沿線の景観誘導も不可欠である。長崎市では、歴史的建造物でなくとも、都市景観の形成に寄与する行為であると市長が特に認めるものに対して助成を行っており、本市でも、かつては、中央通の拡幅に伴い景観誘導に助成金を交付した事例もあることから、これらに倣い、例えば、ふるさとまちづくり資金基金を財源とし、市長が必要と認める事業に対する寄附を活用するなど、市主導による景観誘導の方策を検討すべき時期ではないのか。

札幌市では、公園樹木の植栽や取扱いに関して指針を定め、伐採や移植の可否について詳細な基準を整理しているが、本市においては、そのような指針は未策定とのことである。今定例会では、市分庁舎敷地内のポプラの取扱いについて市民から問題提起がなされているが、これを契機に、本市においても、一つの判断基準として市内の樹木の取扱いに関する指針を策定してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

採決の結果、陳情は賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第1173号並びに継続審査中の陳情第1号、第246号、第644号、第1143号、第1154号及び第1167号については、いずれも願意妥当につき、採択を求めて討論いたします。

まず、陳情第1173号であります。

最上1丁目24番地先法定外公共物（道路）における舗装整備及び横断側溝設置方についてであります。

陳情箇所の道路下部の住宅では、さきの2度にわたる大雨被害で、泥水とともに砂利が車庫内に流れ込み、これが繰り返されないようにとの願意でありました。陳情表題にもあるように、当該道路は、平成12年4月1日に施行された地方分権一括法により、法定外公共物のうち、現に道路あるいは水路として機能を有しているものは、地域住民の生活に密接に関連するものとして、財産の所在する市町村において機能

管理、財産管理することとし、国から当市へと無償譲与された道路であります。ありていに言えば、維持・管理もできていない国が、一括法施行の際、これを根拠として関係市町村に厄介払いしたものであります。これに該当する道路、水路の面積は全国で約4,300平方キロメートル、実に山梨県の面積に匹敵するものであります。小樽市においては、平成13年以降、934本の道路、680の河川、水路が譲与されています。

地方分権推進計画では、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、住民に身近な行政はできる限り身近な地方公共団体が処理するとしてきましたが、しかし、この時期から近年まで、当市は、御多分に漏れず、財政危機の状況下にありました。国策である譲与を断るわけにはいかず、受けざるを得ません。当市は、やむなく、その管理は受けるけれども、現状維持を基本とする、そうした道路だと説明してきたものであります。

現に機能している道路であります。地先には市民の住宅が並び、暮らしが行き交う生活道路であります。この道路が市道や管理道路などと差別的に取り扱われていい理由がどこにあるのでしょうか。この陳情案件は、地方自治体としてのあるべき姿を問うています。道路をしっかりと管理してほしい。U字溝が崩れ、土砂で埋まっている。遺構化して役割を果たしていない。この側溝を何とかしてほしいのだ。大雨でも水が流れ込まないようにしてほしい。現地調査に立ち会った地先住民の要望は果たしてぜいたくなものかどうか。この案件を考えるにつけ、こうした道路、河川がいつになったら法定外という差別から解放されるのか、その計画、タイムスケジュールはあるのだろうか、考えざるを得ません。

継続審査案件についてです。

これまで、その願意の妥当性については語り尽くしてきました。残念なことは、我が議会はいずれもそれらを継続審査として棚上げであります。議会はなかなか動きません。

例えば、継続審査中の第1143号は、雇用促進住宅に関するものであります。今月16日、全国公団住宅自治会協議会が東京で開催されています。そこに出席された公明党の代表は、公団住宅がセーフティーネット住宅として大きな役割を果たしている、このように述べた後、大切なのは住んでいる一人一人の生活をいかに守るかという視点である、このように強調されていました。その視点に立つのであれば、第1143号への態度においても大いに発揮されるように望むところであります。

1案件でも動かしていく、地方議会だからこそできるのではないのでしょうか。今任期の建設常任委員会は、高橋委員長の下で、今、その一步を踏み出そうとしています。住宅リフォーム、エコリフォーム問題で委員会としての勉強会を重ね、結果、市民や業界が待ち望む成果品を示していくことができれば、ぜひそういう方向で取り組んでいきたい。ならば、行政を動かすことができるのではないのでしょうか。

市民、有権者から、議員は少ない方がいい、機能していない委員会があるなどと言われない議会、仮にもそんな不名誉な小樽市議会としないためにも、市民の側に沿った議会にしたい、そう強く思わざるを得ません。議員各位の賛同が1件でも、それが1人でも増えることを願いつつ、討論を終わります。(拍手)

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時45分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

○19番（佐々木勝利議員） 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

南小樽地区ブロック小学校Aグループは、他の地区に先駆けて平成24年4月の統合を目指し協議を進めているが、統合校となる花園小学校、潮見台小学校との交流事業についてはいつごろから始める予定なのか。

また、潮見台小学校には、量徳小学校や若竹小学校から特別支援学級や言語通級教室も移行することになるが、そのスペースの確保について学校側との協議は進んでいるのか。

これらの学級に通う子供にとって、教育環境が変わることによる精神的負担は非常に大きいため、現在の担当教員が引き続き配置されるよう最大限の配慮をしてほしいと思うがどうか。

若竹小学校については、新市立病院建設との関係で平成24年4月の統合を目指している量徳小学校と同じ地区ブロックであることから、市教委は同時期の統合を前提に協議を進めている。しかし、保護者からは、なぜ一緒になければならないのかとの思いから、スケジュールありきで話を推し進めようとすることに不満も出ているため、十分に意見を聞いた上で理解を求めるといった姿勢が必要であるの言うまでもなく、より慎重な対応を望むがどうか。

6月24日に最上小学校と松ヶ枝中学校の合同で開催された地区別懇談会では、参加者から、緑小学校の改築に関し、緑小学校と最上小学校のどちらも開校したまま新校舎の建設が可能であることから、市有地である旧車両整備工場跡地の利用について提言されている。ここを利用すれば、新たな通学区域のより中央付近に校舎を配置できることになるが、既存の学校施設の活用を原則とする基本計画に照らして不都合となる点はあるのか。

また、公園法の縛りを受ける公園用地であるため、道との協議も必要であるなど困難を伴う部分もあると思うが、安心・安全な教育環境を整えていくためにもぜひ実現に向けて取り組んでもらいたいと思うがどうか。

手宮地区の小・中学校については、統合校を手宮小学校か手宮西小学校にするということで基本的な合意を得て、小・中学校それぞれがどちらの校舎を活用するかは今後の協議により決めることとしている。

しかし、中学生の在学期間は3年間であり、再編時期には現在の小学生が対象となるため、小学校3校の合同協議で中学校の問題も検討していくとしているが、学校の存続にかかわる重要な案件でもあることから、中学校関係者も交えての話合いを行っていくべきではないのか。

また、再編に伴い、校舎を新築する場合には、基本設計、実施設計などが必要なため、完成までに四、五年は要すると言うが、子供たちにとって安定した教育環境を早期に整備するためにも、よりスピーディーな対応が必要と思うがどうか。

市内小・中学校の適正配置を進めるためには、校舎の改築や耐震補強工事などハードの面での整備を数多く行う必要があり、市の財政状況が改善しつつある中、一抹の不安を感じるが、今後の市の負担についてはおおよそどの程度と見込んでいるのか。

また、スクールバスの運行や通学バスの助成といったソフト面での環境整備にも費用負担は伴うことになる。今後、それらの整備に当たっては、将来にわたり財政面で市民の大きな負担となることのないよう

進めてほしいと思うがどうか。

本市の人口動態から考えると、すべての学校再編を終えた後も児童・生徒の減少は続くと想定されるが、市教委は、適正配置を行った体制がいつごろまで維持できると見込んでいるのか。

廃校した校舎の跡利用についてはよく話題になるが、今後の再編に当たり、新築する校舎ですら20年後には閉校という状況になっていることも考えられる。その際には、他の用途への転用を視野に入れ設計していくことが必要と思うがどうか。

文部科学省の中央教育審議会分科会から、現在40人が標準である公立小・中学校の1学級当たりの人数引下げを求める提言が発表された。この提言内容に基づきシミュレーションを行ったところ、大幅に学級数が増えることはないため、現在検討を進めているブロック別学校再編プランに影響を与えることはないとのことだが、大幅とは具体的にどの程度を指しているのか。

生徒数が集中している中央・山手地区の場合、プランによっては標準となる学級数を超えるため、統合後の受入れ校によっては普通教室が不足することも想定されるのではないのか。

また、学級編制の引下げに伴い、全国では4万5,000人の教員の増員が必要になると見込まれているが、市教委が現在最適と考えているプランに基づけば、小樽市では何人の教員がさらに必要になると考えているのか。

大分県豊後高田市では、県下で低水準の成績にあった子供の学力向上を目指し、現役や退職教員、塾の講師などのボランティアの力をかり、自治体が無料で塾を運営するという思い切った取組を行い、大きな成果を上げている。本市でも同様に教育ボランティアを活用した取組を期待するが、学校とはそもそも一人の教師が生徒に教えるという形で成り立っている経緯から、学校現場において外部の人間を受け入れがたい風潮であることが導入のネックになっているという。

しかし、昨今の学習指導要領の変化に伴い、小学校における外国語活動の中で留学生や大学生にアシスタントを依頼することや、各教科を横断的に扱う総合学習においては職人など専門分野のプロを講師に招くなど、従来にはなかった事例が多くなり、膠着した体質に大きな風穴があきつつあるとのことである。

市教委は、こうした機会を逃すことなく、以前から要望している教育ボランティアの活用に関する制度の創設に向け、検討を進めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第260号について、採択を主張して討論をいたします。

今特別委員会には、この間の地区別懇談会で出された意見、要望、教育委員会の見解集が資料として提出されました。この資料の中でも、豊倉小学校の評議員の方が、豊倉小学校の教育活動について、PTA、学校評議員会、町会、これらの取組の観点から非常に高く評価している旨の発言がありました。この発言を受けた教育委員会の見解としても、子供たちが堂々と胸を張って自分が調べたことを発表する姿を他ではできないすばらしいことと評価しています。PTA会長の複雑な心境も語られていましたが、地域に根差し、地域の協力をいただきながら地域ぐるみで学校教育を支えていく、こうした学校の歴史を適正配置

計画を推進することで絶やすことは、教育全般にとってマイナスです。

適正配置計画を進める基本方向は、基本計画の説明会、地区ブロックごとの懇談会を精力的に開催しながら、保護者や地域の皆さんとの合意を得ることに心を砕いているものと考えますが、それでは、なおのこと、地域ぐるみで学校を存続させ、守っていこうとするこうした地域の教育力こそ、小樽市のこれからの教育活動にとって何より心強い味方になるはずで、学校規模、学級規模にとらわれずに子供の可能性を伸ばす、こうした教育環境の活用を視野に入れた教育的配慮もまた適正配置計画の意図するところではないでしょうか。

陳情者の願意は妥当、採択を主張して討論いたします。各議員皆さんの賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

○24番（成田晃司議員） 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

8月18日に、新市立病院の新築計画概要に関して、市病院局と小樽市医師会との懇談会が行われ、今回は議員とマスコミにも公開された。医師会との間にはさまざまな認識の食い違いから話し合いは残念ながら平行線となった。市は、今回の開催に当たって、具体的に議論する内容について事前に知らされなかったのか。

医師会は、市の財政や市立病院の経営状況について独自の分析を交えて取り上げていたが、市が把握しているデータと異なり、誤解を招くおそれがあると聞く。その後、両者で共通の認識を持つためにも、正しいデータを提供したのか。

新病院の計画は進行中であり、公的病院を含めた医師会と今後も十分協議してほしいと思うがどうか。

その懇談会では、市立病院における2次救急の受入れが著しく少ないとの意見が述べられていたが、これは、夜間急病センターからの転送件数だけを論拠としたもので、現実には他の病院からの転送や直接来院など多くの患者を受け入れている実態にあると言う。しかし、市側は、これらの件数を把握していながら、内部資料にとどめ、対外的に公表していない状態にあるので、今後は定期的に保健所を通じて関係者に通知するなど、無用な誤解を生じないためには情報の共有化を図る必要があると思うがどうか。また、今回の懇談会を契機に、小樽病院長は内科2次搬送を含む小樽全体の救急医療体制のあり方について提言を行っている。これは、今後につながる大きな一歩を踏み出したと言えるが、この実現に向けては保健所が中心的役割を果たすべきであり、市としてどのようにサポートし、進めていく考えなのか。

過日、開催された懇談会では、医師会の新市立病院に対する意見が一方向的に述べられたが、この場に出席した保健所長は、これは医師会の統一見解ではなく、違う意見を持つが、沈黙している医師もいると承知していると言う。ならば、保健所長は医師会の一員であり、本市の保健・医療行政をつかさどる責任者の責務として、もっと能動的に市内の医師たちの考えを確認すべきではないのか。

病院局長は、市と医師会の間には溝があると述べているが、これは、保健所が双方の意思疎通を図る役目をこれまで怠っていたためではないのか。

市は、新病院の建設に向け、医師会や市内医療機関などとの十分な協議が必要であるとしており、中立の立場にある保健所は、小樽の良好な医療環境を確保するという視点で、もっと主導的に役割を果たしてほしいと思うがどうか。

新市立病院の基本設計業務については、平成18年度に公募型プロポーザル方式により選定し、その後、いったん業務を中断していた株式会社久米設計と随意契約を締結し、当時の内容を基に作業を再開しているが、基本方針は変わらないとはいえ、現在の医療環境は大きく変化しており、新たに組み込むべき機能などは考えられないのか。

新市立病院における各部門の配置であるゾーニングについては、本年12月までにその内容を決定する予定とのことであるが、一度固めてしまうと容易に変更できないとの懸念があり、市民や議会の要望を設計に反映させることができるよう、ゾーニングの途中経過を示してほしいと思うがどうか。

災害拠点病院は、大地震が発生した際の病院機能の保持が重要であり、相応の構造や施設が必要とされるが、新市立病院計画概要で示している1平方メートル当たり33万円という建設単価はこれを想定した上で算出したものなのか。

中でも、免震構造は直下型地震の影響を抑えると言われており、病院の根幹機能として求められる給水設備等のライフラインの維持が可能であるとの報告もあるが、これは災害拠点病院として指定を受けるための必須要件となっているのか。

また、建設資材の単価の決定手法については、北海道の単価が原則であるが、使用する数量が多いことを前提として、メーカーからの見積価格と比較した上で決定するのであれば、対象となるメーカーを複数にすることでより経済性が高まり、ひいては建築費の縮減が期待できると思うがどうか。

新市立病院では、地震の際に、医療機器の倒壊などにより病院機能が停止することのないよう免震構造とする方針を示しているが、小樽市では過去にそのような大きな地震が発生していないことから、今回の病院建設に当たり、そこまでの構造とする必要はあるのか。

免震構造を採用することで全体の建設費用が5から7パーセントほど割高になると聞かすが、躯体部分の建築本体工事が高くなるのは理解できるが、電気設備や機械設備工事まで割高になるのはどのような理由なのか。

このたび、済生会から発表された病院の新築計画では、耐震と免震のどちらかの構造を採用するのか不明であるが、新市立病院の計画よりもはるかに安い建設費用で、さらに建設に要する期間も短いなど、大きな差がある。今後、双方の計画が同時期に進むことになるため、常に比較されていくことになるが、そのことについて市はどのように考えているのか。

市立小樽病院と医療センター両院の医師数は、平成17年度の49名から21年度には41名と8名も減り、これが患者数の減少につながっているが、医師の減少率以上に患者数が大きく減少したのはどのような要因があるのか。

病院局長は、現状の医師数が底であり、これ以上減らせないと考えを示しているが、独立開業のため退職予定の医師がいるとの話を聞く。次年度に向けて、医師補充の方策としてどのようなことを考えているのか。まずは、現状の医師数を維持するため、医師が過酷な勤務を強いられていることで疲弊し、病院を離れていくことのないよう、医師が働きやすい環境を整える必要があると思うがどうか。

国の女性特有のがん検診推進事業により無料クーポンが配付された影響もあり、現在、検診を受ける人が増えてきているが、エコーやマンモグラフィーなどの婦人科系の検査では同性の技師の方が安心できる

という声が多く、女性技師が検査を実施する医療機関が多くなっていると聞く。現在、小樽病院では、女性の放射線技師は配置されていないが、統合新築後の新市立病院ではがん診療連携拠点病院を目指していることから、検査機器の充実だけではなく、患者のニーズにこたえるため、女性技師の優先的な採用を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情につきましては、継続審査と不採択に意見が分かれ、採決の結果、賛成少数により、いずれも継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き、採決を行った結果、全会一致により、いずれも不採択と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、委員長報告に賛成の討論を行います。

陳情第5号ないし第185号、第187号ないし第243号、第248号及び第249号築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について、第254号新市立病院の築港建設の是非を問う市民アンケート等の実施方については、不採択を主張し、討論を行います。

平成19年4月に行われた市長選で新小樽病院建設問題が争点になり、山田市長ほか2名の戦いになったものの、結果は民意により山田市長が3選を果たしました。山田市長は、築港地区での建設推進を公約としたわけですが、築港地区での建設決断までの道程にはさまざまな議論があり、学校適正配置計画とも関連し、結果的に量徳小学校敷地を断念する形となりました。しかし、新病院計画を進めるに当たり、これまで議会からの要望もあり、その都度、市民対象の説明会や懇談会を開催する中で、市長自身も、市民からの現在地周辺に建設をとの意見が出ていたことについては以前から発言しておりました。現在、並木局長から市長に示された新市立病院建設地にあつては、量徳小学校と現在地敷地の方が築港地区よりも望ましいという見解を受けて、本年第2回定例会では、基本設計委託料の補正予算が提出され、我が党もその予算に賛成しました。

基本設計が再開しているという現状から、改めて継続審査としてきた陳情趣旨を読み返してみますと、今後高齢化が進むことを考えて交通の利便性が高い中心部での建設を望むものであり、また、築港地区建設の是非を問う市民アンケート等の実施を求める陳情であります。さきにも述べたとおり、現在では量徳小学校敷地と現在地での基本設計が再開され、実質、築港地区での建設は不可能ということを考えれば、陳情の願意は達成されたものと考えます。

以上の理由から、これまで継続審査としてきました案件につきましては、不採択を主張し、全議員の賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○17番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、陳情第5号ないし第185号、第187号ないし第243号、第248号、第249号及び第254号の不採択を主張し、討論を行います。

これらの陳情は、いずれも新市立病院の築港建設の是非を問う市民アンケートの実施を求めるもので

す。

平成19年4月の市長選挙の結果、築港地区での新病院建設を訴えた山田市長が当選したのを受け、それでも、もう一度、建設地について市民アンケートの実施を求めており、その思いは、計画の見直しと現在の小樽病院周辺での新病院建設にあります。現在、議論は続いているものの、建設地については、小樽市議会としてもその変更に至る経過を了解して、量徳小学校と小樽病院の敷地を利用する計画が進んでいません。平成19年当時、この陳情が持っていた意味については一定認めつつも、現段階においては、これ以上、陳情を継続審査にし、検討を重ねたり推移を見守る、そういった状況は終わりました。

したがって、これらの陳情の趣旨は、その実効性を失ったと考え、陳情の不採択を主張し、討論を終わります。（拍手）

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第5号ないし第185号、第187号ないし第243号、第248号、第249号及び第254号について継続審査を主張し、討論します。

陳情の内容は、築港地域における新病院建設に対する市民アンケートを行って市民の意思確認を求めるものです。陳情趣旨は、提出された陳情本文以外の私の一言に多くの市民が記入していますが、新病院建設は、築港地区ではなく、現在地周辺を希望するものです。この点では、9月27日に開催された市立病院調査特別委員会で陳情不採択の討論に立った自由民主党の濱本議員は、この陳情の背景には、築港地区建設への反対意思が強く内在していると理解していると述べ、また、民主党・市民連合の斎藤博行議員も、現在地である小樽病院周辺での建設を求める、もしくは建設計画そのものの見直しを求めたものであると述べており、陳情趣旨の理解は一致しております。

これらの陳情は、平成19年の第2回、第3回定例会に提出されましたが、その後、平成22年1月25日、市長は新病院建設地の変更を発表しました。建設予定地にある量徳小学校の廃校については、関係者と時間をかけた話し合いを続け、了解を得てきました。その後、平成22年第2回定例会で、現小樽病院用地と量徳小学校敷地に建設する新病院の基本設計予算が決定しています。この経過を見れば、当時出された一連の陳情の趣旨は、建設場所の変更があり、現実と合わない面があるのは当然です。しかし、築港地域での新病院建設を考え直してほしいという市民の願いや市長への働きかけが現在地周辺での新病院建設が実現する大きな力となりました。

陳情どおり市民アンケートを実施する必要がなくなったのは明らかであり、我が党も採択を求めてはいません。何よりも陳情内容が現実と矛盾する結果になったことは、陳情者の責任ではありません。陳情は、市民に与えられた権利であり、取下げも陳情者の意思に基づくものでなければなりません。議会は、陳情者の趣旨を理解し、その目的とすることについて、小樽市のためになるのか、また、市民の願いにこたえることになるのか、判断しなければなりません。

自民党の濱本議員は、すべての陳情の前提条件が消滅した、さらにこれ以上継続審査とすることは、本委員会の審議機能が正常に働いていないと市民の目に映り、到底、理解を得ることはできないと述べ、ただいまの討論のとおり、民主党・市民連合、公明党も不採択を主張しています。

しかし、市長が新病院の建替え場所を変更する理由の一つに、築港地区で決まった後も、現在地周辺での建設を求める意見が寄せられていることを挙げているように、これら一連の陳情をはじめ、市民の建設場所をめぐる世論こそ、市長が建替え場所を変更することとした大きな力です。陳情内容が現実との整合

性を欠くということだけで、新病院建設地を現在地に変更させる原動力になった陳情を不採択にすることは納得ができません。経過を考えても、これまでどおり継続審査にすることが妥当であることを主張し、議員各位に強く再考を求めて討論とします。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて着席のまま棄権の態度とさせていただきます。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも不採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立がございませんので、不採択と決しました。

次に、議員定数に関する特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

○24番（成田晃司議員） 議員定数に関する特別委員会の報告をいたします。

当委員会では、冒頭に付託された陳情の提出者である赤坂勝氏を参考人として招致し、陳情趣旨の説明及びそれに対する委員からの質疑という形で意見聴取を行い、その後、各会派から意見交換を行いました。

陳情に対する各会派の考え及び意見交換の中で行った自由討議などの概要は、次のとおりであります。

まず、共産党といたしましては、前回、前々回と改選期ごとに定数を減らしてきた経緯に照らして、今、さらに定数を削減する状況にはない。

非常に危惧するのは、この問題の根底に議会不要論があることである。阿久根市長や名古屋市長は、市議会がみずからの意にそぐわないことを理由に専決処分や議会解散直接請求署名運動を行っており、マスコミにもそれがもてはやされている。首長の暴走を許さないためにも、議会としての機能強化は重要である。

地方自治法上の規定では、本市の定数の上限は34人であり、陳情の願意である24人になると、ツーランク下の人口5万人未満及び2万人以上に当たるが、このことをどのように考えているのか。

陳情書には機能していない委員会があると書かれており、それは経済常任委員会であると言う。市議会としては非常に不名誉で屈辱的な発言だが、直前までの経済常任委員長輩出会派である平成会として反論はないのか。また、陳情の採択に賛成することは、これを認めるということなのか。

根拠を示さず、願意を妥当とする姿勢は問題ではないのか。

次に、自民党といたしましては、これ以上の削減を否定するものではないが、現時点において議論不足であるため、来春の選挙は現行のままとし、改選後に定数や常任委員会の数について、専門家、有識者を交え、徹底的に検証を行うべきである。

人口をベースに議員の数を決めるという考えには賛成であるが、それには議会機能とのバランスを考慮すべきであり、無制限に削減すべきものではない。約800名に上る署名者の意見としては、議員数の削減

を求めているのか、それとも議会コストの削減を求めているのか。

陳情では常任委員会の数を三つにすることを求めているが、このことについて各党派はどのように考えているのか。

陳情の採択に賛成するのであれば、定数削減の条例案提出に向けた努力はしたのか。

次に、公明党といたしましては、我が党が一応目安としている議員1人当たり人口5,000人から現状は大きく乖離しておらず、願意である24人にした場合、過去にないレベルで対人口比の議員数が少なくなるため、現行の28人を維持し、改選後に引き継ぐ検討課題とすべきである。

地方自治法上の議員定数の定めには下限はない。議員数の多いほうが民意を反映させる可能性はあるが、反面、市民への財政負担につながる。議員数と人口とは、ある程度の幅の中で市民合意が得られる一定の比例関係において定めるべきである。

議員定数の問題については、本来的には議会活動の活性化という観点から議論が深められるべきである。

陳情の願意は、定数4減と常任委員会数の1減を求めているが、これらは同格なのか、それともどちらかが優先しているのか。

願意を妥当とする平成会の議員定数に対する考え方の根拠は何なのか。

次に、民主党・市民連合といたしましては、前回の定数削減の際には、人口5,000人に対し議員1人ということを一定の目安にしているため、次の選挙は現行のままとし、改選後には、毎回、同じような議論をすることのないよう、本市議会として独自の基準を設けるべきである。

こうした陳情は、市民が議会に対し不信感を抱いていることから提出に至っている。それは、定数の削減で払拭されるものではないため、議員一人一人が議会活動をより積極的に周知することが大切である。

議員の資質向上は言うまでもないが、そのためにも、理事者に反問権を付与するなど踏み込んだ検討が今後必要である。

陳情者は、外国では人口50万人前後の都市で議員数は12人、待遇はボランティア程度のところもあると言うが、これは、NPOなど市民活動団体に対する優遇税制により、ボランティアが政策提言や行政のチェックをできる仕組みが確立しているためであり、議員の存在意義が全く違うということを認識しているのか。

次に、平成会といたしましては、定数の削減は市民の強い願いであり、実施すべき。4人削減という願意は妥当である。

この問題は以前からも主張しており、本来、陳情が提出される前に議会として議論すべきことである。

地方自治法の議員定数に関する規定は、あくまでも上限数を定めているにすぎない。人口減に伴い職員数を減らすことが必要となるが、そのためには、まず議員みずからが数を減らした上で提言する姿勢が必要である。

常任委員会の数については、定数とあわせて議論が必要だが、効率よく行えば三つでも対応が可能である。

経済常任委員会が機能していないという問題については、提出者の発言であり、陳情の文面にあるものではないため、平成会として論ずる何物もない。

陳情の主たる願意は妥当であると判断しており、一字一句は問題にしていない。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第1172号につきましては、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、討論に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 23番、横田久俊議員。

（23番 横田久俊議員登壇）（拍手）

○23番（横田久俊議員） 自民党を代表して、陳情第1172号小樽市議会議員定数削減方については、不採択を主張する討論を行います。

当該陳情は、小樽市議会の議員定数を現行の28人から4人減じて24人に、常任委員会を1減して3とすることを求める陳情です。

我が党は、自治体の人口に応じて適切な議員定数を議論することについては、地方自治法が人口をベースに定数の上限を規定していることなどにかんがみても、人口という要素を一つの基準とすることは原点であると認識しております。陳情が指摘するように、本市の人口は減少し続けております。我が党は、こうした現象も踏まえ、いつまでも現行の定数を維持するという立場には立ちません。今後、定数削減を重要なテーマとして議論し、必要な定数を決定していくことには決してやぶさかではありません。

しかし、安易に、そして無制限に人口に比例して定数を削減していくことには賛意を示せません。議会の機能とのバランスが必要であります。当該自治体の財政規模、事業数、面積等々、もろもろの要素によって判断することが必要であると感じます。今回の陳情は、定数の4減を求めています。我が党は、今現在でこの4減という数字を直ちに了とすることはできません。4減の根拠をしっかりと説明していただき、それを基に、会派内、そして議会全体で議論、検討、研究することが不可欠であります。

議会は、公選によって選出された複数の代表者が集う合議体です。合議体を形成する人数があまりに少なくて合議が形成されません。1委員会当たりの委員数は6人ないし10人が望ましいとの識者の意見もあります。本音で議論できる最低構成人数は確保されなければならないと考えております。また、委員会の数も、市長部局、教育委員会等々の部、課の大枠に対応した必要な数が確保されなければならないと考えます。

陳情では、機能していない常任委員会があるとの指摘がありますが、仮にそうであるならば、これらについても議会としての検証や事実解明が必要であります。委員会中心主義の当議会では、委員会の数の減少は、その分、1委員会当たりの所管事項が増えることとなり、行政が複雑多様化する中で、委員会本来の専門的、効率的な事件審議を損なうことになりかねません。委員会の数は幾つが適正なのか、その検証も含めて十分に議論を重ねていきたいと思っております。

したがって、本陳情は、ただいま述べました理由から採択とすることはできません。定数4減、委員会1減を現時点で議会の意思とすることは、まだまだ議論の不足であるとの認識であります。

しかし、冒頭述べましたように、我が党は、今後も現行の定数でよしとするものではありません。来春の市議選は現行定数28人での実施を我が党の方針といたしますが、次々回の平成27年の市議選では、これまで述べました各種の検討事項を十分に議論し、定数削減を視野に入れた行動をしていきたいと思っております。こうした議論には、議員だけでなく、市内の有識者、経済人、あるいは、地方自治の専門家等々に参加をいただき、深い議論を交わしていきたいと思っております。

市民から出される今回のような定数削減の要求は、本市議会が住民にあまり重要視されていないサインと見るべきであります。確かに、市民から見て、働かない議員、見えない議会であるならば、議員数を減らすのが当然との見方もそのとおりなのでしょう。しかし、一部の議員活動の問題を、即、議会全体の問題として取り上げ、定数を論じるのは、議会制度を危険に陥れるおそれがあるとの意見もあります。議会のチェック機能や監視能力の低下は、最終的には住民自身がマイナスを受けることもまた事実でありま

す。

いずれにしても、議会の活性化、議会改革は、地方分権化が進む中、一層、必要不可欠であります。定数削減のみが地方議会改革の唯一の手段でないことは、皆さん方、御存じのとおりであります。我々は、これを機に、身を引き締めて議会改革に取り組んでいかなければなりません。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論いたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

○4番（吹田友三郎議員） 平成会を代表して、陳情第1172号について、採択に賛成の討論をいたします。

議員定数削減については、前回の改選期、4名の削減が大変な論議を経て行われました。その折、市民の公開アンケートがあり、議員個々の回答が求められ、結果は新聞紙上に公開されました。その後、開催されました特別委員会において、平成会の大橋委員は、定数21名まで削減することを最終的には考えていると回答しているのに、なぜ4名減で提案しているのか、矛盾しているのではないかと問われました。そのときに、常任委員会に全議員が所属することが義務づけられ、また、1委員会を構成する人員が6名から7名以下では活発な質疑が行われないと学説もあることから、3常任委員会で1委員会7名、定数21名で正常な議会運営は可能と判断しているが、今、現実的な提案として、まず4名減を提案していると回答する質疑がなされました。

5年前、栗山町議会の議会基本条例の視察に、他会派議員とともに平成会も参加いたしました。全国から視察希望が殺到しているとのことで、70名ほどの議員等が説明を受けました。議会活性化のための具体的な行動が報告されましたが、会派を解散して、全員、無所属として、与党、野党ではなく全議員の意見が発表されること、議会終了後、町内各所において議員による議会報告会を開催していること、財政勉強会を開き、全員が参加していること、議員が理事者に質問するだけでなく、理事者も質問内容について議員に聞ける反問権をつくったこと、そして、そのような改革をした上で、議員定数の削減を2段階で実行しているとありました。

その視察の成果を基にして、平成会では、議会基本条例の制定、全議員が定例会ごとに質問できるよう、代表質問は1定例会とし、3定例会は一般質問とすること、市民への議会報告会を行うこと、そして、それを実現しながら議員定数を21名にすべきことを目標としております。

折に触れ、この主張を述べてきておりますが、今期も議員定数を削減することを検討すべきではないかということのを他会派の議員にも問いかけてきました。ただ、平成会という少数者が提案しても単なるパフォーマンスと受け取られるので、各会派から提案してもらわないと実現できないと考え、市長はどう考えますか等、遠回しの質問にとどめてきました。今日に至るまで議会としての提案はないままに、今回、市民からの陳情になりました。平成会は、最終的に21名の定数に至ることを目標としておりますので、今回の陳情に賛成いたします。

通常、何名の削減がよいのかは議会議論にまつところではありますが、今回、陳情の不採択という形で今任期中に検討されないのは、市民の意図することに全く反する結果で、まことに残念であります。

以上をもって、平成会の討論といたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表して、陳情第1172号は、不採択の討論を行います。

我が党は、市議会に対する市民のさまざまな意見、批判に謙虚に耳を傾け、その言わんとするところを体して改善を図っていく必要があると考え、各党の皆さんとも協議を重ねて具体的取組をしてきたことは御承知のとおりでありますし、今後とも、各党派と共同し、さらなる議会改革に向けて努力を惜しむものではありません。この点で、議員自身の努力で直ちに改善できることは、即刻、行わなければなりません。発言をしない議員がいるとか、あるいは、本会議での居眠りの写真をインターネットで公開され、議会の品位と名誉を傷つけることなどは直ちにやめていかなければなりません。これは、各議員も同じ思いだと思います。

次に、特別委員会で大きな議論となったのは、陳情の本文の中にある、仄聞するところによりますと、現在、常任委員会があまり機能していない委員会もあるやに聞いておりますので、常任委員会数4を3として、現在の定数28名を24名の定数にさせていただきたく、ここに陳情いたしますと、その内容が記されています。

私は、小樽市議会の常任委員会で機能していない委員会はないと確信を持っていますので、9月28日の特別委員会で陳情者である赤坂勝氏に、機能していない常任委員会とはどこを指すのかと聞きました。赤坂勝氏は、はっきりと経済常任委員会であるとお答えになりました。この答弁は、議会関係者に大きな衝撃を与えました。

この陳情の議会事務局での受付は8月12日です。陳情文の中にもありますが、賛同者を募ったところ、わずか2週間という短い期間ながら、658名の方々が署名に承諾していただきましたとありますから、署名内容などの検討、準備期間も考慮すれば、経済常任委員会が機能していないと判断したのは7月上旬以前であったと思われまます。我が党の新谷とし議員が経済常任委員長に選出されたのは6月の第2回定例会最終本会議の日です。そうすると、機能していなかった経済常任委員会の時の委員長は、平成会の大橋一弘氏であるということになります。議長、副議長も所属している経済常任委員会ですから、議会の名誉と、委員長であった大橋議員の名誉のためにも、私は、その場で、すぐ赤坂勝氏に反論し、大橋議員が経済常任委員長のときには、おたる水族館やマリンウェーブの視察を計画し、委員長として積極的に活動していた事実を述べました。私も、厚生常任委員長をさせていただいていますが、大橋議員がこういう視察を計画したことに対して大いに刺激を受けたものです。

驚いたのは、大橋議員が所属している平成会の特別委員である吹田友三郎委員は、私から促されてようやく歯切れ悪く弁解を始めたのです。特別委員会では、他の会派からもこの問題で同様の指摘を受けましたが、休憩を挟んでの平成会の見解は、経済常任委員会の問題については、陳情文面ではなく、赤坂氏の発言の中に赤坂氏の考え方として出てきたことであり、それをとらえて経済常任委員会が機能しているかどうか、平成会として論ずる何物もないとのことでした。

これはおかしな話ではないでしょうか。先ほど引用したように、陳情本文で常任委員会があまり機能していない委員会もあるやに聞いておりますので、常任委員会数4を3として、現在の定数28を24にさせていただきたいと書かれているではありませんか。この機能していない常任委員会が経済常任委員会との見解を持っている赤坂勝氏から、だから議員定数を削減せよという陳情に対して、平成会として、議会の名誉にかかわることへの弁明が一切ないまま、採択に賛成の態度をとることは不可解きわまりないものです。ましてや、事実誤認に基づく経済常任委員会が機能していないかのようなことを理由に議員定数削減を要求することが認められないのは、至極当然のことではありませんか。

次に、特別委員会で陳情をめぐって一番大きな議論になったのは、平成会が陳情に採択の意向を示したその理由は何か、根拠は何かということでした。平成会の見解は、小樽市議会の議員定数を28人から4人減の24人にすることに賛成と言うだけで、その根拠は何も示されませんでした。だから、他の会派からも、

平成会は根拠なく陳情に賛成なのかという疑問、質問が続いたわけです。成田晃司委員長は、平成会は根拠なく陳情に賛成と断定までいたしました。市民の声を届ける議員の定数を削減するかどうか、憲法の国民主権、主権在民にかかわる問題で、その根拠を示さないのは、あまりにも無責任と言わざるを得ません。

そこで、吹田議員の討論を聞き、触れておかなければならないことがあります。

先ほどの討論で吹田議員は、前回の議員定数問題での大橋議員の主張をる紹介されましたが、それは前回の話なのです。私を含めてみんなそういうことは知っていました。だから、吹田議員、あなたに対して平成会の賛成の理由は何かと何回もだれもが聞いたのではないですか。そのときに、あなたは一切根拠を示しませんでした。もしそのとき示していたら、あの程度の時間で特別委員会は終わっていなかったと思うのです。恐らく、平成会のあなたはそういうことを言うのではないかと思って、私も質問をちゃんと準備していたのです。こんなに分厚い資料を持って委員会室に入って待っていたのですが、肩透かしを食ったのですよ。そして、ここへ来て、5年前こうでしたという話をされても、これは、ほかの議員は困るのではないですか。フェアでないというふうに思うのです。

この問題は、また別の機会に議論させていただきます。

ところで、平成11年7月成立の地方分権一括法のときに、地方の議員定数が大きく減らされました。我が党は、地方分権一括法の国会での審議を通して、この法案は、地方自治を拡充するどころか、地方統制強化法であることが明らかになったと考えます。地方統制というのは、住民要求の抑圧であり、地方議会との関係では住民自治を実現する地方議会の役割を弱めることにほかなりません。この立場から議員定数問題を見なければなりません。

地方分権一括法前の地方議員定数は、地方自治法で、人口区分ごとに自動的に決定されることになっていました。定数を減らすときは、条例によってそれぞれ減らすことができる仕組みでした。これを、地方分権一括法で、市区町村の人口区分を大きくくりにして直前の法定数より低い上限数として定める、いわゆる現在の法定上限数にしてしまいました。

今度の特別委員会で、公明党の斉藤陽一良委員は、現在の議員定数は法定上限数を定めているだけで下限は定めがないことを盛んに言われました。この下限がないことも含め、なぜ地方分権一括法で地方議員定数を大幅に削減したかは後で触れることにします。

議員定数問題を考える場合、次のことも念頭に置いて熟慮していかなければなりません。最初に指摘しなければならないのは、最近、特に顕著になっている議会不要論とも言うべき動きについてであります。鹿児島県阿久根市の、議会を無視し、専決処分を繰り返した竹原市長、河村名古屋市長の、自分の意のままにならない名古屋市長は必要ないと言わんばかりに、報酬の半減や議会解散請求直接署名運動をみずから組織していること、これに、大阪・橋下知事や前中田横浜市長が応援している動きがテレビなどで大きく報道され、この動きこそ時の流れであるかのような扱いです。

これら首長の派手な動きに先立つ小泉改革のとき、新自由主義路線に基づく構造改革、行政改革路線がマスコミの応援の下で大きく進められました。当市議会にかかわることと言っても、財政難を理由に、議員定数を行政改革の対象として定数削減や報酬カットなどが、市民の声の名のもとに、マスコミの応援を得て行われたことは記憶に新しいところです。

しかし、新自由主義路線に基づく改革なるものは、格差社会をつくり出し、不況を一段と深刻にし、日本経済と国民の生活と営業に深刻な打撃をもたらし、今は新自由主義路線を謳歌することはできない状況に追い込まれ、この路線の破綻は既に明白となりました。しかし、この路線の害悪は、国民の考え方の中に一定の否定的影響を与えました。これがいまだに一掃されてはいません。

これら一連の動きに共通し、見過ごせないのは、議会不要論が根底にあることです。この考えは、二元

代表制を定めた憲法第92条、地方自治の本旨とは全く相入れない根本的な誤りであります。戦後、憲法が制定される時、戦前の日本の政治の仕組み、なかんずく、中央政府と地方との関係をどう位置づけるかで議論が交わされたことは御承知のとおりです。戦前のように、首長に権限を集中し、中央政府の言うとおりに地方を牛耳ることがあってはならないとの反省からの議論でした。同時に、地方議会も、直接選挙で選出されるようにして、首長の専制支配を許さないチェック体制を確立する二元代表制を確立することでありました。GHQも、組織内の民政局に日本の地方制度について研究させ、中央集権から地方分権へ、また、知事、市町村長の直接公選制の導入が必要との結論でした。こうして、首長も地方議員も、直接、有権者から選出される二元代表制が確立されたのです。

ところで、議員定数の歴史的経過はどうか。私は、これを振り返って今日に生かす必要があると考えます。1943年、敗戦の兆しが濃厚となりつつあった時の政府は、市町村長の権限強化と地方議会議員定数削減の改正案を国会に提出しました。その削減理由が次のようです。少しいかめしい表現ですが、紹介します。「時局の急迫に伴い、国家の施策はいよいよ広範かつ煩多となり、これが遂行、具現については、市町村の活動に負うところが多大だ。しかるに、市町村の現状は、この時局に沿いがたい点が認められる。よって、この際、市町村行政について根本的刷新と高度の能率化を図り、もって国策の浸透、徹底を期せんとするものである。」要するに、国民を侵略戦争に総動員するために、首長の権限を強化し、議会の権限を縮小する制度改正でありました。

戦後は、侵略戦争の苦い教訓から、現憲法が制定され、戦前の大日本帝国憲法にはなかった地方自治の本旨がうたわれました。1946年の議員定数改定では、戦前の議員定数を踏襲しようとした政府案に対し、国会ではもっと増加すべきという議論を経て地方分権一括法前の議員定数が定められてきたわけです。

このように歴史的な事実を照らせば、地方議員定数をはじめ、地方議会の問題は、行政改革の対象となり得ない日本国憲法の地方政治の根源的問題です。新自由主義路線に基づく構造改革、ましてや、政府の意図的な地方交付税削減による地方財政の困難を理由とした地方議員定数の削減は、首長など執行機関に対するチェック機能の弱体化を招き、今で言えば地方財政を削減する政府への地方議会の批判を封じ込めるもの以外の何物でもありません。二元代表制を定めた憲法第92条、地方自治の本旨にのっとって、テレビなどの歴史の本流に逆行する時流に流されることなく、市民の声を届ける議員定数を確保するため、今後とも努力することを訴え、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）

○6番（成田祐樹議員） 陳情第1172号小樽市議会議員定数削減方について、採択を主張し、討論いたします。

個人的には、チェック機能が十分働いているかというのと、どうかという思いもあるので、定数削減を提言するのですが、その理由は、まず第1に、改選された後の平成19年第2回定例会以降、この議場にいる28名のうち、仮にどの4名が欠けたとしても、議案の議決結果に関してはすべて変動がないということです。4名減らしたことによって議案の議決結果が変わってしまうのであれば、これは民意も変わってしまうので困ることにはなりますが、今ここにいらっしゃるどの4名がいなくなったとしても、結果的に、議案の議決結果は変わらないのですから、民意は保てるのではないのでしょうか。4名減らしたとしても、数百本出された議案が1本も覆らずに通るのであるから、最終的な民意は伝わるといえるように考えます。

第2に、情報社会の発達によって市民の声聞きやすくなっています。先ほど、他会派の討論では、議員が少なくなると市民の声をすくい上げる機会が少なくなるといった意見が出ておりました。しかし、これ

には疑問を感じます。

今は、昔とは違い、携帯電話が現れ、メールもできるようになり、ネットではブログなどを通して情報発信ができるようになりました。情報社会の発達により、市民の声は以前より格段に手に入れやすくなっているはずですが。しかも、今は、ツイッターなどで現職の大臣や政務官などが、公開されている中で一市民と意見交換をしている状態です。自民党の元総理大臣や民主党の前総理大臣もツイッターを使って意見交換をしております。大臣や政務官が忙しくてもこうやって国民の声を集めているのに、地方議会の議員は市民の声を集めることができない、そんな道理が通じるのでしょうか。ネット等を使わない方への配慮は必要ですが、以前より収集しやすくなっているのは間違いなく、議員定数を減らしてもやっていけると考えます。

特に、公明党は、皆さん、ブログやツイッターなどでも情報発信を積極的にされておられ、市民の声をいろいろな手段で集めることに努力されているのではないのでしょうか。御賛同いただけるというふうに思っております。あわせて、ブログを開設されている横田議員や山口議員にも御理解いただけるのではないかと、そのように考えております。

第3に、議員が多くいても市の財政はよくなり、余り変わらないということです。むしろ、議員の報酬、多く出費しているということになるのではないのでしょうか。4人削減するのならば、年間に2,600万円近くは浮く計算になります。この金額は大きい。

経営の苦しい小樽病院に使わせた方がよいのではないのでしょうか。医師招聘のために、仮に医師に市立病院に来ていただければ、医学書は購入し放題という特典をつければ、向学心のある医師が来る可能性があります。これは、1人でも来たのであれば、1人で1億円から1億5,000万円の利益を上げられるし、市民の健康も守れる。これは、エビでタイが釣れますよ。議員が多くいても、小樽病院の経営は改善しないのですから、市長、並木局長、このようにして定数削減で浮いたお金を使うというのはいかがでしょうか。

議員が身を削って経営改善に力を注ぐべきです。個人的には、定数は半分の14でよいというふうに思っております。そうすれば、年間1億円は浮くはずですが。それを使うのであれば、先ほどの補正予算でもあった議案第33号だつてのめる余地はありました。共産党が採択を主張している建設常任委員会の陳情も、この1億円があれば全部のめるはずじゃないですか。自分たちの身を削れば陳情分の予算が組めるのですから。そんな手法も民意を酌む一つのやり方ではないのでしょうか。副市長、どうですか。

以上、3点の理由をもって、陳情第1172号小樽市議会議員定数削減方について、採択を主張し、議員各位の賛同と理事者各位の心の中での賛同を願い、討論いたします。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 公明党を代表し、陳情第1172号小樽市議会議員定数削減方についてに対し、不採択の討論を行います。

議員定数の削減について、本議会は、過去2回の選挙において4人ずつ連続して削減を行い、平成11年選挙時点の定数36人に比べて、現行の28人は8人削減されてきた経緯があります。平成11年、いわゆる地方分権一括法が成立し、地方自治法が改正され、議員定数が法定定数制から条例定数制へと制度改正されました。地方自治法第91条は、人口規模ごとの議員定数の上限値を定め、本市が当てはまる人口10万人以上20万人未満の市では34人となっております。この法律に下限の規定はなく、各自治体の議会がみずからの判断で上限値以下の定数を独自に定めることができるとされ、小樽市の現状は議員定数の6人減となっ

ております。

市議会議員は、市民の負託を受け、市民の意見を市政に反映させることを使命としています。市民の声をより多く議会に反映させるという観点から見れば、議員の数は多いほうが反映されやすくなる可能性は否定できません。しかし、多くなりすぎる場合には、市民に過剰な負担を負わせることになり、議員数と人口とはある程度の幅の中で市民合意が得られる一定の比例関係において定められると考えます。

平成22年8月末現在の小樽市の人口13万3,350人に対して、議員1人当たりの人口は4,762.5人と、我が党が一応のめどとしている議員1人当たりの人口5,000人からそれほど大きな乖離とはなっておらず、現時点で24人に削減した場合、議員1人当たりの人口が5,556.25人と、過去に例がないレベルで対人口比で議員数が少ないという状況を招きます。

先ほどブログ、ホームページ等で公明党が民意の声を聞いているというお話もありましたけれども、私たち公明党は、訪問活動等を行った中でもまだまだその民意をすべて受け止めている状況にあるというふうには思っておりません。

以上の理由により、議員定数削減については、今後の検証を含めて次期改選後に引き継ぐべき検討課題として、現時点においては現行のまま定数28人を維持すべきと考えます。

また、常任委員会を4人から3人に減ずる言及については、陳情の主な趣旨は議員定数の削減についてであり、そのことから派生する問題に対する対処の一つの方法として述べられているもので、陳情事項の主たるものは議員定数の28人から24人への削減であることは、我が党の参考人への質問で明らかであります。

しかし、事実認識の問題として、我が党は、常任委員会に機能していないものがあるという認識は持っておりません。

ただ、陳情について、我が党は、今後も議会の運営の仕方や議員の議会活動の内容について、さらなる活性化や改善の検討について議論することはもとより、市民への開かれた議会について積極的、具体的に進めていくことは必要であると考えます。

以上の理由から、陳情第1172号は、不採択を主張し、討論を終わります。（拍手）

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

○18番（山口 保議員） 私が最後ですので、端的にやらさせていただきます。

民主党・市民連合を代表して、陳情第1172号の不採択を求め、討論をいたします。

この陳情の根底にありますのは、議会に対する不信感ではないでしょうか。近年の地域経済の不振や、それによる市民生活の質の低下、そうした状況をドラスチックに変えられないでいる行政や議会に対するいら立ちがこの陳情の背景にあることは疑う余地はないと思います。

では、これまで議会は何もやってこなかったのか。私は、断じて否と言いたいと思います。前市政が積み上げた膨大な累積債務を相当量減少させ、累積赤字も今年度決算で黒字化の見込みであります。市民の皆さん、行政、市職員の皆さんの協力で実現ができたわけであります。また、この間、寄附条例の制定や景観条例の見直し強化、さまざまな観光施策や、新たな観光拠点を展望する旧国鉄手宮線の取得や、今後始められる整備など、議会の議論を機に実現を見た施策も少なからずあるのは御存じのとおりであります。

しかし、大方の市民の皆さんには、新聞報道や議会広報などで議会の議論の情報は断片的に伝わるのみですし、新聞報道はニュース性が重視をされる紙面づくりですから、いまだ形にならないさまざまな政策

提案や大切な議論は書かれないわけであります。

一方で、私たちの議会も、発言機会の少ない議員も確かにいらっしゃいますし、議会での質問も形式的にすぎないものがあるのは、残念ながら認めざるを得ません。この間、市議会活性化検討会議が、議論の末、本会議のインターネット中継や各種団体との議会報告・意見交換会などを試行されてきておりますが、いまだ不十分と考えます。北海道栗山町議会で試みておられますように、市内各所で全議員が分担をして開催される市政報告会の義務づけや、予算特別委員会や各常任委員会で質問をする議員に対する理事者側からの反問権の付与など、議会の質を高めるための施策が実行されるべきと考えるからであります。今後、地方分権改革が進み、ますます各議員の責任や資質が問われるでしょう。そうしたとき、今述べていただいた改革が、議員一人一人の資質を高め、議会が真に議論の場へと変わる力になると信じるからであります。

私は、この陳情の背景にある議会不信は、議会を真の議論の場とする私たち議員の努力によってしか解消はできないと考えます。そして、議会不信からの議員定数の削減は、議会不信の解消には決してならないと申し上げねばなりません。過度な定数削減は、地域や組織が背景の後援会が強固な議員で固定化され、組織や地盤もない若い人たちや女性などの進出が難しくなり、ますますの議会不信を生みかねないと考えるからであります。

本議会は、地方自治法第91条で定められました上限定数より条例により6名減じておりますが、前回の定数議論での根拠となった人口5,000人に1人の目安が大方の合意ではなかったかと思えます。私は、この前回の議論をさらに深め、議会としての明確な定数についての指針を決めるべく、市議会活性化検討会議などで議論を進められるよう求めたいと思えます。

以上、述べさせていただきました趣旨から、陳情の4名減は時期尚早、不採択を求め、討論を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

日程第2「議案第45号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（市長山田勝麿登壇）（拍手）

○市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第45号教育委員会委員の任命につきましては、高木正一氏の任期が平成22年10月10日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいま提案された議案第45号小樽市教育委員会委

員の任命に関し、提案された高木正一氏について、不同意の討論を行います。

我が党は、教育委員の選任に当たっては、個人の人格の評価を基準にするものではありません。

高木氏が教育委員に任命されたのは平成16年9月29日で、平成17年10月13日から委員長に就任しています。当時、教育委員会は、手宮小学校、北手宮小学校、量徳小学校、堺小学校を廃校にする小学校適正配置計画を進めていましたが、堺小学校を除く3校の保護者、地域住民から理解、支持が得られず、ついに教育委員会みずから白紙撤回せざるを得ませんでした。このとき、教育委員として、適正配置計画を推進し、保護者や住民に混乱を招いた責任は重かったと思います。

現在、新たな学校規模・学校配置適正化基本計画が進められている中、小規模校からは、小規模特認校として残してほしいという要望が強く出されています。しかし、教育委員長としてどのような意見をお持ちなのか、わかりません。

市教委は、適正な学校規模を小学校12学級以上、中学校9学級以上としつつも、1学年1学級にしかない学校が出てくることをみずからの学校再編プランで認めています。適正化基本計画そのものに矛盾があることを露呈しています。しかも、塩谷・長橋地区の小学校の再編プランでは、どのパターンでも蘭島から統合校までの最遠距離は11キロメートル、中学校では12キロメートルを超えており、いくらスクールバスを利用したとしても児童・生徒にさまざまな負担がかかることが目に見えています。

文部科学省の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律施行令では、通学距離が小学校においてはおおむね4キロメートル以内、中学校においてはおおむね6キロメートル以内であることとされています。現在、小樽市の通学距離は、小学校2キロメートル、中学校3キロメートルを超える場合に、スクールバスを運行したり通学バス代の通年助成をしていることは評価できることです。このような施策を継続し、子供たちに負担をかけるべきではありません。現教育基本法においても、教育の機会均等のもとより、国民一人一人があらゆる機会にあらゆる場所において学習することができることをうたっています。

子どもの権利条約では、児童に影響するすべての事項について、自由に自己の意見を表明する権利を確保する意見表明権が認められています。今進めている学校再編計画について、子供たちの意見を聞いていません。

また、学校は、地域の核となり、小さな学校ほど地域づくりに大きな役割を果たしています。平成の大合併では、合併された村などで、学校適正配置として学校がなくなり、若い人たちがいなくなってしまうという事例も出ており、小樽市郊外の小さな学校がなくなると地域が寂れる心配もあります。何より子供が主人公の学校づくりを優先すべきところを、児童・生徒数の減少を理由に数の論理を優先にし、小規模特認校を設置しようとする学校規模・学校配置適正化基本計画は問題があり、これを率先して進めている高木氏を教育委員に再任することには賛成できず、不同意といたします。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより、採決いたします。

同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第15号及び決議案第1号」を一括議題といたします。

意見書案第8号ないし第15号及び決議案第1号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第7号について、提出者から、順次、提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号、第2号、第6号及び第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

(8番 中島麗子議員登壇) (拍手)

○8番(中島麗子議員) 提出者を代表して、意見書案第1号、第2号、第6号及び第7号について、提案趣旨説明を行います。

意見書案第1号は、消費税増税に反対するものです。

菅直人首相は、6月17日の民主党参議院議員選挙公約発表の記者会見で消費税増税の方針を述べ、その後、6月22日の党首討論会で、消費税が足りないためにこのままでは社会保障制度そのものが破綻すると、改めて消費税増税の必要性を強調しました。社会保障の財源は、法人税、所得税、消費税など税金と社会保険料で成り立っています。消費税だけが財源ではありません。

国の税収は、20年前の60兆円から、今年度予算は37兆円に大幅に減りました。法人税は18兆4,000億円から3分の1の6兆円に、所得税も26兆円から2分の1の12兆6,000億円に減少です。他方、消費税は4兆6,000億円から9兆6,000億円に倍増しており、足りないのは消費税ではなく法人税、所得税です。

これまで、政府は、消費税導入のときも、増税のときも、社会保障のためにと説明してきましたが、社会保障は負担増と給付減の連続でした。1989年の導入以来の消費税収の累計は224兆円、同じ時期に法人税は208兆円の減収になっており、消費税増税分は大企業の減税の穴埋めに回されてきました。消費税は、所得が少なく、社会的に弱い立場の人ほど重くのしかかる税金で、価格に転嫁できない中小企業は身銭を切ることになりますが、価格にすべて転嫁できる大企業の負担はほとんどありません。消費税増税は、社会保障のためでなく、大企業に有利な税制に改悪するためのものであることは明らかです。

日本経済は、国民の所得と消費を立て直し、ものづくりや小売業、サービス業などの産業の元気を取り戻し、経済回復の課題に直面しています。これを回復してこそ、税収を増やし、財政危機を打開する道も開けます。消費税増税は、これらの問題を解決するどころか、一層、国民生活と日本経済を破壊することになるものです。

意見書案第2号は、後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求めるものです。

民主党は、後期高齢者医療制度の廃止を公約して政権についたにもかかわらず、新制度をつくるまで現行制度を維持することとして公約をほごにしてきました。9月27日、高齢者医療制度改革会議は、新制度は対象年齢を75歳以上とする方針を示しました。75歳以上の高齢者の8割強を占める約1,200万人が都道府県単位で財政運営する国保に加入し、市町村単位で財政運営する現役世代と別勘定になります。そうなれば、高齢者が増えるにつれて高齢者の保険料がどんどん引き上げられていきます。うば捨て山と呼ばれる後期高齢者医療制度は、保険料を2年置きに値上げする仕組みです。その大もとは、高齢者の医療財源を別勘定にした制度設計にあります。民主党政権がつくろうとしている新制度も、財政を別建てにした高齢者だけの国保を新設することであり、現行制度の根本的な欠陥を引き継ぐもので、うば捨て山の存続にすぎません。

最大の問題は、国の最終的な財政責任が一切示されておらず、低所得者や無職者が多くを占める国民健康保険の財政的な問題をどのように解決するのか、議論されていないことです。医療費を無理やり抑え、国庫負担を削るやり方では、問題は解決できません。続けば続くほど矛盾が深まる後期高齢者医療制度は速やかに廃止して、一度、もとの老人医療制度に戻し、国庫負担を抜本的に増額すべきです。

意見書案第6号は、農産物輸入のさらなる自由化に反対し、食糧自給率の向上を求めるものです。

長期低落傾向をたどった食糧自給率は、2006年度の39パーセントを底に、その後の2年間は毎年1ポイントずつ上昇してきました。ところが、2009年度は40パーセント、前年度に比べて1ポイント低下し、日

本農業の衰退に依然として歯止めがかかっていないことが明らかになりました。

本来、米は、日本が自給できる作物であり、輸入する必要がありません。それにもかかわらず、ミニマムアクセス米として外国から年間77トンも輸入し続けていることは異常であり、米価下落の要因の一つです。

食糧自給率の上げは国民的な合意であり、政府は3月に食料・農業・農村基本計画で自給率を50パーセントに引き上げる目標を掲げています。しかし、農産物の輸入拡大路線は強める方針です。これでは、農業や地場産業が重大な打撃を受け、農産物の輸入拡大路線で地域経済は一層疲弊してしまいます。食糧の外国依存を強めることは危険です。食糧自給率50パーセントを実現するために、ミニマムアクセス米の輸入中止をはじめ、輸入自由化路線を転換し、食糧主権の立場で国際貿易に臨むべきです。

意見書案第7号は、衆議院の比例定数削減に反対する意見書です。

現在の衆議院の選挙制度は、1選挙区から1人だけの議員を選ぶ小選挙区の定数が300、全国11ブロックに分かれた比例代表の定数が180です。この比例定数を80削減すれば、合計400の定数の4分の3を小選挙区で選ぶことになります。小選挙区は、相手より1票でも得票が多ければ当選できるので、大政党に圧倒的に有利で、多くの投票は議席に結びつかない死に票になります。国民の民意の反映がゆがめられてしまいます。

しかも、昨年の総選挙の得票で試算すると、民主党は4割台の得票で7割もの議席を占めることになり、文字どおり議席の独占です。民主党が衆議院で3分の2を占めると、参議院で否決した法案も、衆議院で再議決され、成立してしまいます。

もともと、国会は、国権の最高機関として、主権者である国民が選挙した議員によって構成されることになっており、国民の民意を正確に議会の構成に反映する選挙制度こそ求められます。比例代表の定数を削減し、小選挙区の比重を高めることは、こうした国民主権を保障するべき選挙制度のあり方に根本的に反するものです。比例定数削減に反対し、民意が正しく議席に反映するような選挙制度改正の議論が必要です。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 次に、意見書案第3号及び第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 3番、鈴木喜明議員。

（3番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○3番（鈴木喜明議員） 意見書案第3号米価下落への緊急対策を求める意見書案及び意見書案第4号道路の整備に関する意見書案について、提出者を代表して説明申し上げます。

平成22年7月の米価の速報値では1万4,214円と、過去11か月で約1,000円下落し、1俵当たり1,700円の戸別所得補償モデル対策事業で補償された平成22年度米が市場に流通し始めると、平成21年度米の持ち越し在庫と平成22年度の過剰作付、今年の豊作傾向にかんがみてもさらに米価が下落する可能性が極めて高いと考えます。

参議院の委員会質疑で、前山田正彦農林水産大臣は、過剰米対策はとらないと明言しました。過剰米処理と米価安定に対して政策として配慮しているとは言えません。このまま米価が下がり続ければ、現行制度では過大な補償が発生し、財源不足に陥り、戸別所得補償制度そのものが破綻し、北海道の農業は言うに及ばず、日本の農業は、生産者にとっても消費者にとっても壊滅的な打撃をこうむりかねません。政府は、直ちに米の戸別所得補償を打ち切り、その財源を麦、大豆などの生産を促進する政策や、集落営農の促進、多様な担い手の育成、米の過剰在庫解消などの政策を強力に推し進めるべきであります。

このような見解により、国会及び政府は、現下の米価が下落している現状を真摯に受け止め、現在の農政を抜本的に改め、直ちに政策転換を図ることを強く要望します。

続いて、道路整備に関する意見書についてですが、北海道は、8万3,456平方キロメートルと日本の面積の22パーセントを占め、その中に179の市町村が分散しています。市町村間の移動や物資の輸送は、その採算性の問題からも公共交通機関の整備はなかなか難しく、また、縮小傾向にもあります。そのため、多くの自動車交通に依存し、道路は道民生活の経済・社会活動を支える重要な社会基盤と言えます。皆様も御存じのように、北海道の冬の道路事情は大変厳しく、加えて、多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎えた老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多種多彩で、その対処こそ小樽市民を含めた北海道民の大きな願いの一つでもあります。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の整備は必須であり、全国に比べて大きく立ち遅れている本道の高規格幹線道路ネットワーク網の形成は、圏域間の交通連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対策といった安全で安心な生活の確保をする上での重要な課題でもあります。地方財政は、全国的な景気の後退に伴い、税収の落ち込みなどでさらに厳しさを増しており、今後は、国と地方の適切な役割分担の下、道路整備に必要な予算を確保するとともに、地方の自主的裁量権を重視した地方にとって自由度の高い制度として見直していただきたいと強く願います。

以上、意見書案第3号及び第4号の提案説明とさせていただきます。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 次に、意見書案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○10番（斉藤陽一良議員） 提出者を代表し、意見書案第5号郵政民営化の更なる推進を求める意見書案について、提案趣旨の説明をいたします。

さきの通常国会に、民主党政権は、あたかも民営化自体を否定したかのような郵政改革法案を提出されました。結果的には廃案になったものの、衆議院における審議はわずか6時間で与党が採決を強行したことは記憶に新しいところであります。また、これより先、政府は、日本郵政の社長に元大蔵事務次官の天降り人事を強行し、2009年度内のゆうちょ銀行とかんぽ生命の株式及びかんぽの宿、メルパルクなどの不動産の売却を凍結するなど、一連の民営化に逆行する政策を実施しました。

この郵政改革関連3法案は、日本郵政への政府関与を残したままで金融事業の自由度を広げるというものであり、法案成立後に、郵便貯金の預け入れ限度額は1,000万円から2,000万円へ、簡易生命保険の加入限度額は1,300万円から2,500万円へと約2倍に引き上げられることとされております。これらが実施された場合、政府の暗黙の保証を持つと見られている郵便貯金へ民間金融機関から預金流出し、金融機関の資金量、貸出し余力が減少することにより民間中小企業融資が事実上滞るおそれがあり、民業圧迫、中小企業いじめにつながるおそれもあります。この郵政改革法案は、改革を逆行させ、形を変えた財政投融资の復活、安易な国債の買入れにつながるものであり、結局は国民の負担増を招きかねません。

したがって、政府は、郵政民営化の流れをとめることなく、郵政関連事業におけるユニバーサルサービスの実現や利便性の向上に努め、民営化のさらなる推進を図る必要があります。

以上、提案理由の説明といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

○18番（山口 保議員） 6本まとめてやりますので、ちょっと御辛抱ください。

民主党・市民連合を代表して、意見書案第4号道路整備に関する意見書案のほか、意見書案第1号ないし第3号、第5号及び第6号に対し、一括して反対の討論をいたします。

順序はばらばらでございますけれども、まず、意見書案第4号道路整備に関する意見書案であります。

私は、昨年の第3回定例会、第4回定例会でも、同様の趣旨の意見書案に対して反対の討論をいたしております。今回の意見書案の求めている6項目のうち、高度成長期に整備され老朽化した道路施設の長寿命化の要望など、5項目の主張におおむね異論はありません。しかし、前回と同様に、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を求めることを主眼としたこの意見書案には同意しがたいものがあります。

昨年の第3回定例会では、日本の公共事業費は、G7諸国では突出をしており、例えば、国土面積が25倍以上のアメリカの2.7倍、ドイツの7.8倍、イギリスの16.5倍、日本以外のG7諸国合計の1.2倍となっていると資料を示させていただき、指摘をさせていただきました。今日は、国土面積に対する道路の割合の国際比較を、世界の道路資料、道路統計2005という統計資料を基に、日本の道路密度と舗装率が国際比較としてどれだけ高いのか、示したいと思います。

道路密度とは、道路延長割る面積ですから、国土面積が同程度の国、例えば、イギリスと比べますと、日本の道路密度はイギリスの2倍であります。そして、イタリアと比べても2倍強となっております。韓国は日本よりも小さな国土面積でございますが、この国土の小さい韓国と比べても日本は3倍強の道路密度となっております。舗装率もおおむね同様のデータとなっております。

近年、道路特定財源が議論になりましたけれども、道路特定財源の制度が始まって以降、我が国は、道路特定財源収入で累計で150兆円、総額350兆円もの道路投資を行ってきたわけでありまして。

また、昨年の第4回定例会でも申し述べましたが、道内の骨格幹線道路に対する要望は1,825キロメートルの全線完成となっております。小樽一余市間23.4キロメートル、事業費は1,076億円ということありますから、1キロメートル当たり単価が45億9,000万円ですから、1,825キロとすれば8兆3,767億円であるわけで、国の本年の税収が37兆円という現状の中では、そのような選択はあり得ないと申し上げざるを得ないわけでありまして。

また、一方で、今定例会には、公明党から21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書案が出され、21世紀という言葉がひっかかって別の意見書と統合され、意見書案第13号として出されているわけです。老朽化した施設、橋梁やトンネル、上下水道管などの更新、新エネルギーに対する投資や介護施設の拡充、学校や公共施設の耐震化など、公共投資の転換をこれは求めているものです。どちらを求めていくのか、二者択一なのではないでしょうか。

また、北海道の特性を考えれば、道路整備は、高架の多い高速道路ではなく、既存の国道を改修し、4車線化や自転車道の同時整備を求めることの方が、道の駅などで1次産業の6次産業化などの効果が期待され、また、景勝道路として北海道観光の推進に資するものになると考えます。発想を変えるべき時期が来ているのではないのでしょうか。要望の内容を私は変えるべきだと考えます。

次に、意見書案第5号郵政民営化の更なる推進を求める意見書案についてであります。

私たちは、この間の郵政民営化、とりわけ郵政事業の4分社化が、地域住民のサービス低下を招き、かつ、混乱の実態を見てまいりました。また、局内での作業の非効率性が生まれていることも事実であります。郵便、貯金、保険の一体的なサービスの提供は不可欠と考えております。

また、郵政民営化の動機でもあった、先ほどもお話がありました、財政投融资を第二の国家予算とし

て全国で際限のないむだな事業の乱造を許してきたこの制度的な欠陥は、財政投融资の生かし方を変えれば、十分利益を生み、国際利益に資する政策金融に変え得るのではないかと私は考えます。私見ですが、例えば、新興国の環境対策やインフラ整備や資源開発などに対する融資など、国家ファンドとも言うべき専門運用チームの創設などを視野に入れた改革が行われるべきと考えるものであります。

次に、意見書案第1号消費税増税に反対する意見書案についてであります。

私たちは、消費税の増税を今すぐ実施されるべきなどと主張するものではないことは御承知のとおりであります。消費税を含む税制の抜本的な改革の議論なしに、将来の日本の財政運営は立ち行かないと考えているわけであります。もちろん、その前に徹底的な国の予算のむだの洗い出しと排除が前提であることは言うまでもありません。また、歳出の構造を省庁の垣根を越えて合理的に変えねばなりません。また、補助金の地方への交付金化など、制度の不合理も是正をせねばなりません。

しかし、高まる社会保障分野への財政ニーズを担保するためには、税制の抜本的な改革の議論は不可欠と考えます。私たちは、議論の余地なしなどという考え方にはくみできないわけであります。

次に、意見書案第2号後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求める意見書案についてであります。

このことについては、確かに若干の混乱があることは認めますが、歳出の構造の抜本的な改革が進められていく中で、順次、改革を進め、将来的には被用者保険と国民健康保険を統合し、医療保険制度の一元化が実現されるべきと考えます。あわせて、医療制度改革も並行して行われるべきと考えます。

次に、意見書案第6号農産物輸入の完全自由化に反対をし、食糧自給率の向上を求める意見書について討論をいたします。

この意見書案には、貿易自由化の国際的な流れの中で、保護主義的な政策で守り得るという主張に立っておられます。私も、WTOの問題点については各国NGOと同じような意見を持つものであります。

しかし、現状で国内の農林水産業を魅力あるものに変えるためには、新たな発想が不可欠ではないでしょうか。これまでの農林水産関係予算は、直接、事業者には回らず、多くが農業土木や林道の整備、漁港整備などに使われ、事業者の所得の向上にはつながってこなかった反省を踏まえ、新政権は直接所得補償制度を導入したのは御承知のとおりであります。財源のないスタートですから、制度設計の改善は今後も課題となると思います。

しかし、従来の政策を転換して、小規模でも農業や林業、漁業への新たな従事者を増やし、生産、加工、流通までを担う新たな地域産業として地域循環経済を再構築する、その実現のために政策的な支援を行うことが不可欠であることは言うまでもありません。

次に意見書案第3号米価下落への緊急対策を求める意見書案も、同様に、従来型の場当たりの農政に立ち戻す議論であります。抜本的な日本の農林水産業の再構築のためには、新たな発想で試行錯誤を繰り返しながら制度の完成を望むほかはないと考えます。

以上、意見書案に対する私の討論を終わります。（拍手）

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 13番、佐藤禎洋議員。

（13番 佐藤禎洋議員登壇）（拍手）

○13番（佐藤禎洋議員） 自由民主党を代表し、意見書案第3号ないし第6号についてはいずれも賛成の立場で、共産党より提出されております意見書案第1号及び第2号についてはいずれも反対の立場で討論を行います。

意見書案第3号は、米価下落への緊急対策を求めるものであります。

危機意識、管理能力を欠く今の政府は、米のモデル事業をそのまま継承して、平成23年度から戸別所得補償を本格実施する法案を来年の通常国会に提出するとしており、求められる適切な政策転換を行う見通しは、限りなくゼロに近いものであります。このままでは、近い将来、米農家は米価下落と財政的に破綻した戸別所得補償の打ち切りの挟み打ちによる所得の大幅減少、消費者は麦、大豆の減産や安全かつ食味豊かな国産米生産農家の大幅減少による食生活の悪化という大きな被害をこうむります。さらに、集落営農が崩壊し、日本型コミュニティの再生が大きく阻害されるものであります。

今や、ちまたでは詐欺の代名詞となったマニフェストを盾に政府が現在の戸別所得補償に固執し続ける限り、米価が農家にとっても消費者にとっても不幸な形で下落することが明らかであります。

よって、現在の農政を抜本的に改め、直ちに政策転換を図るべきであります。

意見書案第4号は、道路の整備に関するものであります。

本道の高規格幹線道路の供用率は、北海道を除く全国が71パーセントであるのに対し、北海道は45パーセントと大幅に遅れております。また、他の都府県では県庁所在地が高速道路でネットワークされているのに対し、本道では、県庁所在地に匹敵する人口10万人以上の地方の中核都市である函館市、帯広市、釧路市、北見市がいまだネットワーク化されていない現状もあります。本道における高規格幹線道路ネットワークの早期形成は、圏域間の交流連携の強化、あるいは、地域経済の活性化などを図る上で重要課題の一つと考えております。高規格幹線道路網の整備や利便性の向上を促進させるため、高規格幹線道路を含めた道路整備の早期の事業化を図ることが必要であります。

意見書案第5号は、郵政民営化のさらなる推進に関するものであります。

5年前の衆議院議員選挙で、多くの民意をいただいて成立した郵政完全民営化路線を真っ向から否定する、まさに民から官への郵政先祖返り法案と言わざるを得ない郵政改革法案が、結果的には廃案となりました。郵政事業を地域住民ニーズ対応型サービスに展開することによって郵便局ネットワークの新たな役割が生まれ、地域経済の活性化やコミュニティを支える担い手となるためにも、郵政民営化を推進し、郵便局ネットワークや郵便、貯金、保険の3事業サービス水準が維持され、住民の生活や利便性が向上するよう、民営化後の状況について利用者の視点から十分に検証し、地域のさまざまな要請にこたえる事業の転換を支援し、民間資金の効率的、生産的な運営を図らなければならないのは当然のことであります。

意見書案第6号は、農産物輸入のさらなる自由化に反対し、食糧自給率の向上を求めるものであります。

現在、日豪EPA、経済連携交渉協定交渉が行われておりますが、これが締結された場合、北海道の試算では、北海道だけで約1兆3,700億円の損失をこうむるとされております。また、今問題となっている日米FTA、自由貿易協定の交渉に入るならば、米を含む農家が除外されることはあり得ません。北海道の基幹産業であり、経済の土台である北海道農業に壊滅的な打撃を与え、北海道農業並びに農業と密接に結びついている地域の関連産業の崩壊につながることは必至であります。

よって、日本の食糧基地を目指す北海道においては、農産物輸入のさらなる自由化に反対し、食糧自給率の向上を強く求めるものであります。

意見書案第1号は、消費税増税に反対するものであります。

直接税に頼って、これから先、医療、福祉というものを見ていくことはもう限界があります。つまり、例えば、法人税の今の水準は1985年くらいまで落ちているわけでありまして、どんなに税収が落ちようとも、高齢化というものはそれと関係なく進むわけでありまして、そうすると、安定的な財源としての消費税という議論が必要なのであります。ともすれば、消費税を上げるか、上げないかということに特化して議論してきたのが、我が国の財政をここまでしてしまったという認識を皆さんもお持ちのことと思います。金融政策と組み合わせ、そして、外需というものをどうやって喚起していくか、その間、どうやって内需

でつなぐかということもパッケージした中で消費税というものをきちんと位置づけるべきであります。

意見書案第2号は、後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求めるものであります。

そもそも、後期高齢者医療制度は、高齢者医療への現役世代の負担に一定の歯止めをかけるために導入されたものであります。これが廃止されれば、現役世代の負担が再び増加し、組合健保などの被用者保険の保険料引上げなどの事態が生ずるのは当然の結果と言えます。

改革会議の議論では、制度の骨格が固まる前に将来的な財政試算等を示してほしい、都道府県と市町村の共同運営案では国の財政責任が明記されていない、財政リスクを軽減するためという財政安定化基金も恒久財源ではなく、いずれ保険料の引上げ等により受診抑制が起きることが懸念されるが、もっと安定感のある制度であるべき、現役世代の働く意欲、活力をそぐことのないよう、公費投入や高齢者に適切な負担を求めることも重要ではないか、国の役割を明確にし、消費税問題を含め、政府としての大きな方向づけを示してほしいなどの意見が出されております。改革会議は、10月には地方公聴会、11月には国民の意識調査結果の公表なども控える中、年末の最終取りまとめに向けて議論を本格化させております。新制度をどれだけ具体化できるか、不明な部分もたくさんあります。

よって、後期高齢者医療制度については、さらなる議論が必要なのは明白であります。小樽市議会としても、ぜひ、全議員の皆さんの賛同をお願いするものであります。

以上、討論といたします。（拍手）

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号、第2号、第6号及び第7号はいずれも賛成、第3号ないし第5号についていずれも反対の討論を行います。

日本が直面している経済危機は、2008年のリーマンショックに端を発し、その落ち込みは先進7か国の中で最も激しいと言われております。この間、非正規労働者の大量解雇、正規労働者の賃金・ボーナスカット、リストラ、下請、中小企業の一方的単価切下げ、発注打ち切りなど、経済危機の矛盾は国民の生活と中小企業の経営を著しく圧迫してきました。一方、自動車や電機など輸出関連企業を中心とした大企業は、純利益を急増させ、内部留保を1年間で11兆円膨張させたと言われております。手元資金は52兆円、空前の金余り状態です。

こうした中、菅政権が掲げる政策の中心、新成長戦略のその中身は、法人税減税と国際競争力強化による経済成長であり、規制緩和と民営化による雇用創出、日豪EPA、日米FTAの推進など徹底した大企業応援の政策です。大企業を応援すれば、経済がよくなり、いずれ暮らしはよくなる、既に破綻したこの路線からの転換が今必要です。

法人税の減税を先行させながら、消費税増税論を与野党で開始するとの動きが起こっていますが、国民所得が下がっている中で、低所得者ほど負担が重くなる消費税の増税は、暮らしをさらに悪化させます。経済と財政危機の打開の基本は、社会保障切捨てから暮らし最優先へ、外需頼みから家計と内需主導へと経済政策を切りかえることが必要です。こうした路線と相入れないのが消費税の増税であり、後期高齢者医療制度存続です。この方向を切りかえることを切に訴えたいと思います。

次に、意見書案第3号米価下落への緊急対策を求める意見書案について、反対討論をいたします。

この意見書案に反対したら、それでは、共産党は米価下落への対策をとらなくてもよいのかと言われてしまうのですが、決してそうではありません。生産者米価の暴落は、米農家に衝撃をもたらしています。秋田では、概算金が1俵9,000円、これは昨年の7割の価格と言われております。500俵出荷すると減収が150万円、

生活できるのかとの農家の苦悩が新聞で紹介されていました。

死活問題となる米の価格暴落に対しては、政府が過剰米の買入れを行うなど緊急の対策が必要なことは言うまでもありません。しかし、意見書では、その対策のために直ちに戸別所得補償を打ち切ることを求めています。そもそも、米価下落の原因は、1995年以降、価格保障政策が廃止、需要計画の狂いによる在庫量の増大、大手量販店を主力にした買いたたきと米の安売り競争の上に、政府が備蓄米を安値放出したことなどが重なり合って引き起こされたものです。生産者米価が生産費を下回るといった常態化を解消するための戸別所得補償です。その本来の目的を遂行し、農業の再生に役立つためにも、農産物の価格安定政策との組合せで活用されるのが望ましいと日本共産党は考えています。戸別所得補償制度打切りを主眼とした意見書案には賛成できません。

意見書案第4号道路の整備に関する意見書案です。

高速自動車道など高規格幹線道路ネットワーク早期整備に予算確保を求めることを優先課題とし、一括交付金の制度設計の中にも道路整備の財源確保を温存しようというものです。生活道路などの整備は大いに賛成しますが、初めに高規格幹線整備ありきは、道民の本意とはかけ離れたものです。

意見書案第5号は、郵政民営化のさらなる推進を求める意見書ですが、改革の本丸として推進された郵政民営化がもたらしたものは、簡易郵便局の閉鎖、郵貯ATMの撤去、集配郵便局の統廃合といったサービスの低下と、かんぼの宿、メルパルク売却をめぐる疑惑、加えて、限界を超えたコスト競争にさらされた郵便市場における郵便事業者と民間宅配事業者双方での非正規雇用者の拡大、これらは、まさに貧困と格差の増大という小泉構造改革の象徴です。

郵便のユニバーサルサービスの維持、非正規雇用から正規社員への転換といった国民のための見直しは必要ですが、長年にわたり、国民の貯金や保険料で培ってきた国民の共有財産を営利企業に食いつぶされる、こうしたさらなる民営化は認められません。

以上、討論といたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、意見書案第5号郵政民営化の更なる推進を求める意見書案について、賛成の討論を行います。

平成22年5月31日、わずか6時間の審議で衆議院で採決が強行され、可決し、即日、参議院に送付されたいわゆる郵政改革関連3法案は、結果的には廃案となったものの、もしこの法案が成立、施行されれば、日本郵政を、事実上、国有企業へと逆行させ、郵政改革をなきものにし、その結果、大きな負担を国民に押しつけることとなります。

この法案は、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社を日本郵政株式会社を存続会社として平成23年10月1日を効力発生日として合併する。政府は、日本郵政株式会社の議決権の3分の1超を保有する。また、日本郵政株式会社は、郵便の業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、関連銀行、ゆうちょ銀行及び関連保険会社、かんぼ生命の株主として権利行使などを行い、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金、債権債務の決済役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有するとして、ゆうちょ銀行、かんぼ生命の議決権の3分の1超を保有するものとしています。

以上からわかるように、この法案は、5分社化された郵政事業を日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぼ生命の3社に統合し、政府は日本郵政に対して3分の1超の議決権を保有、日本郵政はゆうちょ、かんぼに対

して3分の1超の議決権を保有するという形で、間接的ながら郵政事業すべてに政府の関与を残すこととなります。

さらに、法案成立後、郵便貯金の預け入れ限度額は1,000万円から2,000万円へ、簡易生命保険の加入限度額は1,300万円から2,500万円へと約2倍に引き上げられることとされています。これについては、一般の預金はペイオフによって1,000万円までの元本と利子が救済されるのに対して、暗黙の政府保証がある郵貯貯金は2,000万円まで保証されると認識されることから、民間金融機関から預金が流出し、金融機関の資金量、貸出し余力が減少し、中小企業融資が事実上滞るおそれがあります。また、生命保険協会などからは、加入限度額の引上げや業務範囲の拡大、すなわち取扱商品の拡充は公正な競争条件の確保の観点から懸念があり、国会での深度のある審議を求めるとの意見が出されています。

いずれにしても、民業圧迫、中小企業いじめにつながるこの郵政改革関連3法案は、改革を逆行させ、国民に負担を押しつけるものであります。したがって、政府は、郵政民営化の流れをとめることなく、郵政関連事業の民営化による経営状況の改善を踏まえたユニバーサルサービスの確保や利便性の向上などを図るとともに、民営化のさらなる推進を図るべきと考えます。

以上の理由により、すべての議員の賛成を呼びかけ、討論といたします。(拍手)

○議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより、順次採決いたします。

意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第4号及び第5号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第6号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第7号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案及び決議案について、一括採決いたします。
いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 6時26分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 佐 藤 禎 洋

議 員 齋 藤 博 行

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案・決議案

○平成22年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）木野下智哉、前田清貴両監査委員から、平成２２年５月～７月分の各会計例月出納検査について報告があった。
- （２）平成２２年第２回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、次のとおり報告があった。

陳情第１１６８号「小樽市桜１丁目２４番１号地先交差点への信号機設置等要請方について」につきましては、平成２２年６月２９日に所管である小樽警察署に要望いたしました。

また、陳情者につきましても、同日、連絡を取り、要望書を小樽警察署に提出した旨、お伝えいたしました。

陳情第１１６９号「小樽市における地籍調査の実施方について」につきましては、地籍調査の必要性や有効性について理解しておりますが、地籍調査の実施に当たっては、長期にわたって財政的・人力的負担が必要となることを見込まれることから、他都市の状況などを調査し、課題や問題点等の整理を行うなど、実施について検討をしてみたいと考えております。

なお、陳情者に対しましては、この旨を連絡済みであります。

以 上

消費税増税に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

菅直人首相は、6月17日の民主党参議院議員選挙公約発表の記者会見で消費税増税の方針を述べ、「超党派」の協議を求めました。しかも、当面の税率として自由民主党の掲げた「10パーセント」を参考にすると明言しました。消費税率を10パーセントに上げれば約12兆円の大増税、平均的な4人家族では約16万円もの負担増となります。

消費税は、母子家庭や年金世帯、失業者や不安定雇用の労働者など、どんなに苦しい家計にも掛かる税金です。ますます所得が減っている家計に10パーセントの消費税を掛ければ耐え難い痛みを広げ、冷え込んだ内需に壊滅的な打撃を与えることとなります。

日本経団連は、4月に発表した「成長戦略2010」で、財政再建のために「消費税を一刻も早く引き上げる」としながら、「法人税の減税」を政府に求めています。財界の要求に応じて大企業減税のために消費税を増税するやり方は、国民の暮らしと経済を破壊するだけで、財政再建にも社会保障の財源づくりにも役立たないことは明らかです。

よって本市議会は、政府に対して消費税の増税をしないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 9月30日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 9月30日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 中 島 麗 子
同 古 沢 勝 則
同 北 野 義 紀

政府は、「後期高齢者医療制度」の廃止を先送りする代わりに、「新制度に移行する前の段階で、今の後期高齢者医療制度が抱える問題を極力解消していく」とし、「後期高齢者」の人口比率の上昇による値上げ分（2.6パーセント）については、国庫補助を行う旨を自治体に通知しました。ところが、その後に出された厚生労働省の通達では、①各広域連合の剰余金の活用、②都道府県に設置されている「財政安定化基金」の取崩し、③都道府県・市町村の法定外財源の繰入れなど、自治体の自助努力による保険料値上げ抑制の方向でした。

高齢者医療制度改革会議の「中間取りまとめ」は、「新たな制度の基本骨格」として制度の基本的枠組みを示しています。「新たな制度」では、サラリーマンである高齢者と被扶養者210万人は被用者保険に、これら以外の、地域で生活している1,200万人の住民は国民健康保険に加入し、65歳（又は75歳）以上の高齢者は都道府県単位、それ以外は市町村単位の財政運営とします。保険料については、高齢者の医療給付費の1割（相当）とし、保険料については、同一世帯の他の現役世代の保険料と合算し、世帯主が納付するとしていますが、医療の財政を別勘定にし、一定割合を高齢者負担にすれば、医療費が増えるにつれて高齢者の保険料が際限なく上がります。

こうした方向は、高齢者の健康や生活の実態とかけ離れたものです。都道府県の広域連合に一般財源はなく、負担軽減や住民サービスが困難です。高齢者に重い負担となっている現行制度は、高齢者医療に対する国庫負担が削減されてきたからにほかなりません。

よって、現行の後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、元の老人保健制度に戻した上、減らされ続けた国庫負担の抜本的増額を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 9 月 30 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成22年 9 月 30 日	議決結果	否 決
-------	----------------	------	-----

米価下落への緊急対策を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 千 葉 美 幸
同 鈴木喜明
同 大橋一弘

平成22年産の新米は、平成21年度米の持ち越し在庫と平成22年度の過剰作付け、豊作傾向にある作況指数発表などにより、平成22年度産米価格は史上最低になると予想されています。実際、平成22年7月の速報値では14,214円と過去11か月で約1,000円下落し、1俵当たり1,700円の戸別所得補償モデル対策事業で補償された平成22年度米が市場に流通し始めると、更に米価が下落する可能性が極めて高いと考えます。

参議院の委員会質疑で山田正彦農林水産大臣は「過剰米対策は採らない」と明言しているとおり、現行制度は、生産調整を選択制とし、過剰米処理から国は手を引くことが基本となっています。このため過剰作付けによる米価下落に対して国が対策を講じる可能性は現状では極めて低く、このまま下がり続ければ、財源不足に陥り戸別所得補償制度そのものが破たんし、打ち切らざるを得ない状況になるのは明らかです。そうなれば米の作付面積・収穫量ともに全国2位の北海道農業はいうに及ばず、日本農業は生産者にとっても、消費者にとっても壊滅的な打撃を受けることになりかねません。

政府は直ちに米の戸別所得補償を打ち切り、その財源を麦・大豆などの生産を促進する政策や、集落営農の促進、多様な担い手の育成、米の過剰在庫解消などの政策を強力に押し進めるべきです。

よって国会及び政府は現下の米価が下落している現状を真しに受け止め、現在の農政を抜本的に改め、直ちに政策転換を図るべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年9月30日
小樽市議会

議決年月日	平成22年9月30日	議決結果	可決	賛成多数
-------	------------	------	----	------

道路の整備に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	鈴木喜明
	同	大橋一弘
	同	成田祐樹
	同	高橋克幸

北海道は、全国の22パーセントを占める広大な面積に179の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える重要な社会基盤ですが、冬期の厳しい気象条件に加え、多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多くあります。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の整備は、道民が強く要望しているところであり、特にミッシングリンクを抱え、全国に比べて大きく立ち後れている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上での重要な課題です。

こうした中、地方財政は全国的な景気の後退とともに、税収が落ち込むなど、更に厳しさを増しており、今後は、国と地方の適切な役割分担の下、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した、地方にとって自由度の高い制度とすることが重要です。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請します。

記

- 1 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間などについて早期の事業化を図ること。
- 2 高度成長期に整備され老朽化した道路施設の長寿命化に係る費用に対する支援の拡充を図ること。
- 3 冬期交通における安全性の確保、交通事故対策、自然災害時の交通機能の確保など、地域の暮らしを支える道路の整備及び維持に必要な予算額を確保すること。
- 4 平成23年度から段階的に実施するとされている一括交付金の制度設計の際には、道路整備に関する地域の様々な課題に対応できるよう制度を充実するとともに、必要な予算額を確保すること。
- 5 事業評価に当たっては、地域からの提案を反映させるなど、救急医療、観光、災害対策など、地域にもたらされる多様な効果を考慮し、総合的な事業評価手法となるよう検討すること。
- 6 地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 9 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 9 月 30 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	----------------	------	-----	---------

郵政民営化の更なる推進を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 吹 田 友三郎
同 齊 藤 陽一良
同 山 田 雅 敏

2005年衆議院議員選挙の民意を踏まえ、郵政民営化が進められてきました。しかし、現政権において、その民営化自体を否定するような郵政改革法案が先の通常国会に提出されました。結果的には廃案となりましたが、衆議院審議では与党がわずか1日、約6時間で採決を強行。この法案は日本郵政への政府関与を残したまま、金融事業の自由度を広げるものであり、法案成立後、郵便貯金の預入限度額と、簡易生命保険の加入限度額は約2倍に引き上げられることとしています。成立・施行した場合には、政府の後ろ盾がある郵便貯金へ民間金融機関から預金が流出し、金融機関の貸出し余力は減少、中小企業融資が停滞するおそれがあり、民業圧迫、中小企業いじめにつながりかねません。

また、この郵政改革法案は、日本郵政を事実上の国有化へ逆行させ、「官製金融」の温存、形を変えた「財政投融资」の復活、安易な国債の購入などにつながるおそれがあり、その結果、国民負担増を招くことが危ぐされます。

よって、政府におかれては、「郵政民営化」の流れを止めることなく、郵政関連事業の民営化による経営状況などを踏まえたユニバーサルサービスの確保や利便性の向上などを図るとともに、民営化の更なる推進を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 9 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 9 月 30 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	----------------	------	-----	---------

農産物輸入の更なる自由化に反対し、「食糧自給率の向上」を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 千葉美幸
同 中島麗子
同 大竹秀文

菅直人政権の農業政策に対し、全国の農業者と消費者の間に懸念と批判が広がっています。菅首相が意気込む「強い経済」路線が農産物輸入の完全自由化に道を開こうとしているからです。これを許せば、日本農業は壊滅的な打撃を受けます。

日本は、国民が日々消費する食糧の大半を外国に依存しています。農産物輸入自由化路線は、食糧自給率を引き下げ、日本農業を衰退させる要因の一つです。

ところが、菅政権は自らの公約とも相いれない農産物輸入の自由化を積極的に進めようとしています。7月の参議院議員選挙の公約では、「強い経済」づくりの一環として、「各国とのEPA・FTAの交渉などを積極的に進める」と明記しました。6月に閣議決定した「成長戦略」でも、今年度中に日豪経済連携協定（EPA）交渉を進め、日米自由貿易協定（FTA）を念頭に、日米間の経済連携の在り方も検討するとしています。

こうした流れに対し、自由貿易一辺倒の世界貿易機関（WTO）農業協定の見直しを求める声も国の内外で高まっています。食糧自給率の引上げは国民的な願いです。

よって、農産物輸入の更なる自由化をやめ、食糧の自給率向上を強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 9 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 9 月 30 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	----------------	------	-----	---------

衆議院の比例定数削減に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	山 田 雅 敏

菅直人首相は、臨時国会冒頭の記者会見で、衆議院の定数を80、参議院の定数を40削減する方針について、12月までには与野党合意を図ってもらいたいと、民主党幹事長と同党参議院議員会長に指示したことを明らかにしました。衆議院の定数80削減が、民主党の公約やテレビ討論会での民主党幹事長の発言から見ても「比例定数の削減」であることは明らかです。

現在の衆議院の選挙制度で議員の定数は、1選挙区から1人の議員を選ぶ小選挙区制が300、全国11ブロックに分かれる比例代表が180となっています。比例代表の定数は当初200でしたが、既に1割削減されました。小選挙区は大政党しか当選できず、大半の投票は議席に結びつかない「死に票」になります。民意を議席に正確に反映する選挙制度は比例代表だけですから、その削減、後退は許されません。もし比例代表の定数を80削減すれば、比例代表の定数は100となり、衆議院の400の定数の4分の3は小選挙区で選ぶことになります。二大政党への議席の集中を一層促し、国民の多様な民意はいよいよ国会に届かなくなるばかりでなく、衆議院で3分の2の議席を占めれば、どんな法案をも通すことができ、議院内閣制の落とし穴である1党独裁、いわゆる「選ばれた独裁制」に道を開くことにもなります。

選挙制度や議会運営の問題は民主主義の基本であり、議会制民主主義の根幹をなすものです。

よって、本市議会は、衆議院の比例定数削減に反対するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 9 月 30 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成22年 9 月 30 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	----------------	------	-----	---------

国土交通省北海道局の存続を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	菊地	葉子
	同	斉藤	陽一良
	同	佐々木	勝利
	同	横田	久俊

北海道は、都市間距離が長く広域分散型社会という地域特性を有しており、高速交通ネットワークや道路網の整備など、社会資本の充実は地域住民の生活向上や地域の発展に欠かすことができません。

北海道の開発は、我が国経済の復興や食糧の増産、人口や産業の適正配置など、その時々々の国の課題解決に寄与することを目的に推進されてきたところです。

平成20年7月に閣議決定された「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」には、アジアや世界と競争し得る高品質な農水産品の供給力強化や競争力の強化、自然資源をいかした観光の振興などにより、北海道が我が国の持続可能な経済社会づくりに貢献することを期待すると明記しているほか、高速交通ネットワークの強化、防災体制の推進がうたわれており、これらが国の下で確実に履行されると信じているところです。

そうした中、国土交通省が本年度において本省の再編を行い、北海道局廃止という報道が北海道民に衝撃と困惑を与えています。

北海道は社会資本整備が遅れており、北海道開発予算の一括計上と直轄・補助事業に対する北海道特例措置といった北海道開発の枠組みは、今後も堅持されなければなりません。

北海道局の廃止は、財政力が弱い地方の切捨てにつながる大問題であり、北海道開発の比重が低下することが予測されます。これ以上の公共事業の削減は、北海道内の景気が更に低迷する事態に陥ることが危ぐされます。

我々は、将来の北海道開発を担う北海道局の存続と北海道開発の枠組みの堅持を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年9月30日
小樽市議会

議決年月日	平成22年9月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	吹	田	友	三郎
	同	中	島	麗	子
	同	濱	本		進
	同	斎	藤	博	行

平成18年6月、最高裁判所は、道内のB型肝炎患者の方々が、B型肝炎ウイルスに感染した原因が、注射針・筒を連続使用した集団予防接種にあるとして、国の損害賠償を求めた裁判において国の責任を認めました。

その後、道内の多くのB型肝炎患者の方々が国に対し損害賠償を求め提訴していた裁判において、本年3月札幌地方裁判所は和解勧告を行い、国は勧告を受け入れ協議に応じる方針を決定しています。

よって、国においては、解決策を示し、早期全面解決に向けた誠実な協議を開始するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年9月30日
小樽市議会

議決年月日	平成22年9月30日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	斎藤博行
	同	成田晃司

HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、「予防できる唯一のがん」といわれています。年間約 1 万 5,000 人が新たに患い、約 3,500 人が亡くなっていると推計されていますが、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっています。結婚前、妊娠前のり患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれています。

子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種すること、及び予防検診（細胞診・HPV 検査）によって HPV 感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられます。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認・発売開始となり、ワクチン接種が可能になりました。費用が高額なため、一部の自治体ではワクチン接種への公費助成を行っていますが、居住地により接種機会に格差が生じることがないように、国の取組が望まれます。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化すべきです。

よって、政府におかれては、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識していただき、以下の項目について実施していただくよう、強く要望します。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進
 - (1) 予防効果の高い特定年齢層への一斉接種及び国による接種費用の全部補助
 - (2) 特定年齢層以外についても一部補助の実施
 - (3) 居住地域を問わない接種機会の均てん化
 - (4) ワクチンの安定供給の確保及び新型ワクチンの開発に関する研究
- 2 子宮頸がん予防検診（細胞診・HPV 検査）の実施の推進
 - (1) 特に必要な年齢を対象にした検診については国による全部補助
 - (2) 従来から行われている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大
 - (3) 居住地域を問わない受診機会の均てん化
- 3 子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 22 年 9 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成 22 年 9 月 30 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

家電エコポイント制度の再延長及び住宅エコポイントの延長を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し
	同	大	竹	秀	文

家電エコポイント制度及び住宅エコポイント制度が本年末までに終了することを受け、消費者や経済界から再延長及び延長を求める声も出ています。

この二つの制度は、地球温暖化対策を進め、環境負荷の少ない低炭素社会への転換を図りながら、景気刺激策として経済の活性化にも大きな効果を発揮しています。

本年度後半には景気対策の効果が薄れてくることが想定されています。現状では、景気はいまだ自律回復の軌道に乗っているとはいえません。

政府におかれては、景気回復に向けて重要な局面に差しかかっていることを十分に認識し、今後も経済の押し上げ効果がある家電エコポイント制度の再延長と住宅エコポイント制度の延長を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 9 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 9 月 30 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	成 田 祐 樹
	同	菊 地 葉 子
	同	斉 藤 陽一良
	同	佐々木 勝 利
	同	久 末 恵 子

来年（2011年）7月24日をもってアナログ放送が終了し、完全に地上デジタル放送に移行することが予定されています。総務省の調査では、2010年3月時点で地デジの世帯普及率が83.8パーセントと発表されました。

しかしながら、年収200万円未満の世帯は67.5パーセントと平均を大きく下回り、離島を抱える沖縄県や、山間部の多い岩手県では普及率が70パーセント未満となっており、ビルの陰などで電波が届きにくい施設の対策は達成率が約48パーセントとなっています。さらに、共同アンテナ改修が必要なマンションなど210万施設への対応も約77パーセントにとどまっています。

地上デジタル化まで1年を切り、完全移行までのプロセスが最終段階に入った今、国民生活に直接影響を与える問題だけに、円滑に移行を進めるためには、現在指摘されている諸課題に対して政府を挙げて対応策を打つことが必要です。

一方、現在残存するアナログテレビは推定約3,500万台といわれ、これらは来年7月の地デジ完全移行で大量の「廃棄物」となることから、不法投棄の懸念も指摘されています。不要テレビの処分に関する対策も検討されるべきです。

地デジへの移行、廃棄物の処分については、いずれも特に自治体の取組が不可欠であり、政府は自治体の取組をサポートすべきです。

よって政府におかれては、完全地デジ化に向けて移行が円滑に進むよう、以下の取組について必要な予算を確保するとともに、施策の実施を強く要請いたします。

記

- 1 アナログテレビのままでデジタル放送が受信できるデジタル受信機の無償給付・改修の対象をNHK受信料免除世帯に限定せず、住民税非課税の世帯や低年金の高齢者世帯に拡大するなど、社会的弱者への援助措置の拡充を図ること。
- 2 離島、山間地域ほか普及率が低い地域に対して地デジ移行の啓発活動を重点的に推進し、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター、現在全国52か所）の相談窓口を更に増やすこと。
- 3 地デジに関する個別相談会を自治体でもきめ細かく実施できるよう、予算措置などの支援策を十分に講じること。
- 4 地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行と、ビル陰世帯についても確実な移行策を推進すること。
- 5 大量のアナログテレビが一斉に廃品になるため、懸念されている不法投棄防止のための、自治体の取組への国の支援策及びリサイクル回収を円滑に進める施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年9月30日
小樽市議会

議決年月日	平成22年9月30日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

地域密着・生活関連型公共投資の推進による経済対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	鈴木喜明
	同	大橋一弘
	同	林下孤芳
	同	新谷とし

今般の急速な株価下落と円高は、地域輸出産業に深刻な打撃を与えています。今年度の公共事業予算も大幅な予算削減により、公共事業削減は企業に仕事量の激変による業務悪化、そして雇用不安など、地域経済に与える影響はますます深刻な状況にあります。

特に地方経済は深刻で、中小・零細企業は、デフレの影響や公共投資の大幅削減の影響で長引く不況にあえいでいます。

したがって、政府は当面の景気回復のための経済対策を打つべきであり、特に地方経済の振興は国の景気対策として欠かせません。そのためには、政府が地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、必要な公共投資を積極的に行うことで、景気対策を進めるべきです。

公共施設の耐震化や、近年多発している「ゲリラ豪雨」などの災害対策は、必要な公共事業として潜在的需要が高いと考えます。

このように、必要な公共投資は着実に推進すべきであり、地方経済が活性化する効果も大いに見込めます。

政府におかれては、地方の雇用拡充と内需振興を図る経済対策のために、真に必要とされる以下のような地域密着・生活関連型公共投資について、予算確保と執行を強く求めます。

記

- 1 政府は、円高株価下落に対して、き然たる意思を示し、日本銀行との適切かつ強固な協力体制を図り、安定政策を構築すること。
- 2 学校など公共施設の耐震化に積極的に取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。
- 3 太陽光発電の設置や、医療・介護施設の拡充といった公共投資を着実に促進し、内需の振興を図ること。
- 4 港湾整備事業や老朽化した施設（橋りょう、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新・大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。
- 5 来年度の予算における公共事業費を維持、拡充し、地域企業と雇用の下支えをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 9月30日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 9月30日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

口てい疫被害の復興支援と再発防止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	斎藤博行
	同	北野義紀
	同	成田晃司

本年 4 月 20 日、国内で 10 年ぶりに発生した口てい疫は、国内において過去に例のない規模で拡大し、甚大な被害をもたらしました。既に宮崎県においては終息宣言がなされ、同県並びに隣県の鹿児島、熊本等は畜産業の復興再生を進めつつあります。生乳生産量が全国の 46 パーセント、肉用牛頭数が 16 パーセントなど、全国一の酪農畜産王国である北海道としては、他人事ではなく、その経営再建と被害地域の経済再生は急務であると考えます。

国が被害にあった地域の復興再生に責任を持って取り組み、被害にあった自治体の取組に対して積極的に財政、税制面での支援を行うことは、全国の畜産経営者を勇気づけ、我が国畜産業の新たな飛躍につながります。

また、北海道の海の玄関口として、フェリー航路を持ち、海路の物流拠点を持っている小樽港を有する小樽市としては、再発防止のための口てい疫発生の原因究明もさることながら、発生時の感染拡大を防止する初動体制、まん延防止策等の検証及び定期的な情報提供は必ずであると考えます。

よって、国会及び政府にあっては以下の対策を徹底し、復興支援と再発防止に努めるよう強く求めます。

記

- 1 本年 6 月に施行された口蹄疫対策特別措置法の完全実施を進め、畜産業の経営再建に努めること。
- 2 口てい疫により甚大な被害を受けた宮崎県はもとより、周辺の熊本県、鹿児島県にそれぞれ基金を設置し、地域再生に早急に取り組むこと。
- 3 今回の口てい疫発生の原因究明はもとより、発生に際しての初動体制、まん延防止策を検証し、定期的な情報提供に努めるなど、再発防止策に万全を期すこと。
- 4 再発防止に向け家畜伝染病予防法の抜本改正について早急に検討を開始すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 22 年 9 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成 22 年 9 月 30 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋 一 弘
	同	成田 祐 樹
	同	菊地 葉 子
	同	斉藤 陽一良
	同	佐々木 勝 利
	同	久末 恵 子

憲法第93条第2項は、「地方公共団体の長と議会の議員は、住民が直接選挙すること」と定めています。首長と議会がそれぞれ住民の意思を代表する二元代表制の下では、首長と議会は対等の機関であり、議会は自治体運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視・評価することが求められています。

しかしながら一部の自治体において、首長が法令の規定に違反して、議会を招集せず、専決処分を濫用し、議会の権能を封じ込めるといった事態が発生しています。政府及び国会はこのような二元代表制を否定し地方自治の根幹を揺るがす状態を座視することなく、事態打開に向けて所要の法改正を行うべきです。

また、地方分権の推進に伴い役割が拡大する地方議会を充実・強化するため、地方議会の役割・権限の明確化も急務です。真に地方分権時代に対応する地方議会を確立するため、以下の法改正を早急に行うよう強く求めます。

記

- 1 首長が議会を招集する現行の仕組みを改め、議長にも議会招集権を付与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 9 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成22年 9 月 30 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

小樽市と大韓民国ソウル特別市江西区との間に締結された姉妹都市関係に関する決議（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	高橋	克幸
	同	佐々木	勝利
	同	北野	義紀
	同	横田	久俊

小樽市と大韓民国ソウル特別市江西区は、20年以上の永きにわたり、関係者の努力により市民の相互訪問や少年スポーツにおける交流などを通じ友好を深めてきました。

こうした市民交流の深まりと行政間の交流の広がりが実を結び、平成21年2月5日の友好都市提携を経て、平成22年7月22日両都市の姉妹都市提携に関する協定が、本市において極めて友好的に締結されたことは、市民の等しく歓迎するところであります。

本市議会は、この協定に基づき文化、スポーツ、教育、経済など幅広い分野にわたる交流が全市民の理解と協力の下、永く将来にわたって継続され、両都市の友好関係が更に強化されることを望みます。

以上、決議します。

平成22年9月30日
小樽市議会

議決年月日	平成22年9月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

平成22年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 平成22年9月8日～平成22年9月30日(23日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成22年度小樽市一般会計補正予算	H22.9.8	市長	—	—	—	—	H22.9.8	可決
2	平成22年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	H22.9.8	市長	—	—	—	—	H22.9.8	可決
3	平成22年度小樽市一般会計補正予算	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決
4	平成22年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決
5	平成22年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決
6	平成22年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決
7	平成22年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決
8	平成22年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決
9	平成22年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決
10	平成22年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決
11	平成22年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決
12	平成22年度小樽市病院事業会計補正予算	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決
13	平成22年度小樽市水道事業会計補正予算	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決
14	平成22年度小樽市下水道事業会計補正予算	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決
15	平成21年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
16	平成21年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
17	平成21年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
18	平成21年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
19	平成21年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
20	平成21年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
21	平成21年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
22	平成21年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
23	平成21年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
24	平成21年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
25	平成21年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
26	平成21年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
27	平成21年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
28	平成21年度小樽市病院事業決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
29	平成21年度小樽市水道事業決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
30	平成21年度小樽市下水道事業決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
31	平成21年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H22.9.8	市長	H22.9.15	決 算	H22.9.15	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
32	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可決	H22.9.30	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
33	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可 決	H22.9.30	可 決
34	小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可 決	H22.9.30	可 決
35	小樽市総合博物館条例等の一部を改正する条例案	H22.9.8	市長	H22.9.15	総 務	H22.9.22	可 決	H22.9.30	可 決
36	市立小樽美術館条例及び市立小樽文学館条例の一部を改正する条例案	H22.9.8	市長	H22.9.15	総 務	H22.9.22	可 決	H22.9.30	可 決
37	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	H22.9.8	市長	H22.9.15	総 務	H22.9.22	可 決	H22.9.30	可 決
38	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H22.9.8	市長	H22.9.15	総 務	H22.9.22	可 決	H22.9.30	可 決
39	小樽市過疎地域自立促進市町村計画について	H22.9.8	市長	H22.9.15	総 務	H22.9.22	可 決	H22.9.30	可 決
40	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H22.9.8	議員	H22.9.15	予 算	H22.9.21	可 決	H22.9.30	可 決
41	小樽市非核港湾条例案	H22.9.8	議員	H22.9.15	総 務	H22.9.22	否 決	H22.9.30	否 決
42	平成22年度小樽市一般会計補正予算	H22.9.13	市長	—	—	—	—	H22.9.13	可 決
43	平成22年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H22.9.13	市長	—	—	—	—	H22.9.13	可 決
44	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案	H22.9.13	市長	H22.9.15	総 務	H22.9.22	可 決	H22.9.30	可 決
45	小樽市教育委員会委員の任命について	H22.9.30	市長	—	—	—	—	H22.9.30	同 意
報告1	専決処分報告〔平成22年度小樽市一般会計補正予算〕	H22.9.8	市長	H22.9.15	予 算	H22.9.21	承 認	H22.9.30	承 認
意見書案第1号	消費税増税に反対する意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	否 決
意見書案第2号	後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求める意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	否 決
意見書案第3号	米価下落への緊急対策を求める意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
意見書案第4号	道路の整備に関する意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
意見書案第5号	郵政民営化の更なる推進を求める意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
意見書案第6号	農産物輸入の更なる自由化に反対し、「食糧自給率の向上」を求める意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
意見書案第7号	衆議院の比例定数削減に反対する意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
意見書案第8号	国土交通省北海道局の存続を求める意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
意見書案第9号	B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
意見書案第10号	子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
意見書案第11号	家電エコポイント制度の再延長及び住宅エコポイントの延長を求める意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
意見書案第12号	地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
意見書案第13号	地域密着・生活関連型公共投資の推進による経済対策を求める意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
意見書案第14号	口でい疫被害の復興支援と再発防止を求める意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
意見書案第15号	地方分権に対応する地方議会の確立を求める意見書（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
決議案第1号	小樽市と大韓民国ソウル特別市江西区との間に締結された姉妹都市関係に関する決議（案）	H22.9.30	議員	—	—	—	—	H22.9.30	可 決
その他会議に付した事件	経済の活性化について（経済常任委員会所管事項）	—	—	—	経 済	H22.9.22	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事項）	—	—	—	厚 生	H22.9.22	継 続 審 査	H22.9.30	継 続 審 査

陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
262 ～ 356	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
358 ～ 370	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
373 ～ 643	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
647 ～ 1002	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.3.4	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1004	小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方について	H20.6.13	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1005	米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方について	H20.6.16	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1006 ～ 1084	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.6.17	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1086 ～ 1108	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.9.17	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1119 ～ 1140	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.12.9	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1146	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について	H21.3.3	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1147 ～ 1149	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.3.9	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1150 ～ 1152	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.6.4	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1156 ～ 1159	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.9.24	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1161	稲穂小学校内への放課後児童クラブ開設方について	H21.11.27	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1170	JR直営による函館本線・塩谷駅の存続方について	H22.6.8	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1171	JR直営による函館本線・蘭島駅の存続方について	H22.6.8	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1174	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設促進方について	H22.9.6	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1175	小樽文学館・美術館のポプラ並木伐採の中止方について	H22.9.10	H22.9.22	不採択	H22.9.30	不採択

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1110 ～ 1112	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1113	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1114	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1166	小樽市銭函3丁目駐車場の料金見直し方について	H22.5.28	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19.9.3	H22.9.22	採択	H22.9.30	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19.9.5	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19.9.6	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
258	生活保護基準の引下げ反対要請方について	H19.12.11	H22.9.22	採択	H22.9.30	継続審査
1003	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H20.4.23	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1116	「市民生活援助」の福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H22.9.22	採択	H22.9.30	継続審査
1117	福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H22.9.22	採択	H22.9.30	継続審査
1145	小樽市女性国内研修の継続方について	H21.3.3	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1164	透析・長期慢性疾患患者への新型インフルエンザ予防接種の市独自の助成方について	H21.12.8	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1165	長橋地区の公衆浴場（普通浴場）の経営支援方について	H22.4.6	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19.8.16	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
644	市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について	H20.3.3	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1143	雇用促進住宅銭函宿舎の公的住宅としての存続方について	H20.12.9	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1154	朝里川温泉1丁目306番地の市道文治沢線のロードヒーティング早期敷設方について	H21.6.15	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1167	市道桜9号線舗装延長及び側溝蓋整備方について	H22.5.31	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査
1173	最上1丁目24番地先法定外公共物（道路）における舗装整備及び横断側溝設置方について	H22.8.31	H22.9.22	継続審査	H22.9.30	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
260	小樽市立豊倉小学校の存続方について	H20.2.26	H22.9.24	継続審査	H22.9.30	継続審査

市立病院調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
5 ～ 185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H22.9.27	不採択	H22.9.30	不採択
187 ～ 219	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.29	H22.9.27	不採択	H22.9.30	不採択
220 ～ 243	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.7.2	H22.9.27	不採択	H22.9.30	不採択
248 、 249	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.4	H22.9.27	不採択	H22.9.30	不採択
254	新市立病院の「築港建設の是非」を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.13	H22.9.27	不採択	H22.9.30	不採択

議員定数に関する特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1172	小樽市議会議員定数削減方について	H22.8.12	H22.9.28	不採択	H22.9.30	不採択